平成23年度環境省概算要求・要望主要新規事項等の概要

事　　項	平成23年度 概算要求・要望額 （百万円）	担当局（部）課（室）名	頁
一　２５％削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組			
１．低炭素社会づくりを迅速に推進するための取組			
国内排出量取引推進事業	3,600	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	1
地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費	25	総合環境政策局環境経済課	3
(新) 地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ精緻化検討費	200	地球環境局総務課研究調査室、地球温暖化対策課	4
カーボン・オフセット推進事業	300	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	6
(新) 国内排出削減・吸収プロジェクト開拓支援事業	300	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	8
(新) 家庭・事業者向けエコリース促進事業【「特別枠」要望】	4,000	総合環境政策局環境経済課	10
(新) 環境コンシェルジュ事業（家庭低炭素化診断＆情報提供サービス）【「特別枠」要望】	2,000	地球環境局地球温暖化対策課	12
バイオ燃料導入加速化事業	3,993	地球環境局地球温暖化対策課	15
温泉エネルギー活用加速化事業	850	地球環境局地球温暖化対策課、自然環境局参事官室	17
(新) 洋上風力発電実証事業	1,500	地球環境局地球温暖化対策課	19
(新) 家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	1,520	地球環境局地球温暖化対策課	21
サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業	149	地球環境局地球温暖化対策課	23
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	500	地球環境局フロン等対策推進室	25
フロン等対策推進調査費	171	地球環境局フロン等対策推進室	27
２．持続可能な社会に向けた社会経済の仕組みの変革			
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	500	総合環境政策局環境経済課	29
環境金融情報開示・行動原則等推進事業	35	総合環境政策局環境経済課	31
地方公共団体実行計画実施推進事業費	140	総合環境政策局環境計画課	33
(新) チャレンジ２５地域づくり事業 ～「環境未来都市」を見据えた低炭素社会基盤の集中整備～【「特別枠」要望】	5,000	総合環境政策局環境計画課、水・大気環境局自動車環境対策課	36
環境分野における「新しい公共」推進事業	112	総合環境政策局環境経済課民間活動支援室、環境教育推進室	40
みんなエコクラブ推進事業	150	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	43
環境影響評価法の改正に伴う制度運用等及び審査体制強化事業	217	総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室	46
低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業	169	総合環境政策局環境影響審査室	49
環境研究総合推進費（競争的資金）　【一部「特別枠」要望】	9,769	総合環境政策局総務課環境研究技術室	51
地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金 ）　【一部「特別枠」要望】	7,000	地球環境局地球温暖化対策課	55
世界に貢献する環境経済の政策研究	400	総合環境政策局環境計画課	57
(新) 企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業（環境成長エンジン（コンソーシアム）の構築）	50	総合環境政策局環境計画課	59
３．低炭素社会づくり等の世界への展開			
次期国際枠組みづくり推進経費	137	地球環境局地球温暖化対策課国際対策室	61
新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業	1,153	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	63
新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築に係る実現可能性調査費	70	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	65
途上国の森林に係る削減・吸収量の測定事業	200	地球環境局研究調査室	67
(新) 国際連携戦略推進費	87	地球環境局総務課（国際ライン）	69
東アジア共同体環境協力推進費	245	地球環境局環境協力室	71
ＣＤＭを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費	807	水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室	73
二　日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組			
１．世界に通用する静脈産業の育成			
(新) 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業 ～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～　【「特別枠」要望】	1,300	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室、産業廃棄物課	75
アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	172	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	78
廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	72	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課　適正処理・不法投棄対策室	81
循環型社会づくりビジネス支援事業	251	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	84
産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費	33	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課	87
リデュース・リユースを重視した３Ｒ強化・促進プログラム「見える化」推進費	51	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	89
２．地域における循環資源の高度利用等			
循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）	31,635	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課	91

事　　項	平成23年度 概算要求・要望額 （百万円）	担当局（部）課（室）名	頁
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1,548	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廃棄物対策課	96
(新) 廃棄物系バイオマス利用推進事業	57	廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課	98
(新) 不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業	200	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	100
(新) 廃棄物処理の３Ｒ化・低炭素化改革支援事業	66	廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課	102
(新) 2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業	31	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	104
低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	64	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	106
３．安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進			
特別管理廃棄物処理基準等設定費	39	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	109
ＰＣＢ廃棄物適正処理対策推進事業	100	廃棄物・リサイクル対策部　産業廃棄物対策課	113
クリアランス廃棄物管理システム整備費	21	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	116
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	119
三　国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に向けた取組			
１．国連地球生きもの会議（ＣＯＰ１０）の成果を踏まえた生物多様性保全の取組			
生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）	1,040	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	121
国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）	160	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	123
地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	573	自然環境局生物多様性センター・生物多様性地球戦略企画室	125
(新) 生物多様性国家戦略推進費	40	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	127
国立・国定公園総点検事業費	36	自然環境局国立公園課	129
海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	120	自然環境局国立公園課	131
海洋生物多様性保全推進事業費	46	自然環境局自然環境計画課	133
里地里山保全活用行動推進事業	91	自然環境局自然環境計画課	135
(新) ポスト2010年目標の実現に向けたＣＯＰ１０主要課題検討調査費	105	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室・国立公園課	137
２．人と生きものが共生する社会の実現			
国立公園等における大型獣との共生推進費	81	自然環境局国立公園課	139
鳥獣保護管理に係る人材育成事業	43	自然環境局野生生物課野獣保護業務室	141
野生鳥獣感染症対策事業費	101	自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室	143
(新) 今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	20	自然環境局野生生物課	145
特定外来生物防除等推進事業	380	自然環境局野生生物課外来生物対策室	147
(新) 絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備	40	自然環境局野生生物課	149
動物適正飼養推進・基盤強化事業	59	自然環境局総務課動物愛護管理室	152
動物収容・譲渡対策施設整備費補助	100	自然環境局総務課動物愛護管理室	154
飼養動物の安全・健康保持推進事業費	21	自然環境局総務課動物愛護管理室	156
３．成長戦略の実現に向けた自然資源の活用や国立公園等の魅力づくりの推進			
(新) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業【「特別枠」要望】	1,500	自然環境局	158
(新) 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	50	自然環境局国立公園課	160
国立公園等における協働型管理運営推進事業	101	自然環境局国立公園課	162
特定民有地買上事業費	368	自然環境局国立公園課	164
自然公園等事業費（公共）	9,646	自然環境局自然環境整備担当参事官室	166
四　安全・安心な生活を実現するための取組			
１．水俣病を始めとする公害健康被害者対策等			
水俣病総合対策関係経費等	12,332	環境保健部企画課特殊疾患対策室水俣病発生地域環境福祉推進室	168
(新) 石綿関連疾患統合データベース構築事業	20	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	170
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	110	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	172
有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	174
２．国民の安全・安心の基礎となる環境管理の推進			
有害大気汚染物質等対策推進費	190	水・大気環境局大気環境課	176
微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費	266	水・大気環境局大気環境課	178

事　　項	平成23年度 概算要求・要望額 （百万円）	担当局（部）課（室）名	頁
アスベスト飛散防止総合対策費	51	水・大気環境局大気環境課	180
低周波音の影響に関する検討	19	水・大気環境局大気生活環境室	182
自動車等大気環境総合対策費	369	水・大気環境局自動車環境対策課	184
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	84	水・大気環境局総務課環境管理技術室	187
先進的次世代車普及促進事業	357	水・大気環境局自動車環境対策課	190
(新) 窒素、りんの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検	20	水・大気環境局閉鎖性海域対策室	192
(新) 湖沼流域水循環健全化事業	152	水・大気環境局水環境課	194
地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費	21	水・大気環境局地下水・地盤環境室	196
土壌汚染調査・対策手法等検討費	157	水・大気環境局土壌環境課	198
(新) 農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	20	水・大気環境局農薬環境管理室	200
循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）	10,527	廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室	204
(新) 民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費	15	廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室	206
し尿処理システム国際普及推進事業費	18	廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室	208
コベネフィット・アプローチ推進事業	232	水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室	210
(新) 日中窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業	96	水・大気環境局水環境課	212
(新) アジア水環境改善モデル事業	47	水・大気環境局水環境課	214
日本モデル環境対策技術等の国際展開	146	水・大気環境局総務課環境管理技術室	216
越境大気汚染対策推進費	458	水・大気環境局大気環境課	218
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	90	水・大気環境局大気環境課	222
漂流･漂着･海底ゴミに係る削減方策総合検討事業費	204	水・大気環境局水環境課	224
３．化学物質対策の推進			
優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業	70	環境保健部企画課科学物質審査室	227
(新) 高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務	30	環境保健部企画課科学物質審査室	229
(新) 国民参加型の政策形成推進事業	11	環境保健部環境安全課	231
化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	257	環境保健部環境安全課	233
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）【一部「特別枠」要望】	5,140	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	235
(新) 水銀規制に関する条約制定推進事業	67	環境保健部環境安全課	238
国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	50	環境保健部環境安全課	240
ＰＯＰｓ（残留性有機汚染物質）条約総合推進費	203	環境保健部環境安全課	242
日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	30	環境保健部企画課科学物質審査室	244
(新) アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業	20	環境保健部企画課科学物質審査室	246

国内排出量取引推進事業　　３，６００百万円（ ２，０００百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○　本年３月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案において、キャップ＆トレード方式による国内排出量取引制度を創設することとされ、新成長戦略（６月閣議決定）の工程表においても、2011 年度に実施すべき事項として位置づけられたところ。

○　諸外国では、ＥＵ、ニュージーランドにおいて既に実施されている他、米国、オーストラリア等においても実施に向けた検討が行われている。

○　このため、次期通常国会への関連法案提出に向け、キャップ＆トレードの本格導入のための詳細な制度設計等を加速するとともに、電子システムの構築等、制度の運用に必要なインフラ整備を行う。

２．事業計画（業務内容）

○　自主参加型国内排出量取引制度（ＪＶＥＴＳ）の成果等も踏まえ、キャップ＆トレードの制度設計の詳細検討を行うとともに、諸外国との連携や海外への情報発信等を行う。

○　ＪＶＥＴＳにおける参加者等の排出量の第三者検証を実施するとともに、検証方法の効率化や検証機関の能力向上、検証人の人材育成等を図り、キャップ＆トレード導入に備えた第三者検証体制を構築する。

○　温暖化対策診断等のソフト支援策により、排出削減ポテンシャルの徹底的な掘り起こしを行うとともに、キャップ＆トレードにおけるベンチマーク設定等に必要なデータの蓄積を図る。

○　排出枠・排出量・制度対象事業者に関する情報（所在地、敷地境界等）を一元的に統合管理できる電子システムを構築する。

○　ＪＶＥＴＳ運営のため、本事業の一部として「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」を実施。（100 百万円×24 件、補助率 1/3）

３．施策の効果

○　キャップ＆トレード方式の国内排出量取引制度の創設、円滑な運用。

○　排出量にキャップを設定して総量削減を担保するとともに、炭素の価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進し、中長期目標を実現。

国内排出量取引推進事業

事業の必要性

✓ 地球温暖化対策基本法案（本年３月閣議決定）においてキャップ＆トレード方式による国内排出量取引制度を創設することとされ、新成長戦略（本年６月閣議決定）の工程表において2011年度に実施すべき事項として位置づけられた。

✓ 国際的にもキャップ＆トレードの実施・検討が進んでおり、中長期的な排出削減対策の柱となっている。

→次期通常国会への法案提出に向け、具体的な制度設計と制度運用に必要なインフラ整備が急務。

国内排出量取引推進事業の展開

【１．キャップ＆トレードの制度設計の詳細検討及び海外への情報発信】
- 自主参加型国内排出量取引制度（ＪＶＥＴＳ）の成果等も踏まえ、制度設計の詳細な検討
- 諸外国との連携や海外への情報発信

【２．キャップ＆トレード導入に備えた第三者検証体制の構築】
- ＪＶＥＴＳにおける第三者検証支援等を通じた検証方法の効率化や検証機関能力向上・検証人の育成

【３．削減ポテンシャルの徹底的な掘り起こしとベンチマーク設定等に必要なデータの蓄積】
- 工場・事業場における排出削減のアドバイスを行う「温暖化対策診断」等のソフト支援を実施

【４．統合管理システム（電子システム）の構築】
- 排出枠・排出量・対象事業者に関する情報（所在地、敷地境界等）を一元的に管理するシステムを構築

【５．ＪＶＥＴＳの運用】
- 排出削減設備の導入支援

キャップ＆トレード方式の国内排出量取引制度の創設、円滑な運用

排出量にキャップを設定することで総量管理を担保するとともに、炭素の価格付けを通じて経済効率的に排出削減を促進し、我が国の中長期目標を実現。

地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費
２５百万円（２５百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の概要

「地球温暖化対策のための税」については、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）において、「平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う」旨規定されている。

この方針に沿って、これまで行ってきた諸外国の環境関連税制の導入実態調査や新税の導入による温室効果ガス排出抑制効果、経済活動への影響等に関する調査等について、さらに検討を深めるとともに、地球温暖化対策のための税の導入を受けた実態調査等を行う。

２．事業計画

（主な内容）

（１）諸外国の環境税を含む税制のグリーン化等に関する導入等実態調査

諸外国において、近年導入、評価、見直し等が行われている環境税を含む税制のグリーン化（増減税）について、課税対象、税率、税収、導入効果、減免措置等の制度の詳細を整理するとともに、他の既存エネルギー税制や、関連する温暖化対策のための施策との関係等についての最新情報の収集及び整理を行う。

（２）地球温暖化対策のための税導入による温室効果ガス削減効果及び経済活動への影響等に関する調査

国内事例調査や経済分析モデルの活用等により、地球温暖化対策のための税の導入による温室効果ガス削減効果及び経済活動への影響等についての調査を行う。

（３）地球温暖化対策のための税を含む税制の更なるグリーン化に向けた調査検討

地球温暖化対策のための税の平成23年度の実施（予定）の状況を踏まえつつ、各部門への影響等の実態調査や税制全体の更なるグリーン化に向けた検証を行う。

３．施策の効果

地球温暖化対策のための税を含めた税制全体のグリーン化に関する材料を収集・分析することにより、その実現及び円滑な執行を後押しすることができる。

（新）地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ精緻化検討費
200 百万円(0 百万円)

地球環境局総務課研究調査室
地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

○地球温暖化対策を 2020 年、2030 年、2040 年、2050 年に向けて着実に進めていくためには、温室効果ガス排出量や排出削減ポテンシャルを踏まえた、計画的な中長期ロードマップに基づく対策・施策を実施していくことが必要。

○我が国の中長期目標を達成するためには、いつどのような対策・施策を実施していくかという中長期的な計画（「地球温暖化対策基本法」が成立した場合の地球温暖化対策基本計画及び実施計画）を策定することが必要であり、計画に定められた施策を着実に推進していくことが必要。

○京都議定書以降の次期枠組みについての国際的議論、地球温暖化対策基本法案の内容、あるいは、同法案に盛り込まれた主な施策の制度設計を踏まえた「中長期ロードマップ」の精緻化が必要。

○2010 年 3 月に「環境大臣試案」として公表した中長期ロードマップの更なる精緻化等を行い、温室効果ガス削減に向けた基本方針及び具体的な施策を検討し、中長期的な計画の策定に資することを目指す。

２．事業計画（業務内容）

①中長期ロードマップの精緻化

中長期ロードマップ（環境大臣試案）で示された対策・施策について、最適な技術積み上げを対策費用の試算や経済影響分析等とともに検討し、併せて、対策費用が最小となるような 2050 年までの最適な排出削減パスについての検討を行う。また、途中年度（2030 年・2040 年）を見据えた具体的な対策導入量の進展の見通しとそれを支える仕組み等の検討を行い、主要な施策の制度設計を踏まえた「中長期ロードマップ」の精緻化を行う。

②温室効果ガス削減に向けた基本的な方針と具体的な施策の検討

中長期ロードマップの検討を通じて得られた基本的な方針（経済成長や雇用の確保等との整合を図った排出削減等）についての検討を行い、各種対策の導入量を基に、誰がどのような施策によりその実施を図るかについての詳細な検討を行う。

３．施策の効果

我が国の削減ポテンシャルを明らかにし、実効性のある中長期ロードマップを精緻化していくことによって、温室効果ガス排出量を中長期的に大幅に削減し、低炭素社会を構築する。

地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ精緻化検討費

【中長期ロードマップの検討・検証】
・2020年、2050年の中長期目標を踏まえ、2030年や2040年の途中経路も勘案した全体の整合のとれた排出削減の行程表を各種のモデル（技術積み上げモデル、排出経路予測モデル、経済分析モデル等）を用いて検討・検証する。

【基本的な方針の検討】
・中長期ロードマップの検討を通じて得られた基本的な方針（経済成長や雇用の確保等との整合を図った排出削減等）についての検討を実施。

【具体的な施策の検討】
・中長期ロードマップの検討を通じて得られる各種対策の導入量を基に、誰がどのような施策によりその実施を図るかについての詳細な検討を実施。

【中長期ロードマップの更なる精査】
・基本的な方針の検討、具体的な施策の検討のうち、方針や施策が確定した部分については、その内容も踏まえた上で、2050年までの行程表の検討・検証を実施する。

カーボン･オフセット推進事業　　300百万円（ 189百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○　事業者、国民などの幅広い主体による主体的な排出削減を進めることができるカーボン・オフセットの取組が活発化しており、平成 22 年 3 月末には、国内の取組事例は 780 件を超えている。

○　カーボン・オフセットの推進には、信頼性、透明性の確保が重要であり、平成 20 年 2 月に策定した「わが国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に基づき事業を実施している。

２．事業計画（業務内容）

○　カーボン・オフセットに関する各種ガイドラインや基準類の策定、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）を通じた情報収集・提供、先進的かつ波及効果の高い取組をモデル事業として実施した。

○　平成 23 年度は、過去の優良な取組事例・商品を集めた見本市の開催、カーボン・オフセットの取組をさらに進めた、企業等の温室効果ガス排出総量をオフセットする「カーボン・ニュートラル」を推進する。

○　カーボン・オフセットに用いる信頼性の高い排出削減・吸収量（クレジット）を認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」については、J-VER の認証プロセスの効率化を図りつつ、国際基準（ISO）に準拠した制度設計、対象プロジェクト種類の追加を行った。

○　平成 23 年度は、エネルギー起源の温室効果ガス排出削減を推進するため、新たに、制度利用者への支援（設備補助を含む※）、J-VER の市場取引を促進するための商談会の開催等を行う。また、市場拡大のため、国内排出量取引制度への活用や海外 VER 等との相互認証等を検討する。

※　補助基本額：60 百万円、補助先：民間企業（2 件）、補助率：1/3

３．施策の効果

○　J-VER を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス排出削減を通じた京都議定書及び中期目標の達成に貢献するとともに、新成長戦略の着実な実行により域活性化や雇用創出に寄与する。

カーボン・オフセット推進事業

＜カーボン・オフセット＞

市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量（クレジット等）で埋め合わせること。

家庭やオフィス、移動（自動車・飛行機）での温室効果ガス排出量を把握する

省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う

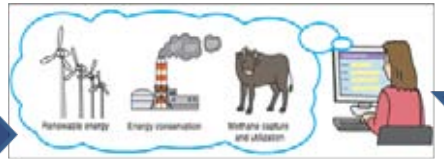

削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットの購入または他の場所での排出削減活動を実施

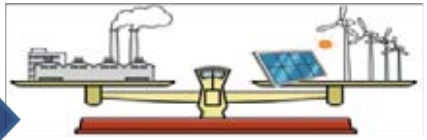

対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ（相殺）する

事業概要

適切なカーボン・オフセットの普及

- カーボン・オフセットに関する相談支援、セミナーの開催、諸外国との情報交換
- カーボン・オフセットの見本市の開催
- 「カーボン・ニュートラル」の第三者認証基準の検討。

信頼性の高いクレジット（J-VER）の創出

- オフセット・クレジット(J-VER)制度の運営（J-VER認証、新規プロジェクト種類の承認、J-VERの取引促進、今後の方針検討等）
- J-VERプロジェクト実施者への支援（J-VER認証プロセス支援、施設整備補助）

事業の効果

カーボン・オフセットの普及を通じて温室効果ガス排出90年比25％削減という中期目標に貢献
J-VER制度を活用して、国内の山村地域への民間資金の還流を通じた地域活性化を実現

（新）国内排出削減・吸収プロジェクト開拓支援事業　300百万円（ 0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○　事業者、国民などの幅広い主体による主体的な排出削減を進めることができるカーボン・オフセットの取組が活発化しており、平成 22 年 3 月末には、国内の取組事例は新聞報道等から確認できるものだけでも 780 件を超えている。

○　他方、オフセットに用いる信頼性の高い排出削減・吸収量（クレジット）は、国内のものを用いたいとの市場ニーズを踏まえ、平成 20 年 11 月に「オフセット・クレジット(J-VER)制度」を創設した。本制度の活用により、地球温暖化対策の推進とともに、オフセットを行う民間資金が排出削減・吸収プロジェクトを行う農林業者や中小企業に還流し、雇用創出や産業活性化等の地域振興が図られる。

○　本事業では、農林業や中小企業が実施するエネルギー起源以外の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトについて、新たなプロジェクト種類の追加、J-VER の認証や市場取引の支援を通じて、地球温暖化対策と地域振興の同時実現を図る。

２．事業計画（業務内容）

○　オフセット・クレジット(J-VER)制度については、J-VER の認証プロセスの効率化を図りつつ、国際基準（ISO）に準拠した制度設計を行った。また､制度の対象となる排出削減･吸収プロジェクトを 12 種類策定した。

○　平成 23 年度は、農林業分野や中小企業等について、対象プロジェクト種類の追加、制度利用者への支援（設備補助を含む※）とともに、商談会の開催等を通じて J-VER の市場取引を促進する。

※　補助基本額：60 百万円、補助先：民間企業（5 件）、補助率：1/3

３．施策の効果

○　J-VER を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス排出削減を通じた京都議定書及び中期目標の達成に貢献するとともに、新成長戦略の着実な実行により域活性化や雇用創出に寄与する。

国内排出削減・吸収プロジェクト開拓支援事業

クレジット（J-VER）購入**資金が国内農林業や地域地場産業等に還流**し、地球温暖化対策に加えて雇用拡大効果！

市民・企業・自治体等
（温室効果ガス排出主体）

クレジット（J-VER）購入資金

クレジット（J-VER）

J－VER制度を活用する排出削減・吸収プロジェクト事業者

農業分野の
メタン・N2O排出抑制

間伐等の森林管理

フロン対策

新規排出削減分野開拓事業

J-VER制度の対象となっていない
※排出削減・吸収ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ

J-VER制度における新規排出削減・吸収プロジェクト種類の策定

J-VER創出プロセスの計画書作成支援やﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ、検証を支援。

地域活性化排出削減分野開拓事業

既にJ-VER制度の対象となっている排出削減・吸収ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ

地域協議会を活用して、J-VER等により地域興し等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ

J-VER等の創出に係る施設整備等に係る経費を補助。

J-VER創出プロセスの計画書作成支援やﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ、検証を支援。

事業概要

エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法等の基準の整備等

農林業・畜産業等、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス排出削減・吸収に寄与する事業者に対し、J-VER認証プロセス支援、施設整備補助

事業の効果

エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスに関する国内の排出削減・吸収プロジェクトが活性化し、裾野の広い地球温暖化対策の進展と地域活性化等を同時実現

（新）家庭・事業者向けエコリース促進事業　４，０００百万円（０百万円）
【「特別枠」要望】

総合環境政策局環境経済課

１．事業の概要

温室効果ガスを2020年に90年比25%削減という中期目標達成のためには、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務。

これらの部門で今後2020年までに低炭素機器（使用段階におけるCO_2削減に資する機器）の導入など必要な対策を講じるための追加投資額は58兆円に上ると見込まれる。この投資額の多くは長い目で見れば将来のエネルギーコストの低減で回収可能であるが、特に家庭・中小企業にとっては、低炭素機器の導入に伴う多額の初期投資負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」を活用することが有効。

しかしながら、リース手法への消費者のなじみのなさ、事務手数料等（リース金利）分の負担といった理由から、これまで低炭素機器の普及のためにリースは必ずしも活用されていない。低炭素機器のリース（エコリース）を広く普及させるには、政策的な後押しが必要。

このため、エコリースを行う事業者（エコリース事業者）について、銀行ローンや現金等による購入の場合に比して不利にならないよう、従来実施してきた「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」と同等のインセンティブを与えるための支援措置を講ずることにより、エコリースを家庭を含め広く普及させ、もって低炭素機器の普及を加速化する。

２．事業計画

エコリース事業者等に対し、銀行ローンや現金等による購入の場合に比して不利にならないよう、従来実施してきた「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」と同等のインセンティブを与えるための支援措置として、リースに係る事務手数料等（リース金利）について助成を行う。

具体的には、低炭素機器等のリースを行った場合について、リース金利分の助成として、低炭素機器価格の３%を助成する。

【需要が見込まれる低炭素機器】

（1）家庭向け：高効率給湯器、電気自動車、既築住宅向け太陽光パネル　等

（2）事業者向け：高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯・空調、高効率照明、太陽光パネル、電気自動車等

３．施策の効果

○2020年25%削減という中期目標達成に向け、家庭、業務、運輸部門における低炭素機器等の普及を促進し、地球温暖化対策を加速化

○経済効果として、約1,300億円の低炭素機器の設備導入を創出するとともに、約4,000人の雇用を創出（平成23年度）。

家庭･事業者向けエコリース促進事業

リース手法を活用し、頭金なしで家庭、中小企業等にＣＯ2削減に役立つ機器をパッケージで利用してもらう新たな仕組みの構築

太陽光パネル･燃料電池補助金、エコカー減税、家電･住宅等エコポイント

民生部門

運輸部門

中堅企業・中小企業等

一般個人

ECOリース

省エネ機器
例：ヒートポンプ給湯器、高効率照明、高効率業務用冷蔵庫、高効率製氷機

新エネ機器
例：太陽光パネル

エコカー
例：電気自動車 ハイブリッド建機

リース対象機器 保有目的のSPC 又はリース会社

～効果～
①頭金負担なし
②リース料水準の軽減
・大量導入による原価低下
・調達メリットの還元

～機能～
①エコリース提供
②環境取組のモニタリング/評価

投融資（ｱﾚﾝｼﾞ）・モニタリング

連携

ファイナンス

金融機関

金融支援
リース料助成

政府

電気自動車

高効率ボイラー
（IHIのHPより）

高性能ヒートポンプ空調 （三洋電機HPより）

H23年度の経済効果

約1300億円の環境投資促進
約4,000人雇用創出

（新）環境コンシェルジュ事業（家庭低炭素化診断＆情報提供サービス）
２，０００百万円（　　０百万円）
【「特別枠」要望】

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

・ 家庭部門の温室効果ガス排出量は、2008 年、90 年比で３割以上増加しており、抜本的な対策が必要。
・ 平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、「環境コンシェルジュ制度」の創設が位置付けられており、家庭が実際の行動に移すため、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなコンサルティングを実施。
・ また、一定程度の削減効果が期待される HEMS や省エネナビ等の「見える化」機器の導入支援により、より詳細に家庭内のエネルギー利用状況、個々の削減効果及び買替効果を可視化し、対策促進を誘導。

２．事業計画（業務内容）

（１）地域環境コンシェルジュ運営業務
・ 地域ごとに実施機関を設置。環境コンシェルジュ（以下「診断士」という。）希望者の募集、研修
・診断受付、診断士派遣、事後フォローアップ等

（２）環境コンシェルジュ支援業務
・ 実施機関を支援する機関を設置。診断士育成プログラム作成、指導員育成、診断による行動変化状況等評価
・ 診断支援ツール開発・改修、見える化機器情報を蓄積するサーバー開発

（３）見える化効果増進事業
・ 診断情報、見える化機器のエネルギー消費情報等解析
・ 属性毎の削減ポテンシャルの評価、CO2 排出の認識と実際の消費のギャップの詳細化、検証により新たな診断ノウハウ策定
・ 企業等で開発されているリアルタイムのエネルギー消費量の計測、アドバイスの効果検証による普及促進

（４）見える化機器補助事業
・ 家庭内のエネルギー消費実態を効果的に家庭に提供する HEMS や省エネナビ等の購入補助

３．施策の効果

（直接効果）
・ 経済効果　約２２０億円（受診家庭の省 CO2 機器買替・導入喚起）
・ 雇用効果　約１万人日
・ CO2 削減効果　約２．８万ｔ

（間接効果）
・ 受診家庭への教育効果
・ 省 CO2 機器の市場創出、拡大
・ 家庭への民間コンサルビジネスの拡大・普及

環境コンシェルジュ事業 (家庭低炭素化診断＆情報提供サービス)

・家庭における全ての排出源で抜本的な対策が必要であり、各家庭のCO2排出実態と効果的な削減対策に関して、きめ細やかな情報提供が必要。
・「環境コンシェルジュ」が「気づき」から「アクション」へ結びつけ、家庭でのCO2排出削減行動の定着、加速を進める。
・「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」における、強みを活かす成長分野に、「環境コンシェルジュ制度」の創設が示された。

温暖化対策に関心もあり、何か取り組みたい！
けど何をすれば良いのかわからないし、
思ったほどの効果が出ないことも・・・。
我が家にとっての効果的な取組が知りたい！

家庭

CO2排出情報の提供
・アンケート調査　等

環境コンシェルジュの効果
・経済効果：約２２０億円（省CO2機器買替・導入喚起）
・雇用効果：約1万人日
・CO2削減効果：約２．８万t

加えて、受診家庭への教育効果、省CO2機器の市場創出・拡大、家庭への民間コンサルビジネスの今後の拡大・普及等が期待される。

!? 「気づき」から

対策を促すモチベーションづくり
・排出源別排出量（どこが悪いのか？）
・CO2レベル判定（皆と比べて対策は進んでいるのか？）
・削減ポテンシャル（あなたもこれだけできる！）

HEMS、省エネナビ等の「見える化」機器補助
・CO2削減効果がリアルタイムで「見える」！
・より詳細な削減余地の把握

診断士
（環境コンシェルジュ）

研修

人材提供

!! 「アクション」へ

具体的かつ総合的な行動のアドバイス
・エコ・リフォーム
・省CO2機器買い替えアドバイス
・太陽光、太陽熱発電の導入
・自動車の買い替え
・使用方法、暮らし方の見直し
・支援メニューの紹介

・地球温暖化防止活動推進員
・環境管理士
・環境カウンセラー
・環境マネジメントシステム審査員等
・環境プランナー
・地域電器店、電気、ガス会社、リフォーム会社等

ゼロエミッションライフ

環境コンシェルジュ事業
事業スキーム

Ⅰ地域環境コンシェルジュ運営業務　9億円（約2千万円×47件）委託

- 地域ごとに環境コンシェルジュ実施機関（以下、実施機関という。）を設置（47機関を想定）
- 環境コンシェルジュ希望者の募集、研修
- 診断の受け付け、環境コンシェルジュの派遣
- 事後のフォローアップ等

Ⅳ見える化機器補助事業　9億円補助

- 家庭内のエネルギー消費実態を効果的に家庭に提供するHEMSや省エネナビ等の購入補助
- 見える化機器の補助交付手続きを行う業務
- 全国組織を想定

支援

診断結果集積

データ集積

Ⅱ環境コンシェルジュ支援業務

8千万円委託

- 実施機関を支援する機関（全国組織を想定）
- 環境コンシェルジュの育成プログラム作成
- 指導員の育成
- 各実施機関の進捗の管理及び環境コンシェルジュのアドバイスによる行動変化状況等を評価
- 診断の支援ツールの開発・改修
- 見える化機器情報を蓄積するサーバーの開発

解析

新たな診断ノウハウ

Ⅲ見える化効果増進事業

6千万円委託

- 環境コンシェルジュ診断情報、見える化機器のエネルギー消費情報等解析
- 属性毎の削減ポテンシャルの評価、家庭のCO_2排出の認識と実際の消費のギャップの詳細化、検証で、新たな診断ノウハウ策定
- 企業等で開発されているリアルタイムのエネルギー消費量の計測、アドバイスの効果検証による普及促進（10件程度）

バイオ燃料導入加速化事業
３，９９３百万円（ ２，９５６百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

欧米等では自動車用燃料へのバイオ燃料の混合を加速しており、我が国においても運輸部門における有力な排出削減策の１つとして推進する必要。

このような背景から、平成２２年６月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、バイオ燃料について、２０２０年に全国のガソリンの３％相当以上の導入を目指すこととされており、バイオ燃料を全国的に供給できる体制を速やかに構築する必要がある。

２．事業計画（業務内容）

①Ｅ３ガソリン本格普及事業（平成２１年度～２５年度）

実証事業から民間事業への移行を図るため、特定ブランド又は地域におけるガソリンの相当割合を E3 化し、品質管理上自主的に取り組んでいる様々な事項への適合を確認しつつ、費用対効果ができるだけ高い方法を柔軟に検討。２３年度は、ガソリンスタンドにおける準備を実施。

②ＥＴＢＥ＋エタノール混合車走行実証事業（平成２３年度～２５年度）

当面、ＥＴＢＥ混合ガソリンとエタノール直接混合方式が併存することを想定した実走行試験を行い、排ガス性状等について検証するとともに、バイオ燃料の導入量の拡大とガソリン流通体制の簡素化の両立策を検討。

③エコ燃料利用促進補助事業（平成１９年度～２５年度）

地産地消型のバイオエタノール流通体制を構築しようとする事業者の施設整備を補助（補助率１／２）。

３．施策の効果

・バイオ燃料導入量の拡大

バイオ燃料導入加速化事業

運輸部門における有力な二酸化炭素排出削減策バイオ燃料の導入を加速

エネルギー基本計画で閣議決定された
「2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入」の目標を達成

① E3ガソリン本格普及事業

実証事業から民間事業への移行を図るため、特定ブランド又は地域におけるガソリンの相当割合をE3化し、品質管理上自主的に取り組んでいる様々な事項への適合を確認しつつ、費用対効果ができるだけ高い方法を柔軟に検討

バイオエタノール製造

製油所における
バイオエタノール混合ガソリンの製造

SS

② ETBE＋エタノール混合車走行実証事業

排ガス性能等を検証

③ エコ燃料利用促進補助事業

地産地消型のバイオエタノール流通体制を整備

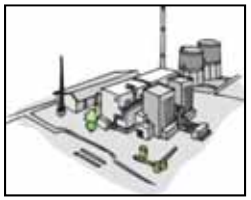

製造設備

混合設備

給油設備

温泉エネルギー活用加速化事業

８５０百万円（　５０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
自然環境局参事官室

１．事業の必要性、概要

我が国は、世界第３位の地熱資源国であり、そのエネルギーの有効利用は極めて重要。既存温泉の半数に当たる約 14,000 の温泉は湧出温度が 42 度以上の高温温泉であり、これら高温温泉は、大気中に熱を放散させる等により温度を低下させてから浴用等に利用している事例も多いが、近年ではこの温度差エネルギーにより発電することが可能となってきた。また、温泉の採取に伴い発生するガス（温泉付随ガス）はその量によってはエネルギーとして有効活用することも可能。

温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の自立的普及に向けて、初期需要を創出することによりコストの低減を図り、地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進を図るため、温泉エネルギーを有効活用する民間団体に対して補助を行う。

２．事業計画（業務内容）

平成２３年度～２５年度（②～④は 22 年度開始）
①温泉発電設備（売電しないものに限る）の設置（平成２３年度新規）
②ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用
③温泉付随ガスの熱利用
④温泉付随ガスのコジェネレーション

補助率：①③④は事業費の１／２、②は１／３
補助対象者：民間団体（①については 50ｋW×20 件程度）
対象温泉：既存の温泉又は自然湧出温泉

３．施策の効果

温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の初期コストの低減による自立的普及。及び地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進。

温泉エネルギー活用加速化事業

世界第3位の地熱資源の活用
温泉エネルギーの初期コスト低減による自立的普及

地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進

温泉熱の利用

①【新規】温泉発電設備の設置

高温温泉
(70～120℃)

浴用利用
(50℃以下)

温度差エネルギーで発電

ホテル・旅館等での利用

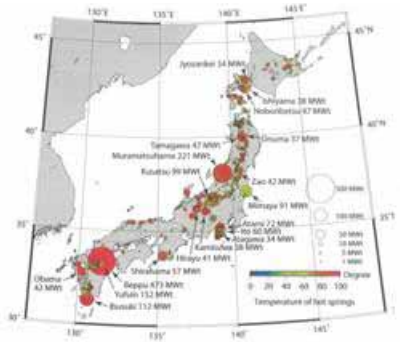

我が国の高温温泉は14000カ所。発電実用規模に限定しても1500カ所以上。

②ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用

排湯熱源対応
水冷式ヒートポンプ

給湯・空調に利用

温泉付随ガスの利用

改正温泉法の付帯決議に明記された
「分離したメタンの利活用」を推進

③温泉付随ガスの熱利用

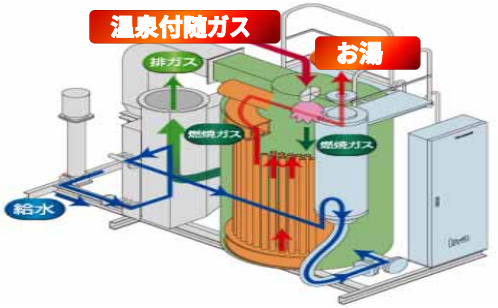

④温泉付随ガスのコジェネレーション

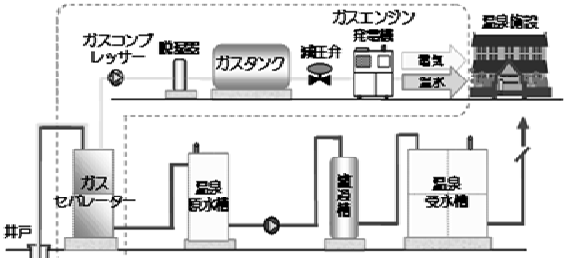

（新）洋上風力発電実証事業

１，５００百万円（０百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

温室効果ガスの排出量を 25%削減し、再生可能エネルギーの供給量の一次エネルギーの供給量に占める割合を 10%とするため、再生可能エネルギーの利用を強力に促進する必要がある。

平成 22 年６月に閣議決定された新成長戦略において、洋上風力開発の推進が、また、同月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、海洋エネルギーの技術開発・実証事業の推進が規定された。

こうした背景の下、水深の深い海域に設置可能な浮体式洋上風力発電は、世界第６位の排他的経済水域を持つ海洋国である我が国において、特に大きな導入ポテンシャル（5,600 万 kW 以上）を有するエネルギー源として、その実用化が大いに期待されている。

２．事業計画（業務内容）

当省の事業として、平成 22 年度から基本設計、環境影響評価手法検討等に着手した浮体式洋上風力発電について、以下の年次計画によって実証事業を実施し、事業性等の評価を行う。

海象等環境調査	平成 23 年度～平成 24 年度
設計と実証機製造	平成 23 年度～平成 24 年度
実海域設置、実証試験開始	平成 24 年度～平成 27 年度
事業性等の評価	平成 25 年度～平成 27 年度

３．施策の効果

浮体式洋上風力発電について、平成 28 年度（2016 年度）の実用化を達成する。

洋上風力発電実証事業

洋上風力開発の推進(新成長戦略、エネルギー基本計画)
中でもポテンシャルが大きい浮体洋上風力発電の実証を推進

平成２８年度(2016年度)に実用化

日本は世界第6位の排他的経済水域を持つ海洋国

浮体式洋上風力の開発は世界的にも始まったばかり

【実証事業年次計画】
- **海象等環境調査 (平成23～24年度)**
- **設計と実証機製造 (平成23～24年度)**
- **実海域設置、実証試験開始 (平成24～27年度)**
- **事業性等の評価 (平成25～27年度)**

我が国における導入ポテンシャル
5,600 万kW以上

将来の再生可能エネルギー導入拡大に貢献

(新)家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業

1，520百万円（ 0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

太陽熱利用システムは、エネルギー変換効率が 40～60%と高く、家庭の CO2 排出量を 14%程度低減できると見込まれており、その導入拡大が必要である。

しかし、諸外国では急速に導入量が増加しているのに対して、我が国では年々減少している現状にある。この背景には、太陽熱利用システムの導入にあたっては、衛生上の問題、家屋への影響の観点から特に適切なメンテナンスを必要とするところ、この点で不十分なビジネスが過去展開されたことがある。こうした経緯から、市場規模が急速に縮小したため、単価も相対的に高くなっており、太陽熱利用システムの導入拡大のためには、ビジネス体系を再構築することが必要となっている。

さらに、22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、グリーン熱証書のさらなる利用拡大に向けた証書対象範囲の拡大や認証基準の作成等の取組を実施することが規定され、太陽熱の環境価値の普及のための取組についてもあわせて実施する必要がある。

２．事業計画（業務内容）

①家庭用太陽熱利用システムリース支援事業(補助)

補 助 先:家庭用太陽熱利用システムのリース(保守･管理含む)を行う事業者

補助対象:太陽熱利用システムの機器工事費(※補助熱源機器を除く)

補 助 率:1／2

所 要 額:1百万円×3，000戸×1／2 ＝ 1，500百万円

②グリーン熱証書普及拡大事業(委託)

上記①のシステムのうち、積算熱量計測機能が付加されたシステムについて、グリーン熱証書の認証取得及びとりまとめを行い、グリーン熱証書をオフセットとして購入する事業者を広く募集する。

３．施策の効果

・ 太陽熱利用システムに相応しいビジネスモデルの再構築及び初期需要の創出によるコスト低減により、家庭用太陽熱利用システムの自立的普及を図る。

・ 太陽熱の環境価値に対する社会的認知を拡大する。

家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業

①家庭用太陽熱利用システムリース支援事業

エネルギー変換効率が40～60%と高く、家庭のCO2排出量を14%程度低減できる太陽熱利用システムについて、太陽熱利用システムに相応しいビジネスモデルを再構築し、家庭用太陽熱利用システムの自立的普及を図る。

■EU27＋スイスにおける導入実績

Solar Thermal Markets in Europe Trends and Market Statistics 2008

◆ 設置からメンテナンスまでの一貫したサービス体制により信頼感を醸造
◆ 初期需要の創出によりコストを低減

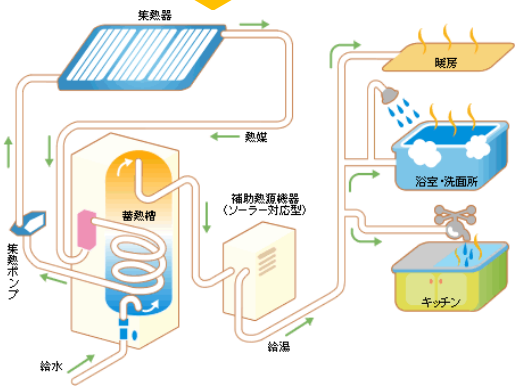

■日　本

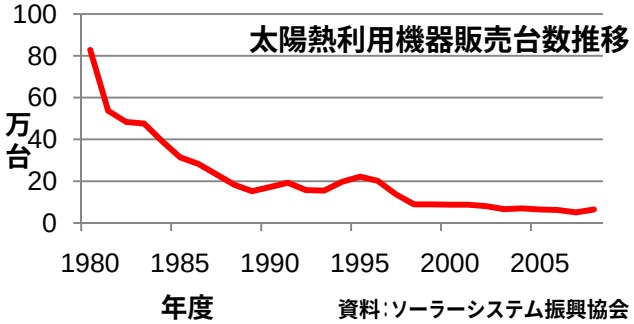

②グリーン熱証書普及拡大事業

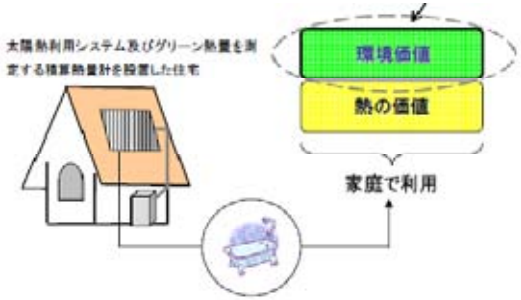

太陽熱の環境価値に対する社会的認知を拡大。

システム設置者のグリーン熱証書取得を支援

各設置者の認証取得手続きを代行し、グリーン熱証書をとりまとめ

企業等へのグリーン熱証書購入の働きかけ

- 太陽熱の環境価値によるオフセットを行う企業等を募集
- グリーン熱証書取得者との仲介等を実施

サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業
１４９百万円（　２９百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

我が国の温室効果ガス排出量の効率的な削減を進めるためには、物流・製造・使用・廃棄などサプライチェーン全体で排出量を把握し、少ない投資で大きな削減効果を得られるような手法を検討することが重要である。また、温室効果ガス排出量の削減に貢献する企業が社会から適切な評価を受けられるような仕組み作りを検討する必要がある。

現在、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度においては自らの事業活動に伴う排出量が報告対象となっているため、サプライチェーン全体を通じた排出削減量の評価が困難な制度となっている。

そこで、本事業では、サプライチェーンの各段階における排出削減量の可視化を通じて､効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、排出削減に貢献した企業が公平に評価される仕組みを構築し、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減に向けた企業のインセンティブを高めることを目指す。

２．事業計画（業務内容）

複数の企業を選定し、サプライチェーンにおける排出削減量を算定することによって、物流段階、使用段階、廃棄物段階などサプライチェーンの各段階における排出削減量の見える化を図り、効率的な削減手法の確立を図る。また、サプライチェーン排出削減量算定ガイドラインを作成するとともに、算定方法の精緻化や精度の向上を図る。加えて、排出削減量の見える化ツールの開発・運用を行うとともに、サプライチェーン排出量の削減に係る普及啓発を行う。

３．施策の効果

サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減量の可視化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が市場で適切に評価される仕組みを作ることにより、我が国の温室効果ガス排出量を削減する。

サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業

＜目的＞

サプライチェーン全体を通じた温室効果ガス排出削減量の**可視化（見える化）**により、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立し、排出削減に貢献した企業が公平な評価を受けられる仕組みを構築することを通じ、**我が国の温室効果ガス排出量を削減**する。

＜事業内容＞

削減手法評価事業	削減量算定ガイドライン作成等	排出削減量見える化ツールの開発	排出量の削減に係る普及啓発

サプライチェーン全体での排出量削減

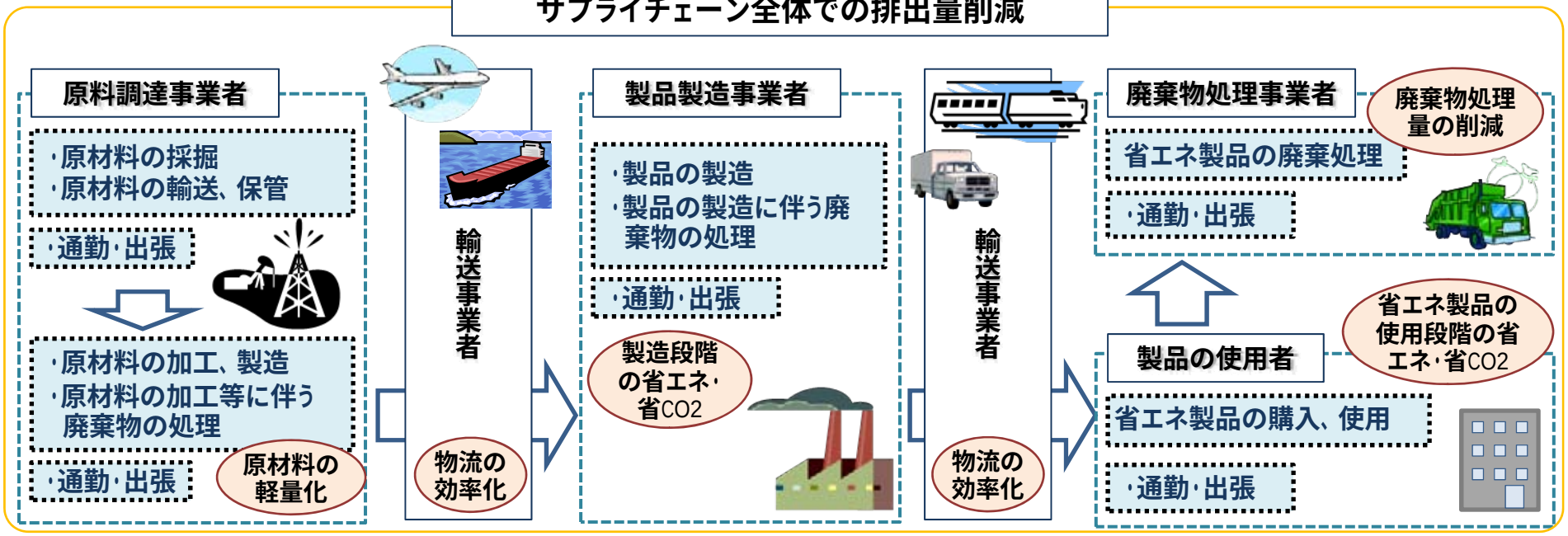

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

500百万円（160百万円）

地球環境局フロン等対策推進室

１．事業の必要性、概要

強力な温室効果（二酸化炭素の数百～一万倍超）を有するフロン類の代わりにアンモニア等元来自然界に存在する物質（自然冷媒）を使用した省エネ型冷凍・冷蔵・空調装置（冷凍等装置）の普及のため、省エネ型の自然冷媒冷凍等装置を導入する民間事業者に、その費用の一部を補助。

最近、安全性が高くフロン類より温室効果が格段に小さい二酸化炭素冷媒のショーケース用冷凍等装置などが開発されてきており、今までノンフロン化が進まなかった分野への自然冷媒冷凍等装置の普及が期待されるようになってきているが、従来のフロン類冷凍等装置との大きな価格差が導入の阻害要因となっており、差額の補助率を引き上げ、普及を加速化する必要がある。

これにより、「脱フロン社会の構築」のための「ノンフロン製品等の普及加速化」を図ることが出来る。

２．事業計画（業務内容）

事業年度：平成20年度～平成24年度

・平成20年度～平成22年度 （補助率）1／3 （補助先）民間事業者

（補助件数） 平成20年度 17件

平成21年度 11件

平成22年度 12件

・平成23年度～平成24年度（要求） 5億円

（補助率）1／2（補助先）民間事業者（補助基本額×件数） 25百万円×40件

（※補助対象となる基本額は、導入する自然冷媒冷凍等装置と同等の性能を有するフロン類冷媒冷凍等装置との差額である。）

３．施策の効果

小売店舗等に置かれている冷凍・冷蔵ショーケースは、量産可能な汎用性の高い装置であることから、大きな波及効果が見込まれ、温室効果ガス削減の推進が期待できる。

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

○ 省エネルギーに優れ、かつ自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ自然冷媒冷凍等装置）の導入に対し補助

○ 省エネ効果によるエネルギー起源CO_2排出量削減とフロン類冷媒の使用回避によるＨＦＣ排出量削減を同時に推進

（対象装置の例）

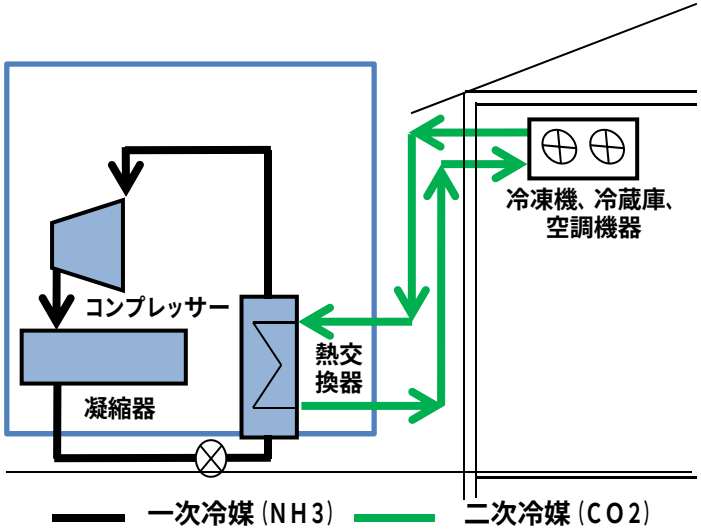

スーパーマーケット・ショーケースの例

直接冷却方式：CO_2冷媒

冷凍工場・物流倉庫の例

間接冷却方式：NH_3（アンモニア）/CO_2冷媒

フロン等対策推進調査費　　171百万円(143百万円)

地球環境局フロン等対策推進室

１．事業の必要性、概要

二酸化炭素の数百倍から一万倍超にも及ぶ強力な温室効果ガスである代替フロン等は、今後、オゾン層破壊物質からの代替により排出量が急激に増加する見込み。

（特に冷媒分野 HFC：　13 百万トン-CO2　→　40 百万トン-CO2
（2008 年実績）　（2020 年 BAU））

この排出量を削減し、脱フロン社会の構築を図るため、冷媒フロン類の排出抑制、ノンフロン製品等の普及加速化等を推進する。

２．事業計画（業務内容）

【脱フロン社会構築の推進】

(1) フロン類の排出抑制対策の推進

業務用冷凍空調機器使用中の冷媒フロン類排出問題について、機器の使用者の取組状況に関する調査、使用時排出抑制対策の検討等を行う。

また、平成 24 年 10 月に、改正フロン回収・破壊法の施行状況を踏まえた見直しの検討時期を迎えることに備え、都道府県等の協力を得つつ、回収状況等の詳細な調査・検討を行う。

(2) ノンフロン製品等の普及加速化

ノンフロン製品を種類毎等に細分化し普及阻害要因等を詳細に調査することにより技術的最大導入可能量を算出し、ノンフロン製品普及度マップを作成する。また、ノンフロン製品の普及加速化に資する施策（規制的措置、経済的措置等）を整理し、機器の種類や普及の状況に応じたベストミックスな方策の検討を行い、ノンフロン普及加速化戦略を策定する。

この他、フロンの大気中濃度等の監視、途上国におけるフロン等対策支援、新規フッ素系物質に関する調査検討等を継続して行う。

３．施策の効果

・使用時排出対策に係る制度検討、フロン回収・破壊制度検証につなげる。
・ノンフロン製品普及度マップとノンフロン普及加速化戦略を基に、規制的措置、経済的措置等による地球温暖化対策に関する施策の展開を図る。

フロン等対策の枠組みと方向 ～脱フロン社会の構築に向けて～

モントリオール議定書
オゾン層保護の観点から
生産規制等

京都議定書
地球温暖化防止の観点から
温室効果ガスとして削減等

オゾン層保護かつ地球温暖化防止

（オゾン層保護法等）

（京都議定書目標達成計画等）

オゾン層破壊物質
CFC（1996年迄に先進国で全廃）
HCFC（2020年迄に先進国で全廃）
オゾン層破壊効果 有り
地球温暖化効果 有り

転換

代替フロン等
HFC
オゾン層破壊効果 無し
地球温暖化効果 有り

転換

ノンフロン等
NH3、炭化水素等
オゾン層破壊効果 無し
地球温暖化効果 僅少

転換により今後排出量が増大
特に冷媒分野HFC：
13百万トン-CO2（2008年実績） → 40百万トン-CO2（2020年BAU）

脱フロン社会の構築の推進

○フロン類の排出抑制対策の推進
- 業務用冷凍空調機器使用者の取組状況に関する調査
- 機器の使用時排出抑制対策の検討　等

○ノンフロン製品等の普及加速化
- ノンフロン製品普及度マップの作成
- ノンフロン普及加速化戦略の策定
等

フロン等大気中濃度監視

新フッ素系物質等の対策検討

途上国におけるフロン等対策の支援

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業　　５００百万円（３５０百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の概要

2020 年に 90 年比 25%削減という中期目標を達成するためには、金融のツールをも総動員して、地球温暖化対策を大幅に加速化する必要がある。

環境金融の一形態として、「環境格付融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付と低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付融資の取組を促進しつつ、企業の地球温暖化対策を促進するため、企業の地球温暖化対策に係る投資に対し金融機関が行う環境格付融資について、利子補給を行うものである。

２．事業計画

企業の地球温暖化対策に係る投資に対し、金融機関が行う環境格付融資について、融資を受ける事業者が融資を受けた年から５カ年以内にＣＯ２を５%以上削減（排出量削減又は原単位の改善）することを条件として、当該融資残高の１％を限度として利子補給を行う。

３．施策の効果

多くの民間金融機関が環境格付融資を実施することにより、企業の環境対策が促進される。また、特に地球温暖化対策設備投資の促進につながる。

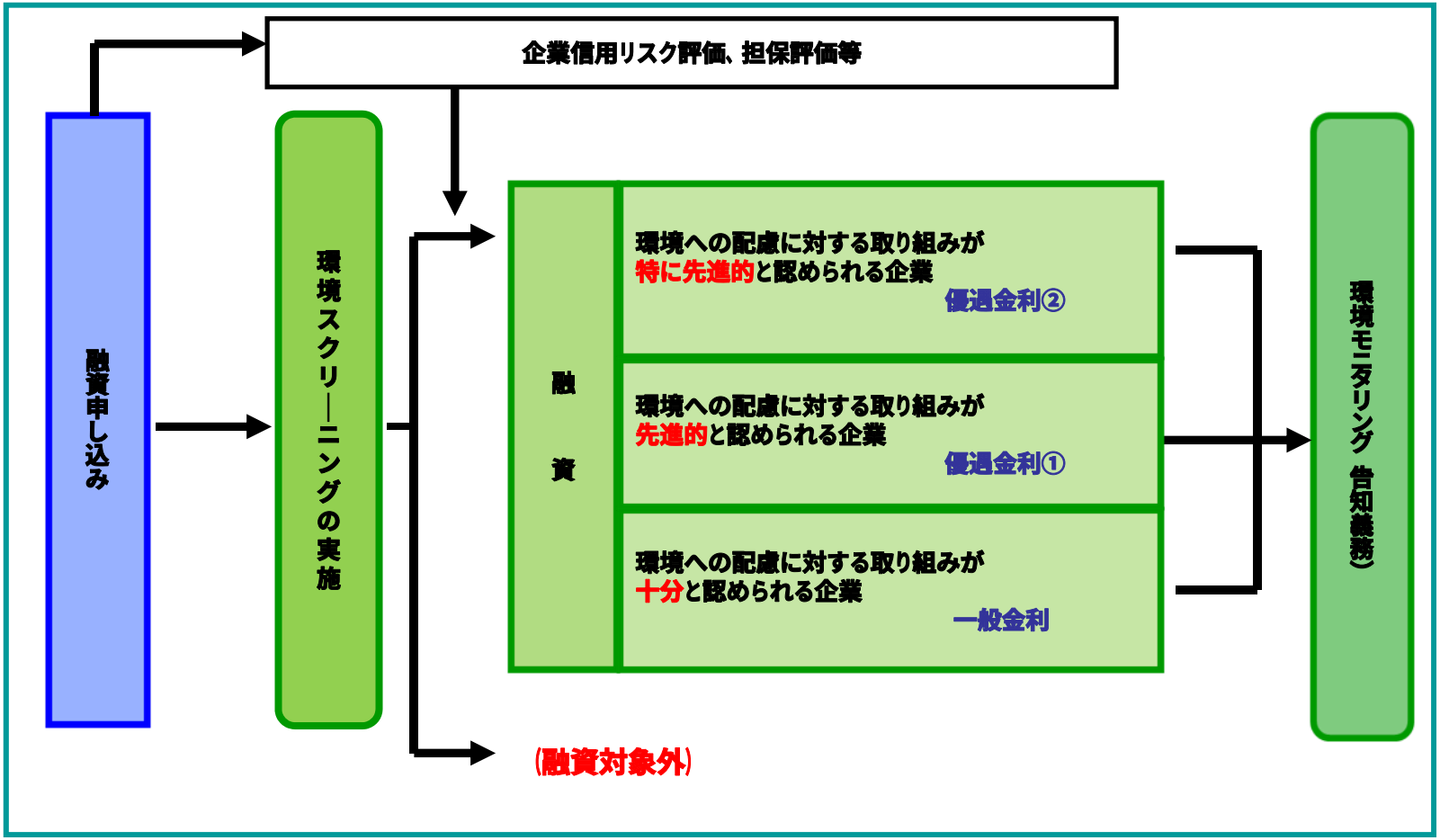

融資対象

地球温暖化対策

利子補給誓約条件

融資を受けた年から5ヶ年以内に
「5%以上のＣＯ2排出原単位削減」を達成

利子補給

融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利※ - 1%) で融資が受けられます。

※環境スクリーニングにより決定された優遇金利②・
優遇金利①・一般金利

環境金融情報開示・行動原則等推進事業　　３５百万円（２１百万円）

総合環境政策局環境経済課

１．事業の概要

環境に配慮した金融（環境金融）とは、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることによって企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムである。1400 兆円を超える個人金融資産を含め、環境ビジネス・環境対策など日本の成長を支える環境分野に主体的かつ効率的に資金配分がなされていくためには効率的な環境金融が必要不可欠であり、本事業を通じて環境情報の開示を進め、ステークホルダーの意識を改革していくことによりその拡大を図ることが必要である。

具体的には、平成 23 年度本事業においては、中央環境審議会による「環境と金融に関する専門委員会」の報告書（平成 22 年 6 月）に盛り込まれているとおり、①日本版環境金融行動原則の普及促進、②投資家に対する環境情報開示促進、及び③「環境金融リテラシー」の向上に係る事業を実施することにより、環境金融の促進を図ることとする。

２．事業計画

①日本版環境金融行動原則の普及促進

平成 22 年度に策定される同原則について、地域金融機関を含め広く金融機関・機関投資家への署名拡大と効果的な取組を促進するため、以下の事業を行う。

・署名機関の取組情報の収集、フォローアップと取組状況の分析の取りまとめ
・取組に当たって参考となるグッドプラクティスを集めた参考事例集の取りまとめ
・環境金融の取組情報の発表・意見交換と署名拡大を図るためシンポジウムを開催
・非署名金融機関・機関投資家への取組事例の紹介等のための地域説明会の実施

②投資家に対する環境情報開示促進

・国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入等を踏まえた、有価証券報告書等において記載すべき環境情報の特定や開示促進のため、検討会等を開催する。

③「環境金融リテラシー」の向上

・環境金融を促進していくためには、消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、それぞれの立場から主体的に取り組むことができるような素地を身につけること（「環境金融リテラシー」の向上）が必要。このため、環境金融をわかりやすく解説した資料等を作成し、実際に取り組むに当たっての専門的な参考情報等と併せて「環境金融ポータルサイト」などにて情報提供する。

３．施策の効果

環境負荷を低減させる事業への投融資（省エネ・新エネ設備投資や環境ベンチャー投資等）や、企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、ＳＲＩ（社会的責任投資）等）が促進され、環境に配慮した持続可能な社会の実現に資する。

環境金融情報開示･行動原則等促進事業

金融　＝　経済活動の血流

あらゆる経済活動･環境対策には、金融が必要

企業･個人の行動を環境配慮型に変えていく**メカニズム**が必要

環境金融（環境に配慮した金融）により、環境分野への効率的な資金配分を実現

環境取組の促進により**持続可能な社会**を実現

環境金融拡大に必要な要素

ステークホルダーの意識改革

⇒環境金融行動原則
　環境金融リテラシー

企業の環境取組の積極的な情報開示

⇒環境情報開示

■環境金融情報開示･行動原則等の促進のための具体的な施策

1．日本版環境金融行動原則の普及促進

日本の金融機関･機関投資家が自主的に策定した行動原則について、地域金融機関を含め広く金融機関等への署名拡大と効果的な環境金融の取組促進を図る。

2．投資家に対する環境情報開示促進

国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入等を踏まえた、有価証券報告書等において記載すべき環境情報の特定と開示促進を図る。

3．「環境金融リテラシー」の向上

消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、各人が主体的に環境金融に取組める素地をつけるため、環境金融を分かりやすく解説した資料等の作成･専門的な参考情報等の提供を実施。

地方公共団体実行計画実施推進事業費　　１４０百万円（５０百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律改正（平成20年6月）により、

①都道府県並びに指定都市、中核都市及び特例市の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画において区域全体の削減計画の策定が義務付けられ、

②また、都市計画等の関連施策との連携を図ることを求めることとされた。

これを受け、環境省では、目標設定の考え方、都市計画等との連携を含めた対策・施策の立案の考え方を示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を策定し、自治体に対する説明会及び研修会の開催等に取り組んでいる。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現に向けては、総合的・複合的な削減効果の推計手法、対策・施策実施手法が未だ確立されておらず、都市の特性（土地利用・交通分野であれば20種程度に分類）に応じ、最新の知見を踏まえた対策・施策のパッケージを国として提示することが実行計画の策定・充実を進める上で、必要である。

新成長戦略においても、「「緑の都市化」と都市・地域構造の低炭素化等に向けた制度の構築、取組の推進」が位置付けられているところ、都市の特性に応じた施策パッケージの提示は、今後の地方公共団体におけるまちづくりの重要な指針となり、主に低炭素まちづくり分野での新技術の開発や新事業の展開などの「グリーン・イノベーション」を促進することが期待される。

特に都市施策を担う市町村レベルでは、区域全体の削減施策の策定が義務化された特例市以上の人口カバー率は約4割に留まっており、温対法第20条第2項において努力義務を課されているそれ以外の都市における実行計画策定を促進するため、施策パッケージの提示が極めて重要である。

さらに、本業務の成果をマニュアルに反映していくため、有識者を含めた検討会を開催し、マニュアル改訂作業を進める必要がある。

２．事業計画

温室効果ガスの削減手法に関し、現在、地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項第3号）について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。候補となる対策・施策は以下の分野

○土地利用・交通分野（地域特性に応じて日本の都市を20程度に分類。平成22年度は2都市を選定。平成23年度は8都市を選定予定。）

例：道路空間の再配分によるLRTの新設、LRT停留所周辺の人口密度増加、コミュニティサイクルの導入等による端末交通の強化、市街化区域の縮小等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

○街区・地区単位の対策・施策分野（平成22年度は1都市を選定。平成23年度は3都市を選定予定。）

例：建築物高さの統一や建蔽率の増加による太陽光発電の発電量の増加、道路空間の再配分による緑地の増加による気候緩和効果、大気熱ヒートポンプから地中熱ヒートポンプの切り替えによる気候緩和効果、複

数建物のエネルギー管理の一括化、地域熱供給の導入等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

など

（事業実施期間）平成２２から２４年度

※想定する都市・街区の分類

○土地利用交通分野

大都市圏（三大都市圏）中枢、大都市圏郊外、地方中枢都市（政令市）、地方中核都市（約20万人以上）、地方都市（5～10万人）及び郡部のそれぞれについて、必要な対策・施策パッケージの強度（3～4区分）ごとに分類。例えば、同じく地方中核都市である松山と宇都宮では、一人当たり自動車CO2が約4割程度違い、両市で対策・施策パッケージ、実施過程が異なる。

○街区・地区単位の分野

工業都市、大都市の業務集積地、地方都市の業務集積地、都市郊外部、住宅地、農村部

３．施策の効果

・研究結果を参考として各地方公共団体が実行計画を策定・実施をする際に効果的な対策・施策を導入することにより温室効果ガスの削減に寄与する
・地球温暖化対策中長期ロードマップ地域づくり部門削減量の精緻化
・マニュアル（第2版）の作成により実行計画（区域施策編）策定率の向上及び計画の内容の充実

地方公共団体実行計画実施推進事業費

背景

平成20年6月に改正された温対法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策の策定が義務付けられ、かつ、都市計画等の関連施策との連携を図ることも求められている。しかし、集約型･低炭素型都市構造の実現等の対策･施策については、その実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、**都市の特性（土地利用･交通分野であれば20種程度に分類）ごとに国としての最新の知見を踏まえた実施手法を検討し、地方公共団体に対策･施策のパッケージを提示する必要がある。**さらに、地球温暖化対策基本法が成立した場合、地方公共団体実行計画の上位計画が実施計画に変更されることから、実施計画の内容を踏まえたマニュアルの改訂を行う必要がある。

概要

1．地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策･施策について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。

2．地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルの改訂を行うため、有識者を交えた検討会を開催し、改定案を作成する。

土地利用･交通分野

街区･地区単位の対策･施策分野

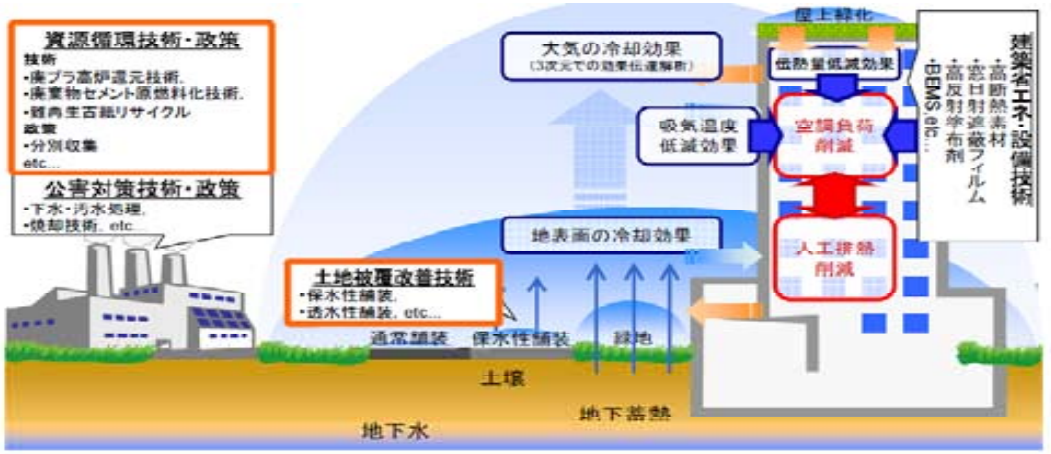

国立環境研究所特別研究報告SR-79-2008　　新地方公共団体実行計画策定マニュアル検討会」藤田委員資料より抜粋

（新）チャレンジ２５地域づくり事業　　５，０００百万円（０百万円） ～「環境未来都市」を見据えた低炭素社会基盤の集中整備～　　【「特別枠」要望】

総合環境政策局環境計画課

水・大気環境局自動車環境課

１．事業の概要

我が国は、昨年９月の国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するという目標を掲げており、達成には地域特性や CO2 排出の現状を踏まえ、「環境未来都市」を見据えた地域の活性化と低炭素地域づくりが必要。

特に、CO2 大量排出地域や再生可能エネルギー賦存量が多い地域等において、温室効果ガス 25%削減の目標達成に向けて、国が強力なリーダーシップを発揮し、取組を推進していくことが重要。

具体的には、国家的見地から、集中的な取組を実施するエリアを選定し、「核」となる「新しい社会基盤」の集中整備を関係省庁と連携し支援。

２．事業のイメージ

(1)　補助事業　　１８億円（０億円）

すでに技術は確立されているものの、コスト等の課題があり、民間ベースでは導入が進まない事業

①　中心市街地低炭素化

・中心市街地の再生・活性化に併せ、低炭素化に効果的な複数の対策や公共交通機関の利用促進システム等の導入

②　既存設備等の効率的連携による熱供給システム等の構築

・一定地域の既存熱供給システムの相互連携等による効率的な冷温水供給や地域冷暖房等のシステム構築

③　公共性の高い業務用施設等の効果的な削減対策の推進

井戸水・地中熱ヒートポンプ等

④　自然公園内における充電インフラ等電気自動車利用システムの整備

(2)　実証事業　　３２億円（０億円）

技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業や地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業

①　都市未利用エネルギー等を活用した先進的熱供給システム

・清掃工場等廃熱や温排水等都市未利用エネルギーを活用した先進的な熱電等供給システム

②　低炭素型交通システム

・燃料電池自動車・電気自動車（バス等）などを利用したコミュニティ向け低炭素型交通システムの構築

・内航船舶のアイドリング・ストップ（陸電導入）等

③　大規模駅周辺エリア低炭素化対策モデル

・利用者が多い大規模な駅等を中心に駅ビル・地下街・商業施設等一体的な機能をもつ施設において25%削減に効果的な対策を集中的・複合的に導入

④　バイオマスエネルギー等を活用した熱電供給システム

・間伐材・下水汚泥等由来メタン等を活用した熱供給システム

※　（１）（２）ともに各事業を全国でそれぞれ１０箇所程度実施。

２．事業計画

平成23年度～

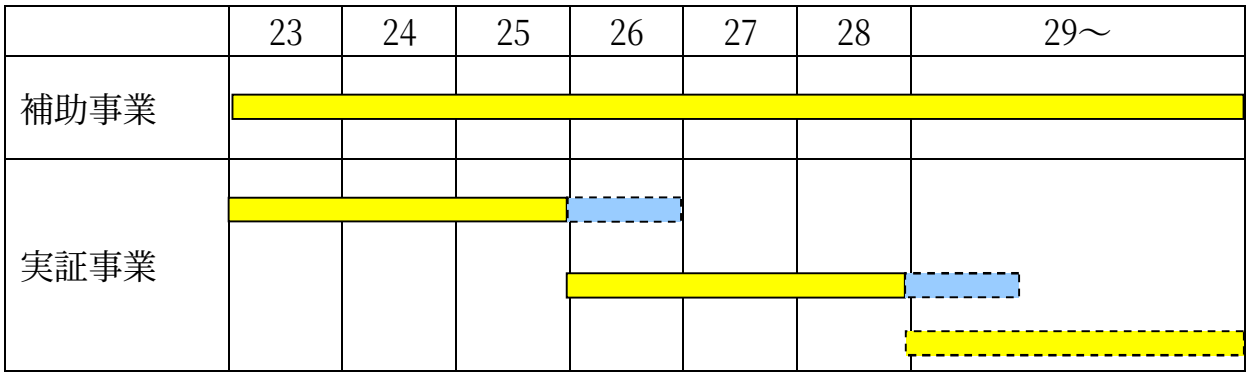

３．施策の効果

CO2大量排出エリア等において、国が強力にリードし、CO2２５%削減目標の達成と経済活性化が両立できる「核」となる社会基盤を集中的に整備することにより、いわば環境公共事業として低炭素社会の構築と地域経済の活性化による新たな需要や雇用の創出など、国民生活の向上に貢献する効果が期待できる。

４．温室効果ガス削減量等

①温室効果ガス削減量　年間約７０，０００トン※1

※１　それぞれの事業メニューの積み上げによる粗い試算

②雇用創出効果　約７６０人※2（電気機械・一般機械・精密機械・建設部門）

③経済効果　約１６０億円※2

※２　産業連関表による分析結果

チャレンジ２５地域づくり事業
～「環境未来都市」を見据えた低炭素社会基盤の集中整備～

- 「$CO_2$25%削減目標の達成」と「経済活性化」の両立は国が牽引車の役割を果たすべき分野
- 「環境未来都市」を見据え、CO2削減ポテンシャル総量の多い事業を行うエリア等を選定し、国が強力にリードして、「核」となる「新しい低炭素社会基盤」を集中整備

(1) 補助事業・・・
・すでに技術は確立されているものの、コスト等の課題があり、民間ベースでは導入が進まない事業
(補助対象は民間事業者 (補助率1／2)、全国10箇所程度で実施予定)

①新しい中心市街地の形成
～低炭素化とにぎわいのある街～

商店街などの再生・活性化に併せ、LED化など低炭素化に効果的な複数の対策や公共交通機関の利用を促進

②熱供給システム等の構築
～地域冷暖房等による低炭素地域づくり～

既存熱供給システムの相互連携等による効率的な冷温水供給や地域冷暖房システムを構築

③業務用施設等のCO2削減
～まちの拠点を徹底的に低炭素化～

公共性の高い業務用施設等において、井戸水・地中熱ヒートポンプ等の効果的な削減対策を推進

④自然公園内充電インフラ等の整備
～EVを活用したCO2ゼロな旅～

自然公園内における充電インフラ等電気自動車利用システムの整備 (全国で約2000基) を実施

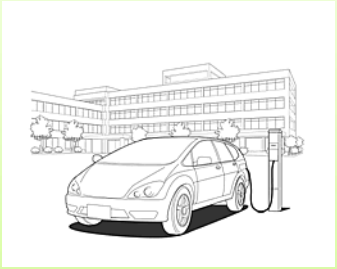

(2) 実証事業・・・

・技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業
・地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業
(委託対象は、民間事業者または地方公共団体で、全国10箇所程度で実施予定)

①都市未利用熱等の活用
～廃熱を輸送して冷暖房に活用～

清掃工場等の廃熱や温排水等、都市の未利用エネルギーを活用した先進的な熱電供給システムを構築

先進性

廃熱を蓄熱材で回収し、タンクローリーで移送

②低炭素型交通システムの構築
～CO2を出さない交通で地域づくり～

燃料電池車・電気自動車(バス等)などを利用したコミュニティ向け低炭素型交通システムの構築や内航船舶のアイドリング・ストップ(陸電導入)

先進性

燃料電池車や電動バス等の低炭素型交通システム

③大規模駅周辺等の低炭素化
～街の中心からCO2を25%カット～

利用者が多い大規模な駅等を中心に、大規模太陽光・燃料電池など25%削減に効果的な対策を集中的・複合的に導入

モデル性

エネルギー大量消費地域での本格的削減対策

④バイオマスエネルギー等の活用
～地域未利用資源で低炭素化～

間伐材・下水汚泥等由来メタン等を活用した熱電供給システムを構築

先進性

地域資源を活用した自給自足型のエネルギー需給が可能

【チャレンジ25地域づくり事業で見込まれる事業効果】
○温室効果ガス削減量は年間約70,000トン(それぞれの事業メニューの積み上げによる粗い試算)
○雇用創出効果は、約760人(電気機械・一般機械・精密機械・建設部門等)(産業連関表による分析結果)
○経済効果は、約160億円(産業連関表による分析結果)

環境分野における「新しい公共」推進事業　　１１２百万円（１０７百万円）

総合環境政策局環境経済課民間活動支援室
環境教育推進室

１．事業の概要

「新しい公共」とは、国民、NGO/NPO、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加し協働する場であり、その推進が強く求められている。

持続可能な社会づくりを進めていく上でも、「新しい公共」を採り入れる手法が重要かつ効果的であり、その担い手である NGO/NPO 等の活動基盤等の強化を図ることが必要である。そのため、事業型環境 NPO・社会的企業の普及・確立を通じ環境 NPO 等の経済的自立化を進めるとともに、NGO/NPO 等の政策提言能力の強化を図る。

さらに、地域において企業や NGO、行政等のパートナーシップにより実践されることが期待される「持続可能な開発のための教育」（ESD ※）は、「新しい公共」を具体的に進める取組であることから、関係者とのネットワークを広げつつ一層の推進を図る。

※「持続可能な開発のための教育」（ESD：Education for Sustainable Development）とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが環境を始めとする社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育を指す。

２．事業計画

（１）環境 NGO/NPO 等の活動基盤等の強化（民間活動支援室）

①事業型環境 NPO・社会的企業支援活動実証事業

事業型環境 NPO・社会的企業の立ち上げ及び事業展開を支援する実証事業を行う。さらに、実証事業の経験を踏まえ、平成 21 年度に策定した中間支援マニュアルの改訂を行う。

②環境政策提言事業

NGO/NPO 等から環境に関する政策提言を公募し、優れた提言を選定し、その政策立案へのインプット等を目的とした「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催する。優秀提言の中から特に実践可能な提言を選定し、フィージビリティ調査を実施する。

（２）地域における ESD の取組強化推進事業（環境教育推進室）

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が平成 22 年に後半に入り、平成 26 年を目処に締め括り会合が日本で開催される予定であるところ、国際的なイニシアティブをとってきた我が国から、それまでの成果を国際社会に発信することが期待されている。国内実施計画の中で重点的取組事項とされた「地域における実践」として、今後次に掲げる施策を一体的に行う。

①　ESD 活動登録制度の実施

ESD 活動の「見える化」等を進める登録制度（平成 22 年度に開始予定）について、データベースの充実、あらゆる機会を通じた周知、関係省庁、NPO、企業等との更なる連携等により活動の登録を更に促進するとともに、共有やネットワークづくりを目的として地方ブロック単位で実践者や支援者が集まるフォーラムを開催すること

により、地域における ESD 活動を促進する。

② 地域での ESD 活動の活性化のための支援

①の登録制度を通じて得られた知見も活用しながら、環境、ジェンダー、人権、文化といった様々な分野をまたぐ ESD 活動を連携することにより、活動のさらなる活性化につなげる。

③ ESD コーディネーターの育成

地域内の学校、NPO、企業、行政等の連携を促進し、地域の ESD を推進する「ESD コーディネーター」を育成するため、平成 22 年度の試行的な研修の実施結果を踏まえ、地域における ESD コーディネーター育成のためのガイドラインの策定を行う。

3．施策の効果

（1）環境 NGO/NPO 等の活動基盤等の強化

事業型環境 NPO・社会的企業中間支援スキーム事業により、「新しい公共」の担い手である NPO 等の自己収入が増加することにより、活動基盤の強化に資する。

NGO/NPO・企業環境政策提言事業により、国民の環境政策への理解が図られるとともに、行政と NGO/NPO 等とのパートナーシップによる政策形成の推進や NGO/NPO の政策提言能力の強化が図られる。

（2）地域における ESD の取組強化推進事業

地域単位・ブロック単位、また国内全体で、ESD 活動の優良事例、ESD 活動を行う際の効果的な工夫等が共有されるとともに、ESD 関係者のネットワークの形成が進むことにより、地域における ESD 活動がさらに促進され、「新しい公共」の推進にも資する。

環境分野における「新しい公共」推進事業

背景

○「新しい公共」とは、国民、NGO/NPO、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する場。その推進が強く求められているところ。
○「新しい公共」の担い手であるNGO/NPO等の活動基盤等の強化を図る必要。
○「新しい公共」を具体的に進める取組としての「持続可能な開発のための教育」（ESD）の推進が必要。

環境NGO/NPO等の活動基盤等の強化

①事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業
事業型環境NPO等の支援活動の実証、中間支援マニュアルの改訂。

② 環境政策提言事業
環境に関する政策提言を公募、優秀提言を選定。実践可能な提言のフィージビリティ調査を実施。

地域におけるESDの推進

①ESD活動登録制度の実施
・ESD活動登録データベースの充実、行政、NPO、企業等との連携等により登録を更に促進。
・地域フォーラムを通じたESD活動の共有やネットワークづくり。

②ESD活動の活性化のための支援
・環境、ジェンダー、人権、文化といった様々な分野をまたぐESD活動の連携を推進。

③ ESDコーディネーターの育成
・地域におけるESDコーディネーター育成のためのガイドラインの策定。

⇒地域のESD活動の一層の促進

（改）みんなエコクラブ推進事業　　１５０百万円（１３３百万円）

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

１．事業の概要

持続可能な社会を実現するためには、国民一人ひとりが環境への関心と理解を深め、ライフスタイルや社会経済活動を環境負荷の少ないものに転換していく必要があり、その基礎となる環境教育の推進が不可欠である。

本事業は、温暖化対策や生物多様性確保等の喫緊の課題を社会全体で解決するため、国民が生涯を通じ生活する様々な場面で、継続的に環境に配慮した行動がとれるよう、子どもからシルバー世代まで一貫した環境教育を支援する。

２．事業計画

環境への原体験を育むことを目的に実施している「こどもエコクラブ」（H21年度実績：約3,700クラブ、約18万人が登録、全国709自治体に事務局設置）と「家庭」を対象とした「我が家の環境大臣」事業（約14万世帯がエコファミリーに登録）をベースに、大学生や社会人、シルバー世代までが生涯を通じて継続的に参加できる「みんなエコクラブ」として統合・再編する。

具体的には、下記の各ライフステージに対応したクラブを設定し、情報提供・交換、活動の場や機会を準備するとともに、各ライフステージ（クラブ）への移行や相互連携を支援するワンストップのプラットホームを「みんなエコクラブ」として構築する。「みんなエコクラブ」では、各クラブの特性に応じて定期的に環境大臣等からのメッセージや環境情報を発信する。

○こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」事業を再編し効率化を図る。環境への原体験を育むため、幼児・小中学生を対象として様々な環境活動のグループを登録し、子ども向けの環境情報提供、クラブ間の交流等を実施。進路の参考としてユースや社会人エコクラブの情報もわかりやすく提供。

○ファミリーエコクラブ

「我が家の環境大臣」事業を再編し、自治体と連携しつつ効率化、強化を図る。登録者をファミリーエコクラブに移行し、各クラブとの有機的連携や企業等の団体登録の推進を図り、各クラブや社員教育を通じて、単身世帯も含め環境家計簿や家庭のエコ活動をより一層推進する。

○ユースエコクラブ

高校生・大学生を対象に、こどもエコクラブの卒業生などの個人や環境活動を実践している生徒会、クラブ活動・サークル活動等の団体を登録。

環境情報や知識の提供に加え、大学の環境関連コースや社会人として活躍する環境人材等の情報提供、団体間の交流等を「社会人エコクラブ」等と連携して実施。

○社会人エコクラブ

企業やＮＧＯ、自治体等で働く人を対象として登録。社会人向けの環境研修や

各種資格、各団体の取組等、所属組織内における環境リーダー育成につながるような情報等をワンストップで提供するとともに、多様な登録者相互間の情報交換を図る。

また、小規模事業所の経営者などを対象に、地域に根ざした町工場や商店街等の取組事例の発信、従業員を対象にしたセミナーや交流会など情報提供・交換の場や機会を提供。

◯シルバーエコクラブ

全国の自治体と連携・協力し、地域において様々な活動をしている団体や個人の集まり等を登録。

地域に根ざした地道な環境活動等を継続的に積み重ねてきた取組を広く公表・顕彰し、これまで培った経験・能力を生かし、地域コミュニティ等において活躍することができる機会や場を提供するとともに、各クラブ間の取組の情報交換を行い、環境活動の活性化を図る。また、国からの環境情報の提供や環境大臣のメッセージ等を伝えることで、あわせて、地球環境問題への取組を促進する。

３．施策の効果

すべての世代が活動型の環境教育に参加することができる仕組みを構築し、家庭、学校、地域、企業等のあらゆる場において、生涯にわたる質の高い環境教育・学習、体験の機会を途切れなく継続的に提供し、持続可能な社会の実現に資する。

みんなエコクラブ推進事業

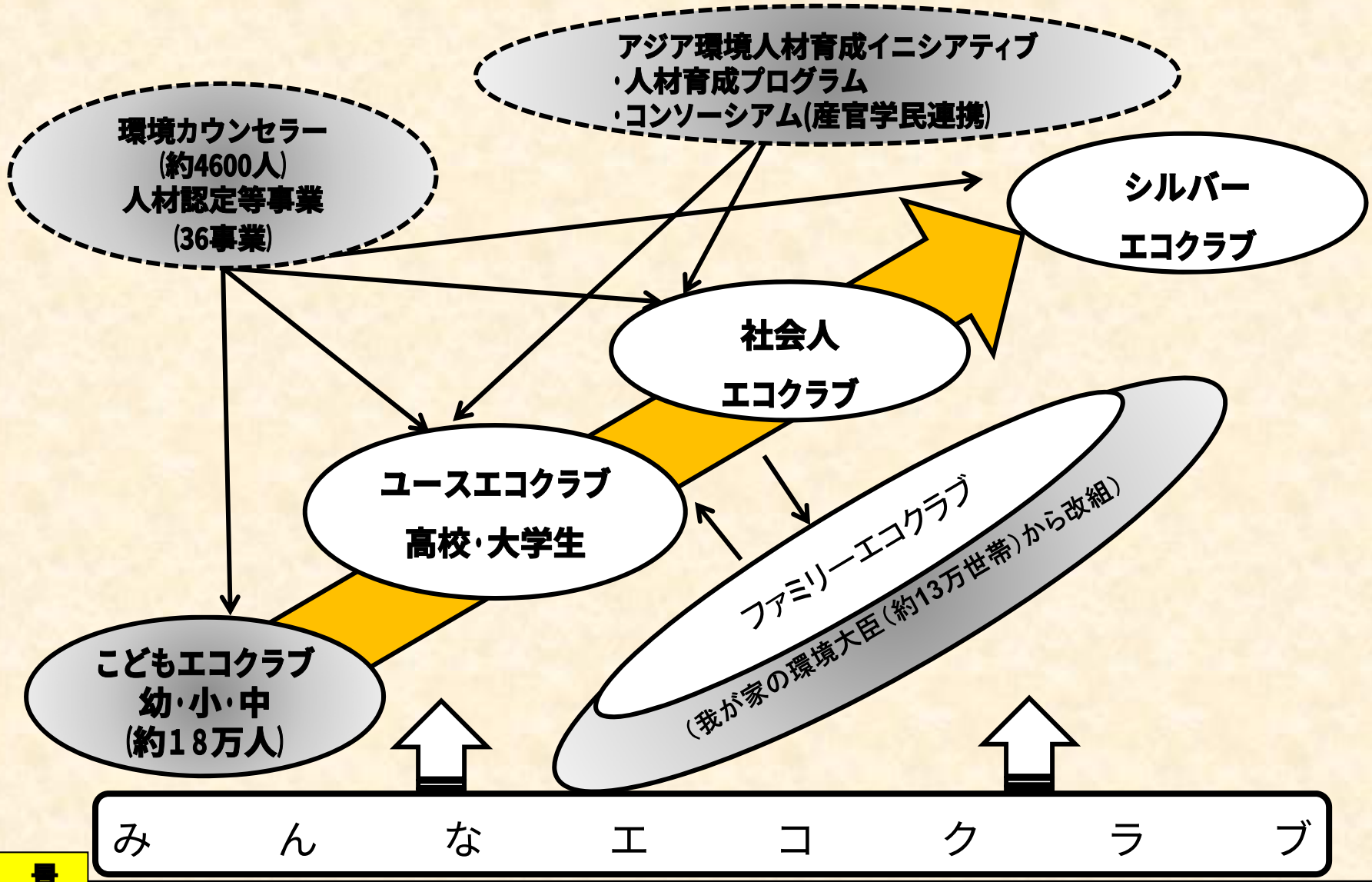

背景

温暖化対策（25%削減目標）や生物多様性（COP10後の日本の責務）等を、国民が生涯を通じて生活する様々な場面で、継続的に環境に配慮した行動がとれるように子ども、家庭、地域、企業等での環境教育が推進されるように支援することを目的に新たに「みんなエコクラブ」を創設し、環境問題について考え、具体的に行動することができる人材を全国で育成する。

環境影響評価法の改正に伴う制度運用等及び審査体制強化事業

２１７百万円（１２２百万円）

総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室

１．事業の概要

環境影響評価制度の施行後10年の見直しの結果を踏まえた「環境影響評価法の一部を改正する法律案」（以下、改正法とする）が第174回通常国会へ提出され、現在継続審議されているところである（参議院で可決、衆議院で継続審議中）。改正法は、関係政省令及び告示の制定を経て、公布後２年以内の完全施行が予定されている。

そこで、２年後の完全施行に向けて、改正法の運用のための準備を行うとともに、体制の強化を図るものである。

【改正法の施行及び今後の検討課題に向けた調査検討等経費】

改正法に基づく措置を確実かつ円滑に実施するため、配慮書手続等の新規手続に関する技術的な考え方を検討する等、改正法の施行及び適切な制度の実施に向けて必要な調査検討を行うとともに、環境影響評価を実施する個別事業者や地方公共団体等、制度の運用に関わる者が改正法に基づく手続を確実に実施できるよう、必要な情報整備及び周知徹底を図る。また、今般の制度見直しにおいて指摘された検討課題について、今後の制度導入に向けた調査等を行う。

【改正法を受けた審査体制強化費】

改正法に規定されている配慮書手続、事後調査結果の公表等の導入に伴い、本省及び地方環境事務所における環境影響評価の審査業務や必要な専門的知見等が大幅に増加することとなる。

そこで、本省・地方事務所の両者についての審査体制を強化するとともに、環境省における審査を補強するために、有識者からの意見を聴取し、大臣意見に反映するような仕組みを整備する。

２．事業計画

（１）改正法の施行及び今後の検討課題に向けた調査検討等経費

【平成23年度～平成25年度】

①改正法運用に向けた基本的事項の策定

改正法において新設される位置・規模等の検討段階での配慮書手続等について、事業種に応じた柔軟な取組を行い、環境影響評価法の対象となる全１３事業種について実効性のある配慮書手続が実施されるよう、事業種の特性を総合的に把握しつつ、基本的な考え方を定める基本的事項（告示）を策定する。

②新制度の周知徹底等

制度の運用に関わる者に対して新制度を周知徹底し、円滑な運用のため、説明会（全国７ブロック）の開催等を行うとともに、事業者が行う配慮書手続が、全事業種を通じて適切な水準となるよう、先進的な実施事例等を元に、配慮書手続における複数案の設定や環境要素ごとの調査、予測及び評価等の具体的な手法について、わかりやすく説明した技術ガイド等を作成する。

③環境影響評価に関する情報整備・人材育成

環境影響評価に関する評価項目・手法、環境保全措置の検討に資する各種環境情報について、事業者等が必要な情報を利用できるよう、事業者等のニーズを考慮しながらより効率的なデータベースを構築するとともに、環境影響評価の知見・技術向上のための研修を行い、人材の育成を図る。

④今後の検討課題に向けた調査検討等

国会審議等において繰り返し指摘されたより上位の計画や政策段階における戦略的環境アセスメントについて調査検討を進める。特に、主に政策等、今回の法改正で対象となる段階より上位の段階を対象とした諸外国の制度について整理分析し、我が国の政策体系への具体的な導入方法について検討する。

（２）改正法を受けた審査体制強化費　　【平成 23 年度～平成 25 年度】

平成２３年度は、本省においては、全国的な見地から配慮書段階から事後調査まで一貫した検討・審査を行うための知見、地方事務所においては、地域特性に応じた審査を行うための知見を集積、整理し、新たな制度のもとで審査を行うための基礎となる体制を構築する。

①本省においては、全国的見地からの審査に必要となる情報・知見について調査・整理するとともに技術的、新規性の高い案件の審査のための調査検討を行う。また、大臣意見を述べる機会が大幅に増加することから、本省の機構定員を増要求する。さらに、環境大臣意見の作成過程で有識者からの意見を聴取する新たな体制を構築し、審査の体制強化を図る。

②地方事務所においては、地域における環境情報の整理、問題点の把握などを行うための調査検討を行う。

２４年度以降は改正法の施行を受けて、構築された審査体制の更なる充実を図りつつ、事案ごとに厳格な審査を行う。

３．施策の効果

改正法の施行にあたり、適正な制度運用のための調査検討や周知徹底を行うとともに、必要な仕組みを構築することにより、制度の円滑な運用が可能になるだけでなく、改正法の成果を効果的に発揮することが期待できる。

また、改正法を受けた審査体制の強化により、本省・地方環境事務所が一体となり、全国的見地と地域の特性を統合した審査を行うことで一層環境保全に配慮した審査の実施を確保することができる。

環境影響評価法の改正に伴う制度運用等及び審査体制強化事業　一般会計（本省・地方）217,177千円（122,435千円）

環境影響評価法の改正（国会継続審議中）

○改正法の施行及び今後の検討課題に向けた調査検討等経費

127,573千円（81,422千円）
【新規・拡充】

・改正法の施行、より実効性の高い制度運用に向けて必要な調査検討・周知、
・今後の検討課題（上位段階ＳＥＡ、データベース整備等）に向けた調査等

・改正法の円滑な運用が可能
・改正法の成果を効果的に発揮

○改正法を受けた審査体制強化費

89,604千円（41,013千円）
【うち地方分30,000千円（7,600千円）】
【拡充】

・ＳＥＡ、事後調査等４段階における審査業務、専門的知見の増加に対応するため、審査体制の強化を図る。
・地方環境事務所の審査体制の強化

本省・地方環境事務所が一体となり一貫した審査を行うことで、一層環境保全に配慮した審査の実施を確保

低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業

１６９百万円（６９百万円）

総合環境政策局環境影響審査室

１．事業の概要

（１）火力発電所に係る審査高度化調査費

我が国の温室効果ガスの大幅削減の目標（2020 年 25%、2050 年 80%）の達成に向けて、環境影響評価法に基づく火力発電所の審査に際して、これら温室効果ガスの中・長期的な目標と整合が図られるよう、審査の高度化を行うもの。

（２）再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

風力発電所及び地熱発電所について、改正法に基づく一連の環境アセスメント手続きを先行実施するモデル事業を行う。

また、環境影響評価法の対象として新設と同様の手続きが求められている火力発電所リプレイスについて、環境アセスメント手続きの運用の合理化を図るモデル事業を行う。これらにより、適切な環境影響評価制度の運用の下温暖化対策に資する事業の円滑な実施を促進する。

２．事業計画

（１）火力発電所に係る審査高度化調査費（一般会計）

22 年度に得られる、現時点における発電所の設置実態、火力発電所の CO2 削減最新技術及び今後の技術動向、2050 年の長期目標との整合性等の検討結果をもとに、23 年度は、電気事業及び製造業双方における火力発電所を対象に、温室効果ガスの中期的（2020 年）な削減目標と整合するために新設される設備が満たすべき要件について検討を行う。【平成 22 年度～平成 23 年度】

（２）再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業（エネ特会）

一般的な火力発電所を中心に、発電所のリプレイス（老朽化した性能の悪い施設を効率の良い施設に置き換えること）について、環境アセスメント手続きの合理化の手法を取りまとめたマニュアルを作成することを通じて、老朽火力発電所のリプレイスを促進する。【平成 22 年度～平成 23 年度】

また、地熱発電所及び風力発電所を対象として、改正法に基づく一連の環境アセスメント手続きを行う費用を支援し、試行的に実施することにより、適切な環境配慮の下で、これらの再生可能エネルギーの導入を推進する。【平成 23 年度～平成 24 年度】

３．施策の効果

環境影響評価法等に基づく環境影響評価の審査の高度化を通じて、温室効果ガスの中・長期的な削減目標と整合した形で、発電所における温暖化対策が徹底される。

また、より環境性能の高い施設への効果的なリプレイス及び再生可能エネルギーによる発電所の設置促進により、温室効果ガス排出量の大幅削減に資する。

低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業

一般会計（本省）・特別会計　169百万円（69百万円）

温暖化対策の強い要請

（・長期目標2050年　80%削減
・中期目標2020年　25%削減）

○発電所事業の審査において、温暖化の観点も含めた適正な手続きが必要
○温暖化対策に資する発電所設置の促進

・ 小名浜の環境大臣意見を受けて、中長期目標と整合を図りつつ、最高水準の環境性能の施設が計画されるようアセス審査を高度化するための調査・検討。

火力発電所に係る審査高度化調査費（一般会計）

アセス法等に基づく適切な環境配慮の推進

低炭素社会実現にむけた発電促進のため相互に連携

適切なアセス手続きにのっとった低炭素社会実現に向けた発電の推進

・ 火力発電のリプレイスについて、アセス手続きの運用による合理化を図り、マニュアル化。
・ 再生可能エネルギー（地熱及び風力）における環境アセスメント先行実施。

再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業（エネ特会）

環境研究総合推進費（競争的資金）　　９，７６９百万円（７，００７百万円）
【うち「グリーン・イノベーション促進特別研究」として
「特別枠」要望分　２，７６２百万円】

総合環境政策局総務課環境研究技術室

１．要旨

政府全体における研究･技術開発の重点２本柱の一つである「グリーン･イノベーション」を推進する一環として、研究･技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発（領域横断研究、地域連携研究、低炭素社会早期達成研究、生物多様性確保のための研究等）を拡充する。

廃棄物の処理を適正に行いつつ、電力や熱エネルギーを回収して CO2 排出を削減する win-win 型の技術開発や、再生可能エネルギーによる CO2 削減と自然への影響といったトレードオフを解決するための技術開発など、個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合して、環境分野における分野横断的な研究開発を強化する。

これまで環境研究総合推進費においては、地球温暖化による我が国への影響および被害コストに関する総合的な知見を提供し、循環型社会形成推進科学研究費補助金においては、ダイオキシン類に関する研究により削減対策が進み、ダイオキシン類の排出量を大幅削減した等の成果を上げてきていることから、統合による研究開発の強化により、アジア等諸外国への技術移転による国際貢献のみならず、我が国の経済成長にも寄与することが期待できる。

２．事業内容

広く産学民官の研究機関の研究者から公募により提案を募り、社会的必要性、科学的必要性、計画・実施体制の妥当性や費用対効果の妥当性等を外部有識者等による厳正な事前評価を行ったうえで実施課題を決定し、研究開発を実施する。

（１）戦略的研究開発領域（トップダウン型）

先導的に重点化又は個別研究の統合化・シナリオ化を図るべき研究。

「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」
【特別枠要望：３００百万円】

生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けた世界目標として、本年１０月に名古屋で開催される生物多様性条約第１０回締約国会議で決定される「ポスト２０１０年目標」の実現を担う定量的な観測・評価・予測技術の研究開発をアジア規模で行う。これにより「ポスト２０１０年目標」のモニタリングと評価を可能とする科学的な手法が開発され、生物多様性の保全に向けた計画的かつ具体的な取組を設定し、その達成状況を定量的に測定・評価・見直しすることが可能となり、生物多様性への圧力の軽減、生物資源の持続可能な利用、生態系サービスの維持回復が図られる。

（２）環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）
個別又は複数の環境問題の解決に資する研究。

「低炭素社会早期達成特別枠」　【特別枠要望：５００百万円】

温室効果ガス排出量削減２０５０年８０％（長期目標）の達成のための研究のうち、２０２０年２５％削減（中期目標）にも貢献するもの、２０２０年以前から開始する必要があるものを実施する。

（３）**領域横断研究　【特別枠要望：３００百万円】**

廃棄物等からのエネルギーを回収するwin-win型の技術開発や、太陽光パネル、LED、リチウム電池等温暖化対策製品の３R技術の開発といった複数領域間のトレードオフを解消するための技術開発等、個別の領域のみならず、複数の領域で検討することにより相乗的な効果が期待できるものや、複数の領域で対応しなければ解決に結びつかない環境問題の解決に資する研究開発。

（４）地域連携領域
地域の独自性・特性を活かした環境問題解決のための研究。

地域連携領域　【特別枠要望（拡充分）：２００百万円】

温暖化に伴う地域レベルでの適応策や、生態系や生物多様性の保全など、国と地域等が連携して取り組まなければならない環境問題が大きくなってきていることに鑑み、地域の実情に即した得意分野を持つ地方環境研究機関や地方大学等の強みを生かした産学民官の連携を含めた研究開発。

（５）循環型社会形成推進研究
廃棄物処理に伴う有害化学物質対策、廃棄物の適正処理及び循環型社会の構築技術に関する研究。

日系静脈産業メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発
【特別枠要望（拡充分）：１，４６２百万円】

途上国でも利用可能な、焼却施設における熱利用の推進、ごみ収集から処分までのトータルの温室効果ガス排出量の最小化、ごみ処理システムの低コスト化・高度化のための技術開発により、地球規模の環境保全に貢献する。

（６）課題調査型研究領域
研究計画、手法等を予備的に調査する研究。

（７）革新型研究開発領域
若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究。
先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究。

（８）国際交流研究
海外の優秀な研究者を招聘し、受け入れ機関において共同で行う研究。

３．施策の効果

○　特別枠要望による研究・技術開発の実施により、約２３０人のポスドクの雇用創出が期待できる。

○　環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進が図られる。

○　分野横断的な研究の強化により、環境行政施策の推進上重要な課題についての大規模な研究も実施可能となり、その成果の活用が促進される。

○　申請手続きや審査プロセスが一元化、統一化され、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

環境研究総合推進費　平成23年度要求・要望額　9,769百万円（7,007百万円）

【うち「グリーン・イノベーション促進特別研究」として特別枠要望分　2,762百万円】

環境研究総合推進費（委託費）

政策貢献を指向した地球環境、公害防止、環境リスクの低減、地域の自然環境保全等に資する環境研究・技術開発を推進することを目的とした競争的研究資金

これまでの主な成果

・地球温暖化による我が国への影響および被害コストを推計し、今世紀末には被害額が毎年17兆円に及ぶ可能性があることを明らかにした
・希少植物であるサクラソウの絶滅リスクの低減

循環型社会形成推進科学研究費補助金

環境と調和する循環型社会の実現のため、技術水準の向上等を目的とした競争的研究資金

これまでの主な成果

・ダイオキシン類の発生メカニズムや削減方法の解明により削減技術が進み、ダイオキシン類の排出量をH20年にはH9年比99%削減を達成するなど有害物質の発生抑制に貢献
・プラズマディスプレーのリサイクル技術の開発

統　合

約230人のポスドクの雇用創出

環境研究総合推進費（委託費・補助金）

グリーンイノベーションの推進・分野横断的な研究開発強化

研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発、及び環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合し、環境分野における分野横断的な研究開発を強化・推進

要求
・戦略的研究開発領域（トップダウン型）
・環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）
・地域連携領域
・循環型社会形成推進研究
・課題調査型研究領域、革新型研究開発領域、国際交流研究

＋

特別枠要望
・生物多様性確保のための研究（トップダウン型）
・低炭素社会早期達成特別枠（ボトムアップ型）
・領域横断研究
・地域連携領域（拡充分）
・日系静脈産業メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発

○低炭素社会の実現に向けた研究開発の促進

イノベーションにつながる研究開発、分野横断的な研究開発を大規模に行うことが可能となり、低炭素社会の実現に向けた研究開発が促進される。

○ルールの一元化

申請手続きや審査プロセスの一元化、統一化により、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）

７，０００百万円（５，０２２百万円）

【うち「特別枠」要望分２，０００百万円】

地球環境局地球温暖化対策課

１．事業の必要性、概要

地球温暖化対策技術の開発及び実用化は、温室効果ガスの２５％削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の達成、経済と環境との両立による国際競争力の維持・向上、雇用を創出する新産業としての育成といった観点から極めて重要。「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」等においても、国家としてグリーンイノベーションを推進する方針が位置付けられたところであり、元気な日本を復活するための施策として、より一層の加速が必要となっている。

２．事業計画（業務内容）

平成22年度から、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち、主要なステークホルダーの参画を得て、優良技術を社会に組み込むための必要な法令等改革、運用方法･制度の確立、社会の受容拡大等に関する検討を行うための「グリーンイノベーション推進実証研究領域」を設けたところであるが、該当する技術開発を一層推進する。

また、中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成 22 年 6 月）において、重点課題として「複数領域間のトレードオフを解消する研究開発」が示されたことを踏まえ、23～25 年度に特別枠として「再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域」を設け、再生可能エネルギーの導入加速にあたって指摘されている自然環境、生活環境への悪影響の早急な克服を重点的に図る。

３．施策の効果

・エネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発

エネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発及び先端的技術を実証。平成 22 年度までの本事業の成果により、2020 年には 5300 万トン－CO2/年の削減を実現の見込み。

・環境関連新規市場の創出（特別要望枠分）

市場規模　2 兆円/年以上(2020 年、現状比 10 倍)

直接雇用　1 千人(部品メーカーを含めれば 1 万人)以上

地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)

◆ 優良技術を社会に組み込むための必要な法令等改革、運用方法・制度の確立、社会の受容拡大等に関する検討を進めるための「グリーンイノベーション推進実証研究領域」における研究開発を加速

◆ 「再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域」を新設し、再生可能エネルギーの導入加速にあたって指摘されている自然環境、生活環境への悪影響を早急に克服(特別枠要望分、23～25年度)

これまでの開発成果例

22年度までの本事業の成果により、2020年には5,300万トンーCO2/年の削減を実現

電気自動車用大容量リチウムイオン電池
- ➢ｴﾈﾙｷﾞｰ密度160Wh/kg を実現
- ➢2010年市販車に搭載

白色LEDを用いた高効率照明システム
- ➢消費電力:約1/5倍
- ➢価格:約1/7

グリーンイノベーション推進実証研究領域

重点公募課題(予定)

①電気自動車の適用車種の拡大等

②再生可能エネルギーの導入と建築物間のエネルギー融通

③廃棄物系バイオマスの利活用

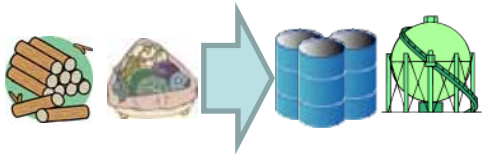

再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域(特別枠要望分)

重点公募課題(予定)

①騒音、バードストライクを回避・最小化した風力発電

消音器、吸音材、騒音制御、補剛・減衰付与等の効果、適用性

塗装、ライトアップ、構造、表面加工等に関する効果、適用性

②生態系への影響を回避・最小化した中小水力発電

取水方法、水車構造、施工法等に関する技術開発

③傾斜掘削等景観への影響を回避・最小化した地熱発電

傾斜掘削の低コスト化・小規模化等に関する技術開発

世界に貢献する環境経済の政策研究	４００百万円（４００百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の概要

急速に変化する環境や経済社会に係る状況に柔軟に対応しつつ、戦略的な環境政策の展開を実現するため、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか等の環境と経済の相互関係の調査分析を行う。特に、喫緊の課題となっているグリーン・イノベーションの推進等に係る研究や海外における環境産業の動向に関して情報整理・提供を集中的に行う。また、第１期３か年計画の最終年度に当たるため、各研究成果を統合したレポートを作成し、各研究成果の政策立案における活用の方向性を明らかにする。

２．事業計画

（１）グリーン・イノベーションの推進と国際競争力の強化に関する研究・調査

環境政策がグリーン・イノベーションに与える影響、グリーン・イノベーションを誘発させる政策の在り方、わが国の環境技術の国際競争力強化のための方策等について研究する。さらに、今後の市場性が期待される国々を対象に、当該国における環境産業の動向について、その市場規模の推定等、関連情報の収集・整理及び提供を行う。

（２）環境、経済及び社会の総合的な発展に向けた経済社会システムの在り方及びその進展を評価する手法の研究

少子高齢化の進展、資源・エネルギー需要の逼迫などに直面する我が国の進むべき方向性として、環境、経済及び社会のバランスの取れた新たな経済社会システムの在り方を検討する。また、そうした経済社会への移行段階等を総合的に評価・把握する手法について、GDP 等との整理を含め、その在り方について研究を行う。

（３）環境経済の政策研究（継続研究）

①環境政策と経済との地球規模での相互作用の研究

国際的な経済と３R、温暖化、生物多様性などの環境政策との相互関係等についての研究を行う。

②環境保全と雇用等の企業の発展に関する研究

企業の環境活動が技術発展、企業経営、企業の成長に及ぼす影響等についての研究を行う。

③効果的な環境政策形成に関する研究

環境政策と経済の関係を定量的に評価するモデルを活用した適切な政策手法の検討、都市・地域経済の活性化にも資する低炭素都市・地域構造の在り方など環境保全と地域経済の発展についての研究を行う。

④上記研究の成果を各種政策分野で実際に活用するために、具体的な政策スキーム等を念頭に置いた詳細なモデル計算等を行い、各研究成果を統合したレポートを作成し、各種政策分野での活用の方向性を明らかにする。

（４）環境経済情報の整備・提供

既存の統計情報等の活用や、「環境経済観測」の実施等により、環境産業に係る市場規模や景況感等、環境に関連する経済動向の情報を体系的に収集・整理し提供する。

３．施策の効果

本施策の成果を、①環境と経済がともに向上・発展する経済社会構築の基盤形成、②各種分析を踏まえた環境政策の戦略的展開、③各主体に求められる行動の明確化とその促進、④環境産業分野の振興に活かすことにより、我が国が先導して真の豊かさを実現する低炭素の経済社会を実現し、世界経済の発展に貢献することができる。

世界に貢献する環境経済政策の研究

背景

経済情勢

開発途上国の経済成長
世界的な資源エネルギーの需給 等

社会情勢

世界の人口増加 等

新成長戦略
(平成22年6月18日)

グリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略。2020年までに50兆円超の新規市場、140万人の新規雇用等

政策研究の内容

環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析する。

- 環境と経済・社会の統合的な発展のための政策研究(地球規模政策研究)
- 経済・社会と環境との相互影響についての解析(日本についてのマクロ的政策研究)
- 実践的な環境経済政策についての調査(企業行動、政策についてのミクロ的政策研究)
- 環境と社会・経済に関する動向についての基盤的情報の把握・提供(環境経済情報の発信)

成果の活用

- 環境と共生できる21世紀の経済社会構築の基盤形成
- 各種分析を踏まえた環境政策の戦略的展開
- 各主体に求められる行動の明確化とその促進
- 環境ビジネス分野の振興

日本が先導して低炭素の経済社会を実現し、世界経済の発展に貢献

- ○ 化石燃料制約を克服
- ○ 自然と共生し、「もったいない」を基調にした資源の循環による安全で心豊かな暮らし
- ○ 環境保全の努力が経済的に報われる仕組みをビルト・インし発展する市場経済

（新）企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業（環境成長エンジン（コンソーシアム）の構築）　５０百万円（　０百万円）

総合環境政策局環境計画課

１．事業の概要

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、環境分野が我が国の強みを活かす成長分野の一つに位置づけられているように、環境分野が新たな成長を牽引することが強く期待されている。こうした「環境と成長の両立」を実現するため、産官学によるネットワークとして「環境成長エンジン（コンソーシアム）」（仮称）を構築し、環境ビジネスの成功・失敗要因の分析、新たなビジネス・モデルの実施面での課題や促進支援策に関する検討等を行い、その成果を広く共有し、企業の実務・経営判断や環境政策に活用する。

２．事業計画

（１）「環境成長エンジン（コンソーシアム）」（仮称）の構築

新成長戦略に基づき、環境と成長の両立を実現するため、「環境成長エンジン（コンソーシアム）」（仮称）を構築する。コンソーシアムは、推進役（アクセル・ボード）に経済・工学等の分野から有識者等を迎え、シンクタンク等とタイアップし、企業・研究機関・地方公共団体などの参加を広く募る。特に、環境ビジネスに役立つ「実学」の立場に立って、環境省の有する企業との各種インターフェースを活用しつつ、下記（２）のような調査分析、研究等の検討、その成果の普及を図る。さらに、これらの取組について国際的な情報交換を行うためのセミナー、国際シンポジウムを開催する。

（２）企業との連携による環境ビジネス成功要因の分析活用等

環境省の有する企業との各種インターフェースを活用しつつ、企業との幅広い連携を図り、それを通じて以下の分析、その成果の活用を図る。

①企業から環境ビジネスに関する様々な事例を収集し、その成功・失敗要因を調査分析する。

②新成長戦略に基づき新たなビジネス・モデルの展開を図るため、企業から提案を募集し、当該ビジネス・モデルの実施面での課題や促進支援策について検討する。

③環境面からのビジネスシーズとニーズのマッチングなどを通じ、ビジネス・オポチュニティーの発掘を行うとともに、環境ビジネス促進に資する施策ニーズを把握する。

④上記の分析を通じ、環境ビジネス発掘のために求められる政策ツール・社会ツールについても知見を得る。

⑤コンソーシアムのアクセルボードは、学術的な観点から、上記①～④に関する調査分析等に関する指導・助言、その成果の企業実務・経営判断や環境政策への活用方策等について検討する。

３．施策の効果

本施策を通じて、産官学によるネットワークの形成、研究成果を広く企業の実務・経営判断や環境政策に活用することにより、環境ビジネスの振興、日本企業の競争力の強化を図り、我が国が世界を先導して環境と成長が両立する経済社会を実現する。

企業との連携を通じた環境成長要因の分析活用事業
（環境成長エンジン（コンソーシアム）の構築）

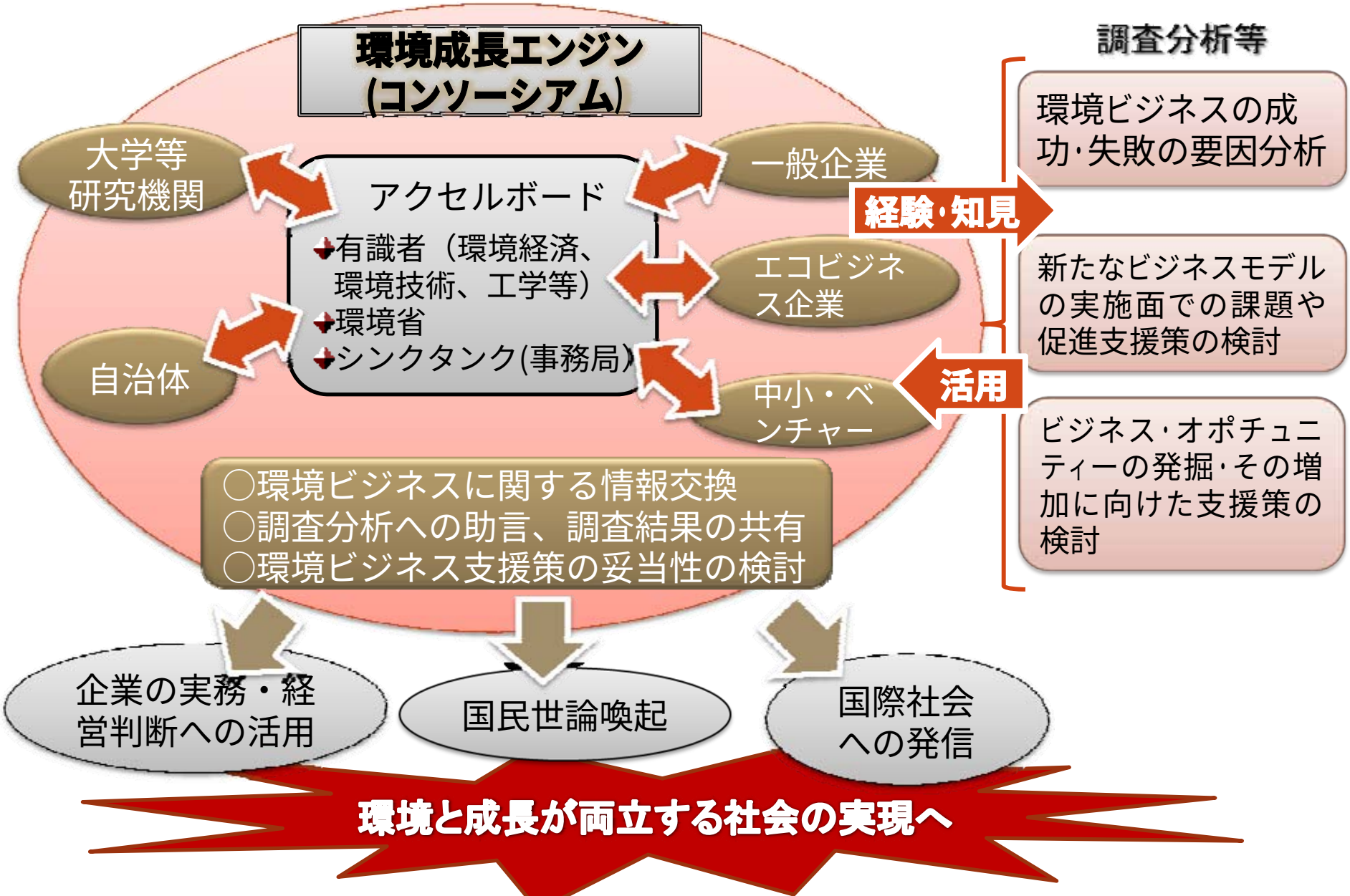

次期国際枠組みづくり推進経費　　137百万円（137百万円）

地球環境局地球温暖化対策課国際対策室

１．事業の必要性、概要

コペンハーゲン合意に基づく次期枠組みの構築に係る交渉と温室効果ガスの削減の実施について、各国の削減目標・行動の有効性評価、次期枠組みに係る我が国提案の検討、主要国に対する働きかけ及び削減行動に関する測定・報告・検証（MRV）の実施のための指針づくり等を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）コペンハーゲン合意を踏まえた国際交渉戦略検討事業

①各国の削減目標等の評価検討経費

主要国の削減目標・行動が温暖化の防止に効果を有する十分なものか、我が国と比較して相応の水準にあるか等について分析・検証を行う。

②次期法的枠組み検討経費

コペンハーゲン合意の内容を踏まえ、排出削減、市場メカニズム、適応、途上国支援等を含む枠組みの実現に向けた、日本提案の検討を行う。

③二国間戦略検討経費

米・中・印等主要国政府とそれぞれ共同の政策対話等を実施して、意欲的な排出削減の実現や国際交渉の促進に向けた働きかけを行う。

（２）コペンハーゲン合意の早期実施事業

①削減行動の測定・評価・検証制度検討経費

途上国の MRV 実施のための体制や今後の方針について実態調査を行うとともに、MRV に関する国際的指針のあり方について検討を行う。

②アジア太平洋セミナー開催経費

アジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換を行う。

３．施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減、次期枠組みの国際合意

国際交渉の見通しと次期国際枠組みづくり推進事業（H23）

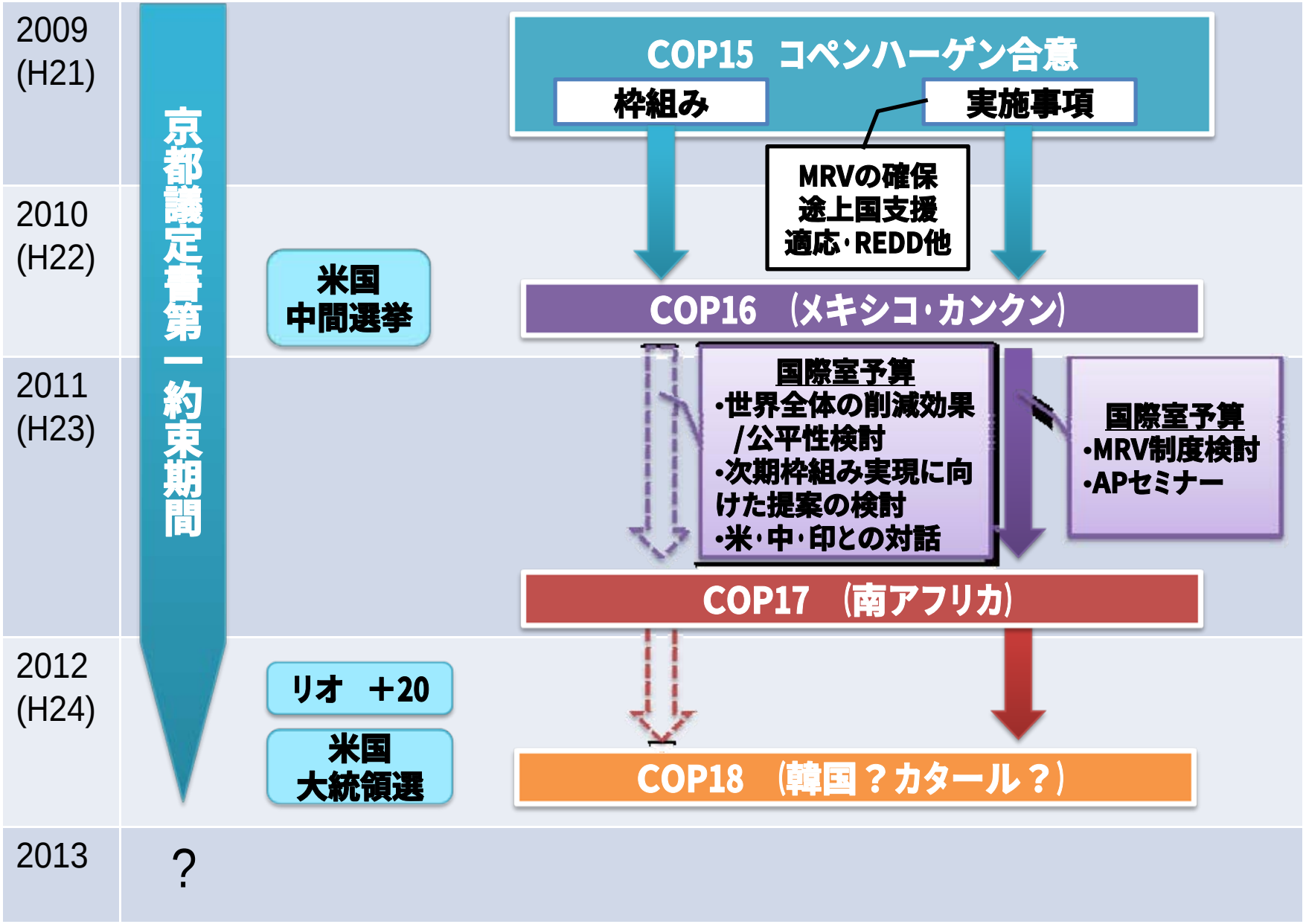

新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業

1，153百万円（ 807百万円）

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○　本事業は、新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等を実現するため、新たなメカニズムの在り方の検討、実現可能性調査、情報収集・提供、途上国向けの人材育成支援を実施するものである。

○　「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の工程表では、「我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築」が位置づけられている。

○　特に、2013 年以降の新たな国際枠組みの構築に向け、日本の技術、製品、企業活動の貢献が適切に評価される新たなメカニズムの構築及び既存の京都メカニズム（CDM/JI）の改善を行う必要がある。

２．事業計画（業務内容）

○　CDM/JI については、平成 11 年度から実施されている「CDM/JI 事業調査」によって、有望案件の実現可能性調査を行ってきた。平成 15 年度からは、これに国内民間事業者向けの相談支援事業と途上国政府向けの人材育成支援事業が加わっている。

○　新たなメカニズム（REDD+（※）は一般会計で対応）については、平成 22 年度の CDM/JI 事業調査において、３件を採択し、専門家によるタスクフォースを設け、次期枠組みの検討に資する観点から、重点的に調査を行うこととしている。また、新たなメカニズムに関する国内民間事業者向けの情報収集・提供事業も始めている。

○　平成 23 年度は、これらの実現可能性調査、情報収集・提供事業、人材育成支援を、新たなメカニズムに対応できるよう見直し、継続するとともに、これらの事業から得られる知見を基に、新たなメカニズムの在り方を検討し、国際交渉等にインプットする事業を行う。

（※）REDD+：森林の減少・劣化を防止することによる森林からの温室効果ガスの排出削減（REDD）に、植林事業等による炭素ストックの積極的な増加を加えた拡張概念。

３．施策の効果

○　日本の貢献が適切に評価される新たなメカニズムの構築及び既存の CDM/JI の改善が実現し、技術移転・普及に貢献するとともに、世界的な排出削減に繋げる。

新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業（既存クレジットの改善を含む）の概要

我が国民間事業者の事業プロジェクト実施を阻む様々な障害を解決し、新メカニズムの実現を図る。

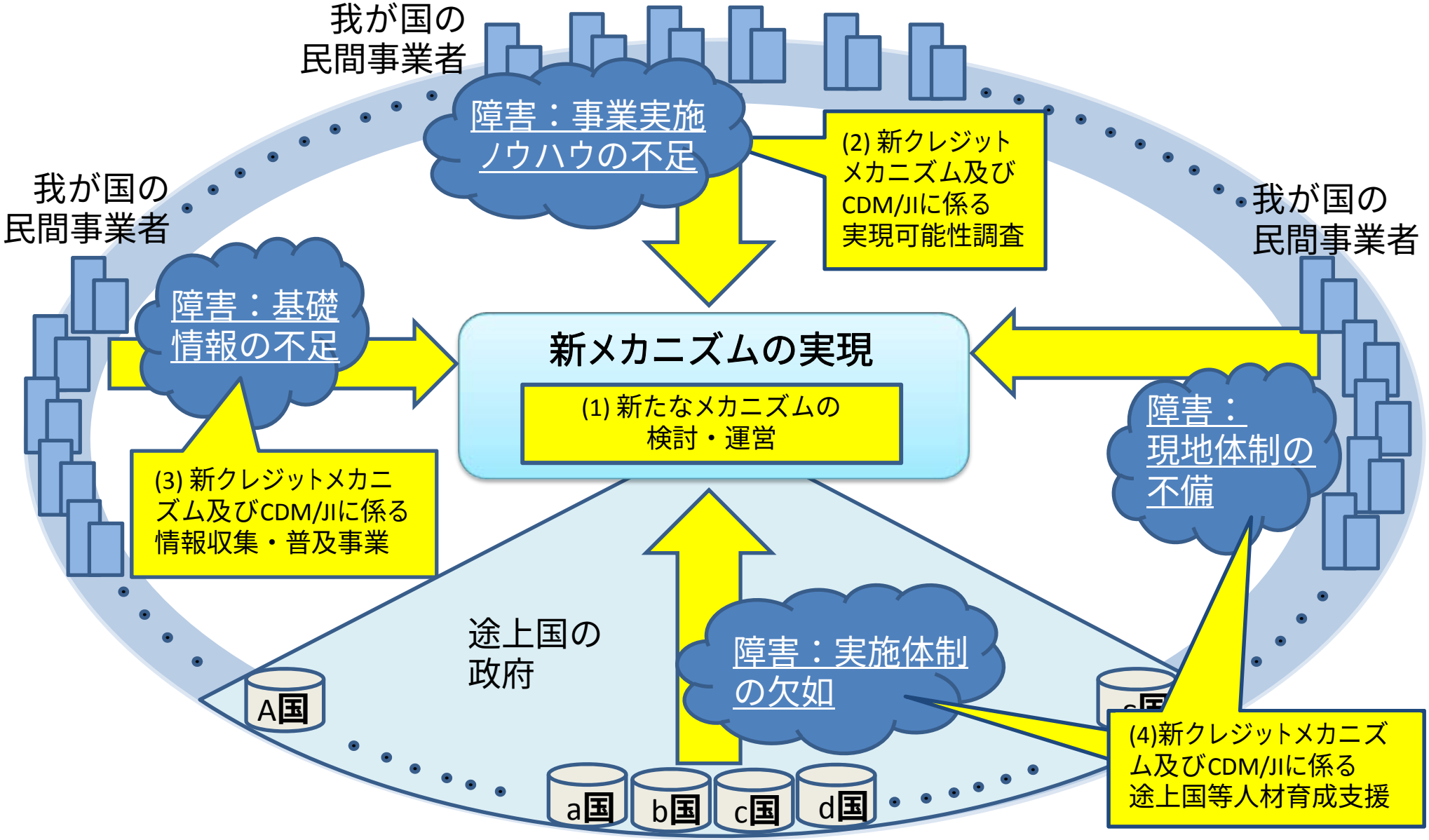

新たな国際排出削減･吸収クレジットメカニズムの構築に係る実現可能性調査費
70百万円(18百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

１．事業の必要性、概要

○　本事業は、新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等に資するため、途上国における森林減少及び劣化への対策（REDD+）及び非エネルギー起源の温室効果ガス削減・吸収に資するクリーン開発メカニズム（CDM）の有望案件を発掘し、実現可能性調査を行うものである。

○　「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の工程表では、「我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築」が位置づけられている。

○　特に REDD+メカニズムについては、2013 年以降の次期枠組みに向けた国際交渉でも注目され、比較的順調に検討が進んでいることから、我が国としても同メカニズムに関する知見・経験を得る必要がある。

○　非エネルギー起源系の京都メカニズム（CDM）についても、我が国の技術が生かせるものについて、積極的に普及を図る必要がある。

２．事業計画（業務内容）

○　非エネルギー起源系の CDM については、平成 11 年度から実施されている「温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査」によって、有望案件を公募の上、事業調査を実施し、報告書の公表を行ってきた。

○　REDD+については、平成 21 年度事業において、森林系 CDM 類似のものとして１件を採択し、事業調査を実施した。平成 22 年度も同様に２件を採択し、うち１件について専門家によるタスクフォースを設け、次期枠組みの検討に資する観点から、重点的に調査を行うこととしている。

○　平成 23 年度は、非エネルギー起源系 CDM 案件の普及促進を図り、さらには、REDD+に係る知見・経験を充実させ、次期枠組みの検討に生かすべく、非エネルギー起源系 CDM 及び REDD+について案件採択件数を合計５～６件程度に拡大し、体制を拡充強化する必要がある。

３．施策の効果

○　日本の貢献が適切に評価される新たなメカニズムの構築及び既存の CDM の改善が実現し、技術移転・普及に貢献するとともに、世界的な排出削減に繋げる。

新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築に係る実現可能性調査費の事業概要

日本の貢献が適切に評価されるような新メカニズムの構築及び既存のCDMの改善を実現し、
技術移転・普及に貢献するとともに、世界的な排出削減に繋げる。

我が国の
民間事業者

我が国の
民間事業者

**採択件数の拡大
(合計5～6件程度
を予定)**

新クレジットメカニズム及びCDM/JIに係る実現可能性調査

有望案件の発掘　及び　実現可能性調査の実施

REDD＋（途上国における森林減少及び劣化への対策）

⇒次期枠組みの検討に向けたREDD+メカニズムに関する知見・経験のさらなる充実を図るため、体制を大幅に拡充・強化

非エネルギー起源CDM

⇒我が国技術を活かせるものについて、積極的に普及を図る

新メカニズムの実現

（新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築）

途上国の森林に係る削減･吸収量の測定事業　　200百万円(39百万円)

地球環境局研究調査室

１．事業の必要性、概要

・REDD プラスは、次期国際枠組において制度的・技術的メカニズムの構築に向けた合意がなされる可能性が高い。

・REDD プラスを通じて排出が抑制された削減量は、将来的には「新たなクレジット」となる可能性があり、我が国の中長期目標の達成のために活用することが期待される。

・途上国においては、森林のインベントリやモニタリングが十分整備されておらず、REDD プラス活動による温室効果ガス排出削減・吸収の効果を定量的に把握することが困難。

・本事業により、将来的なクレジット化、我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、「いぶき」のデータ活用を始めとする人工衛星、地上等での直接観測技術及びモデリング技術を組み合わせて、森林インベントリを補完・検証する技術システムを開発する。

２．事業計画（業務内容）

・既存の観測システム（人工衛星、地上、航空、船舶等）、モデルによる森林炭素量測定精度の精査、課題の抽出

・本事業に要求される技術開発水準（衛星センサー等観測システム、モデル等）の精査、開発ロードマップの作成

	H23	H24	H25	H26	H27
既存観測システムの精査､課題の把握	→	→			
技術開発水準、ロードマップ作成	→	→	→	→	→
技術開発・高度化	→	→	→	→	→
実証実験（準備期間を含む）		→	→	→	→

３．施策の効果

･途上国における森林インベントリの補完･検証できるシステムの開発

･REDD プラス活動による温室効果ガス排出削減・吸収効果の定量的把握

･クレジット化を通じた我が国の中長期目標の達成への活用

途上国の森林に係る削減･吸収量の測定事業　(200百万円)

森林炭素量の変化を測定又は検証する技術システム概念設計およびプロトタイプによる実証試験

大気観測におけるデータ集積、技術開発

「いぶき」など温室効果気体観測衛星によるデータ蓄積･解析

温室効果ガス地上観測（航空機･船舶、小型自動観測機器、フラックスタワー等を含む）の充実によるデータ蓄積･解析

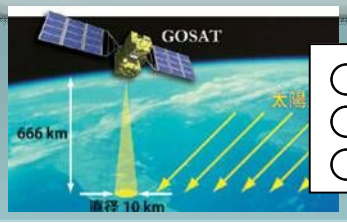

○　「いぶき」データの継続的な検証作業
○　「いぶき」後継機の性能要求検討
○　観測技術システムの開発

･大気輸送モデルの高度化
･海洋生態系･輸送モデルの高度化

森林地上観測の充実によるデータ蓄積

陸域生態系モデルの精度向上

「だいち」など森林画像観測衛星によるデータ蓄積･解析手法の高度化
- ･森林減少、劣化のマッピング
- ･森林炭素収支のマッピング

森林生態系炭素量に関する知見集積、技術開発

検証
整合性チェック

森林生態系バイオマス変化量（REDD活動の効果）の評価

途上国の森林インベントリを補完･検証できるシステムのプロトタイプを構築

(新)国際連携戦略推進費	87百万円(0百万円)

地球環境局総務課（国際ライン）

１．事業の必要性、概要

・ 地球環境保全の推進のためには、各国や国際機関、産業界等の動向や国際会議等での議論を踏まえつつ、我が国としての国際連携戦略を構築することが急務である。

・ 特に、「持続可能な開発に関する国際的枠組」「グリーン経済」を主要テーマとして 2012 年（平成 23 年）に開催される「リオ＋20（持続可能な開発会議）」に向けての議論を、国際的な連携を図りつつ、我が国が戦略的にリードしていく必要がある。

・ また、経済のグリーン・グローバル化が進む中で、世界貿易機構（WTO）や自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）等で、貿易と環境の相互支持性の強化が重要な論点となっており、そのための国際的な議論・交渉に積極的に参画することが必要である。

２．事業計画（業務内容）

① リオ＋20 に係る取組等に関する調査・分析

・ 各国政府や国際機関（UNDESA、UNEP、OECD）における環境分野（特に「リオ＋20」の主要テーマ及び貿易と環境に関するもの）の取組状況や論点等についての調査・分析及びそれら国際的動向を踏まえた地球環境保全のための国際連携戦略の検討。

② GEA、UNDESA、関係各省等と実施する国際会議の開催

・ 「リオ＋20」に提案すべき事項をとりまとめるため、地球環境行動会議（GEA）や UNDESA 等の国際機関、関係各省等との共催で、国内外の各界（政界・学会・産業界）指導者等を招集した国際会議を開催。

３．施策の効果

・ 国際連携戦略を構築し、各国や国際機関と連携した地球環境保全の取組を推進。特に「リオ＋20」に向けて積極的に貢献。

・ 経済のグローバル・グリーン化を推進することにより、新成長戦略で示されている「50 兆円超の環境関連新規市場」や「140 万人の環境分野の新規雇用」等の 2020 年目標の達成へ貢献。

国際連携戦略推進費

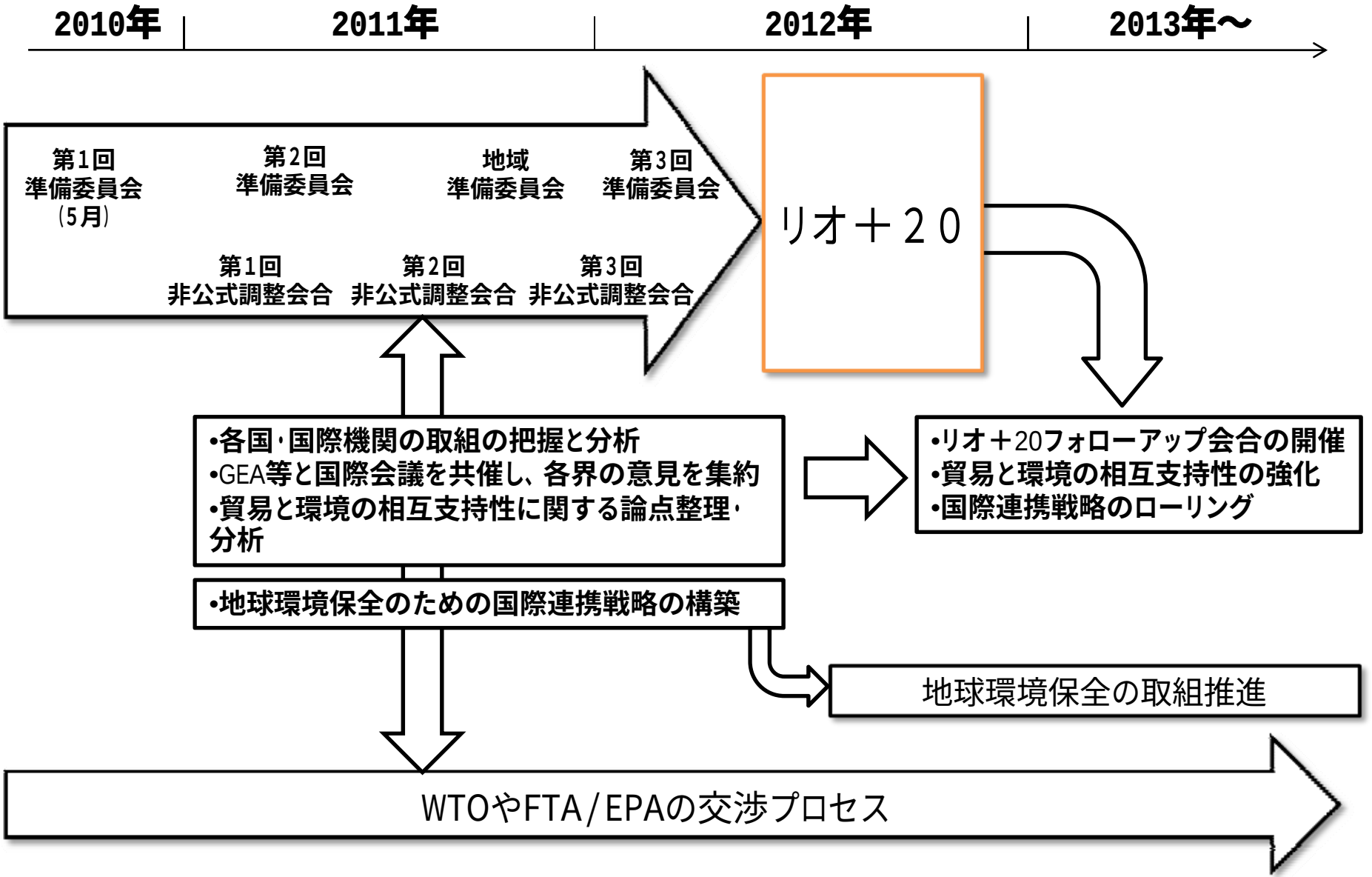
2010年
2011年
2012年
2013年～
第1回
準備委員会
（5月）
第2回
準備委員会
地域
準備委員会
第3回
準備委員会
第1回
非公式調整会合
第2回
非公式調整会合
第3回
非公式調整会合
リオ＋２０
•各国・国際機関の取組の把握と分析
•GEA等と国際会議を共催し、各界の意見を集約
•貿易と環境の相互支持性に関する論点整理・分析
•リオ＋20フォローアップ会合の開催
•貿易と環境の相互支持性の強化
•国際連携戦略のローリング
•地球環境保全のための国際連携戦略の構築
地球環境保全の取組推進
WTOやFTA/EPAの交渉プロセス

東アジア共同体環境協力推進費　　245百万円(262百万円)

地球環境局環境協力室

１．事業の必要性、概要

東アジアにおいては、著しい経済成長に伴い温室効果ガスの排出をはじめとする環境負荷が増大し、当該地域のみならず地球規模の環境問題になっており、これに対して国の枠を超えて対処することが急務となっている。

また、このような状況の下、平成 22 年６月には、総理指示に基づき取りまとめられた「東アジア共同体構想に関する今後の取組について」においては「気候変動等をはじめとする環境分野」が重要な柱となっている。

本事業は、各部局の環境協力を総合的に推進するため、各種大臣会合でのインプット、各事業の連携及び基礎調査などの支援措置を行うものである。

２．事業計画（業務内容）

(1) クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進

①全省的に CAI を推進するための事務局を設置し、各国及び国際機関との情報交換・情報発信や必要な調査等を行い具体的な協力案件の形成を図る。

②東アジア首脳会合環境大臣会合等の開催支援業務

③環境的に持続可能な都市に係る協力

(2) 日中韓環境大臣会合(TEMM)及び TEMM プロジェクトの推進

①全省的な取組を進め、協力案件の形成及び進行管理の実施

②各 TEMM プロジェクトの実施

(3) 日中環境協力基礎調査

日中間の低炭素社会構築に向けた共同研究の実施

３．施策の効果

我が国主導の下、東アジア各国及び国際機関と連携し、東アジア地域の低炭素、低公害、循環型及び自然と共生する社会の形成を進め、もって中長期的に、東アジア共同体の形成に向け積極的な貢献を果たすものである。

東アジア共同体構築に向けた環境協力の推進

（東アジア共同体環境協力推進費）

●様々な既存の取組を活用しつつ、機能的な協力を積み重ねることにより、アジア共同体構想を牽引。
●全省的な取組を統合的に推進し、相互調整及び広報等を通じ国際社会との連携を確保。
●省内の横断的な案件形成などの調査を行い全体として東アジア地域における環境協力を推進。

＜Ⅰ．全省的な取組の推進＞

■クリーンアジア・イニシアティブ（CAI）

各国の歴史、伝統、文化に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとして移転することにより、アジア諸国の経済発展が環境劣化を飛び越えて、発展することを目的に、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指す。

①CAI事務局
②EAS環境大臣会合等の推進
③環境的に持続可能な都市に係る協力

■日中韓環境大臣会合(TEMM)

日中韓三カ国が、地域内のみならず地球規模の環境問題について、率直な意見交換を行い、協力を強化していくため、1999年以来毎年日中韓三カ国環境大臣会合を開催、様々な分野で協力を行っている。

①協力案件の形成・進行管理
②TEMMウェブサイト

＜Ⅱ．個別事業＞

■クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)関連施策

・東アジア諸国における水質総量規制制度導入支援事業
・コベネフィット・アプローチの推進
・有害廃棄物の不法輸出入防止国際ネットワークを通じたアジア各国との連携強化
・国際SATOYAMAイニシアティブ推進事業
・東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ
・東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワークショップ
・アジア水環境パートナーシップ（WEPA）　等

■日中韓環境協力プロジェクト

・ 3Rセミナー
・黄砂共同研究
・合同環境研修、
・環境教育ネットワーク
・環境産業円卓会議
・化学物質ダイアローグ
・光化学オキシダント化学研究
・東アジア地域の大気環境の保全
・環境教材の作成
等

CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費

807百万円(704百万円)

水・大気環境局　水・大気環境国際協力推進室

1．事業の概要

アジア各国では経済発展に伴い、大気汚染、水質汚濁等の環境問題も顕在化しつつある。このようなアジア各国の環境問題の解決と温暖化対策を同時に実現するためのコベネフィットCDM事業を推進する。

そのため、コベネフィットを実現するCDMプロジェクトに対して、発生するクレジットの50%以上を政府口座に無償移転することを条件に、初期投資額の1/2を補助する。

2．事業計画

公募により事業を募集し、実施する。

	H20	H21	H22	H23	H24
CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業	（2件）	（1件）			

3．施策の効果

・排出権の政府移転による日本の温室効果ガス排出削減目標の達成への貢献。
・我が国の途上国における環境汚染対策への貢献及びコベネフィット型対策を通じた日本の技術の普及。
・途上国で実施する事業に対して支援を打ち出すことにより、途上国の温暖化対策への理解及び積極的な参加を促進。

ＣＤＭを利用したコベネフィット実現促進・支援事業

温室効果ガス削減と環境汚染対策とを同時に達成する取組

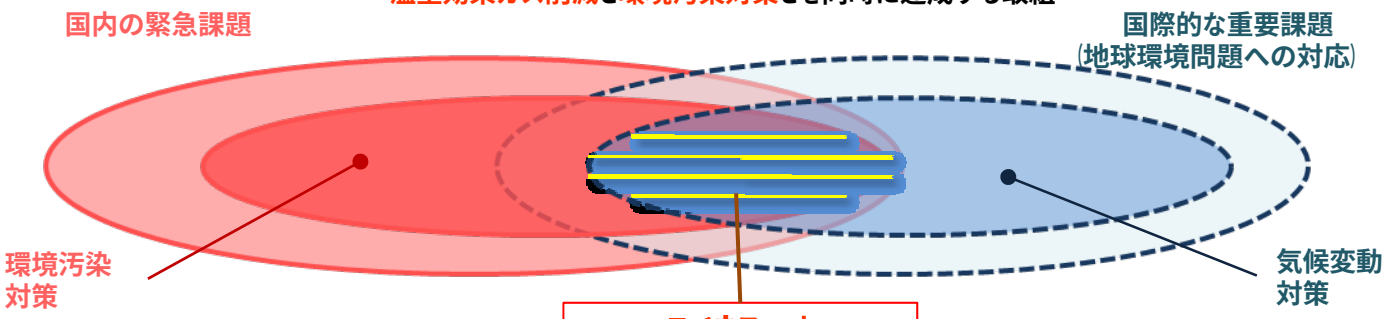

＜大気汚染＞
- 工場等の燃焼効率改善
- 持続可能な交通（EST）の実現

＜水質汚濁＞
・工場・事業場等からの排水の残渣からのメタン回収利用

＜廃棄物問題＞
・都市ごみのコンポスト化
・埋立地における準好気性システムへの転換

事業内容

発生するクレジットの50%以上を無償移転することを条件に、コベネフィットを実現するCDMプロジェクトの初期投資の１／２を補助。

想定されるコベネフィット対策の対象分野

コベネフィット対象分野	対策活動	環境保全便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質（SOx、NOx、煤塵）の減少	温室効果ガス排出削減
	燃料転換		
	交通対策		
水質汚濁	ヘドロ等からの温室効果ガス発生防止	水質改善、悪臭防止	
廃棄物	適切なごみ埋立	廃棄物の適正処理	
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物量の減量	

事業スキームの例

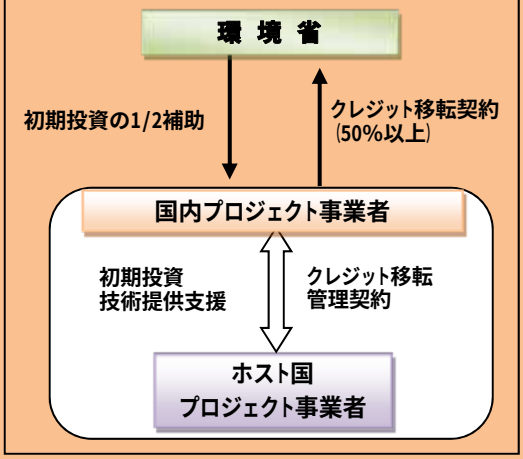

【マレーシア】 マレーシア国における閉鎖処分場の温室効果ガス排出削減に伴う環境改善事業（実施例）

嫌気性状態である廃棄物処分場を準好気性に改善することで、廃棄物処分場から排出される温室効果ガスを削減するとともに、廃棄物処分場の安定化、浸出水の水質改善及び悪臭防止等の環境汚染対策を図る。
　当該技術は日本の代表技術の一つであり、アジア各国で普及が期待されている。

事業対象の廃棄物処分場

現地調査

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
廃棄物処理場の安定化・安全閉鎖
浸出水の水質改善
悪臭改善

（新）日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業
～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～
［２，７６２百万円］
１，３００百万円（０百万円）
※上段［　］書は、環境研究総合推進費の中で要望している「静脈産業の海外展開に資する技術開発」（１，４６２百万円）を加えた額。
【「特別枠」要望】

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
企画課リサイクル推進室
廃棄物対策課
産業廃棄物課

１．事業の概要

現在、アジアの途上国では、急速な経済発展に反して廃棄物の適正処理が追いつかず、環境汚染が懸念される状況にあり、一部の途上国において不適切な廃棄物処理が行われている例が報告されている。

また、我が国は、これまで廃棄物処理、リサイクルに係る時代の要請に応じて静脈産業、技術を向上させてきており、その結果として我が国静脈産業は環境保全及び循環資源において先進的な技術を有している。

こうした先進的な我が国静脈産業を、特に廃棄物の急増が予測されるアジアを視野に海外展開し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげる必要がある。

このため、まずは、我が国静脈産業を海外展開するための戦略を策定し、我が国静脈産業の戦略的な海外展開を促進する。

また、政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージ化して海外展開することにより、高い技術をもった先行グループによる我が国静脈産業の海外展開の実績づくりを進める。

さらに、先行事例に続き、我が国静脈産業の海外展開を進めるため、次世代の海外展開、静脈メジャーを担う静脈産業の育成を支援する。

２．事業計画

Ⅰ　静脈産業の戦略的海外展開促進　　１４百万円

有識者、学識経験者、産業界関係者等による戦略会議を設け、既に海外展開を視野に入れて活動している事業者への支援策、次世代の海外展開、静脈産業を担う事業者の育成支援等、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開支援のための戦略を策定する。

Ⅱ　日系静脈産業メジャーの海外展開支援

（１）日系静脈産業海外展開事業化促進事業　　２２８百万円

事業展開対象国での具体的事業展開支援（フィージビリティ調査（事業運営方法、必要経費、環境保全効果等））、その後の円滑な運営を促進するための支援（能力開発事業、研究協力等）を行う。

（２）日系静脈産業海外展開支援基盤整備事業　　９４百万円

日系静脈産業が海外展開を検討する参考となるよう、対象国廃棄物処理方法、廃棄物量等の国別情報のデータの収集・分析を行うとともに、アジア各国において我が国静脈産業の周知・普及事業（パビリオン等）を行う。

（３）日系静脈メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発
１，４６２百万円

途上国でも利用可能な、焼却施設における熱利用の推進、ごみ収集から処分までのトータルの温室効果ガス排出量の最小化、ごみ処理システムの低コスト化・高度化のための技術開発により、地球規模の環境保全に貢献する。

（※環境研究総合推進費の中で要望）

Ⅲ　次世代の海外展開を担う静脈産業の育成

（１）民間企業の新たな循環ビジネスモデル確立支援　　８０７百万円

未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が、次世代の静脈産業メジャーとして成長し海外展開していけるよう、①市民、自治体、排出事業者等による資源を含む廃棄物の回収システムの構築、②付加価値が高い製品を安定的に供給できる再資源化ビジネスの構築、及び③回収・再資源化システム全体での採算性の実証を行うための実証事業の実施によりビジネスモデル構築を支援するとともに、その取組を広く共有することで循環ビジネス全体の底上げにつなげる。

具体的には、以下の支援事業を行う。

・使用済電気電子機器の回収システム構築及びレアメタルリサイクル構築
・廃棄物選別の高度化を通じた高付加価値かつCO2排出量の少ないリサイクル鉄製造ビジネス
・安価でCO2排出量の少ない廃ペットボトル回収システム構築及び再ペットボトル化ビジネス　等

（２）日系動脈産業の進出と連動する静脈産業育成支援事業
１５７百万円

日系動脈産業の進出と連動する静脈産業を育成するため、廃棄物を処理する側の優良化とその差別化や、廃棄物を排出する側が優良産廃処理業者に積極的に廃棄物処理を委託する社会的インセンティブを有する仕組み作りを行うなどして、優良産廃業者が産廃処理市場で積極的に支持される循環ビジネスを構築支援する。

３．施策の効果

我が国の経験、知見を活用した、途上国における制度構築と事業展開が一体となった廃棄物処理・リサイクル実施システムの事業展開推進手法が具体事例に基づき形成され、それに続く国内における新たな循環ビジネスモデルの確立とその展開も進むことにより、今後の我が国静脈産業のアジアでの展開が促進される。これによりアジアでの循環型社会構築と環境負荷低減及び我が国経済の活性化が期待される。

日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業

[2,762百万円]
1,300百万円（0百万円）

効果

◆廃棄物処理・リサイクルシステム、技術がアジアに普及
▶ アジアにおける環境負荷低減
◆静脈産業のアジア展開
▶ 我が国経済の活性化

静脈メジャー

先行グループ

海外展開メジャー

次世代グループ

次世代の海外展開

基盤戦略14 百万円

○関係者が連携して、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開のための戦略を策定

我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開　228百万円

○大臣合意など政府レベルの基本的枠組みのある国に対する先行グループの海外展開促進

①具体的な海外事業展開を想定したフィージビリティ調査
②現地での海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ
③現地静脈産業の円滑運営のため関係者への研修

次世代静脈産業メジャーの育成　964百万円

1．未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

①レアメタルリサイクル
②高付加価値・低炭素型の鉄リサイクル
③ペットボトルの再ボトル化　等

2．高リサイクルに取り組む産廃業者、排出事業者を適正に評価する手法の確立等を通じた静脈産業の育成支援

①事業者の差別化に向けた適正評価手法の確立とその実施
②産廃業者と排出事業者の協働に向けた情報の収集・分析

情報基盤の整備　94百万円

①海外展開可能性国の情報収集・分析（国内に海外展開情報提供）
②我が国静脈産業技術の海外情報発信（アジア諸国の興味醸成）

静脈産業の海外展開に資する技術開発

※1,462百万円を環境研究総合推進費にて要望

○途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業
１７２百万円（１５２百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

我が国は、Ｇ８において３Ｒイニシアティブを展開し、またアジア３Ｒ推進フォーラムを提唱し設立するなど、廃棄物管理・３Ｒに関する国際的議論を推進してきており、引き続き国際社会において循環型社会構築にリーダーシップを取り、我が国の制度、システム、技術を海外に積極的に紹介し、国際社会に大きく貢献することが重要である。

このため、我が国の知見・技術を活用して、アジア、さらに世界的な３Ｒの実行を推進するため、３Ｒ推進国際協力プランを立案し、その実施を図るとともに、特にアジアにおける３Ｒ推進のための体制整備や情報共有をはじめとする取組を展開する。

２．事業計画

（１）３Ｒ推進国際協力プランの検討

３Ｒの推進と資源の持続可能な管理とを関連づける国際的な議論の潮流を踏まえ、資源の有効活用による環境負荷低減の観点を含めた国際的な循環型社会構築の方向性に関する３Ｒ推進国際協力プランを策定し、これに基づく国際協力を推進する。

（２）アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援

廃棄物の発生量が増大し質も多様化するアジア各国が、温暖化対策にも配慮しつつ廃棄物管理や３Ｒを推進するための計画立案実施の支援を行う。

（３）南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム廃棄物作業部会における活動経費

「南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」の下に設置されている廃棄物作業部会の作業計画に基づく活動として、医療廃棄物及び都市廃棄物の優良事例の共有、域内途上国における廃棄物の適正処理・３Ｒのため

の優良取組事例の支援等を行う。

（４）３Ｒナレッジハブ整備強化事業
アジア各国での３Ｒ施策推進のための知識基盤として構築された「３Ｒナレッジハブ」において、３Ｒ関連技術・政策・国際協力の人材・組織の情報整備等を行う。

（５）アジア循環型社会構築検討調査費
アジアにおける３Ｒ・廃棄物関係者・専門家間での連携と情報共有を促進、並びに各国のリサイクル制度等の政策の発展を踏まえ、東アジア全体での循環型社会の実現に向けて、課題、政策手段の検討評価を行う。

３．施策の効果
○我が国のイニシアティブによるアジア３Ｒ推進フォーラム等の国際枠組を活用した戦略的な３Ｒ国際協力の推進
○アジア各国における３Ｒ・廃棄物の適正物の適正処理能力の向上
○我が国の先進的な３Ｒ技術・システムの国際的な展開
○政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化
○３Ｒに関する国際的な研究の推進による化学的基盤の強化
○Ｇ８等での３Ｒ推進の取組においてリーダーシップを発揮

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

アジアでの廃棄物に関する課題

- 廃棄物の発生の拡大と質の多様化
- 廃棄物や循環物質の国境を越えた移動
- 資源価格の高騰

アプローチ

- 各国協調の取組
- 各国取組における3Rの優先化
- 3Rの具体的行動の実践
- 各主体（政府（国、自治体）、事業者、大学、NGO、住民） の能力形成・参加・協力

多国間で協力の下での取組

- アジア3R推進フォーラム
- 南東・東アジア　環境と保健に関する閣僚級地域フォーラム
- UNEP資源パネル（世界的な研究者によるパネル）
- 3Rナレッジハブ
  循環技術の拠点整備
  研究ネットワーク体制

二国間協力

- 各国の3R国家戦略策定を支援

H23予算要求事項

- **3R推進国際協力プランの策定**
- **アジア3R推進フォーラムの活動促進**
  - フォーラムの下での各主体のネットワークの推進支援
  - 各主体の活動推進
- **南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム廃棄物作業部会における活動**
  - 医療廃棄物、都市廃棄物の優良事例の共有、分析
  - パイロット事業
- **3Rナレッジハブ整備強化事業**
- **アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援**

- アジア低炭素・循環型社会構築検討調査費
- 東アジア低炭素、循環型社会政策検討評価調査費
- 持続可能なパネルへの対応

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費
７２百万円（７３百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の概要

近年、資源循環の活性化に伴い、廃棄物等の輸出入は増加傾向にある。このような中、循環資源や中古製品の輸出においては、脱法的に廃棄物等が輸出され、国外で環境上不適正な処理に伴う環境汚染を引き起こすことが懸念されている。また、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、廃棄物等の適正処理を前提条件として、資源の有効利用を促進する必要性も指摘されている。

本事業は、廃棄物等の輸出入管理における我が国の国際的責任を果たすため、事業者等に対する国内外規制の周知徹底や不正輸出防止対策の強化等を行うとともに、アジア圏における資源循環の重要性を踏まえた今後の廃棄物輸入の展開方策の検討を行うことを目的とする。

２．事業計画

（１）　廃棄物輸出入管理の強化（関連法の施行体制の強化）

バーゼル法及び廃棄物処理法に基づく手続きの適正化・円滑化のため、法に基づく規制内容や規制対象物について、事業者等への周知徹底を図る。また、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、税関等と連携した輸出入管理に活用するとともに、広く一般に向けて情報提供を行う。

（２）　不正輸出等の対策のための業務

不正輸出の水際対策強化のため、不正輸出が疑われる貨物に関する情報を管理し、税関等の関係者とリアルタイムで共有するための「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理を行う。また、アジア圏の資源循環を背景に、特に取引量の多い廃棄物等に関して、法の規制対象となる範囲、要件等を明確化し、実際の水際対策において活用を図る。

（３）　資源循環を踏まえた廃棄物輸入のあり方に関する検討

廃棄物処理法改正による輸入申請資格者の拡大に伴い、循環資源確保の

観点も踏まえ、廃棄物輸入に関する考え方の整理と輸入許可に係る適切な審査体制の構築を行う。このため、取引先となるアジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方について調査、検討を行う。

３．施策の効果

＜アウトプット＞

・輸出入事業者等に対するバーゼル法及び廃棄物処理法の周知目的の冊子
・アジア各国の関係法令等データベース（ウェブサイト上に掲載）
・「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理
・バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物に関する判断基準
・今後の廃棄物輸入のあり方に関する展開方策

等

＜アウトカム＞

・廃棄物等の不法輸出入の未然防止
　輸出入事業者等のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
　税関と連携した廃棄物等不正輸出の水際対策の強化
・アジア圏での廃棄物の適正処理及び資源循環への貢献

等

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

輸出入管理の円滑化

■不正輸出入の防止に向けた、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談の実施
■輸出相手国の関係法制度・運用状況に関する情報提供

事業者向け説明会

輸出入の事前相談

不正輸出対策の強化

■「廃棄物等輸出入管理システム」による地方税関等との不正輸出情報の即時共有
■規制対象廃棄物の明確化（中古品と偽っての不正輸出防止）

貨物検査

中古利用目的と称したテレビ

廃棄物輸入のあり方検討

■アジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方についての調査、検討

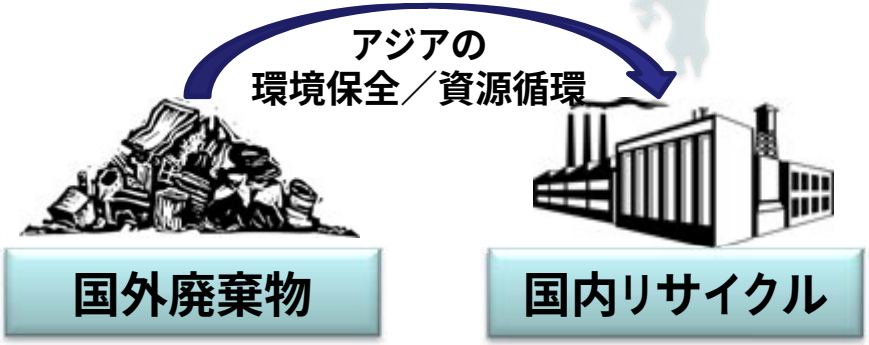

循環型社会づくりビジネス支援事業

２５１百万円(２２０百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

１．事業の概要

個別リサイクル法の制定等により我が国の循環利用量は着実に増加してきたが、循環利用がなされないまま焼却・埋立処分されたり、海外に流出している未利用循環資源が、依然として多く存在している。これらの資源を国内で有効利用することができれば、循環型社会の構築のみならず、二酸化炭素の排出削減にも大きく寄与するものと期待される。

未利用循環資源を今後一層活用していくためには、社会全体の負担軽減の観点からも、法制度を導入して特定の循環利用を推進するという従来のアプローチに加え、現行制度下でも民間ビジネスとして成立し得る様々な循環利用の導入普及を支援していく必要がある。

このため、例えば、民間事業者単独の取組では、必要とする循環資源を回収・再利用するシステムを組むことが困難だったり、経済性や技術面での市場ニーズの検証が十分できないなどの理由で、事業化に至らない循環利用について、その事業化に向けた実証支援を行うことにより、新たな循環ビジネスの確立と、国内の他の事業者への普及を通じた循環ビジネス全体の底上げを図る。

２．事業計画

未利用の循環資源の有効利用に資する事業であるが、民間事業者単独では経済性や技術面等の課題により事業化が困難なものを募集し、概ね３年間の事業として、毎年数件採択する。具体的な事業例としては、次のようなものを想定している。

○廃プラスチックリサイクルの品質向上支援事業

リサイクル製品の市場拡大のため、リサイクル製品を製造する事業者がどの程度の品質のペレット等を求めているかの調査等及びリサイクル製品の高品質化のモデル事業を行う。

○使用済製品等のリユースビジネス推進事業

市町村と事業者の連携による粗大ごみのリユースモデル事業等を行い、その経済性や環境保全効果等、また、優良なリユース業者に求められる条件等を整理する。

○自動車リサイクル連携高度化支援

樹脂の材料リサイクルやレアメタルのリサイクル等を念頭に、解体業者をはじめとする関係者の連携により、リサイクル技術と解体技能、選別

技術のマッチングの試行を通じたリサイクルの効果と経済合理性の検証を行う。

３．施策の効果

民間事業者がより高度な３Ｒを行いうるシステムを構築し、ビジネスとして成立させることにより、我が国の循環資源の一層の活用を通じて、循環型社会形成推進基本計画の資源生産性やリサイクル率の目標達成、経済の活性化、温室効果ガスの削減等に寄与することが期待される。

循環型社会づくりビジネス支援事業

先駆的なリサイクルビジネスに取り組む事業者の課題解決を支援すること等により、循環型社会づくりの中核的役割を担う静脈産業を育成していくとともに、国内で発生する二酸化炭素排出の大幅な削減を目指す。

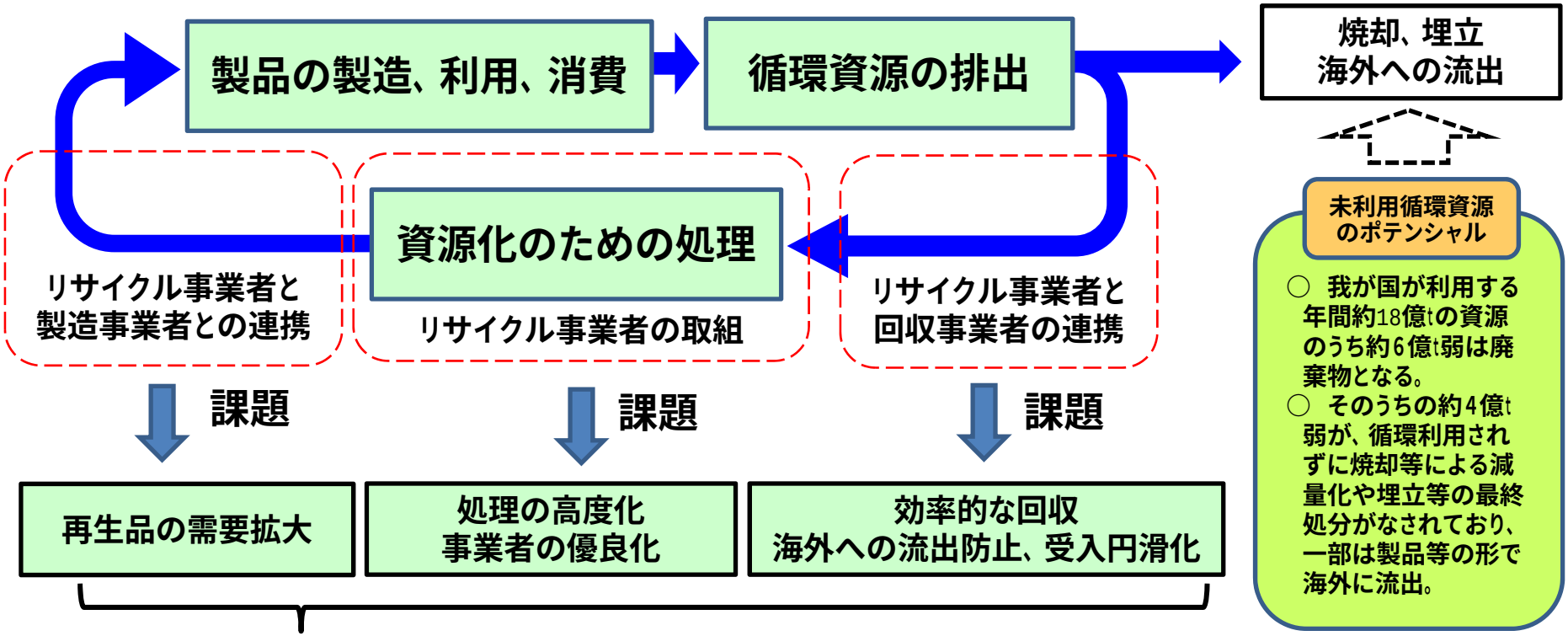

支援事業のポイント

- リサイクルの各段階における経済性、技術面、制度面での課題等について、実証事業等を通じて解決を図り、新たなビジネスモデルを構築する。
- 1件あたり1年間で最大1億円程度を3年間支援することとし、年間数件採択する。

支援対象事業の例

- 使用済製品等のリユースビジネス推進事業
- 自動車リサイクル連携高度化支援事業
- 廃プラスチックのリサイクル手法の高度化

産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費

３３百万円（３４百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

１．事業の概要

景気後退による事業量の減少や排出事業者による発生抑制の進展等によって、今日、産業廃棄物処理業の経営の圧迫が懸念されており、健全な育成を図るために必要な対策を講じていくことが急務となっている。このため、まず経営状況等の詳細な情報の定期的な収集を行い、処理業の実態を正確に把握する。また、コスト低減や付加価値創出に資すると考えられる新たな技術を用いた廃棄物処理を専門的見地から審査、評価してその技術の活用の促進・普及を図るとともに、産業廃棄物処理業者の経営多角化による経営基盤の安定化、温暖化対策に取り組む業者の振興について検討を実施する。

２．事業計画

産業廃棄物処理業の多角的経営及び温暖化対策検討事業（平成22年度～）

・多角化事業モデルの策定・検討、温暖化対策の検討（平成22年度）
・多角化事業モデルの策定・検討、多角化の効果検証（平成23年度）
・多角化に係るガイドライン、事例集の策定（平成24年度）

３．施策の効果

産業廃棄物処理業者の経営状況の詳細な把握が可能となることにより、景気動向等による影響に迅速に対応した適切な支援等を講ずることができ、また、産業廃棄物処理業の健全な育成と経営基盤の安定化、温暖化対策の推進が図られることにより、我が国の持続的な適正処理・減量体制の確保に資する。

産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費

検討の背景

- 景気後退による事業規模の縮小
- 排出事業者による発生抑制の進展　など

↓

- 産業廃棄物処理業者へ処理委託される産業廃棄物の量の大幅な減少

- 産業廃棄物処理業の経営状況等の詳細な情報を定期的に収集し、処理業の実態を正確に把握

処理業者の健全化と経営基盤の安定化

事業の内容

産業廃棄物処理業者の有する情報網等を活用した経営多角化による経営基盤の安定化、温暖化対策に取り組む業者の振興について検討する

持続的な適正処理・減量体制の確保

リデュース・リユースを重視した３Ｒ強化・促進プログラム「見える化」推進費

５１百万円（３６百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

平成21年度内閣府世論調査によると、ごみ問題への関心は高い一方で、３Ｒ行動の実施状況については、マイバッグ持参等を除き、未だ50%未満に留まっている。特に、循環型社会形成推進基本法に定める廃棄物・リサイクル対策の優先順位に従い、リデュース、リユースを重視して、高い水準にある国民のごみ問題への関心や３Ｒに対する意識を具体的な行動に結びつけるための仕組み、条件整備を一層進める必要がある。

このため、３Ｒ行動による環境負荷削減効果を見える化するための手法等を開発し、広く国民に３Ｒ行動の効果を「見える化」することにより、国民の行動を促し、環境負荷削減と経済成長を両立させたより質の高い循環型社会の形成を図る。

２．事業計画

①リデュース・リユースの消費者等の意識・実態調査

製造業者や小売業者等と連携して、消費者等の意識・実態調査を実施し、リデュース・リユースの重点化の方向を明確化する。

②３Ｒによる環境負荷削減効果の見える化指標及び簡易計算手法の開発

個別の製品、品目、行動等の評価結果を集積し、可能な限り全体を統合的に「見える化」する指標、計算手法を開発する。

③見える化指標を用いた「見える化ツール」の開発・普及

②の手法を用いた３Ｒ行動効果の簡易測定ツールを提供する。

④循環型連携事業の評価手法開発実証事業

地域で行われている循環型社会を支える連携協働の取組の効果を評価・測定する手法の開発、実証事業を行う。

⑤循環型社会に向けた普及啓発事業の実施

見える化手法や効果の高い取組を全国大会等を通じて普及啓発する。

３．施策の効果

３Ｒ行動の見える化によるわかりやすく、正確な情報の提供により、事業者、国民の３Ｒ行動を促進し、環境負荷削減と経済成長を両立させたより質の高い循環型社会に向けた取組の加速化が図られる。

リデュース・リユースを重視した３Ｒ強化・促進プログラム「見える化」推進

背景

第2次循環計画（H20.3閣議決定）の取組指標目標(H27年度)
- 廃棄物の減量化等の意識を持つ・・・国民の約90%
- 廃棄物の減量化等について行動する・・・国民約50%

＜H21年度世論調査＞
意識→92.4%
行動→マイバッグ持参、詰め替え製品の購入等を除き、多くは未だ50%未満

意識と行動の乖離

３Ｒ環境負荷削減の見える化の推進による３Ｒ行動の更なる促進

製造業者や小売業者等と連携した、消費者等の意識・実態調査による重点化の明確化

事業者・消費者に向けて 個別の３Ｒ行動の見える化

◎個別の３Ｒ効果の見える化手法の開発
個別の製品、品目、行動の評価結果を集結し、３Ｒ行動プロセス全体効果を見える化する指標、計算手法を開発

◎見える化ツールの開発・普及
個別の３Ｒ行動効果の測定ツールの提供

地域の取組に向けて 地域の連携協働の取組の全体効果の見える化

◎取組全体の効果の見える化手法の開発
地域で行われている循環型社会を支える連携協働の取組の効果（廃棄物削減効果、GHG削減効果等）を評価・測定する手法の開発

◎評価手法の実証事業

見える化手法そのものや効果の高い取組を全国大会等を通して普及啓発

見える化によるわかりやすく、正確な情報に基づく３Ｒ行動の促進

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）〔公共〕
３１，６３５百万円（３５，１２５百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課

１．事業の概要

市町村等が廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

２．事業計画

平成23年度より、以下の施設整備事業を新たに交付対象事業とし、循環型社会形成推進のための施設整備に対する支援の拡充を図る。

（１）低炭素社会実現に向けたエネルギー高効率熱回収施設整備事業

高効率熱回収（併せて発電を行う場合を含む）設備の導入により、高度な温暖化対策を推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/2を交付する。

（２）安全・安心な社会実現のための災害廃棄物用ストックヤード整備事業

災害廃棄物を適正に分別・仮置きするための災害廃棄物用ストックヤードの整備を行う市町村等に対して、事業費の1/3を交付する。

（３）リサイクル強化のための高効率マテリアルリサイクル推進施設整備事業

高度ソーティング設備等の導入により、高効率なマテリアルリサイクルを推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/2を交付する。

（４）安定・効率的なし尿処理を促進するためのサテライトセンター整備事業

し尿処理のサテライトセンター（中継施設）を整備することにより、し尿の広域処理体制を構築し、運搬効率向上による低炭素社会等の実現を推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を交付する。

３．施策の効果

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されることにより、地域における循環型社会の形成推進が図られる。

低炭素社会実現に向けた 高効率熱回収施設整備事業
ー 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充 ー

**国際的な資源制約、資源･エネルギー小国である我が国では、
国内純資源ともいえる廃棄物エネルギーの徹底利用
を促進するための戦略的な施設整備が必要**

熱 回 収 (熱回収とともに発電を行う場合も含む)

◆ 新規要求内容

高効率熱回収施設整備の支援策の拡充
交付率を 1/3 を 1/2に嵩上げ

◇ 熱利用用途例
- 地域冷暖房
- マンション、ショッピングセンター、ケアハウス等への
エネルギー供給

ご み 発 電

(H21年度拡充支援策を導入済)

**高効率ごみ発電施設の場合
交付率の嵩上げ
1/3 を 1/2**

**地域ニーズに応じた廃棄物エネルギーの高効率利用を促進
➡ 低炭素社会の実現**

安全・安心な社会実現のための災害廃棄物用ストックヤード整備事業

－ 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充 －

１．背景と課題

○災害時においては、直ちに破砕・選別、焼却等の処理を行うことが困難なため、処理できる状態になるまで災害廃棄物を分別し、一時的に仮置きする必要。

分別不十分な災害廃棄物

○災害廃棄物が放置されると腐敗、飛散、流出等による生活環境上の支障等が懸念されることから、廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月閣議決定）において、災害廃棄物用ストックヤードの整備を推進しているところ。

降雨により汚水が発生

○しかしながら、市町村が災害廃棄物用ストックヤードとして想定しているものは、殆どが公園、空き地、河川敷等であり、災害廃棄物による汚水の流出や地下浸透の防止等、生活環境上の支障を防止できる構造は少ない。

２．要求内容

循環型社会形成推進交付金のメニューの中に災害廃棄物を適正に分別・仮置きするための「災害廃棄物用ストックヤードの整備事業」を追加。

①事業実施主体　：　市町村（一部事務組合も含む）
②事業内容　　：　災害廃棄物用ストックヤード整備
③交付率　　：　１／３（沖縄１／２）

市町村における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

リサイクル強化のための 高効率マテリアルリサイクル推進施設整備事業
ー 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充 ー

【 我が国のリサイクルの状況 】

○ 国際的資源制約が進展しており、資源小国の我が国ではリサイクル促進が重要。

○ 一方で、我が国のリサイクル率は、約20％と、近年頭うちの状態。

➡ 目標（平成24年度に25％・平成20年3月閣議決定） 達成に向けた取組強化が必要。

整備する施設・設備の例

・自動色選別機
→光の吸収の差により、透明びん・茶色びん等を効率的に選別

・プラスチック材質選別機
→X線・赤外線などにより、プラスチックを材質別（PP,PE,PS,PET等）に選別

・磁力選別機・渦電流選別機
→磁力や電磁誘導の原理を利用した渦電流の選別機により、鉄、アルミニウム、亜鉛、銅などの非鉄金属等を選別

高品質のリサイクル原料化・製品化により、マテリアルリサイクルを推進

安定･効率的なし尿処理を促進するためのサテライトセンター整備事業
ー　循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充　ー

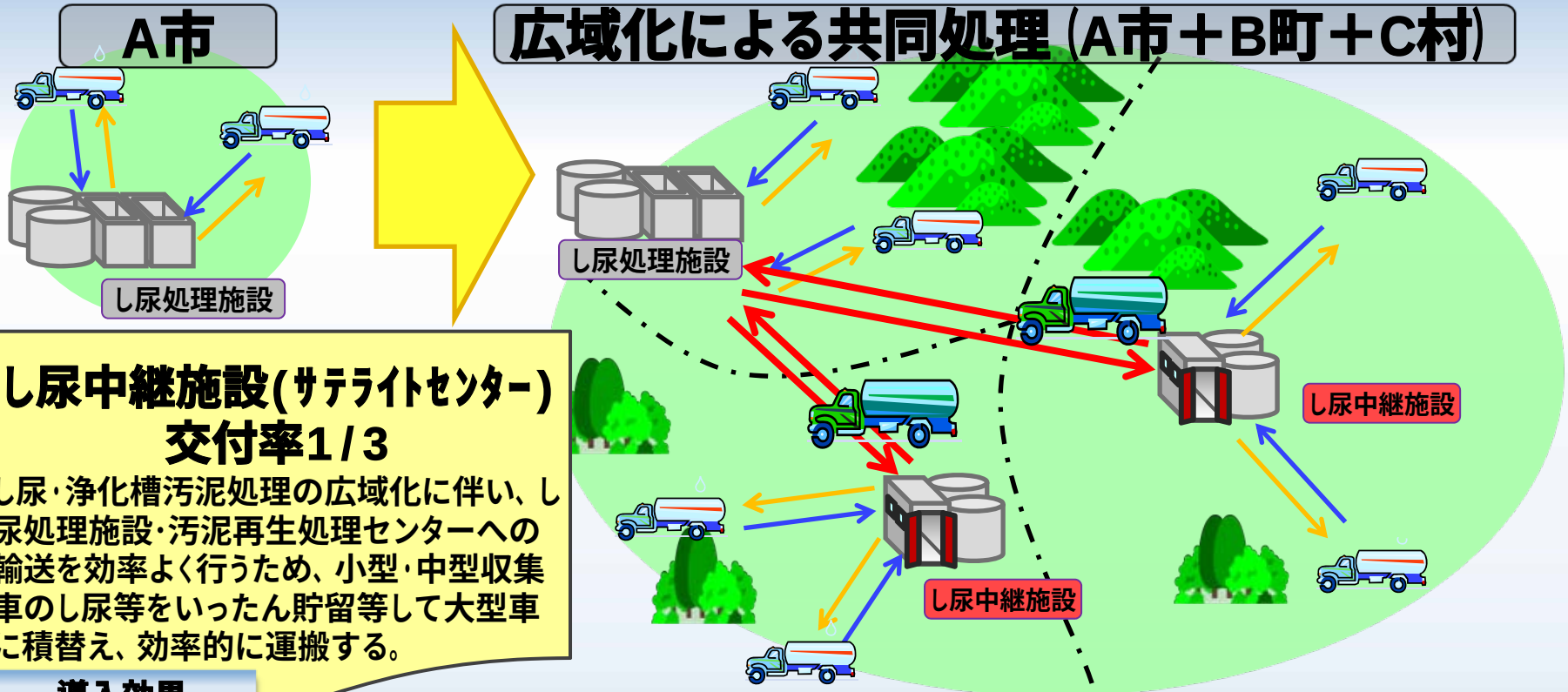

し尿中継施設(ｻﾃﾗｲﾄｾﾝﾀｰ)
交付率1/3

し尿･浄化槽汚泥処理の広域化に伴い、し尿処理施設･汚泥再生処理センターへの輸送を効率よく行うため、小型･中型収集車のし尿等をいったん貯留等して大型車に積替え、効率的に運搬する。

導入効果

効率的なし尿等の処理

し尿処理の広域化を図ることができ、施設を集約することで一定規模以上の施設で効率的な処理が行える。また、施設の集約に伴い、し尿等をバイオマス資源として有効利用することがより効率的になる。

CO_2の削減、交通渋滞緩和

広域処理が進むと、収集車がそのまま遠方の処理施設まで運搬するのはかえって非効率となる。大型車に積み替えることで、総合的な輸送費･輸送面における効率化を図ることができる。

トータルコストの削減

複数の施設を集約することで公共事業費（建設）･維持管理費を縮減できる。一方、収集範囲が広がり運搬費が高まるが、中継施設の活用により費用が抑制され、総合的な費用としては経済性を実現。

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業
１，５４８百万円（１，３００百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

１．事業の概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助を行うものである。平成23年度からは、廃棄物処理法改正（平成22年6月）により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設する。また、廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車（パッカー装置の電動化）を対象に加えるとともに、地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡充する。

２．事業計画

○民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

①廃棄物熱回収
②廃棄物高効率熱回収
③バイオマス発電
④バイオマス熱供給
⑤バイオマスコージェネレーション
⑥廃棄物燃料製造
⑦バイオマス燃料製造
⑧ごみ発電ネットワーク
⑨熱輸送システム

○民間事業者又は地方公共団体

⑩低炭素自動車導入　　（下線は、新規要求）

①、③～⑦：熱回収又は燃料製造にともない追加的に生じる施設整備費
（ただし、補助対象となる施設整備費の１／３を限度）

②：高効率熱回収にともない追加的に生じる施設整備費
（ただし、補助対象となる施設整備費の１／２を限度）

⑧、⑨：補助対象となる施設整備費の１／２

⑩：塵芥車、廃棄物運搬車等として低炭素自動車を導入する事業（購入、リース）について、通常車両との差額の１／２

３．施策の効果

高効率な熱回収の促進等により、廃棄物エネルギーのさらなる利用拡大が進むとともに、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減され、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。

廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業

概要

- 廃棄物処理業者等が行う高効率な**廃棄物エネルギー利用施設**及び**バイオマスエネルギー利用施設**の整備事業について補助。
- **廃棄物処理法改正（平成22年6月）**により**熱回収施設設置者認定制度**が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に**高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設**。
- **廃棄物収集・運搬車の低炭素化**を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車（パッカー装置の電動化）を対象に加えるとともに、**地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡充**。

対象事業

（下線部は、新規要求）

○民間事業者

①廃棄物熱回収
②廃棄物高効率熱回収
③バイオマス発電
④バイオマス熱供給
⑤バイオマスコージェネレーション
⑥廃棄物燃料製造
⑦バイオマス燃料製造
⑧ごみ発電ネットワーク
⑨熱輸送システム

①、③～⑦：熱回収又は燃料製造にともない追加的に生じる施設整備費
（ただし、補助対象となる施設整備費の1／3を限度）
②：高効率熱回収にともない追加的に生じる施設整備費
（ただし、補助対象となる施設整備費の1／2を限度）
⑧、⑨：補助対象となる施設整備費の1／2

○民間事業者又は地方公共団体

⑩低炭素自動車導入

⑩：塵芥車、廃棄物運搬車等として低炭素自動車を導入する事業（購入、リース）　について、通常車両との差額の1／2

循環型社会と低炭素社会の統合的実現

（新）廃棄物系バイオマス利用推進事業費

５７百万円（　０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課

１.事業の概要

廃棄物・リサイクル行政の目的は、これまでの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成へと変遷しており、さらに地球温暖化対策に資することが求められている。

平成１８年３月に見直された「バイオマス・ニッポン総合戦略」や平成１９年６月に閣議決定された「２１世紀環境立国戦略」等においても廃棄物系バイオマスの利活用を推進することとされている。また、平成２１年６月には「バイオマス利用推進基本法」が成立し、同法に基づく基本計画が検討されているところである。同計画の中でバイオマスの種類ごとの目標値を定めることとされており、今後、目標の達成に向けて廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める必要がある。

本事業では、バイオマス推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスの種類毎の利用率等の目標が定められる予定であるため、これらの目標を達成するために必要な技術や施策等のロードマップを作成するとともに、環境負荷（CO2、排水処理、悪臭、残さ最終処分量等）、資源の有効利用、経済性等の観点から、バイオマス利活用に係るコスト、温室効果ガス排出削減効果等の算定、ケーススタディを実施し、市町村に対して最新の技術動向を踏まえて、最適なバイオマス利活用技術を提示する。

２．事業計画

（１）平成２３年度

バイオマス利活用に関する技術情報の収集・整理、目標達成に必要な施策の抽出

（２）平成２４年度

ロードマップの作成、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利用手法の提示

３．施策の効果

バイオマスの種類毎に、バイオマス活用推進基本計画に定められる予定の目標を達成するための具体的な方策について検討を行うとともに、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ることで、廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める。

廃棄物系バイオマス利用推進事業

◆背景◆

・循環型社会及び低炭素社会の実現のために、廃棄物系バイオマスの利用が重要。

・平成２１年６月にバイオマス活用推進法が成立。現在、同法に基づくバイオマス推進計画の策定に向け関係省庁で検討中。

・同計画では、バイオマス種類毎の利用率等の目標が定められる予定である。

（食品廃棄物の利用率は27%。そのうち、家庭系の食品廃棄物の利用率は約6%。）

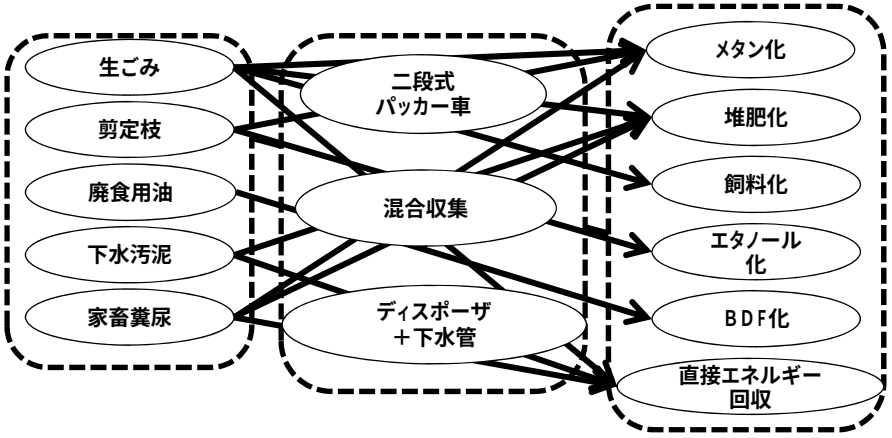

図．バイオマスの利活用オプションの例

◆事業内容◆

1. **バイオマス活用推進基本計画の目標達成に向けたロードマップの作成**

   廃棄物分野において必要な技術や施策及びこれらの導入時期の見込み等を示したロードマップを作成し、具体的な対策を進めていく必要がある。

2. **最適なバイオマス利活用システムの提示**

   最新の技術知見を踏まえ、市町村の規模・地域性に応じた最適なバイオマス利用のあり方を提示し、各市町村における取組を加速させる。

表．食品廃棄物の発生及び処理状況（19年度）

（単位：万t）

	発生量	処分量				
		焼却・埋立処分量	再生利用量			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物	1,642	1,371				271
うち家庭系	1,119	1,055				64
うち事業系	522	316	109	56	41	207
産業廃棄物	307	43	108	132	24	264
合計	1,948	1,414				535

地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図る

（新）不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用
モデル事業

２００百万円（　０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の概要

不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地や最終処分場の跡地の利活用方策として、地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等のモデルを提示し、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の推進を図る。

２．事業計画

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地を対象に、跡地利活用方策設計のための事前調査や活用可能な地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等に係る最新の知見の収集及び整理を行う。

さらに、これらの跡地のうち、当該土地の管理が都道府県等によることが見込まれる事案の区域の中からモデル事業の対象となる区域を複数選定し、各々の区域ごとに当該区域の特徴を踏まえ、太陽熱や太陽光等の再生可能エネルギーの供給等地球温暖化防止に資するインフラ整備等の事業を実施するための詳細かつ具体的な複数のモデル案（当面20年間程度の利活用及び維持管理に関する案）を複数設計し、取りまとめる。

本モデル案の設計に当たっては、当該モデル地域において、太陽熱や太陽光等の再生可能エネルギーの供給等地球温暖化防止に資する設備を実際に設置し、当該設備を実際に稼働し、そこで作られたエネルギー等の活用を試みる。

上記モデル事業の結果をもとに、不法投棄等の跡地等の利活用の推進に係るマニュアルを策定し、本事業で設計した実施可能なモデル等を広く提示し、不法投棄等や最終処分場の跡地を有する都道府県等においてこれら跡地の利活用を推進する。

３．施策の効果

「負の遺産」と化している不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地について、これらを活用した地球温暖化防止に資するインフラ整備等を行うことにより、「負の遺産」を解消することができるとともに地域のイメージアップを図ることができる。

また、最終処分場の跡地を有効活用することで当該施設に対する負のイメージを払拭し、新設が難しい廃棄物の最終処分場の立地の促進を図ることができる。

平成22年8月
適正処理・不法投棄対策室

不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地等が「負の遺産」化

「負のイメージ」がある最終処分場の立地が困難

- ○ 地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新の知見の収集・整理・取りまとめ
- ○ 複数のモデル地域の選定
- ○ モデル区域の跡地利用活用方策設計のための事前調査
- ○ 利活用方策モデル案の設計
- ○ 跡地利活用の実証実験の実施（再生可能エネルギー関連施設の設置・稼働）
- ○ モデル区域以外の区域に係る情報収集、土地の調査・分析
- ○ 跡地利活用方策について取りまとめたマニュアルの作成

都道府県等に対して地球温暖化に資するエネルギー供給のインフラ整備等の環境公共事業のモデルを提示。

不法投棄等の跡地等の「負の遺産」の解消・利活用促進

最終処分場に対する「負のイメージ」の払拭・立地促進

（新）廃棄物処理の３Ｒ化・低炭素化改革支援事業
６６百万円（　０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課

１.事業の概要

これまで、廃掃法基本方針に基づく３つのガイドライン（有料化手引き、会計基準及び廃棄物処理システム指針）の策定や高効率発電の交付金メニューの追加等により一般廃棄物処理の高度化を図ってきた。

しかし、粗大ごみを除く生活系ごみを有料化している市町村数は６割程度、人口比では４割程度であり、熱回収についても欧米諸国と比べて小規模施設が多く効率が低い。

２０２０年に温室効果ガス２５％削減という目標を達成するためにはあらゆる分野において削減努力が必要であり、廃棄物・リサイクル分野においても更なる高度化により廃棄物の減量、再生利用、温室効果ガス排出削減等を推進することが必要である。

これらのことから、ごみ処理有料化、処理の広域化、収集運搬の効率化、低公害車の導入、より大規模な熱回収といった一般廃棄物処理における３Ｒ・低炭素化等について、現状の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、次の段階へと進めるために必要な施策の検討を行うとともに、上記施策を踏まえた３つのガイドラインの改正、制度改正の必要性の検討を行う。

２．事業計画

（１）平成２３年度

一般廃棄物処理における更なる３Ｒ化・低炭素化への方策検討

（２）平成２４年度

３つのガイドラインの改正、一般廃棄物処理における３Ｒ化・低炭素化方策の取りまとめ

３．施策の効果

市町村における廃棄物処理の更なる３Ｒ化・低炭素化を促進するための方策を検討し、制度改正、ガイドライン化、施設整備計画等への反映を図ることで、廃棄物・リサイクル分野において更に市町村の取組を高度化させ、廃棄物の減量、再生利用、温室効果ガス排出削減等を推進する。

廃棄物処理の３Ｒ化・低炭素化改革支援事業

３つのガイドライン（平成１９年６月策定）

一般廃棄物会計基準	・コスト分析の標準的手法を示し、社会経済的に効率的な事業となることを支援
一般廃棄物処理有料化の手引き	・有料化の進め方を示し、経済的インセンティブを活用したごみ減量、リサイクルを支援
一般廃棄物処理システムの指針	・標準的な分別収集区分 ・再資源化･処理の考え方 ・処理システムの評価手法　等を示し、処理の必要性の明確化等を支援

課　題

○一般廃棄物会計基準を導入している市町村は少数

○生活系ごみ（粗大ごみ除く）を有料化している市町村数は６割程度（人口比で４割程度）

○熱回収の推進等更なる温暖化対策が必要

廃棄物処理の
更なる高度化に向けて

優良事例の共有･課題の抽出

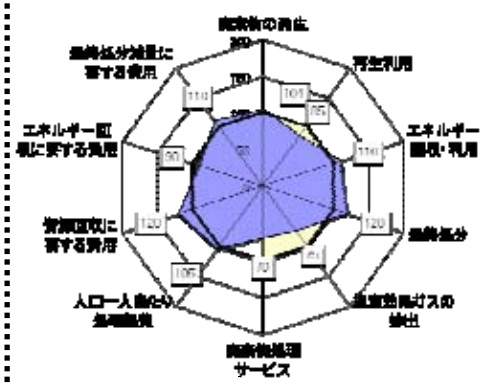

事例調査の例
- 有料化の導入事例とごみ減量効果
- 低公害車の導入事例
- 大規模な熱回収の導入事例
- 廃棄物処理コストの見える化の例
- システムの評価事例（左図参照）

⇒優良事例の共有による取組の底上げ、課題の抽出

３つのガイドラインの充実･強化

- 市町村の活用状況を踏まえた３つのガイドラインの充実・強化
- 会計基準に基づく財務書類作成支援ツール等の改良
- 制度改正や各種計画への反映を検討

（新）2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業
３１百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

循環型社会の構築に向けては、低炭素社会、自然共生社会との統合や環境と経済の両立などを考慮しつつ、長期的な視野で循環型社会の姿を明確化し、必要な施策を検討することが求められている。

また、平成20年３月に閣議決定された第２次循環型社会形成推進基本計画は、５年程度を計画期間としており、次期計画の見直しに向けても、循環型社会の将来像を踏まえた具体的な施策の推進が不可欠である。

このため、将来（2030年目途）のあるべき循環型社会のグランドデザインを描き、そこから現在を振り返ることで、今後必要となる具体的施策の検討、実施の基礎とする。

２．事業計画

①2030年の循環型社会のグランドデザイン検討調査・策定

物質循環に係る環境及び経済社会状況等について、国内外の研究成果等も活用しながら調査分析を行い、有識者等による意見も踏まえ、物質循環、経済情勢等を統合的に検討し、2030年の循環型社会のグランドデザインを策定する。

②グランドデザインに基づく物質フローの定量的評価

2030年の物質フローを定量的に解析するモデルを開発し、2030年の物質フローを試算し、有識者等による評価、分析を行い、①のグランドデザインに反映させる。

次年度以降は、グランドデザインの実現に向けたロードマップの策定を経て、第３次循環型社会形成推進基本計画の見直しを進める。

３．施策の効果

将来（2030年目途）のあるべき循環型社会のグランドデザインを描くことで、目指すべき循環型社会の構築に必要な具体的施策の立案、実施が可能となる。

2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業

循環型社会の構築

第1次循環計画
(H15年～)

第2次循環計画
(H20年～)

バックキャスティング

○2030年循環型社会グランドデザインから現在を振り返り、今後必要となる具体的施策につなげる。

2030年循環型社会のグランドデザイン

○○○○を目指す社会

- 物質循環を巡る社会像
- 物質循環の姿
- 各主体の役割

○将来社会像とあるべき姿を組み合わせた循環型社会の像

○そのときの各主体の役割等を示すことにより、**2030年循環型社会のグランドデザイン**を示す。

○2030年の物質フローを定量的に解析するモデルの開発による具体的な姿

◎グランドデザイン実現に向けたロードマップの策定等を経て、**第3次循環型社会形成推進基本計画の見直し、循環型社会構築に向けた施策対策の企画立案に活かす。**

低炭素型「地域循環圏」整備推進事業

６４百万円（　６４百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

１．事業の概要

第２次循環型社会形成推進基本計画（平成２０年３月閣議決定）に位置付けられた「地域循環圏」について、これまでの調査や検討成果を踏まえ、課題、評価の考え方及び推進施策等を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

また、各地域で策定した地域計画を促進するため、革新性等を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するなど、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

２．事業計画

（１）地域循環圏高度化、発展戦略策定

これまでに実施した廃棄物の適正処理、効率的・効果的な資源循環を前提とした「地域循環圏」の形成を推進するためのフィージビリティ調査及び地域計画策定のための調査を踏まえ、複層的な地域循環圏を念頭に地域循環圏を計画する際の評価指標、評価プロセス、ケーススタディについて論点整理を行い、望ましい地域循環圏のあり方と課題・方策や地域循環圏の評価の考え方及び推進施策の方向性を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

（２）地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、ＣＯ２等の温室効果ガス排出量削減等にも寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

３．施策の効果

各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。

地域循環圏高度化・発展戦略について

位置づけ

○**第２次循環型社会形成推進基本計画（平成20年３月閣議決定）**
　循環型社会の構築に向けた施策のポイントの一つとして、「地域循環圏の構築」が掲げられている。

◎地域循環圏の高度化及び発展を促進するための具体的な施策戦略として策定する。
◎中央環境審議会循環型社会計画部会の決定事項とする。

戦略イメージ

①地域循環圏のあり方
　・目的、活用の方向・可能性　等
②地域循環圏を計画する際の視点・指標
　・見込まれる環境負荷削減効果、経済効果、関係者の参加　等
③現状
④現状からの発展・高度化の方向
⑤発展・高度化に向けた課題
⑥課題を踏まえた推進の基本指針（推進の柱）
⑦具体的取組の提言

－地域循環圏の高度化の方向性－

■類型化した地域循環圏を複層的･有機的に繋げていくことで、多様かつ高度な循環（低炭素、資源の節約効果大、低コスト･高付加価値、高安定性等）を実現

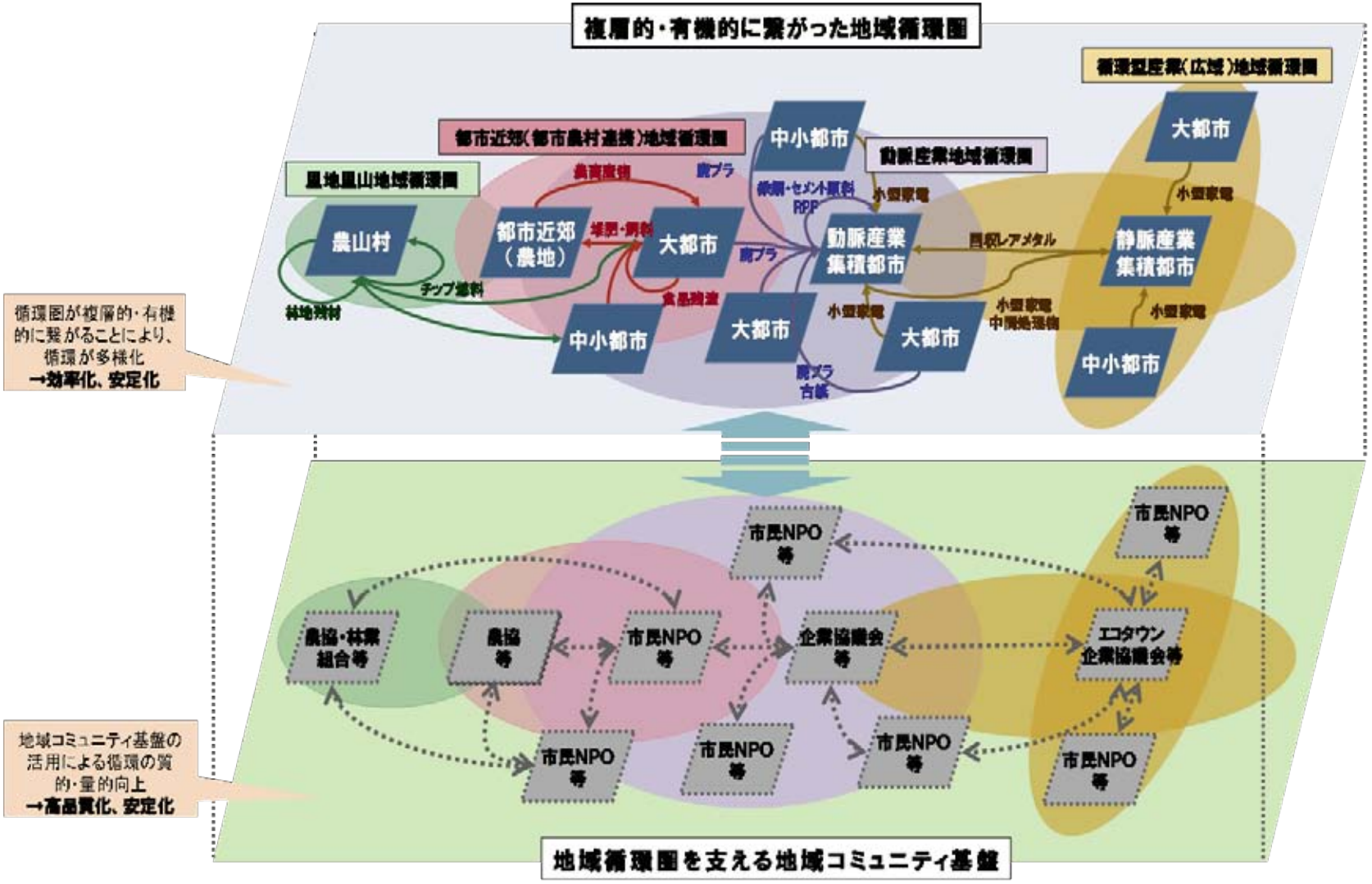

特別管理廃棄物処理基準等設定費　　３９百万円 （１１百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の概要

石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、次々と新たな化学物質が製造・使用されている。

化学物質管理に係る近年の国際的動向として、水銀によるリスク削減のため法的拘束力のある文書（条約）の制定や残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約における新たな規制候補物質について議論されており、これら有害特性を有する化学物質等を含む廃棄物について、国際動向に対応し、適正な処理方策等について検討を進める。

また、新型インフルエンザに代表されるような新興感染症や在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物等の適正処理についても、実態を踏まえた的確な対応を図る。

２．事業計画

（１）水銀条約化対策

国内における現行の管理体制や処分方法等の技術に関する情報の整理を行うとともに、水銀条約化交渉の動向を踏まえて、我が国における余剰水銀や水銀含有廃棄物の環境上適正な処分方法等についての検討を行い、それを実行するための計画を立案する。

（２）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

① 有害性や環境中への残留性の観点から一定の監視を要するとされている物質を中心に、廃棄時の環境リスクの観点から優先的検討項目リストを作成。

② 当該リストに従って、特別管理廃棄物への指定の是非、適正な処理方策等について、調査・検討を行う。

③ 上記の検討結果を踏まえ、有害廃棄物の発生抑制・管理方策、関連する動静脈産業の連携促進施策についての調査・検討を行い、取りまとめる。

（３）マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

「在宅医療廃棄物の処理に関する手引き」等に基づく取組実態についてフォローアップを行い、必要に応じて見直し、改訂等の対応策を講じる。

３．施策の効果

環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減することにより、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。

水銀条約化対策
-水銀含有廃棄物の環境上適正な管理-

国内対策

現行の管理体制・処分技術情報の整理

環境上適正な処理・処分方法の検討

↓

我が国における水銀含有廃棄物の処理・処分対策

国際対策

水銀条約化交渉の最新動向等に基づくバーゼル条約水銀廃棄物管理技術ガイドラインの修正・加筆作業

↓

国際的な水銀含有廃棄物の環境上適正な管理への貢献

有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

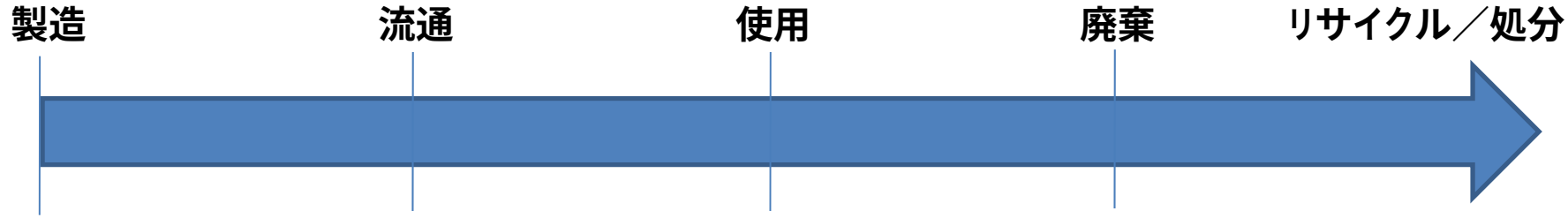

有害な廃棄物の発生抑制･適正処理を可能とするシステムの構築（社会問題化の未然防止）
→ ライフサイクルでより一貫した対策を可能に

1 優先的検討物質の評価･選定
① 国内･海外において
② 製造･使用段階で
③ 一定の監視を要するとされている化学物質を中心に、廃棄時の環境リスク（発生量、適正処理困難性、緊急度等）の観点から評価を行い優先的に検討すべき物質を選定
Ex. POPs、化審法、水濁法、RoHS指令 …

2 廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査
① 有害廃棄物に係る物性等基礎調査
② 有害廃棄物の特別管理廃棄物指定の検討
③ 特別管理廃棄物等に係る適正な処理方法の検討
④ 特別管理廃棄物の処理基準等の設定

3 ライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査
① ライフサイクル全体での発生抑制･管理方策
（Ex. 有害廃棄物を生じさせない製造工程、リサイクル容易な製品設計…）
② 関連する動静脈産業の連携促進施策　の調査･検討

ＰＣＢ廃棄物適正処理対策推進事業
１００百万円（１０７百万円）

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

１．事業の概要

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進のため、ＰＣＢ特別措置法に基づき保管事業者等から都道府県等に毎年度届け出されたＰＣＢ廃棄物の保管等の情報を集約することにより、全国の保管等状況を適切に把握する。

ＰＣＢ廃棄物のうち、ＰＣＢを使用したトランス等で処理過程において漏洩のおそれがある物及び運搬が困難な物等、その処理が困難なＰＣＢ廃棄物の実態把握及び処理方策検討等を通じて、処理の本格化を図る。

ＰＣＢを使用していないとする廃電気機器等でその絶縁油が微量のＰＣＢに汚染されたもの（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）及びその他の微量のＰＣＢを含む廃棄物の処理について、中央環境審議会の取りまとめ報告を踏まえ、当該廃棄物の処理体制の整備等に必要な取組を推進する。

２．事業計画

（１）ＰＣＢ廃棄物データベースの構築・運営

・全国のＰＣＢ廃棄物の保管等状況に関する届出情報のデータベースを作成し全国のＰＣＢ廃棄物の保管量等を集計する。

（２）処理困難なＰＣＢ廃棄物適正処理推進事業

・処理困難なＰＣＢ廃棄物の実態調査を実施するとともに、保管場所等での処理試験を実施し、当該廃棄物の安全かつ確実な処理の手順及び課題等を整理しとりまとめる。

（３）微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の適正処理推進事業

・微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等及び微量のＰＣＢを含むその他の廃棄物について処理の実証試験を実施するとともに、絶縁油中の微量ＰＣＢ簡易測定法について最新知見の収集等を行う。また、有識者からの意見を聴取しつつ、廃棄物処理法に基づく微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の無害化処理認定に係る申請の審査を実施する。

３．施策の効果

本調査の実施を通じて全国のＰＣＢ廃棄物の保管等状況の継続的な把握、処理困難なＰＣＢ廃棄物の安全かつ確実な処理の推進、微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等及び微量のＰＣＢを含む廃棄物の安全かつ効率的な処理体制の構築が図られる。

ＰＣＢ廃棄物適正処理対策推進事業

背景

○ PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理に資する情報収集等

・ PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等状況の適切な把握の必要性

トランス

○ 廃棄物の特性を踏まえた安全かつ効率的な処理の推進

PCBを使用した高圧トランス等のPCB廃棄物

日本安全事業株式会社による拠点的広域処理施設による処理

→ 漏洩の恐れのあるもの、大型や設置場所等の制約から運搬が困難な物等の取扱が課題

微量PCB汚染廃電気機器等

中央環境審議会における処理方策に関するとりまとめ報告を踏まえた取組

→ 無害化処理認定の審査、処理の安全性確認の実証、簡易測定法の活用等の必要性

事業内容

① PCB廃棄物データベースの構築･運営

・ 全国のＰＣＢ廃棄物の保管等状況に関するデータベースの作成及び届出情報の集計･公表等

② 処理困難なＰＣＢ廃棄物の適正処理推進事業

・ 処理困難なＰＣＢ廃棄物の実態調査及び保管場所等での処理試験の実施

・ 安全かつ確実な処理に必要な手順及び課題の整理

③ 微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の適正処理推進事業

・ 微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の無害化処理実証試験の実施及び知見の整理等

・ 廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定に係る申請の審査等

・ 絶縁油中の微量ＰＣＢ簡易測定法の活用の推進に係る知見の収集等

クリアランス廃棄物管理システム整備費　　２１百万円（１８百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の概要

クリアランス制度とは、原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認されたもの（クリアランス物）については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする制度である。既に平成１７年度の原子炉等規制法の改正により導入されているほか、本年５月に放射線障害防止法が改正され、来年度からの導入が予定されている。

クリアランス制度においては、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保するため、制度運用に関する主務大臣への意見陳述など環境大臣の関与が法律上位置づけられている。本制度の導入にあたっては厳格な運用が求められており、環境省においては、関係省庁等との情報共有や排出されたクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用するとともに、万一の事態が発生した場合の地方環境事務所による立入検査等を行うこととしている。

２．事業計画

（１）原子炉等規制法に基づくクリアランス物管理システムの運用

関係者と情報を共有し、クリアランス物に関する疑義が生じた場合等に、即座に履歴確認が出来るよう情報管理システムの情報登録、保守管理を行う。また、排出されるクリアランス物の性状や排出状況、取扱い形態に応じて、管理システムの改良や運用方法の変更を行う。

（２）放射線障害防止法に基づくクリアランス物管理システムの運用

放射線障害防止法に基づき、クリアランス制度が導入されることとなったため、平２２年度に原子炉等規制法における情報管理システムをベースとした情報管理システムを新たに導入し、平成２３年度より運用する。

（３）放射線測定機器の調達・点検整備

地方環境事務所が立入検査時に用いる個人用線量計を購入し、また、放射線測定機器について点検整備を行う。

（４）危機管理マニュアルの作成・運用等

地方環境事務所が立入検査する際に、高レベル放射線廃棄物の混入等の万一

の事態が発生した場合等に対応するための危機管理マニュアルの作成及び必要な改訂を行う。

（5）立入検査の実施に必要な技術の習得

立入検査を行って、クリアランス物の保管場所、中間処理施設、最終処分場等において、クリアランス物が適切に保管・処理・処分されていることを確認する。また、放射線の知識、測定機器の取扱及び万一の事態における対処方法等についての研修を実施し、立入検査の実施に必要な技術を習得する。

3．施策の効果

クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。

クリアランス廃棄物管理システム整備費

〈凡例〉
- 環境省が本予算で実施する事項
- 主務大臣が実施する事項
- 都道府県等が実施する事項
- 排出事業者が実施する事項

排出事業者

・保管管理計画書の作成
・処理計画書
・自主マニフェスト
等の作成

・測定・評価方法の認可申請
・測定・評価結果の確認申請

認可・確認

主務大臣

経済産業省
文部科学省

検索・閲覧

結果の連絡
(認可・確認)

(必要に応じ)
意見

(適宜)報告

環境省

・大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室
・地方環境事務所

(適宜)
情報登録

インターネット

環境省データセンタ

クリアランス廃棄物管理システム
(環境省で作成)

クリアランス物
搬出

(必要に応じ)
立入検査

連絡

報告

都道府県・政令市

検索・閲覧

再生加工
又は
廃棄物として処理

〈立入検査に用いる放射線測定器〉

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金
3,670百万円（3,670百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

１．事業の概要

平成９年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な出えんを求め、投棄者不明等の場合に生活環境保全上の支障の除去等の事業を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度が創設された。

また、平成９年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年６月17日より前に起きた不法投棄等事案に係る支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行された。

本補助金は、これら不法投棄等の事案による生活環境保全上の支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助するものである。

２．施策の効果

本補助金により、都道府県等による生活環境保全上の支障の除去等の事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理に対する国民の不信感の払拭や不安の解消が図られる。

３．備考

・廃棄物処理法による基金補助　170百万円
・特定産業廃棄物支障除去等特措法による補助　3,500百万円

◇財政支援スキーム

１．産廃特措法による基金スキーム【平成10年６月16日以前の不法投棄等】

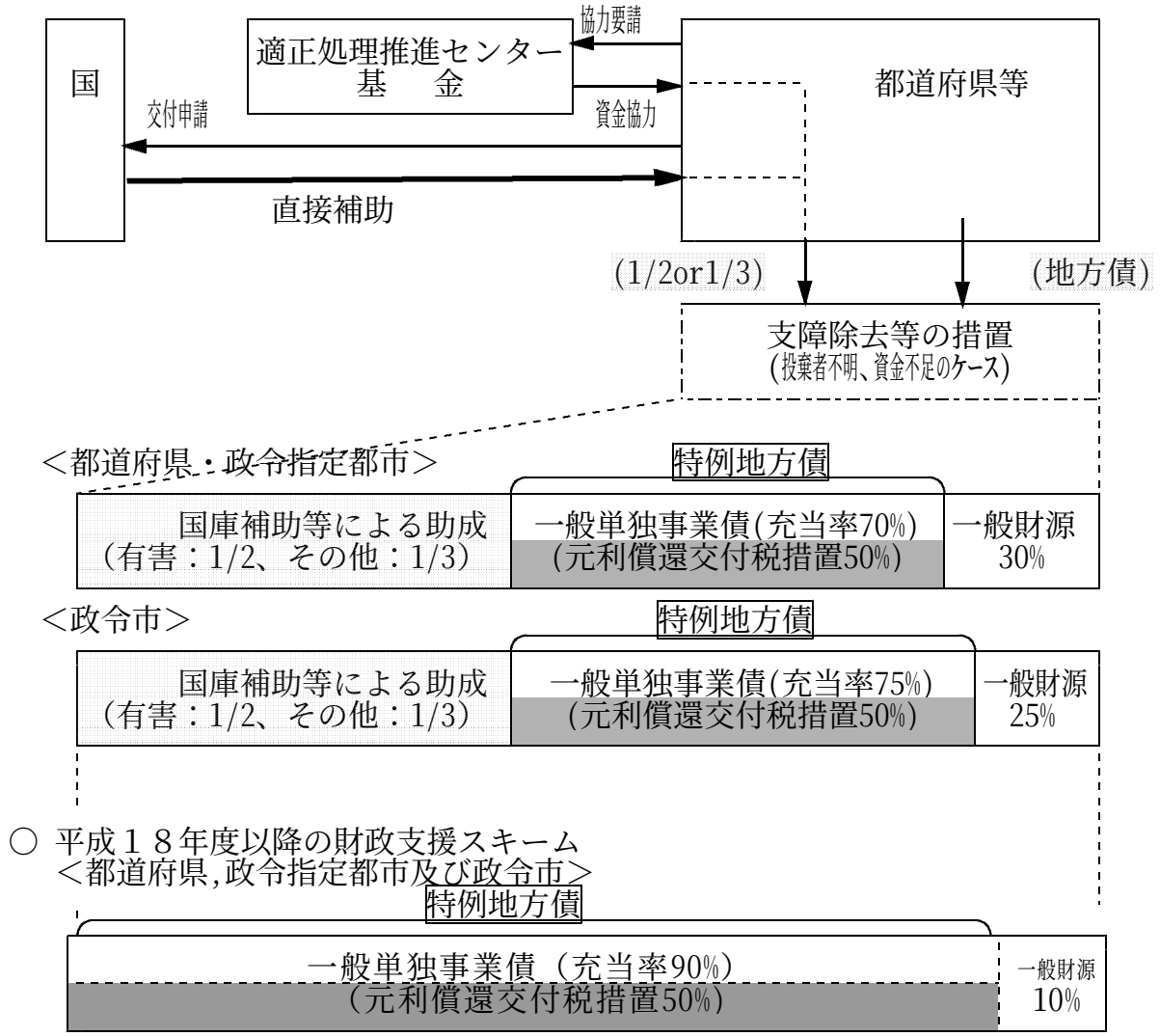

○ 平成１８年度以降の財政支援スキーム
＜都道府県,政令指定都市及び政令市＞

(注)　平成18年度以降は、「三位一体の改革」に基づき、当該補助金のうち新規の原状回復対策事案に係る分が税源移譲に結びつく補助金として廃止され、併せて起債の特例措置については充当率が90%に引き上げられた。
また、平成17年度までの対象事案についても、平成21年度からは一部を国から直接補助することとなった。

２．廃棄物処理法による基金スキーム【平成10年６月17日以降の不法投棄等】

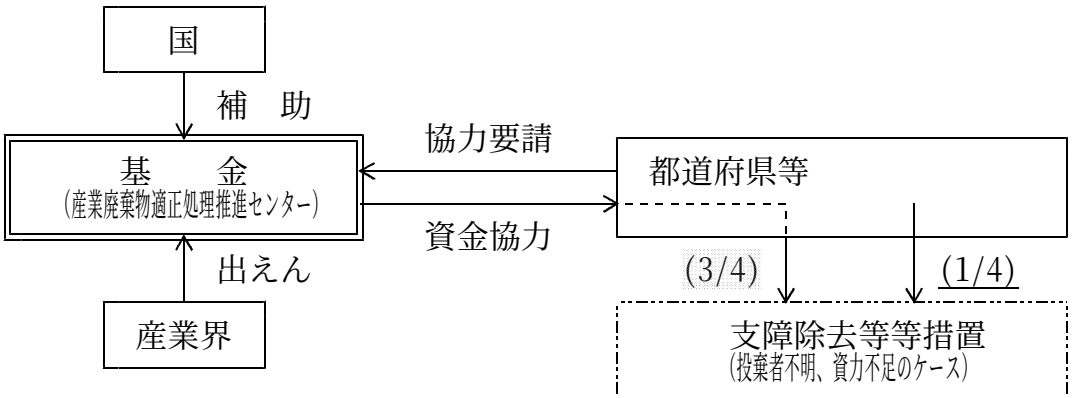

＊産業界：国：都道府県等＝２：１：１
＊都道府県負担分（１／４）に対し、特交措置（算入率０．８）

生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）
１,０４０百万円（１,０３３百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

１．事業の概要

○生物多様性条約第10回締約国会議（以下COP10）の議長を務めることとなる我が国は、COP10で決定される今後10年間の生物多様性に関する世界目標（ポスト2010年目標）の達成、各種決定の履行にむけて世界の取組を主導していくことが求められている。

○このうち、極めて生物相の豊かな生態系が分布すると言われ、かつ条約締約国の多数を占める途上国において、科学的データの不足や政府職員の知識・経験不足等から国家戦略の策定・改定が遅れているなど、条約の規定や決定で定められた活動が十分に果たされていないことが多く、途上国が決定事項等を遵守・遂行できる体制の整備が急務である。

○このため、ポスト2010年目標の達成に向けて必要な各種取組（例：国家戦略の策定・改定、遺伝資源へのアクセスと公平な配分、持続可能な利用、保護地域など）の実施等を支援するために、途上国における人材の能力開発や科学的知見の集積などの活動を支援することを目的として、平成22年度より、ポスト2010年目標の達成状況の中間評価の年であるとともにミレニアム開発目標（MDGs）の目標年でもある2015年に向けて、５年間毎年10億円を「生物多様性日本基金（仮称）」として拠出する。

○また、生物多様性条約事務局との緊密な意思疎通を図るため、引き続きわが国から専門家を派遣するとともに、各議題に係る作業部会、専門家会合の開催に関する支援経費として、条約事務局への拠出を行う。

２．事業計画（全体計画）

生物多様性条約拠出金　（平成20年度～）
　うち生物多様性日本基金（仮称）　（平成22年度～）

３．施策の効果

○本事業により、人材育成、科学的知見の集積などを通じて、途上国によるCOP10決定の確実な実施が確保される。

○他の国連機関、NGO等との協働も図り、広範な途上国支援体制の確立を促す。

○条約事務局への長期専門家派遣により、条約に関連する最新の動向を把握するとともに、日本からの働きかけを円滑かつ効果的に行う。

○上記の施策効果を通じて、COP議長国を務める我が国の責務を果たすことが可能となる。

生物多様性条約拠出金

２０１０年１０月：生物多様性条約ＣＯＰ１０愛知県名古屋市開催
＜生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化＞

生物多様性に関する次期世界目標（ポスト2010年目標）の決定

ポスト2010年目標達成に向けて想定される課題

× 途上国では国家戦略が未策定・未改訂（科学的・客観的情報の不足）
× 途上国を中心に急速に生物の多様性が減少（熱帯林、沿岸域、二次的自然地域など）
× 科学と政策の連携、途上国への資金供与の仕組み等条約を支える機能が不十分　など

ＣＯＰ決定事項実施上の支障を除去
新たな国際イニシアティブの発展に寄与　など

生物多様性条約拠出金

■生物多様性日本基金（仮称）の運営
・人材育成、科学的知見の集積などを通じた途上国によるCOP10決定の確実な実施確保
・他の国連機関、NGO等との協働による途上国支援体制を確立
■長期専門家派遣による条約事務局との連携強化
■各議題に係る作業部会等の支援経費の条約事務局への拠出

COP10議長国として、生物多様性分野での国際的なリーダーシップを発揮

国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）
１６０百万円（１５０百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

１．事業の概要

（１）　里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立するもの。このような里地里山をはじめ世界各地の持続可能な自然資源の利用・管理の事例を活かした自然共生社会の構築を「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案していくため、平成20年度から「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を実施しているところ。

（２）　これまで、SATOYAMAイニシアティブの概念や具体的な取組内容について議論する一連の準備会合を開催するとともに、Ｇ８環境大臣会合や日中韓環境大臣会合（TEMM)等においてSATOYAMAイニシアティブを説明し、理解の促進に努めてきた。

（３）　生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）ではSATOYAMAイニシアティブの推進について決議される見込みであり、SATOYAMAイニシアティブを推進するための多様な主体が参加する国際パートナーシップの立ち上げも行う予定。

（４）　国際パートナーシップを通じた情報交換や事例の収集・分析などの取組を促進し、イニシアティブの長期目標である「自然共生社会の実現」を図っていくためには、パートナーシップの円滑な事務局機能の発揮及び年次総会の開催、パートナー機関に対する適切な助言や支援を行っていくことが必要不可欠。

（５）　これら各種取組を実施していくため、自然資源の持続可能な利用に関する知見を有し、また、生物多様性の分野で、世界各国や国際機関、団体等に幅広いネットワークを持つ国連大学に必要な経費を拠出し、SATOYAMAイニシアティブの国際的な展開と効果的な実施を図る。

２．事業計画

（１）　国際パートナーシップの準備検討及び準備会合の開催（H21～22年度）
（２）　国際パートナーシップ年次総会の開催・運営（H22～24年度）
（３）　世界各地での優良事例等の収集・分析（H21～24年度）
（４）　地域毎の自然資源の利用・管理の手法の普及及び能力向上のための研修の実施促進（H23～24年度）
（５）　ウェブサイトの運営・充実（H21～24年度）
（６）　ＰＲ資料の開発・提供（H22～24年度）

３．施策の効果

（１）　COP10で立ち上げた国際的なパートナーシップの運営を通じ、生物多様性分野における我が国のリーダーシップが発揮される。

（２）　世界各地の二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理の実践を促進し、自然共生社会の実現を図り、生物多様性条約の目標達成に貢献する。

国内外の里地里山保全活用の推進

COP10におけるSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの設立後（平成23年度以降）の整理

SATOYAMAイニシアティブ推進事業　（平成20～22年度）

国内外の調査

○未来に引き継ぎたい里地里山の調査
○世界における事例調査
○自然資源の管理・利活用方策の検討

国内における取組支援

○未来に引き継ぎたい里地里山への支援
○多様な主体の参加促進
○全国里地里山行動計画の策定

⇔ 共通原則・指針の検討

国内の行動計画の促進に特化して拡充

併せて事業名の変更

里地里山保全活用行動推進事業（平成23年度～）

○全国の活動に対する技術支援、参加促進のための情報提供

○これまでに収集・整理した技術的方策、モデル事例集の充実、国内発信

○多様な主体の参加促進方策：　新たな共同利用のあり方に関する調査検討

○自然資源の利活用方策：
野生生物に着目した地域づくりのための検討及び試行

環境経済成長ビジョン

○典型的な里地里山の選定及びネットワークに関する考え方、手法の検討（新規）
○保全活用の推進効果を検証するための指標、手法の検討（新規）

国内各地域による自律的な里地里山の保全再生・地域振興の促進

連携して提案

国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業（国連大学拠出金）（平成21年度～）

○SATOYAMAイニシアティブの国際展開検討

生物多様性条約第10回締約国会議

情報共有

SATOYAMA国際パートナーシップ（仮称）の立ち上げ

○国際パートナーシップの運営

・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの運営（国際的展開のための行動計画の策定等）

○各国での事例の収集及び分析

・世界各国の事例の収集・分析
・各国の特徴に照らし合わせた自然資源管理手法の適用可能性の実証調査
・地域毎での手法の普及び研修の実施促進

○持続可能な自然資源の利用についての情報発信

・世界の自然資源の管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの運営・充実
・ＰＲ資料の開発・提供

継続実施

世界での自然共生社会の構築

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費
５７３百万円（５００百万円）

自然環境局生物多様性センター
生物多様性地球戦略企画室

１．事業の概要

COP10で策定予定の2010年以降の生物多様性目標については、その達成と評価を客観的な指標により行うことが要請されており、このため、生物多様性モニタリングの国内での継続的な実施とアジア太平洋地域での生物多様性観測データの収集・統合による生物多様性の評価の実施を支援する。

本年6月には、「生物多様性版IPCC」ともいわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）の設立について各国が合意したところであり、我が国は事務局招致も念頭に置き、IPBESの活動への支援を行う。

地域的に共通点の多い東・東南アジア地域の生物多様性情報について、政策決定者にとり施策に利活用しやすいように整理し、提供するシステムを整備することにより当該地域での施策の推進を支援する。

これらの事業により、地球規模での、生物多様性に関する科学的基盤の強化と政策への反映を図る。

①国内の様々な生態系を代表する約1,000カ所のサイトを選定し、時系列的に継続的な生態系モニタリングを実施。
②国境を越えた研究者等の連携による生物多様性観測データの収集、統合を行い、IPBESにおける生物多様性評価の実施を支援。
③東・東南アジア地域を対象に、政策決定者に向けた生物多様性情報の分かりやすい提供システムを構築。

※生物多様性モニタリング：生物多様性目標を評価するための指標の継続的な観測

２．事業計画(平成22年度～)

調査等	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度～
①重要生態系監視地域モニタリング事業					
②地球規模生物多様性モニタリング体制の構築を通じたIPBES活動支援					
③東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ					

３．施策の効果

○国内での生態系の継続的なモニタリング・予測評価の実施による生物多様性保全の推進（温暖化影響の把握・保全対策への貢献を含む）
○アジア太平洋地域での研究者等による生物多様性の評価の実施を通じたポスト2010年目標の達成状況評価及び生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES)の活動支援
○東・東南アジア地域において政策決定者向けの施策に必要な生物多様性情報の整理・提供により、当該地域における効果的な施策の展開
○上記を通じた地球規模でのポスト2010年目標の達成の推進

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

(1)重要生態系監視地域モニタリング事業（モニタリングサイト1000）

【国内の様々な生態系の変化の状況を継続的に観測】

(2)地球規模モニタリング体制の構築を通じたIPBES活動支援

①アジア太平洋地域生物多様性モニタリング体制構築支援（AP-BON）

②IPBES体制構築・活動支援

【当該地域の研究者による観測データの集約・統合、評価、政府間プラットフォームの構築支援】

(3)東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）

【施策に即活用できる情報を整理・提供／生物分類能力構築を推進】

情報整理・提供・アジア版RDBの作成・提供等

生物分類能力向上・水際管理（CITES担当官等）者の研修

自然環境保全基礎調査等

国内の観測データの蓄積

アジア太平洋地域の観測データの集積

IPBESでの生物多様性の評価

政策決定者・一般への科学的情報の提供

ポスト2010年目標達成評価
生物多様性国家戦略の履行評価

（新）生物多様性国家戦略推進費

４０百万円（０百万円）

自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室

１．事業の概要

本年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」の計画期間は概ね平成２４年までとされていることから、本年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（ＣＯＰ10）の結果を踏まえ、見直しを行っていく必要がある。特にＣＯＰ10では、生物多様性に関する世界目標である「ポスト2010年目標」が決定されるが、締約国においては、同目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定等が求められる予定であり、議長国でもある我が国は国際的にも早期の対応が求められる。

また、将来の人口減少社会の到来等を見据えた長期的な展望や地球規模の視点に立った分析の必要性、生物多様性国家戦略の実行に向けた筋道や達成度を把握するための具体的な目標や指標を明らかにすべきといった指摘が有識者等からなされている。

これらに対応し、世界の範となる生物多様性国家戦略を策定するために必要な調査、検討等を行う。

（１）生物多様性国家戦略の改定に必要な課題の抽出
（２）生物多様性に係る将来シナリオ分析を実施し、生物多様性国家戦略に反映すべき課題や施策を検討
（３）ポスト2010年目標に準拠した生物多様性国家戦略の目標・評価指標の検討
（４）次期生物多様性国家戦略の方向性等についての検討

２．事業計画

	H23	H24	H25
（１）生物多様性国家戦略の課題の抽出	━━	━━ 戦	━━
（２）将来シナリオ分析の実施	━━	━━ 略	
（３）目標・評価指標の検討	━━	━━ 改	
（４）検討委員会の開催	━━	━━ 定	

３．施策の効果

ＣＯＰ10の結果や科学的知見を反映し、国際合意であるポスト2010年目標に準拠した目標を備え、目標と具体的な実現手法が的確に関連づけられ、達成状況の計測が可能な新たな生物多様性国家戦略を策定することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する。

生物多様性国家戦略策定推進費

＜H22年度＞

生物多様性国家戦略（生物多様性国家戦略2010）

■生物多様性の保全と持続可能な利用のための
基本的な計画

■H22年3月に閣議決定
生物多様性基本法（H20年施行）に基づく初めての国家戦略

■概ねH24年度までを対象

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）
（H22年10月、愛知県名古屋市）

■「ポスト2010年目標」の決定
・生物多様性に関する2010年以降の世界目標をCOP10で決定
・締約国は効果的で参加型の改訂国家戦略の策定が必要

■遺伝資源へのアクセスと利用から生じる利益の配分（ABS）、
保護地域など生物多様性に関する多岐にわたる課題について議論

「国連生物多様性の10年」決議

■「ポスト2010年目標」の達成に向け、国連加盟国、国連機関、
国際機関、研究機関の連携を求める決議として国連総会で決定予定

＜H23～H24年度＞

生物多様性国家戦略の改定作業（生物多様性国家戦略推進費）

課題の抽出
・現行国家戦略の点検
・ポスト2010年目標との
比較検討等

シナリオ分析
人口減少、エネルギー、地球
温暖化などの自然的・社会的
条件の変化を踏まえた分析

目標・評価指標の検討
道筋や達成度を把握する
ためのより具体的な目標
の設定や指標の設定

課題の整理、次期戦略で重点的に取り組むべき施策の検討

＜H24年度＞

次期生物多様性国家戦略の策定（閣議決定）

国立・国定公園総点検事業費

３６百万円（３６百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、国別の保護地域の数値目標が従来の 10%から 15%に修正される可能性が高い。我が国の保護地域の中心である国立・国定公園は陸域が 9.1%、海域（領海）が 5.9%指定されているにすぎず、早急に区域を拡張する必要がある。

（２）他方、我が国の国立・国定公園は従来風景地保護の観点で指定されてきたが、生物多様性保全の観点から全国的な指定を見直し、再配置を図る中で指定の拡大を図ることが必要である。このことは、生物多様性国家戦略 2010 においても明記されている。

（３）これらのことから、国立公園・国定公園について、これを取り巻く自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、特に生物多様性保全上重要な地域の指定状況について分析を行い、国立・国定公園の新規指定も含めた、全国的な再編成・再配置のための長期計画を策定する。その後、国立・国定公園として指定し、我が国の生物多様性を保全する。

２．事業計画

＜平成 19～22 年度＞

①生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
・データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析

②すぐれた風景地としての評価方法を検討（指定要件の検討）
・生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討

③具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価

＜平成 22～24 年度＞

④具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成
・詳細調査・データ解析
・再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成

⑤保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定
・コア・バッファー・生物の移動経路（コリドー）を考慮した生態系のネットワーク

３．施策の効果

生物多様性保全上重要な地域について、国立・国定公園の指定を推進することにより、我が国の生物の多様性の確保に寄与するとともに、保護地域に関する国際目標の達成に貢献する。

国立・国定公園総点検事業費

背景：生物多様性国家戦略2010
→国立・国定公園の全国的な指定を見直し、再配置を進め、指定の拡大を図る

1．生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
→データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析

2．すぐれた風景地としての評価方法を検討（指定要件の検討）
→生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討

3．具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価
→やんばる、奄美をはじめとする30地域を抽出

H19
↓
H22

4．具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成
→詳細調査・データ解析（15地域）
→再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成

5．保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定
→コア・バッファー・生物の移動経路（コリドー）を考慮したネットワーク

H22
↓
H24

COP10において保護地域目標が変更（10％→15％）される可能性が高い
→国立・国定公園は**陸域**：9.1%にすぎない

国際社会の要請に応えるためにも、公園区域の新規指定・拡大が必要

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

１２０百万円（９５百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）国立・国定公園の適正海域管理推進事業（拡大）

近年、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害や藻場における磯焼け等の被害が各地で発生しており、生物多様性の減少、利用資源の破壊等が問題となっている。

また、同一海域において漁業のほか、ダイビング、シーカヤック等の観光利用が輻輳し、あつれきが生じている海域がある。さらに、観察対象である海鳥の繁殖地への過剰な接近による営巣放棄等、生物多様性に悪影響を与える利用形態が見られる。

一方で、COP10 においては、指定後の管理が不十分である保護地域が増加していることを背景とした、保護地域の管理強化についても議論される予定であり、国際的にも重要なテーマとなっている。

これらのことから、オニヒトデ等の食害生物の駆除を民間ダイビング団体や漁業者と協力して実施する等、海域生態系のモニタリングを実施しつつ、地域住民・団体の参画を得て、海域公園地区の管理充実、利用ルールの策定等の対策を実施する。また、効果的・効率的な事業の実施のために、協議会を設置し、関係者間の連携を強化する。

（２）国立公園海域公園地区指定調査（継続）

COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、特に海域保護区は多くの関心を集めるものと予想され、CBD 事務局においても海の 15%を保護地域とすることを目指している。

我が国の海域は、干潟、藻場、サンゴ礁等の生物多様性の保全上重要な生態系を有するが、例えば、藻場の海域公園地区の指定面積は全藻場の 0.2%に満たない等、保護の充実を図ることが必要である。

これらのことから、平成 24 年度の生物多様性条約締約国会議(CBD/COP11)までに国立公園内の海域公園地区の面積を倍増させることを目標として、現地調査等により魚類や海鳥類などの生物相や水環境に関して把握し、新規指定を進める。

２．事業計画

事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業	▪▪▪▪▪▪	━━	━━	━━	━━	━━
(2) 国立公園海域公園地区指定調査		━━	━━	━━	━━	━━

３．施策の効果

海域における保全管理を強化し、国立・国定公園の海域公園地区の指定を推進することにより、海域のすぐれた自然景観の保全と適正な利用を図り、海域における生物の多様性の確保に寄与する。

海域の国立･国定公園保全管理強化事業費

背景

1．海域の保護地域指定が不十分

■生物多様性国家戦略2010 、海洋基本計画
→海域公園地区の指定の推進を記載

■生物多様性条約締約国会議 (COP10)
→生物多様性保全の観点からの管理の充実が必要

2．H22.4月から改正自然公園法の施行

■海中公園→海域公園に制度改正

3．オニヒトデ･ゴミによる生態系の破壊

■オニヒトデによるサンゴの食害
■ゴミによるウミガメの産卵地の破壊
→生物多様性の減少
→美しいサンゴなどの利用資源の破壊

4．利用集中によるあつれき

■観察対象への接近のしすぎ、
利用頻度の増加･混雑
→動物 (サンゴ･海鳥･鯨類など) への悪影響
→漁業と同じ海域を利用するため、
あつれきの発生･事故の危険

事業内容

1．海域公園地区の指定促進

■海域を有する30地域を、年6地域、5年かけて調査→指定 (H22は6地域調査)
(改正法付帯決議：生物多様性保全上重要な海域を指定する)

■海域公園地区をH24までに倍増 (国立公園)
2,359ha → 4,718ha (H21年比)

2．海域公園地区の管理強化

■オニヒトデの駆除によるサンゴ礁の保全
■ゴミの清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全
■保全対象生物 (サンゴ･ウミガメなど) の調査
■利用ルール策定による利用のあつれき解消

■協議会の設置 → 関係者の連携の強化による、効率的･効果的な事業の実施

海洋生物多様性保全推進事業費

４６百万円(５８百万円)

自然環境局自然環境計画課

１．事業の概要

（１）平成19年４月に成立した海洋基本法においては、海洋の生物多様性保全など海洋環境保全に係る施策を推進することとされている。更に同法に基づく海洋基本計画（平成20年３月）では、海洋保護区の設定の推進等、より具体的な海洋環境保全施策の推進が明記されている。

（２）このため、平成22年度に策定予定の海洋生物多様性保全戦略も踏まえ、生物多様性上重要な生態系ごとに危機要因の分析を行うとともに、保護すべき重要な海域の抽出を開始する。

（３）また、沿岸域の重要な生態系であるサンゴ礁については、平成22年４月に策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進するため、課題とされたサンゴ礁生態系の劣化と変動状況を的確に捉える手法等について検討するとともに、計画の点検を行う。

２．事業計画

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
(1-1)危機要因の分析及び対策案の検討						
(1-2)保護すべき海域の抽出及び海洋保護区設定の検討		保護すべき海域の抽出		海洋保護区設定検討		
(2)サンゴ行動計画の推進と点検の実施						
(昨年度限りの事業)情報整備・保全戦略策定						

３．施策の効果

（１）サンゴ礁や海草藻場等の生物多様性上重要な生態系の現状と危機要因となりうる主要な課題について把握・分析をし、現在の保全の取組の改善を図る。

（２）保護すべき重要な海域を明らかにし、海洋保護区の設定及び必要なネットワークの形成を促進させる。

（３）サンゴ礁生態系保全行動計画の推進と点検を実施し、サンゴ礁生態系の保全及び持続可能な利用の促進を図る。

海洋生物多様性保全推進事業

背景

平成２２年度に策定される海洋生物多様性の総合的な保全戦略と、特にサンゴ礁生態系についての保全行動計画を踏まえた、海洋生物多様性の保全の取組を推進する必要がある。

※戦略と行動計画の位置付けを踏まえ、それぞれ別途の予算で進めていた海洋とサンゴ礁の保全に関する事業を統合し、効率的に業務を執行することとする。

海洋生物多様性保全戦略（平成２２年度策定予定）
：海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するための基本的方針等を示す戦略

（予定されている内容）
- 海洋生物多様性への影響要因と海域の特性を踏まえた保全の推進
- 海洋保護区のあり方　　等

【生態系の特性に応じた行動計画】

サンゴ礁生態系保全行動計画（平成２２年４月策定）
：多様な主体の参加による今後５年を目処とした行動計画

事業内容

（１－１）
サンゴ礁、藻場等の重要な生態系毎の危機要因分析

（１－２）
保護すべき海域の抽出

（２）
サンゴ礁生態系保全行動計画の実施及び点検

里地里山保全活用行動推進事業

９１百万円（９１百万円）

自然環境局自然環境計画課

１．事業の概要

（１）本事業では、平成22年度までに、我が国の里地里山を例とした自然資源の伝統的な利用等に加え、世界各地にも存在する自然資源の持続可能な利用形態や社会システムを収集、分析し、世界に共通する基本原則・指針を整理するとともに、各地域の参考となる手法・事例集を取りまとめてきた。これらの成果をいかして、COP10では、途上国における二次的自然地域の持続可能な利用を促進するSATOYAMAイニシアティブの取組が国際展開される見通しである。

（２）一方、国内の里地里山においては、生活や農業の近代化に伴って手入れや利用がなされない二次的自然が増加することで、生物多様性の低下、野生鳥獣との軋轢の増大、ゴミ投棄、景観・国土保全機能の低下等が生じている。このため、本事業により平成22年度に「里地里山保全活用行動計画」を策定する（予定）等、多様な主体による里地里山の保全活用を国民的運動として展開しようとしているところ。

（３）平成22年度には、COP10においてSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（仮称）が設立され運営段階に入ることを受け、平成20年度から取り組んできた「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を「里地里山保全活用行動計画」を促進するための国内事業として特化・拡充し、併せてそれを明確にするために事業名を変更する。

（４）同時に「環境経済成長ビジョン（小沢ビジョン）の推進の観点から、地域づくりのための検討及び試行を本事業に盛り込み拡充する。

２．事業計画

（１）全国の里地里山保全活動への支援（平成21～24年度）

（２）技術的方策、モデル事例集の充実、発信（平成20～24年度）

（３）多様な主体の参加促進方策の検討（平成20～24年度）

（４）自然資源の利活用方策の検討（平成20～24年度）

（５）典型的な里地里山の選定等､保全活用の推進効果の検討(平成23～24年度)

３．施策の効果

（１）里地里山における特徴的な取組の調査・分析と、その成果の分かりやすい発信を通じて、保全再生の取組を全国的に推進。また、このような取組への支援により、地域における活動を継続・促進。

（２）里地里山の自然資源の管理・利活用方策や、保全再生活動への多様な主体の参加を得るための社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生を促進。

国内外の里地里山保全活用の推進

COP10におけるSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの設立後（平成23年度以降）の整理

SATOYAMAイニシアティブ推進事業　（平成20～22年度）

国内外の調査

○未来に引き継ぎたい里地里山の調査
○世界における事例調査
○自然資源の管理・利活用方策の検討

国内における取組支援

○未来に引き継ぎたい里地里山への支援
○多様な主体の参加促進
○全国里地里山行動計画の策定

⇔ 共通原則・指針の検討

国内の行動計画の促進に特化して拡充

併せて事業名の変更

里地里山保全活用行動推進事業（平成23年度～）

○全国の活動に対する技術支援、参加促進のための情報提供

○これまでに収集・整理した技術的方策、モデル事例集の充実、国内発信

○多様な主体の参加促進方策：　新たな共同利用のあり方に関する調査検討

○自然資源の利活用方策：
野生生物に着目した地域づくりのための検討及び試行

環境経済成長ビジョン

○典型的な里地里山の選定及びネットワークに関する考え方、手法の検討（新規）
○保全活用の推進効果を検証するための指標、手法の検討（新規）

国内各地域による自律的な里地里山の保全再生・地域振興の促進

連携して提案

国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業（国連大学拠出金）（平成21年度～）

○SATOYAMAイニシアティブの国際展開検討

生物多様性条約第10回締約国会議

情報共有

SATOYAMA国際パートナーシップ（仮称）の立ち上げ

○国際パートナーシップの運営

・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの運営（国際的展開のための行動計画の策定等）

○各国での事例の収集及び分析

・世界各国の事例の収集・分析
・各国の特徴に照らし合わせた自然資源管理手法の適用可能性の実証調査
・地域毎での手法の普及び研修の実施促進

○持続可能な自然資源の利用についての情報発信

・世界の自然資源の管理についての事例等の情報を一元的に蓄積及び発信するポータルサイトの運営・充実
・ＰＲ資料の開発・提供

継続実施

世界での自然共生社会の構築

（新）ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費
１０５百万円（　　０百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室・国立公園課

１．事業の概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）において、2010年以降の新たな条約の世界目標、いわゆるポスト2010年目標が策定され、また、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）の国際的枠組みが採択される可能性がある。本年5月に公表された「地球規模生物多様性概況第3版（GBO3)」では、生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの2010年までの目標は達成されなかったと結論づけており、ポスト2010年目標の達成には、これまで以上の努力が必要な状況。さらに、ABSに関する確実な国内対応も求められている。

我が国は2012年までの生物多様性条約COP議長国であり、条約事務局や主要関係国・地域との協議・連携のもと、COP10での決定事項の達成や実現に向けて世界的にリーダーシップを発揮する必要がある。このため、COP10の決定事項の実現に向けた取組を積極的に進め、早急に具体的な方策の検討を行い、国内での導入推進を図るとともに、国外への提案を行うべく、主要課題に関する調査と国際会議の開催を実施するものである。

２．事業計画

(1) ポスト2010年目標の実現のための主要課題に関する調査（H23～26年度）
- ①　気候変動対策と生物多様性保全に関する資金動員方策に関する調査
- ②　生態系サービスへの支払制度（PES）等に関する検討
- ③　遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）に関する国内制度の検討
- ④　生物多様性に関する技術データベースの策定
- ⑤　生物多様性に関する事業活動の評価手法に関する調査
- ⑥　条約関連会合への専門家派遣

(2) ポスト2010年目標の実現に向けた国際会議の開催（H23～24年度）
- ①　資金動員方策に関する国際ワークショップ
- ②　CBD保護地域作業計画の実施強化のためのアジア地域会議

３．施策の効果

国内外での資金動員方策の具体案、CBD保護地域作業計画の実施強化のための地域毎の戦略と、ABS国際的枠組みを履行するための国内制度の具体案を取りまとめるとともに、幅広い業種における様々な規模の事業者が、生物多様性に対する民間参画に着手することで、ポスト2010年目標の世界的な実現、ひいては生物多様性条約の目標達成に貢献する。

ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費

生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの2010年までの目標は未達成。
→ポスト2010年目標の達成にはこれまで以上の努力が必要

ポスト2010年目標の実現のための主要課題への対応

資金動員戦略	資金動員方策に関する検討調査、国際ワークショップの開催
遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）	国内制度の検討
民間参画	技術データベースの策定、事業活動の評価手法に関する調査
保護地域	アジア地域会議の開催
その他（指標の策定、海洋、外来種など）	条約関連会合への専門家派遣

生物多様性条約COP10議長国として、ポスト2010年目標の実現に向けた世界的な議論の進展に積極的に貢献

国立公園等における大型獣との共生推進費

８１百万円（　６５百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業概要

大型哺乳類の生息地である国立公園や国指定鳥獣保護地区等では、近年、シカの増加による自然植生への食害が著しく、高山植物群落の花畑の消失や湿原植生の衰退に留まらず、自然林にも深刻な影響を及ぼしている。このような状況が続けば国立公園等の自然風景地の価値や魅力の低下、生物多様性が低下するだけでなく、食害と踏み荒らしにより土砂崩壊が始まる発生するおそれがある等、国土の保全上も一刻の猶予もならない状況となっている。

このことから、国立・国定公園内の生態系の維持回復のための予防的・総合的な制度的枠組みとして、昨年度の自然公園法改正により「生態系維持回復事業」を導入したところであり、今後、シカの生態調査、捕獲手法の検討を行い、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じるなど、シカによる国立公園等の生態系への被害を軽減させることを進めるものである。

具体的には、知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、霧島、屋久島、剣山において、モニタリングや試験駆除等の実施を行う。なお、全国的に被害が拡大していることから、平成 23 年度は秩父多摩甲斐や阿寒等においても今後の対策が急務である。

【対象地域】（継続）知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、霧島、屋久島、剣山
（新規）国立公園２地域

２．事業計画

(年度)

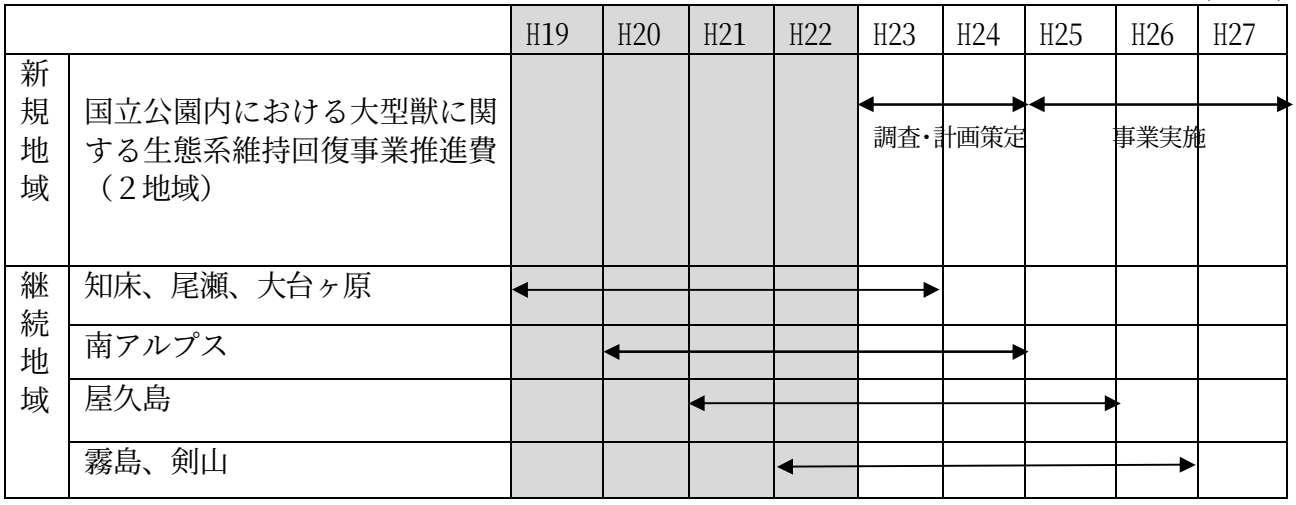

３．施策の効果

シカの生態調査、捕獲手法の検討等を踏まえ、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じることにより、シカによる国立公園等への生態系への被害を軽減させ、健全な生態系の回復を図ることに貢献する。

国立公園における大型獣との共生推進費

●背景
国立公園等で、シカによる自然植生への食害が問題化。自然景観の消失･生物多様性の低下、国土の崩壊が懸念される。

●目的
生態系維持回復事業制度の活用による総合的な対応によってニホンジカとの共生を目指す。

●現在の事業対象地
知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、霧島、屋久島、剣山国指定鳥獣保護区

●事業内容
･管理方法の見直し　･植生復元･防鹿柵の設置等
･シカの捕獲　･生態系維持回復事業計画の策定

全国的に被害が拡大
秩父多摩甲斐･阿寒等においても樹皮剥等の被害が拡大しており、今後の対策が急務。

生態系維持回復事業計画を策定し、生態系への被害を軽減

鳥獣保護管理に係る人材育成事業　　４３百万円（４８百万円）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

１．事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。また、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。そのため、鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まっているところであるが、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年の国会の附帯決議、中央環境審議会答申においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

（１）鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築及び登録された技術者を派遣し都道府県等に対して技術的助言を行うなどの当該登録事業の活用を図る。

（２）鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

（３）鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

（４）地域の人材育成事業の支援事業

各地域における狩猟者数の増加を図るため、地方公共団体職員の狩猟免許取得を促すためのセミナー等の開催、研修事業のプログラム作成支援や研修用テキストの作成など、地域における人材の育成事業の支援を行う。

２．事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
（１）鳥獣保護管理等専門家登録事業						
（２）鳥獣行政を担当する職員の研修の充実						
（３）鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成 狩猟者育成のための研修会の実施						
（４）地域の人材育成事業の支援事業 セミナー等開催、地域の人材育成事業支援						

３．施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業

野生鳥獣による被害の発生
鳥獣の地域的絶滅のおそれ

鳥獣保護管理の技術者
の不足（専門家、狩猟者等）

県境をまたいで分布する
野生鳥獣の広域的な管理

【目標】
高い技術を有する人材の確保・活用
広域的な保護管理の実施

【課題】
◯地域間で効果的な手法の普及
◯地域の実状に見合った計画の策定
◯鳥獣保護管理に関わる人材の育成・確保

人材育成の取り組みに対する支援の実施

鳥獣保護管理等専門家の登録

◯鳥獣保護管理プランナー
◯調査コーディネーター
◯捕獲コーディネーター
の登録、情報提供等

鳥獣行政担当職員の研修

◯特定鳥獣保護管理計画に関する研修等の実施

狩猟者の技術向上

◯狩猟者を対象とした研修会の実施等

狩猟者の新規確保

◯新たに狩猟免許取得を促すセミナーの開催等

野生鳥獣感染症対策事業費

１０１百万円（８０百万円）

自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

１．事業の概要

近年、高病原性鳥インフルエンザ等の野生鳥獣由来の感染症が社会的問題となっている。これらは社会経済及び人の健康に著しい支障を及ぼすのみならず、我が国の生物多様性保全に大きな影響を及ぼす可能性がある。

我が国においては、平成16年度以降数年おきに家禽や野鳥（オオハクチョウ、クマタカ等）に鳥インフルエンザが発生しており、全国的な視野でモニタリングや感染経路の解明等のための基礎情報を収集する体制を整備する必要がある。

さらに、平成22年４月に発生した口蹄疫はもとより、ウエストナイル熱や豚コレラなど、野生鳥獣が感染・伝播する可能性のある感染症は多いものの、対応策についての知見が不足しており、危機管理の対応が問われている。

このような状況を踏まえ、渡り鳥の飛来経路を解明するための調査のほか、全国規模の野鳥のモニタリングや、渡り鳥の飛来状況に関する情報提供等の事業を推進する。また、国内外の感染症の被害実態や対応策の情報把握・分析等を行い、対応マニュアル類の整備を図る。

２．事業計画

（１）渡り鳥の飛来経路の解明事業（平成１７～２７年度）

（２）野生鳥獣感染症情報整備事業（平成２０～２７年度）

①野生鳥獣感染症モニタリング

（高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査）

②近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約

③野生鳥獣が感染・伝播する感染症対策強化のための調査

（３）渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業（平成２０～２７年度）

３．施策の効果

高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況モニタリング等野生鳥獣の感染症に関する調査等を通じて、希少な野生鳥獣の適切な保護を図るとともに人畜の感染予防・発生時対策に資する。

また、口蹄疫等の野生鳥獣が感染・伝播する様々な感染症についても、国内外の情報が蓄積されるとともに、我が国における野生鳥獣の感染症対応についての危機管理能力が高まる。

野生鳥獣感染症対策事業費

平成１６年以降、国内で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生

ウイルスの伝搬に野鳥関与との指摘で社会問題化!!

●ヒト･家畜への被害のおそれ　●野生鳥獣･生物多様性への影響のおそれ

オオハクチョウやクマタカなど野鳥でも高病原性鳥インフルエンザが発生！！

22年４月に宮崎県において口蹄疫が発生！口蹄疫以外にも野生鳥獣に感染する可能性のある様々な感染症が存在

全国規模のモニタリングを強化して実施するとともに、迅速な情報集約･情報提供を推進

渡り鳥の飛来経路解明

･渡り鳥に送信器を装着し、人工衛星追跡による飛来経路解明（近隣諸国での飛来状況の把握）

野生鳥獣感染症情報整備

･全国規模のモニタリング（鳥インフルエンザウイルス保有状況調査）
･近隣諸国の情報収集や連携構築
･鳥インフルエンザ以外の感染症対策強化のための取組（新規）

渡り鳥飛来の情報提供

･全国の主な渡り鳥の飛来地において飛来状況の調査を行い、データを情報提供（国内への飛来状況の把握）

総合的･効果的な野生鳥獣感染症対策の実施

（新）今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費
２０百万円（０百万円）

自然環境局野生生物課

１．事業の概要

平成２２年３月に閣議決定された「生物多様性国家戦略２０１０」では、我が国の生物多様性の損失を止めるために、２０２０年までに「絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息数・生育環境の維持・回復を図る」ことなどがあげられている。希少野生動植物の保全のための主要な法律である、種の保存法に基づいて定められた国内希少野生動植物種（８２種）は、我が国の絶滅のおそれのある種（３，１５５種）の２％に過ぎず、また、国内希少野生動植物種の生息地等保護区は全国で９箇所（約８５ｈａ）のみである。さらに、種の保存法で譲渡し等が規制されている国際希少野生動植物種についても、違法な譲渡し等が見られる。

このため、種の保存法等の施行状況を踏まえ、今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方について検討を行うものである。

２．事業計画

「希少野生動植物の保全のあり方検討会（仮称）」を設置し、今後の希少野生動植物の保存のあり方を総合的に検討する。そのため、同検討会の下に、「生息地等保全及び保護増殖のあり方分科会（仮称）」及び「希少野生動植物の流通管理のあり方分科会（仮称）」を設置し、種の保存法を中心として、関係法令を横断した希少野生動植物種の保全のあり方について検討を行う。（平成２３年度）

３．施策の効果

上記検討会等における検討結果に応じて、希少野生動植物の保全のあり方の改善を図るとともに、種の保存法の改正を行う。

今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費

２０百万円（新規）

現在の課題

○生息地等保護区が少ない
９箇所（約85ha）
○国内種が少ない（82種）、離島等に生息する種に偏在
○保護増殖事業の予算配分の変更が必要　（47計画）
○国際種の登録では、個体と登録票の一対一関係が弱く、偽造等あり　等

制度点検の必要を指摘
- 生物多様性基本法
- 生物多様性国家戦略2010
- 民主党政策集INDEX2009

希少野生動植物の保全制度等のあり方検討会の開催

（3回（+2分科会）開催）

生息地・保護増殖分科会
（4回）

○国内希少野生動植物種の指定のあり方検討
○生息地等保護区を始めたとした保護区の効果的な指定のあり方検討
○保護増殖事業の適切な実施方法検討　等

流通管理分科会
（4回）

○国際希少野生動植物種の登録制度の改善策検討　等

○分科会での議論の他、罰則強化等を議論
○専門家にヒアリングによる希少野生動植物の現状を現す代表的事例を把握(9分類群)

H23年度

H24年度以降

- 適切な国内希少野生動植物の指定
- 効果的な生息地等保護区等の指定
- メリハリのきいた保護増殖事業の実施
- 国際希少野生動植物の適正な流通
- 関連施策との効果的な連携

必要に応じて種の保存法改正

特定外来生物防除等推進事業

３８０百万円（３４９百万円）

自然環境局野生生物課外来生物対策室

１．事業の概要

（１）特定外来生物防除直轄事業

以下の重点地域において防除事業を実施する。

①奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において、希少野生動物等を捕食するジャワマングースの完全排除を目指し、集中的なワナの配置などにより防除を実施する。

②ラムサール条約湿地など環境省が管理する保護水面などにおいてオオクチバス等の防除を実施する。

③国立公園等保護上重要な地域のうち特に重点的対策を要する地域において、外来生物の防除を実施する。

（２）広域分布外来生物防除モデル事業

地方公共団体等が実施する防除への活用を図るため、被害の著しいアライグマ等について、モデル事業を実施する。

特に（１）①では、ジャワマングースの生息密度の低減化が図られ希少種の生息が回復してきている一方で、従来の捕獲方法では効率的な捕獲が困難になってきており、世界自然遺産登録に向けた平成26年度末までの完全排除の目標を達成するため、(1)低生息密度下での効率的な防除手法の導入、(2)希少種の混獲対策の実施により、戦略的・効率的に根絶地域を拡大していく。

２．事業計画

３．施策の効果

重点地域における集中的な防除の実施により、一部地域でジャワマングース等の完全排除を目指すとともに、国や地方公共団体等、各主体の役割に応じた総合的・効果的な防除の推進方策を明らかにすることにより、外来生物による日本の生態系等に係る被害を低減し、被害の拡大防止を図る。

特定外来生物防除等推進事業

①特定外来生物防除直轄事業
・ジャワマングース防除事業（奄美大島・沖縄本島やんばる地域）
・オオクチバス等防除事業（ラムサール条約湿地等）
・国立公園等外来生物重点防除事業（小笠原地域・西表地域）

②広域分布外来生物防除モデル事業
・アライグマ防除モデル事業
・外来アリ防除モデル事業

（新）絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備
４０百万円（０百万円）

自然環境局野生生物課

１．事業の概要

ツシマヤマネコは、日本においては長崎県の対馬にのみ生息し、1980年代には100～140頭が生息しているとされていたが、2000年代前半には、生息数は、約80～110頭と推定され、絶滅のおそれが非常に高い野生生物(環境省レッドリストでは最も絶滅のおそれが高い絶滅危惧ＩA類に位置づけ)である。環境省及び関係団体においては、ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき関連施策を行ってきているが、特に下島の個体群は非常に少数で、危機的な状況にあり、個体群の回復・維持には、飼育下繁殖個体群(生息域外)の野生復帰による補強が重要とされたところである。

本予算は、対馬の下島において、野生復帰のための訓練を行う野生順化施設であるとともに、地域と連携しながら生息環境の改善やモニタリング等を行うための拠点となる施設を整備するものである。

２．事業計画

測量、設計等（平成23年度）
施設整備等　（平成24～25年度）

３．施策の効果

野生順化施設ができることで、飼育下で繁殖したツシマヤマネコが野生順化訓練を受け、同時に、野生順化施設を拠点として、地域住民等とともに下島の生息環境の改善がなされることで、ツシマヤマネコが野生復帰できるようになる。さらに、野生順化訓練や野生復帰後の生育状況等の結果等、野生復帰をモニタリング及び検証する重要な施設としての機能を発揮することも可能となり、本種並びに今後野生復帰を計画する他種の保護増殖事業に資する。

絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備　40百万円

○ツシマヤマネコの現況

・**国内希少野生動植物種**

・**絶滅危惧ⅠA類**
(環境省レッドリスト)

・近年大きく個体数を減少しており、
推定生息個体数　**80～110頭程度**で、
下島にはほとんど生息せず(**平成19年に23年ぶりに下島で個体の発見**)

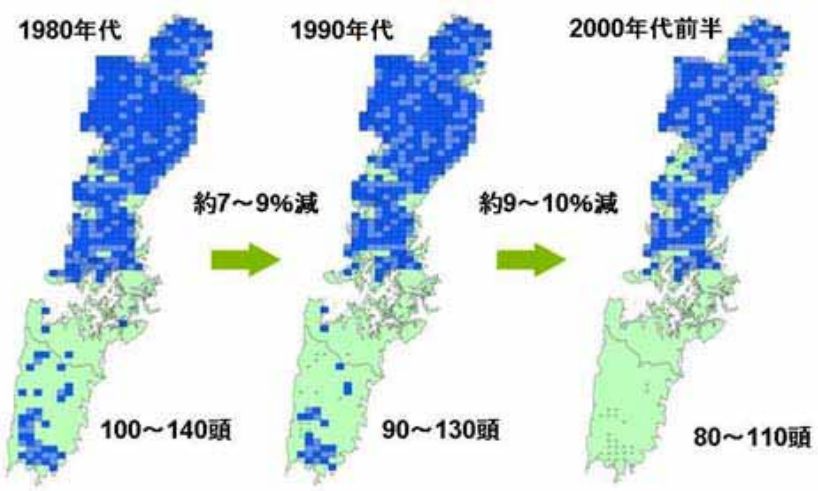

○保護の経緯(概要)

平成7年7月　**保護増殖事業計画**を策定

平成16年8月　**ツシマヤマネコ再導入基本構想**を策定

平成18年8月　**ツシマヤマネコ飼育下個体群管理方針**を策定
- 生息域内保全 (生息環境改善、交通事故対策等)
- 生息域外保全 (飼育下繁殖個体群の確立) の取組を着実に実施

平成22年3月　**ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針**を策定
- 関係者が共同で策定。保護増殖事業の中長期・当面の目標を定め、生息環境を改善しつつ、**下島へ野生復帰を行う**ことを 目標達成のための具体的な保護対策として位置付け

○ツシマヤマネコ野生順化施設について

◆野生順化施設整備の必要性

- 下島個体群は非常に脆弱であり、個体を補強する必要
- ほ乳類の野生復帰は日本で初であり、慎重に行うことが必要
- 補強する個体(飼育下繁殖個体)を、人工給餌による飼育下環境から野生復帰させる際に多様な餌・採餌環境、採餌技術の習得を人為的な訓練により習得させるための広い面積の順化ケージの整備が必要
- 下島の生息環境改善及び放獣個体のモニタリングや研究の拠点となる施設の整備が必要

◆施設の概要

- 調査研究拠点施設
- 病院施設
- 一時収容施設
- 野生順化ケージ(野生下に近い環境 (森林、草原、湿地等)を再現した野生順化訓練施設を整備)

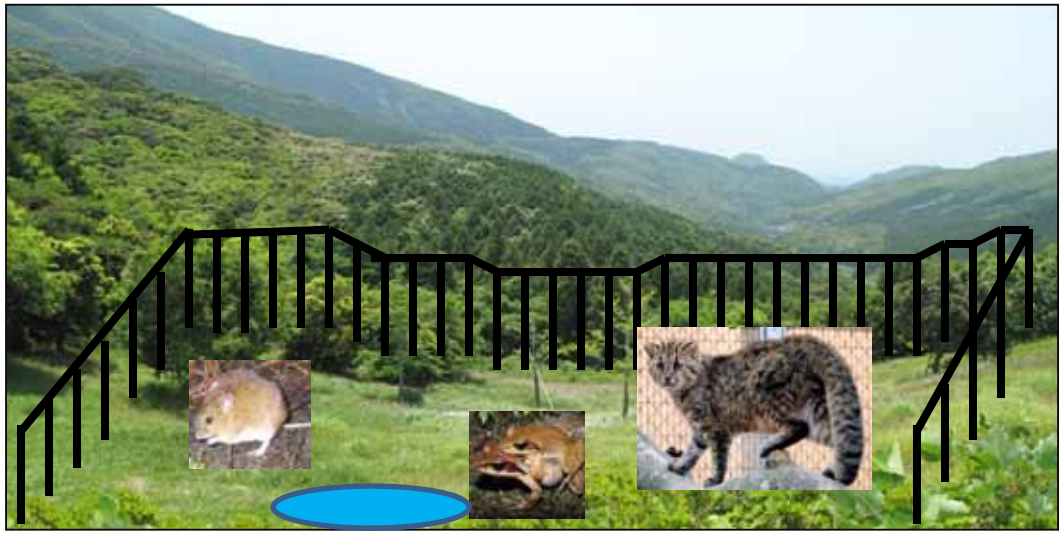

野生順化ケージのイメージ

(年次計画)　平成23年度　測量設計　　平成24～25年度　施設整備等
(平成26年度以降　野生順化訓練及び野生復帰)

動物適正飼養推進・基盤強化事業

５９百万円（５９百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

１．事業の概要

動物の愛護を普及啓発し、人と動物の共生に配慮するとともに、動物の習性や生態を考慮した飼養の推進を図ることを目的として、動物愛護管理法に基づく施策を総合的に推進する。

・関係自治体等や動物愛護団体等との担当者会議
・ポスター・パンフレット・ガイドライン作成及び配布
・動物愛護週間において、シンポジウム、フェスティバル、動物愛護管理功労者表彰等の実施
・飼養動物の適正飼養や取扱いに関する各種基準やガイドラインの改訂・作成の実施
・動物の飼養及び動物取扱業の実態等に関する継続的かつ経年的な調査の実施
・動物愛護管理基本指針の進捗状況等のフォローアップの実施
・マイクロチップの普及の推進
・犬猫等の譲渡支援広域データベースの運用
・動物愛護管理法の次期見直しに向けての実態調査及び検討会開催

２．事業計画

（１）都道府県等の各自治体や動物愛護団体等との連絡調整、総合的な普及啓発、各種基準等作成（H13年度～）
（２）マイクロチップ普及推進、基本指針の検討・推進（H18年度～）
（３）次期見直しに向けての実態調査等（H22年度～H24年度）

３．施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に、次の目標と、取り組むべき具体的施策が定められている。

・都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数の半減
・犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増

動物適正飼養推進・基盤強化事業　59（59）百万円

背　景

目的：飼養動物の愛護・管理

◆動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物の飼養及び保管等に関する基準の策定
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及び猫の引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進等

※都道府県等の自治事務
※環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

事業計画

動物愛護管理法に基づく施策の推進

○ポスター・パンフレット・ガイドライン作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発
○動物愛護センサス及び基本指針フォローアップの実施
○獣医師会等と協力したマイクロチップの埋込、体制整備などマイクロチップの普及の推進
○動物愛護管理法の次期見直しに向けての実態調査及び検討会開催

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

１００百万円（１００百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

１．事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及び猫については、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及び猫の殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

２．事業計画

内容等	H21	H22	H23	～H29	備　　考
動物収容・譲渡施設の整備補助					動物愛護基本指針の目標期間内で、全国でモデル的に補助する。

３．施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号）では、犬猫の殺処分数の減少を目標に掲げており、その達成に寄与する。

４．備考

（事業費内訳）

動物収容・譲渡施設の新・改築　　１００百万円
(補助率　１／２)

① 保管施設の新築・改築・改修
② 譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）

（補助金の流れ）

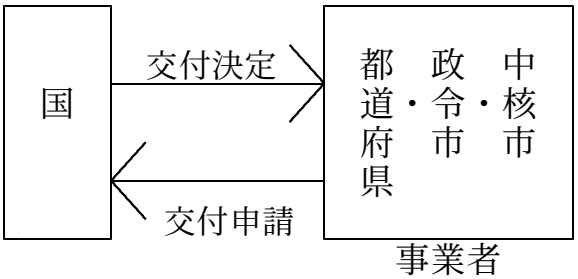

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

（背景）

○ 近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。
○ 動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成２９年度までに、犬及び猫の引取り数の半減及び殺処分数の減少を目標に掲げている。
○ 平成２９年度までに、犬及び猫の引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。
○ 現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。

動物収容・譲渡施設の新・改築

◆ **保管施設の新築・改築・改修**

（動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等）

◆ **譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）**

（譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場）

飼養動物の安全・健康保持推進事業費

２１百万円（２７百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

１．事業の概要

平成２１年６月に施行されたペットフード安全法は、犬及び猫のペットフードについて、有害な製品が流通しないよう製造、輸入及び販売を規制することにより、ペットの健康を保護し動物の愛護に寄与することを目的としている。当該法律の適正な運用を行うため、国会で付された附帯決議も踏まえ、必要な情報の収集・提供、調査研究、立入検査の実施、関係機関との連携体制整備を図るものである。

（１）ペットフードの安全性の確保

・有害な製品の流通の早期把握・対応のため、関係省庁、地方公共団体、学会、獣医師団体等との連絡会議の開催

・事業者への立入検査の実施

（２）犬猫以外のペットフードに関する調査

・ペットフードの安全性の課題等の情報収集・調査

・新たな規制が必要なペットフードについての検討

（３）飼養動物の安全・健康保持に関する普及啓発

・適切な給餌や健康管理に関するガイドラインの作成

・パンフレットや講習会等による普及啓発

２．事業計画

（１）ペットフードの安全性の確保　H21年度～

（２）犬猫以外のペットフードに関する調査　H21年度～H23年度

（３）飼養動物の安全・健康保持に関する普及啓発　H20年度～

３．施策の効果

パンフレットやポスターの作成・配付及び講習会の開催等による普及啓発を行うことで法の周知と、ペットフードの適切な管理や犬や猫の健康保持について普及啓発を図る。また、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図ることでペットフードの安全確保の体制整備を行う。

飼養動物の安全･健康保持推進事業

ペットフード安全法：平成21年6月施行

○国は、安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供を図る（法第3条）
○必要な限度において、事業者に対し、立入検査、報告徴収等の実施（法第11、12条）
○法の対象は犬及び猫のペットフード（施行令）

立入検査の実施

事業者

製造業者

輸入業者

販売業者

安全･健康保持に関する情報提供
（ガイドラインの作成、パンフレット配布や講習会等）

飼養者

連絡会議の開催

業界団体（自主規制実施）

獣医師会等

動物愛護団体

関係省庁

消費者センター

関係団体の連携体制整備

犬猫以外のペットフードに関する調査

ウサギ、ハムスターなど

安全性の課題等の情報収集･調査

（新）生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業

１，５００百万円（　　０百万円）

【「特別枠」要望】

自然環境局

１．事業の概要

山村や離島等、過疎が進行し、社会・経済的に大きく疲弊した地域は、国立公園に指定される等、豊かな自然が溢れる魅力ある地域でもある。しかし、シカ等の鳥獣被害の拡大や観光客の減少等、自然資源の劣化や社会状況の変化により、地域の自然は生かされず、さらに地域の衰退に拍車がかかっているのが現状である。このため、これらの地域の唯一、最大の資源と言っても過言でない「豊かな生物多様性に根ざした地域の生態系」を保全・活用し、地域の活性化の起爆剤とすることが緊急の課題である。

これらの状況を踏まえ、自然の保全・活用に関する『人材・プログラムづくり』及び『基盤づくり』を実施することで、地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込み、元気な地域の再生と活性化につなげるもの。

２．事業計画

（１）人材・プログラムづくり　　200 百万円(0 百万円)

自然資源の保全・持続可能な利用のルールづくり、資源活用プログラムの推進等の活動を通じて、地域経済の自立と活性化へ寄与する取組を進めるとともに、ガイド等人材育成に取り組む。

（２）基盤づくり　　1,300 百万円(0 百万円)

国立公園等において、山岳環境の保全のための対策や鳥獣被害対策等、自然の保全や活用を進めるとともに、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の基盤づくりを実施する。

３．施策の効果

地域住民が自分たちの自然資源の価値を再認識し、その保全と活用を図ることにより、地域社会・地域産業が活性化する。また、地域の人々を人材育成、若しくは直接雇用することにより、過疎地域における雇用の拡大につながる。

生物多様性の保全･活用による元気な地域づくり事業

1，500百万円

[現状と課題]

○山村や離島等において、過疎を初めとする社会経済的な疲弊が顕著
○シカなどの鳥獣被害やオーバーユースなどによる自然観光資源の劣化･魅力の喪失
○自然資源の保全活用を進める人材の不足
○地域のビジョン･ルールや魅力的な資源活用プログラムの不足
○外国人来訪者対応策の不足（外国人旅行者

[目　的]

「疲弊した地域」を「元気な地域」に変える起爆剤として、地域の生物多様性を保全し、活用することにより地域経済の自立と活性化に寄与。
（1）自然資源の保全･持続可能な利用のルールづくりなどの活動、ガイド等の人材育成に取り組むことで、地域経済を活性化。
（2）豊かな生物多様性が存在する国立公園等において、保護管理や質の高い利用サービス等を行うとともに、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の基盤づくりを実施する。

[施策の位置付け]

○新成長戦略（基本方針）
（平成21年12月閣議決定）
○環境経済成長ビジョン
（平成22年4月）
○生物多様性国家戦略2010

1　人材･プログラムづくり

○エコツーリズムを通じた地域活性化事業(200百万円)

自然資源の保全、魅力ある資源活用プログラムの開発、持続可能な利用のルールづくりなどエコツーリズムの活動を通じて、地域経済の自立と活性化へ寄与する取組を進めるとともに、ガイド等の人材育成に取り組む。

2　基盤づくり

○生物多様性の保全と活用による国立公園活性化事業費(125百万円)

生物多様性の屋台骨とされる国立公園の、特に山村や離島等の過疎地を中心に、公園管理の一環として、シカ等の鳥獣被害対策等も含む自然環境の保全管理や利用者サービスのグレードアップの活用策を図ることにより、疲弊した地域の活性化を支援する。また、国立公園の所在する山村や離島において深刻な雇用状況の改善にも資するもの。

○山岳環境保全対策事業(175百万円)

生物多様性豊かな山岳地域の環境保全とその活用を推進するため、以下の事業を行う。
（1）山岳環境保全と適正な登山に向けた計画の立案及び受益者負担に向けた合意形成･普及啓発等の取組を行う事業
（2）高い公共的機能が認められる民間山小屋等における、緊急を要するし尿対策･安全対策の実施経費を助成する事業

○エコツーリズム基盤施設整備事業(1,000百万円)

効　果

○自然資源の保全と活用を進めることによって、地域の住民が自分たちの資源の価値を再認識、社会経済的に疲弊した地域社会そのものが活性化
○シカなど鳥獣被害やオーバーユースによる自然環境の劣化が抑制、回復される。
○エコツアーガイドによる経済効果（屋久島のケースでは、年間3．6～4．6億円、全国で実施した場合、年間3，300～4，200億円）
○地域の人々を人材育成、若しくは直接雇用することによって、過疎地域における雇用を拡大

（新）日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業
５０百万円（　０百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

平成20年３月に宮内庁から環境省に所管換えされた「那須平成の森」の一部施設を平成23年春から一般に供用し、ここでガイドツアーや自然体験プログラムの提供、施設案内、自然環境モニタリング等を行うことで、「那須平成の森」が、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生のあり方を学ぶためにふさわしい場所となるよう、管理運営を進めていく。

２．事業計画

（１）「那須平成の森」自然環境モニタリング

「那須平成の森」の一般供用後の変化を継続的にモニタリングし、自然環境の保全や利用のあり方について検討する。

（２）「那須平成の森」自然体験活動の推進

「那須平成の森」のフィールドにおいて、専門の解説員の案内・指導の下に行う少人数グループのエコツアーや炭焼き体験、森林管理体験等の自然体験プログラムを行うとともに、ビジターセンター等で自然環境や歴史等に関する展示やイベントを計画・実施し、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。

（３）「那須平成の森」開園記念式典の開催

平成23年春に予定する那須平成の森の開園を記念し、各界関係者臨席の下、式典を開催する。

事業内容	H23	H24	H25	H26	H27
(1) 「那須平成の森」の自然環境モニタリング	→	→	→	→	→
(2) 「那須平成の森」の自然体験活動の推進	→	→	→	→	→
(3) 「那須平成の森」開園記念式典の開催	→				

３．施策の効果

所管換の趣旨に沿って、「那須平成の森」を国民が自然に直接ふれあえる場として活用していく。

日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業

那須平成の森

天皇陛下のお考えを受けて、平成20年3月に宮内庁から環境省に所管換された旧那須御用邸地（約570ha）。
「天皇陛下御在位20年記念行事」の一環で、保全整備を行っており、平成23年春から一般供用開始の予定。

1.「那須平成の森」自然環境モニタリング

自然環境調査

3.「那須平成の森」開園記念式典の開催

開園記念式典

2.「那須平成の森」自然体験活動の推進

専門解説員によるエコツアー・自然体験プログラム

「那須平成の森」を国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築。

国立公園等における協働型管理運営推進事業
１０１百万円（５５百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

国立公園の利用者のニーズは社会的な変化を反映して刻々と変化しており、利用実態も多様化している。また、利用施設の安全管理等、地域とともに取り組むべき課題も多い。

本事業においては、関係機関、公園事業者、住民団体等、国立公園に関わる多様な主体が、地域が目指す国立公園像を共有し、協働してこの実現にむけた取組を推進する。また、この過程を通じて、これら多様な主体との協働による新たな管理運営体制を構築し、質の高い国立公園サービスの提供を目指す。

２．事業計画

（１）協働型管理運営推進事業

対象とする国立公園の利用実態を調査するとともに、多様な関係者の参画を得て協議会を設置し、地域ごとに連携して取り組む具体的な課題や対策を共有して魅力ある国立公園づくりを目指す。

また、全国の自然公園への協働型管理運営体制の導入を目的に、この成果を手引として取りまとめる。

（２）公園管理団体育成事業

ＮＰＯ法人等民間団体の公園管理への参画促進を目的とした「公園管理団体」制度を推進するために、公園管理団体の新規指定の促進及び既指定の公園管理団体の活動支援を行う。

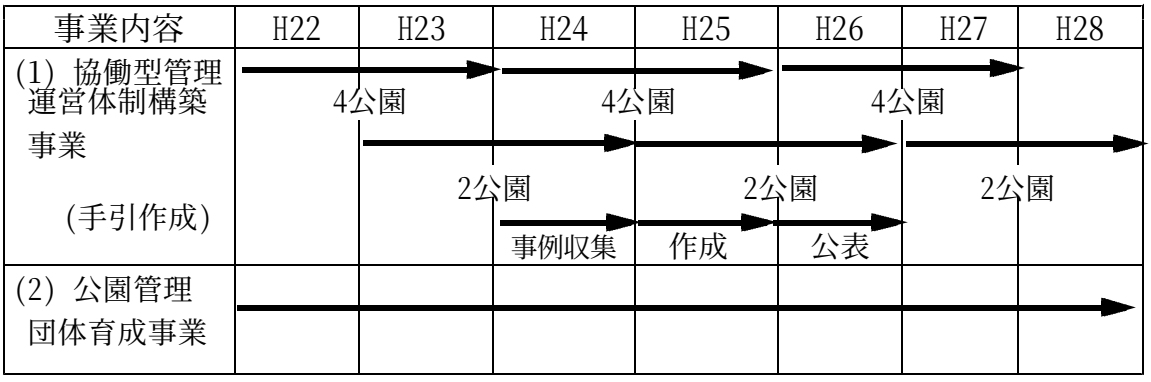

３．施策の効果

多様な主体との協働による管理運営の実現と効率的・効果的な公園事業の執行により、質の高い国立・国定公園サービスを提供する。

国立公園等における協働型管理運営推進事業

●国立・国定公園内で、利用者数の低迷や経済状況の悪化より、
必要な維持管理や更新が行われない施設が増加。

●利用実態を踏まえた計画の見直しが必要
●管理運営体制の強化が必要

●協働型管理運営体制の構築について
率先した取組が必要

COP10決議
地域関係者を保護地域の計画や管理に参画させるべきとの内容が盛り込まれる予定。

①多様な主体とともに協働型管理運営体制を構築

多様な主体と
情報や課題を共有

施設計画の見直し

協働型管理体制の構築

②公園管理団体の指定促進

質の高い国立公園サービスの提供

特定民有地買上事業費

３６８百万円（２４４百万円）

自然環境局国立公園課

１．事業の概要

（１）我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域指定制の公園であるため、その区域内には多くの民有地が存在している。生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担う国立公園においても核心地域において民有地が多数所在している。

（２）他方、国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採等の各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

（３）このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理が図られない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げを行うことにより、これら地域の保護管理の強化を図る。

２．事業計画

＜平成１７～２１年度＞

・国指定名蔵アンパル鳥獣保護区内の民有地買上

＜平成２２年度＞

・吉野熊野国立公園「大峰山地区」の民有地買上予定

＜平成２３年度＞

・支笏洞爺国立公園「有珠山西山火口地区」の民有地買上予定

３．施策の効果

国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域内に所在する民有地を公有地化することにより、国立公園等の適正な保護管理を促進する。

特 定 民 有 地 買 上 事 業

Ⅰ　制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

Ⅱ　買上対象地

(1) 国立公園‥‥‥‥‥‥‥‥‥特別保護地区、第一種特別地域（※）
(2) 国指定鳥獣保護区‥‥‥特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
(3) 生息地等保護区‥‥‥‥‥管理地区
(※) 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

Ⅲ　買上要件

①法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

②所有者から買上げの申出があること。

(※) 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。

このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護･管理を行うために買上げを行うものである。

Ⅳ　国の予算措置

(1) 土地測量費
(2) 立木調査費
(3) 不動産鑑定料
(4) 不動産購入費

Ⅴ　取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。

自然公園等事業費〔公共〕
９，６４６百万円（１０，７１８百万円）

自然環境局自然環境整備担当参事官室

１．事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

２．事業計画

（１）国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

①自然再生事業

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業（国指定鳥獣保護区の保全事業を含む）を更に推進。

②人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、ユニバーサルデザインに対応する整備、二酸化炭素排出削減に資する施設の再整備を引き続き実施。

③人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウエイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺フィールドを対象に、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を引き続き実施。

④那須平成の森保全整備事業

日光国立公園那須地域において、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶための保全整備を引き続き実施。

⑤生態系維持回復事業

自然公園法の改正(平成21年6月)によって設けられた「生態系維持回復事業」の制度を活用し、国立公園における生態系管理のための施設の整備を引き続き実施。

⑥国立公園エントランス整備、国民保養温泉地整備事業

国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、国民保養温泉地での自然とのふれあいを推進する施設整備(散策路、標識等)を引き続き実施。

（２）国民公園等の直轄整備

新宿御苑の観賞温室の建て替えを実施する他、皇居外苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

（３）国定公園等の交付金事業（交付率：４５％、交付先：都道府県）

地方の行う国定公園事業、国定公園における生態系維持回復事業、長距離自然歩道整備事業等について支援を実施。

３．施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び自然とのふれあいの場の整備を推進。自然共生社会や低炭素社会の構築にも貢献。

自然公園等整備事業（国立公園等）

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

ユニバーサルデザインを採用した園路の整備

太陽発電設備等の自然エネルギーの活用

人と自然が共生する国立公園重点整備事業

多くの利用者が訪れる地区における公衆便所等の整備

質の高い登山道等の整備

自然再生事業
（国指定鳥獣保護区保全事業含む）

自然生態系が消失、変容した箇所の自然環境の再生、修復を実施。

国民保養温泉地整備

温泉地周辺の自然環境や温泉地独特の自然環境にふれあうための施設を整備

生態系維持回復事業

生態系管理のための施設（防鹿柵等）を整備

エントランス整備事業

国立公園に関する情報を効果的に行うために国立公園入口標識を整備

那須平成の森保全整備事業

那須御用邸用地（平成２０年３月宮内庁より所管替え）において、自然体験活動拠点及びフィールド等の保全整備を重点的に整備

水俣病総合対策関係経費等

１２，３３２百万円（１１，５９１百万円）

環境保健部企 画 課 特 殊 疾 病 対 策 室
水俣病発生地域環境福祉推進室

１．事業の概要

平成21年７月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

２．事業計画

（１）水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

① 水俣病被害者等医療費等支給事業
② 水俣病被害者等手当支給等事業
③ 健康管理事業

（２）医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業　　等

（３）その他

以下の事業を引き続き実施する。

・公害医療研究事業
・水俣病検診機器整備事業
・水俣病国際貢献推進事業
・チッソ(株)に対する支援措置

３．施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

（新）石綿関連疾患統合データベース構築事業　　２０百万円（０百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

１．事業の概要

石綿健康被害救済制度における医学的判定を通じて、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会に多くの、石綿健康被害に関する医学的情報が集められている。現時点においては医学的情報が紙媒体でしか蓄積できないことから、この貴重な医学的資料を二次利用可能な形で集約することが求められている。

特に、病理形態情報については、国際的にも類を見ない数の症例が集まるが、判定終了後には病理標本を医療機関に返却する必要があるため、数多くの判定を行っているにも関わらず、知見の集積が不可能であり、中皮腫症例の調査研究事業や医療機関への診断支援還元事業の実施が困難となっている。

本施策では、医学的判定のために提出された資料を段階的に電子情報として蓄積し、審議結果も併せた詳細なデータとして管理できる医学的統合データベースシステムを構築することにより、医学的判定業務の迅速な運営及び集約された医学的知見の有効活用を図ることを目的とする。

また、中皮腫認定症例中には、必ずしも石綿起因と考えられないものもあることが、５年間の制度運用の中で明らかとなってきたことから、若年発症症例や石綿ばく露歴が不明な症例について、組織学的な特徴、発生部位等を解析することで、石綿起因性との関連について明らかにする。

２．事業計画

区　　分	23	24	25	26	27
石綿関連疾患統合データベース構築事業	→	→	→		
①バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存	→				
②放射線画像情報の電子化・保存		→			
③医学的統合データベースシステムの構築			→		
（医学的判定結果データベースシステムの運用）			→	→	→

３．施策の効果

（１）石綿関連疾患の医学的判定に用いた資料の適切な管理や保存が可能となる。

（２）石綿関連疾患の医学的解析の基礎資料として、判定水準の質の向上、審査の迅速化等が可能となる。

（３）個々の申請事案についての医学的情報を分析することで、医療機関が診断の際に陥りやすい問題点などを明らかにすることが出来るようになる。これを基にしたフィードバック事業等を通じて、医療機関の診断水準を向上することで、より効率的で迅速な救済が可能になる。

（４）石綿起因性の評価について、より適切な評価基準が設定可能となる。

石綿関連疾患統合データベース構築事業
(バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存)

現行の病理検鏡における問題点

・医療機関へ標本を返却するため、判定の根拠となった重要な資料が残らない。

・組織の形態的特徴に関する情報が蓄積できないため、将来的な研究に応用できない。

・検鏡が審査当日に限られ、かつ複数の者で同時検鏡できないことから、長時間の審議となる。

・審査に参加しない委員が知見を共有できず、判定水準にばらつきが生じている。

・配送時等の破損事故が生じており(年10件程度)、医療機関との信頼関係が大きく阻害される。

バーチャルスライドによる改善

・標本情報を電子データとして、管理・保存できる。

・調査研究、医療機関への適切なフィードバックのために活用できる。

・委員の事前検鏡による、効率的な審議会運営が可能になる。

・判定困難事例の共有でき、委員間の判定水準を均てん化できる。

・物理的に標本を提出する必要がなく、医療機関の協力が得られやすい。(破損事故の減少。)

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費　　１１０百万円（１１０百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

２．事業計画

事　業　内　容	１５～２０年度	２１年度	２２年度	２３年度～
医療費等の給付	→	→	→	→
健康管理調査等の実施	→	→	→	→
小児支援体制整備事業		→	→	→
調査研究の実施	→	→	→	→

※なお、医療費等の給付については、これまでの調査研究の結果、ジフェニルアルシン酸による慢性的な健康影響の可能性があることから、年限を切らない継続的な運用を開始する。

３．施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

＜趣旨＞

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

＜対象者＞

①有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、
②毛髪･爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会(環境省)の審査を経て確認

＜給付内容＞

医療手帳の交付

		•医療費(自己負担分を公費負担) •療養手当(通院：月15,000円、入院：月25,000円)(併給なし) •健康診査(年1回)(公費負担)
特に汚染の著しい井戸水の飲用者 →健康管理調査の実施 (健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)	入院歴なし	•健康管理調査費用(月20,000円) •健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】
	入院歴あり	•健康管理調査費用(月20,000円) •健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

＜その他＞

小児支援体制整備事業の実施
※H20.6.30～
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療･発達･教育･福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

＜実施状況＞

◇申請受付開始日
平成15年6月30日

◇対象者数等
(平成22年8月10日現在)

医療手帳対象者　153名
(累計　157名)
うち健康管理調査対象者　30名

申請者数　565名
申請棄却者　408名
分析調査中等　0名

◇事業見直し等
･平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定

･平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成20年7月以降も事業を3年間継続することを決定

※公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

２８４百万円（２８４百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を平成２０年３月までに完了したところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から1㎎/L（ヒ素換算値：環境基準の100倍）以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

また、対策終了後は高濃度汚染地下水処理施設の撤去及び土地の形状の原状回復を行う。

２．事業計画

高濃度汚染対策は、平成１５年１２月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、平成２０年度において、揚水による効果的な対策手法についての検証を終え、平成２１年度より、汚染地下水を継続的に揚水し、その処理を実施している。

平成２０年度～２３年度　　Ａ井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

３．施策の効果

シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、Ａ井戸近傍の地下水中に残存している有機ヒ素化合物の約90％を除去することが可能とされている。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

○　Ａ井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。

○　対策終了後は高濃度汚染地下水処理施設の撤去及び土地の形状の原状回復を行う。

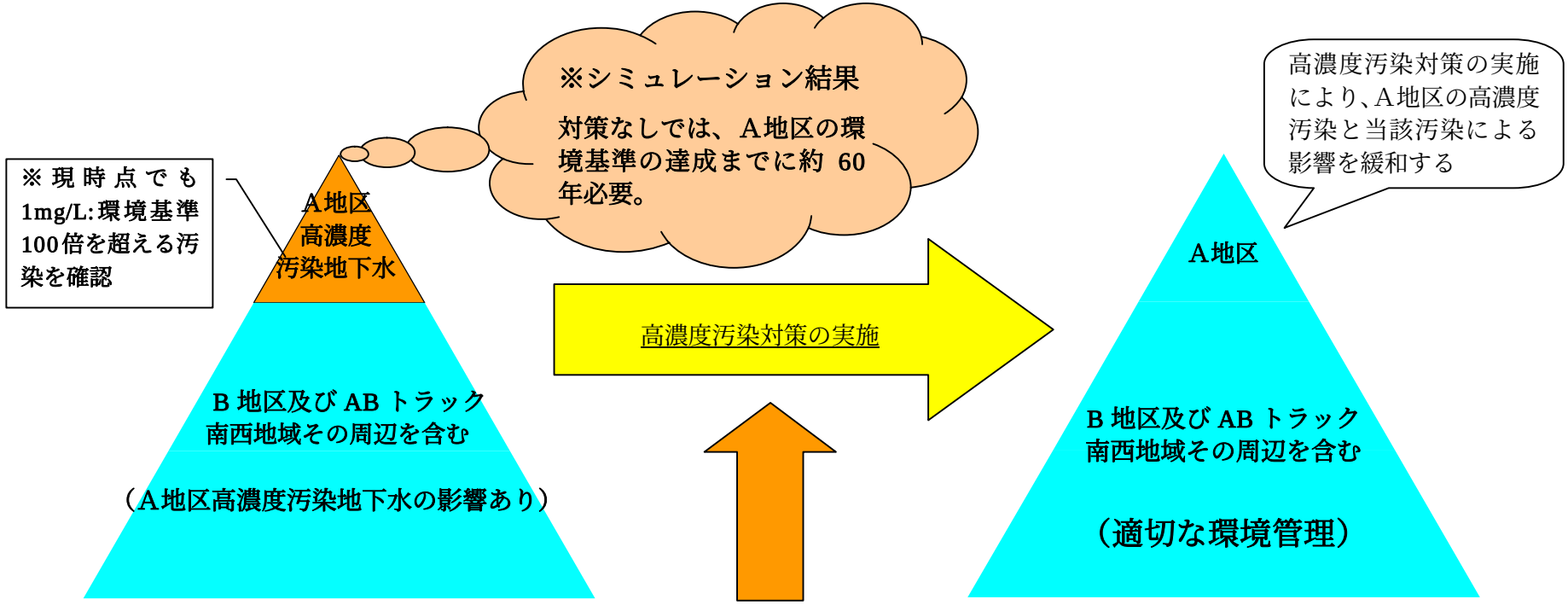

○高濃度汚染対策

・Ａ地区高濃度井戸周辺において、地下水の集中的な揚水・処理を実施
（これにより残存する有機ヒ素の約９０％を除去）

高濃度汚染対策のほか、関係者が連携して、下記対策を実施し、新たな被害の未然防止を図る。

- 井戸水の飲用・使用自粛
- 上水道への転換
- 地下水モニタリングの継続

有害大気汚染物質等対策推進費　　１９０百万円(２１６百万円)

水・大気環境局大気環境課

１．事業の概要

有害大気汚染物質については、今年度に有害大気汚染物質に係る物質リストの見直しを実施する予定であることや、優先取組物質の一つである水銀の管理についての条約制定に向けての議論が開始されたこと、ストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定が予定されていることから、より一層の排出抑制対策の推進を行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、大防法第18条の22第３項に基づき、事業者による排出抑制の措置を促進し、地方公共団体の施策をさらに推進するため、排出抑制技術等に関する情報の収集・普及を行い、現在国内で広く利用可能な最良の技術を集積し、ＢＡＴ（Best Available Technology）に係るガイドラインを作成する。

併せて、これまで困難であった重金属等の有害大気汚染物質の大気中濃度の化学形態別分析が可能となるモニタリング手法を開発し、また、環境目標値を達成するための事業者の目安となる排出量抑制目標の算出方法に係る調査・検討を行い、地域における排出抑制対策を支援する。

２．事業計画

調　査　項　目	H22	H23	H24	H25
・有害大気汚染物質の化学形態別分析手法推進事業		→		
・有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業	→			

３．施策の効果

事業者の自主的取組を推進し、事業者と地方公共団体の連携による排出抑制対策を支援することにより、地域における有害大気汚染物質の効果的な管理の改善を推進する。

水銀条約等有害大気汚染物質対策に係る新たな取組

背景

新しい有害大気汚染物質の選定

平成22年度に最新の科学的知見に基づく有害大気汚染物質に係る物質リストの見直しを予定。

水銀条約制定に向けた政府間交渉の開始

水銀管理のための国際条約制定に向け、平成22年から政府間交渉会議が開催され、平成25年までに条約が制定される予定。

ストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定準備

平成24年までに国内実施計画を策定する予定。

有害大気汚染物質対策をさらに推進する新たな取組が必要

以下の取組を新たに実施

BATガイドラインの作成・評価

・優良事例の収集や事例集の作成から一歩進み、現在国内で広く利用可能な最良の技術を集積し、BAT（Best Available Technology）に係るガイドラインを作成し、その排出量削減効果の定量的評価を実施する。

大気濃度の形態別分析手法の開発

・これまで困難であった重金属等の化学形態別のモニタリング手法の開発を実施。

排出量抑制自主目標の設定

・環境目標値を達成するために、個々の事業者が目安となる排出量を自ら設定できるよう、算出方法の調査・検討を実施。

事業者における有害大気汚染物質の自主的な排出抑制対策を支援・推進

微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費　　２６６百万円(２００百万円)

水・大気環境局大気環境課

１．事業の概要

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という）については、平成21年９月に環境基準が設定された。これに基づき、平成22年３月には、地方自治体の測定局の設置の考え方等を示す事務の処理基準を改定し、今後３年を目処に、地方自治体を含むPM2.5の常時監視（モニタリング）体制の整備を図ることとした。

今後は、全国的なPM2.5のモニタリング体制の整備のため、地方自治体におけるモニタリング監視体制の整備の支援等を行うとともに、発生源や生成機構の把握及び対策の検討を行う必要がある。

このため、国設大気測定所における試験的なモニタリングに必要な機器の整備や自動測定機と標準測定法の等価性に係る試験を継続的に行うとともに、PM2.5の成分分析や測定の精度管理に新たに取り組む。

また、発生源に関する調査を実施し、その結果とモニタリングの結果を踏まえて、PM2.5の発生源の寄与割合の把握及びシミュレーションモデルを用いた将来推計を行い、PM2.5対策の検討を行う。

２．事業計画

調　査　項　目	H22	H23	H24
(１) 大気環境モニタリング			
・試験的モニタリング（継続）	→	→	→
・成分分析（新規）		➡	➡
・自動測定機の等価性評価に係る並行試験（継続）	→	→	→
・精度管理体制の構築（新規）		➡	➡
(２) 発生源・生成機構の把握、対策の検討			
・発生源インベントリ調査（継続）	→	→	→
・発生源周辺調査（継続）	→	→	→
・発生源寄与割合の把握（新規）		➡	➡
・シミュレーションモデルの構築（継続）	→	→	→
・対策の検討（継続）	→	→	→

３．施策の効果

全国的なPM2.5のモニタリング体制の構築の結果、国及び地方自治体による精度が確保された測定の実施、発生源寄与割合の把握及びシミュレーションモデルを用いた将来推計に基づいたPM2.5対策の推進が期待される。

PM2.5の対策に向けた今後の取組

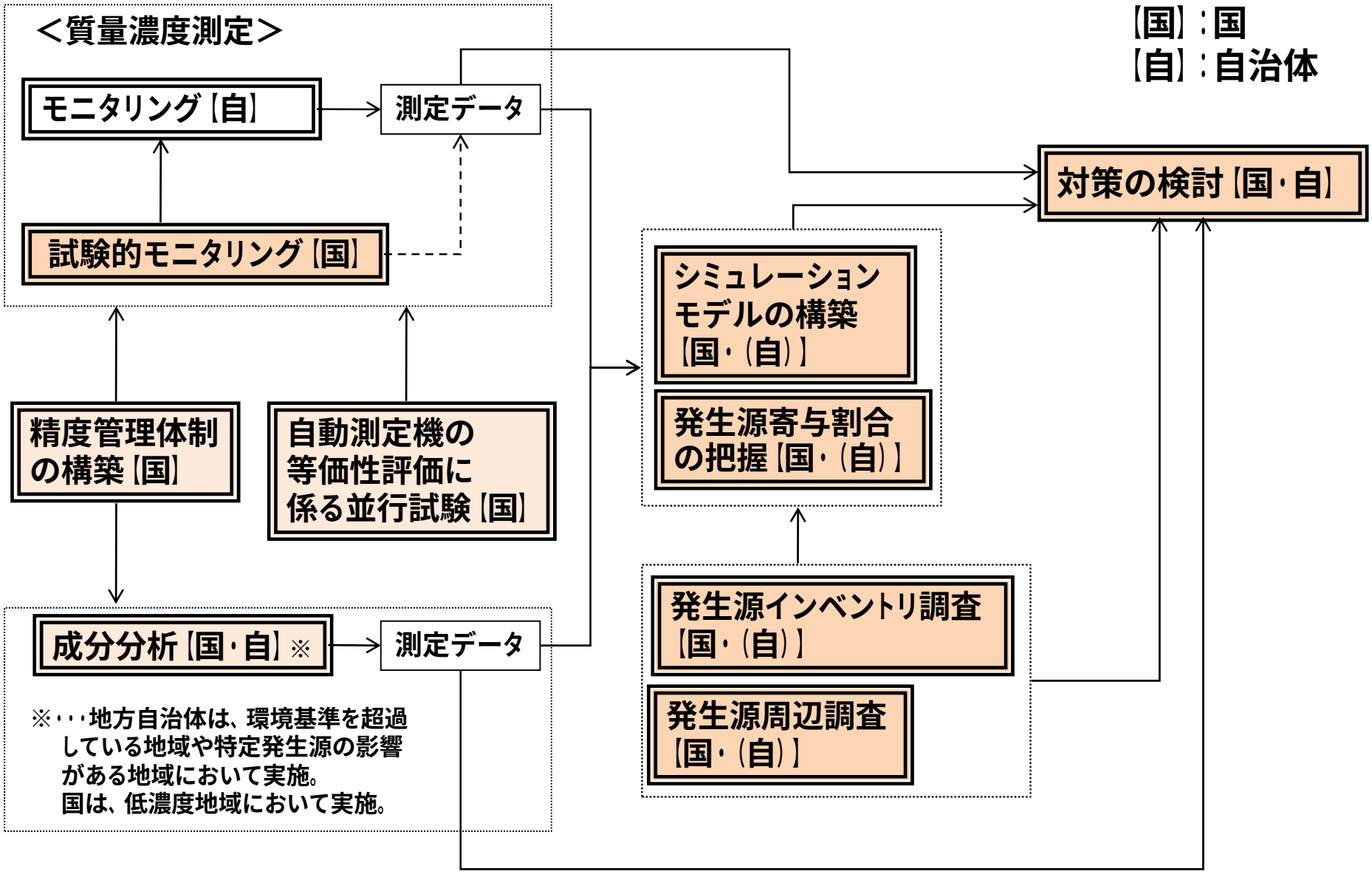

アスベスト飛散防止総合対策費　　５１百万円(５４百万円)

水・大気環境局大気環境課

１．事業の概要

石綿（アスベスト）は、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）においては、飛散性が高いことから、吹付けアスベスト等を特定建築材料として指定し、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の解体工事等を対象として作業基準を定めているところである。

近年、アスベストによる健康被害が社会問題化したこと等により、石綿製品製造工場は廃止された。従って、今後は建築物の解体工事等が主な発生源となっていくことから、建築物の解体工事等を中心に大気汚染の状況を引き続き把握するとともに、環境モニタリング手法（アスベストモニタリングマニュアル）とその測定結果の評価等に関する検討を行う。

また、現行の大防法では規制対象外のアスベスト含有成形板等の解体時における飛散状況の把握を行う。そして、国会等において、建築物の解体時に法律上必要な届出がなされていない事例があるという指摘があることから、モデル自治体を選定し、全ての建築物の解体現場等を調査することで、解体等の現場の実態（未届現場におけるアスベストの有無、作業基準の遵守状況等）を確認し、改善が必要な事項について対策を検討する。

さらに、我が国がこれまで培ってきた技術や知見をアジア諸国に移転する事により、アジア諸国におけるアスベストによる大気汚染防止に資する。

２．事業計画

調　査　項　目	H22	H23	H24	H25
・アスベスト濃度モニタリング事業	→	→	→	→
・アスベスト飛散防止対策調査事業	→	→	→	→
・アスベストの飛散防止に関するモデル事業		→	→	→
・アジア諸国における石綿対策技術支援事業	→	→	→	→

３．施策の効果

大気汚染の状況を把握し、国民に情報提供を行うことで国民の有する不安への対応を行うことができる。また、効果的な環境モニタリング手法とその測定結果の評価方法等を検討することにより、アスベストの大気への飛散の有無と汚染状況を効果的に把握できる。さらに、モデル自治体が解体現場等の調査を幅広く行うことで、大防法の遵守状況を把握することができ、今後のアスベスト飛散防止対策に資することができる。

アスベスト飛散防止総合対策費

目　的

アスベストによる、**健康被害の未然防止対策**を推進する。

事　業　内　容

大気汚染状況の把握

○アスベストによる大気汚染の状況を把握するとともに、測定方法の開発と測定結果の評価手法等を検討する

排出抑制対策の検討

○現行の大気汚染防止法では、規制対象外のアスベスト含有成形板等のアスベスト含有建材の解体時における飛散状況の把握を行う。

○「モデル自治体」において解体現場等を調査し、大気汚染防止法の遵守状況等を検証する（新規）。

国　際　貢　献

○我が国が、これまで培ってきた技術や対策等の経験を活かして、各国におけるアスベスト対策の施策展開を支援する。

新規

アスベストの飛散防止に関するモデル事業

国会等において、アスベストを建築物から除去する際に大気汚染防止法上必要な都道府県知事等に対する届出がなされていない事例が存在する旨、指摘されている。

↓

モデル自治体の選定

※モデル自治体の条件
建築物の解体現場等において、立入検査権限及び測定を義務付けている条例を整備している自治体

↓

解体現場等を調査し、未届現場におけるアスベストの有無、作業状況の遵守状況等を検証する

低周波音の影響に関する検討　　19百万円(19百万円)

水・大気環境局大気生活環境室

1．事業の概要

近年、風力発電施設からの低周波音問題が社会的に注目されているとともに、風力発電施設をアセス法対象施設に追加することについて検討する予定であり、風力発電施設からの騒音・低周波音についての調査・予測・評価手法の検討・整理を行う必要がある。また、諸外国の規制手法と我が国の状況を踏まえ、風力発電施設からの低周波音対策ガイドライン（仮）を作成する。

2．事業計画

<table>
<tr><th></th><th>H２０</th><th>H２１</th><th>H２２</th><th>H２３</th></tr>
<tr><td rowspan="3">風力発電施設からの騒音・低周波音の測定評価手法及び予測手法の検討に係る実態調査

低周波音ガイドライン（仮）の作成

低周波音測定評価方法講習会の実施</td><td rowspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

3．施策の効果

○風力発電施設からの騒音・低周波音について、適切な方法で環境影響評価が行われる。

○対策ガイドラインを用いることにより、今後建設される風力発電施設からの騒音・低周波音に係る苦情の発生をあらかじめ回避できる。

低周波音の影響に関する検討

○背景・目的

◆温室効果ガスを2020年に25%削減するためには風力発電施設の着実な導入が求められている。

◆風力発電施設からの低周波音問題がマスコミや国会等で取り上げられ社会的に注目されており、これから設置される施設からの**低周波音問題の解決が喫緊の課題**である。

平成20年度
諸外国の事例調査
・低周波音の規制はないが騒音の規制はなされていた
・セットバックの1事例あり

平成21年度
苦情発生施設の実態把握調査
・愛知県豊橋市
・愛知県田原市
・愛媛県伊方町

戦略的公募研究平成22年度～
人への影響評価研究
・全国調査（情報収集）
・詳細調査（現地調査）
・被験者実験

平成22年度までの取組み

平成23年度以降の取組み

風力発電施設に係る低周波音対策ガイドラインを作成
・風の影響を考慮した風車特有の測定、予測、評価方法
・諸外国事例の適用可能性を検討

アセス法への風力発電施設の追加を検討

○効果

・アセス法に追加予定される風力発電施設の騒音・低周波音の影響について、調査、予測、評価することができる。

○スケジュール

・諸外国の規制、ガイドライン調査（平成20年度）
・苦情の発生している風力発電施設の実態把握調査（平成21～23年度）
・低周波音対策ガイドラインの作成　（平成22～23年度）

自動車等大気環境総合対策費　　３６９百万円（３８１百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

１．事業の概要

自動車等の移動発生源について、現行制度の下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車NOx・PM法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことにより、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効果的な削減を図る。

自動車については、自動車NOx・PM法に係る次期枠組みの検討に向けて、本年7月に「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」中央環境審議会に諮問を行った。平成22年度が同法に基づく総量削減計画の目標年次となるため、大気汚染物質の将来予測等の必要な調査検討を行って、平成23年度内を目途に同計画の速やかな改定を行うとともに、法の規定に基づく制度全体の点検を行い、自動車大気環境汚染対策の次期枠組みについて、法改正の必要性も考慮しつつ検討を行う。

オフロード車については、平成23年にオフロード法施行5年の最初の見直し検討時期を迎えることから、規制効果の検証を行いつつ、地域主権大綱に基づく立入検査体制の見直しを踏まえ、法令見直しに係る検討を実施する。また、平成23年のPM規制強化に続く同26年のNOx規制強化に適切に対応するため、技術課題の検討、情報管理システムの改修等を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指す。

２．事業計画

項　　目	H22	H23	H24
①現行対策推進費			
ア　自動車大気汚染対策推進事業	→	→	→
イ　自動車環境配慮推進事業	→	→	→
ウ　次世代自動車等利用動向調査事業		→	→
エ　オフロード特殊自動車排出ガス対策事業			
（情報管理システム運用保守）	→	→	更　新 →
②将来対策検討費			
ア　自動車大気汚染対策次期枠組み検討調査		→	→
イ　オフロード特殊自動車排出ガス対策事業			
（オフロード法施行5年法令見直し(効果検証含む)）	プレ調査 →	→	
（地域主権大綱に基づく立入検査体制強化検討）	プレ調査 →	→	
（規制強化に係る技術課題検討）	→	→	→
（情報管理システム改修）	改修検討 →	改修実施 →	
ウ　船舶・航空機排出ガス対策検討調査			
（諸外国における動向調査）	→	→	→
（排出ガス量推計・規制による環境影響検討）		→	→

３．施策の効果

二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準の達成、併せて関連する対策の推進に伴う移動発生源からの温室効果ガスの削減を図る。

自動車大気汚染対策次期枠組み検討調査

自動車NOx・PM法　（平成13年制定　平成19年改正）
対策地域における車両の保有制限（車種規制）
国の総量削減基本方針・都府県の総量削減計画に基づく各種施策

自動車に起因する大気汚染防止のための特定地域における規制

H22年度

基本方針・計画における目標年次

平成19年改正法附則第2条に基づく法・規定の見直し
※　政府は、（中略）目標の達成状況に応じ、（中略）法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

H23年度

基本方針・計画及び法の見直しが必要

平成22年7月
中央環境審議会に諮問

→ H22年度内の基本方針の改定

自動車大気環境汚染対策の次期枠組みについて検討
（次期総量削減計画の策定、自動車NOx・PM法の改正等）

最新の環境濃度の動向や環境基準達成率等の解析・評価
自動車からの大気汚染物質の将来排出量の予測
施策の進捗及び効果の把握、追加施策の検討　　など

→ 次期総量削減計画の策定

H24年度～

追加対策の詳細検討、対策全体の次期枠組みの提案

→ 改正法案の提出等必要な対応

大気環境の更なる改善・大気環境基準の達成

オフロード特殊自動車排出ガス対策事業

(オフロード法の見直し・地域主権に向けた調査・検討、情報管理システム改修)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (通称オフロード法) (平成18年4月施行)

課題	中環審答申に基づく排出ガス規制強化対応	使用過程車の排出ガス性能維持等諸問題	型式届出・承認審査等業務の効率的な運用
H22年度	◆規制強化に係る技術課題検討 (PM規制強化 (H23) 実施準備)	◆使用燃料実態調査 ◆立入検査技術検討等業務 ◆法施行5年見直し関連プレ調査	◆オフロード法情報管理システム改修検討 (規制強化対応、電子申請・届出システム連携強化対応)
H23年度	**対応事項** ①オフロード法施行5年における法令見直し ②地域主権戦略大綱に基づく立入検査体制の見直し ③PM規制強化適用開始、NOx規制強化 (H26) 適用準備開始 ④環境省電子申請・届出システム再構築		法改正 (H24 通常国会) 等
	◆オフロード法規制効果検証 (型式届出等実績、適合車普及状況、大気環境改善状況等・・・) ◆制度見直しに係る検討		◆オフロード法情報管理システム改修実施 (規制強化対応、電子申請・届出システム連携強化対応) ＋改修後ソフトウェア保守 (5カ年国債セット)
	◆NOx規制強化 (H26) に係る技術課題検討	◆地域主権戦略大綱に基づく立入検査体制強化に係る検討	
H24年度	*◆改正法令フォローアップ業務* *◆NOx規制強化 (H26) 実施準備*	*◆地域主権戦略大綱に基づく立入検査体制強化に向けた準備*	*◆システムハードウェア更新 (4カ年国債セット)*

オフロード法に係る、より効果的・効率的な規制の実施 → 大気環境の更なる改善

自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

８４百万円(８２百万円)

水・大気環境局総務課環境管理技術室

１．事業の概要

我が国の大気汚染の状況については、自動車排出ガス規制の強化等、種々の大気汚染防止対策が講じられ、改善傾向にあるものの、自動車NOx・PM法に基づく対策地域の一部等においては、環境基準が達成されていない測定局があることから、今後も引き続き排出ガス規制の強化を検討する必要がある。また、微小粒子状物質（PM2.5）や未規制物質についても、排出実態を把握し、必要に応じ対策を検討する必要がある。

自動車交通騒音についても、環境基準の達成状況は概ね横ばいの傾向であり、苦情も後を絶たない状況であるため、自動車単体への騒音規制の強化を検討する必要がある。

本事業では、以下のとおり自動車排出ガス低減対策及び騒音対策に係る実態調査を実施し、今後の規制の強化等について、その効果の評価等を踏まえ、検討を行う。

①自動車次期排出ガス規制策定

・　最新の重量車排出ガス規制適合車の排出ガス原単位調査を実施し、この結果を基に車種別の大気汚染への寄与度、規制による排出ガス低減効果を検証し、次期排出ガス規制の対象車種、規制値等を検討する。

・　自動車メーカーによる環境技術開発の柔軟性を確保し、費用対効果を最適化するための新たな規制手法について、その効果、課題等を検討する。

②自動車次期騒音規制策定

・　定常走行時の騒音の主要な発生源であるタイヤについて、様々な車種用の交換用タイヤの騒音データを収集し、及びタイヤ単体騒音規制による道路交通騒音低減効果の評価・予測を実施し、タイヤ単体騒音規制の導入を検討する。

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定

・　PRTR法に基づく排出量算定のために、未規制物質の排出実態について調査するとともに、NOx後処理装置（尿素SCR等）装着車について、

温室効果ガスであるN20の排出実態等を調査し、対策を検討する。

・　PM2.5の発生源として、自動車排出ガス中のPMの個数・成分等を調査するとともに、タイヤ粉じんの排出実態を調査する。

・　高度な排出ガス低減技術が導入されているディーゼル車にバイオディーゼル燃料を使用した場合の排出ガスへの影響を調査し、対策を検討する。

２．事業計画

	23年度	24年度	25年度	26年度
①自動車次期排出ガス規制策定 ・原単位調査 ・規制手法の見直し	→	→		
②自動車次期騒音規制策定	→			
③自動車からの微小粒子状物質･未規制物質等実態分析及び対策策定 ・自動車からの未規制物質対策関係 ・自動車からの微小粒子状物質対策関係 ・バイオ燃料使用時の未規制物質対策関係	→	→	→	→

３．施策の効果

・　排出ガス規制の効果評価・予測により、今後の排出ガス規制の重点化が可能となり、環境基準の達成が図られる。

・　また、N20、タイヤ粉じん及びタイヤ単体騒音等の未規制の排出ガス、騒音の実態を把握することにより、環境基準の達成等に向けた今後の新たな規制に係る検討の促進が図られる。

・　自動車メーカーによる環境技術開発に係る投資の柔軟性を確保し、全体の費用対効果を最適化する観点で規制手法を見直すことにより、環境技術開発全体の効率化が図られる。

自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

現状・課題

・自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況

NOx（自排局）：95%、騒音（幹線道路）：83%（H20年度）

・排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質が増加する懸念

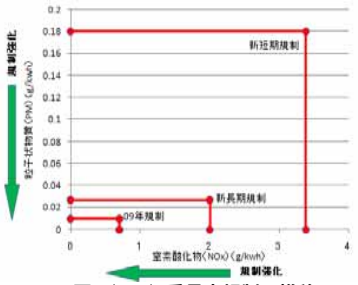

図：ディーゼル重量車規制の推移

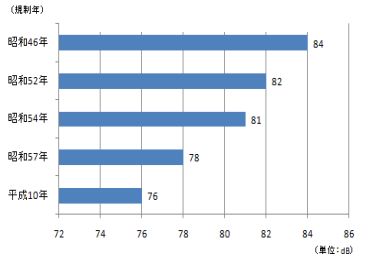

図：乗用車の加速騒音規制の推移

事業の概要

①自動車次期排出ガス規制策定

・ディーゼル重量車排出ガス原単位の更新、2輪車の排出ガス低減技術の評価・規制による排出ガス低減効果の予測
・企業平均規制、クレジット制度等新たな規制手法による効果・課題の検討

②自動車次期騒音規制策定

・高速道路走行時等の自動車騒音で寄与が高いタイヤ単体騒音の実態調査
・タイヤ単体騒音低減技術の評価
・タイヤ単体騒音規制による道路交通騒音低減効果の予測

③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析

・PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質調査、排出ガス後処理装置導入に伴うN2O等調査
・PM個数・成分等調査、タイヤ粉じん調査
・バイオディーゼル使用時排出ガス調査

効　果

➢次期排出ガス規制の策定等、現行排出ガス規制強化。
➢N2O、タイヤ粉じん及びタイヤ単体騒音等、未規制の排出ガス・騒音に対する新たな規制の検討。
➢現行排出ガス規制体系と異なる、新たな規制手法による環境技術開発全体の効率化。

更なる排出ガス・騒音の低減・環境基準の達成

先進的次世代車普及促進事業　　３５７百万円(１４５百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

１．事業の概要

エネルギー効率が高く、CO2の排出が少ない次世代自動車等の導入を積極的に推進していくことは、運輸部門における環境対策、特にCO2排出抑制に大きな効果が得られるものである。

平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、オフロード車にあっては、2030年において全建設機械の販売に占めるハイブリッド車等の割合を4割とすること、乗用車にあっては、新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指すこととしている。

また、同じく6月に閣議決定された新成長戦略においても、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」の重要な項目として、次世代自動車の普及促進等が位置づけられている。

これらのことから、次世代自動車等の導入促進を図ることが必要不可欠である。とりわけ低炭素化・低公害化が遅れているオフロード車については1台当たりのCO2排出量が多いことから、燃料消費量25%～40%削減が見込めるハイブリッドオフロード車の普及を図ることにより、低炭素化と低公害化を加速する必要がある。また、次世代自動車のなかでも、普及段階に至っていない究極の環境対応車と言われる燃料電池自動車や水素自動車等については、一層の普及を促進する必要がある。

２．事業計画

本格的な普及に至っていない先進的な次世代車を対象に、以下の導入費用の補助を行う。

（１）民間団体が行う導入事業

ハイブリッドオフロード車（油圧ショベル、フォークリフト等の公道を走行しない特殊作業車のうち、エンジン・モーター・蓄電装置の組み合わせにより、エネルギー回生機能を備えたもの）の導入時における通常車両との価格差の1/2補助

（２）地方公共団体、第3セクター及び民間団体が行う導入事業

燃料電池自動車、水素自動車、簡易型水素充填設備の導入費用の1/2補助

３．施策の効果

市場投入初期段階にあるハイブリッドオフロード車の導入を支援し、特殊自動車類のCO2削減対策として定着化を図ることにより、オフロード車からのCO2及び大気汚染物質の削減を図る。

燃料電池自動車等の先進的な次世代自動車の率先的な導入を支援することにより、次世代自動車の普及を加速し、自動車から排出されるCO2及び大気汚染物質の更なる削減を図る。

先進的次世代車普及促進事業

拡　充

①ハイブリッドオフロード車を導入する事業

ハイブリッド油圧ショベル

ディーゼルハイブリッド
フォークリフト　等

補助対象者：民間団体

②燃料電池自動車等を導入する事業

燃料電池自動車

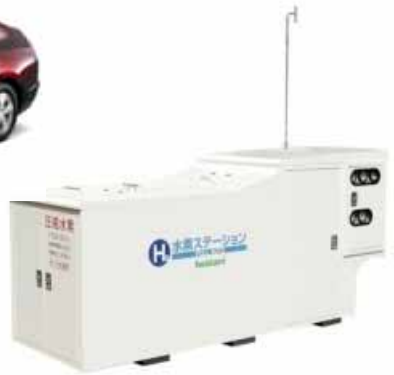

簡易型水素充填設備

水素自動車

補助対象者：地方公共団体、民間団体

これらの車両の導入に対して、その費用の一部を補助

通常車両との価格差の１／２

＜補助率＞

導入費用の１／２

㈱ 窒素、りんの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

２０百万円(0百万円)

水・大気環境局閉鎖性海域対策室

１．事業の概要

水質汚濁防止法等により、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、日本全国88箇所の閉鎖性海域が定められており、栄養塩類である窒素及びりんの含有量について排水規制が行われている。

この排水規制が始まって10年以上が経過したことから、88海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた海域における栄養塩類等の水質や赤潮発生状況等について実態を把握し、窒素及びりんの排水規制をより適したものに改正することなどを見据えた検討を行う。

また、平成25年９月に期限を迎える窒素、りんの暫定排水基準に係る検討も合わせて実施する。

平成23年度は、次年度以降で詳細に検討すべき海域を抽出するための水環境状況等による閉鎖度の高い海域のスクリーニングを実施する。

２．事業計画

調　査　項　目	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５
水環境状況による閉鎖度の高い海域のスクリーニング	→		
各海域に最適な規制制度の検討		→	→
窒素、りんの暫定排水基準に係る検討		→	→

３．施策の効果

現在の水環境の状況や海域の特性等に合わせた適切な排水規制等を検討し実施することにより、全国の閉鎖性海域の特性等に応じた、より適切な環境管理を図ることができる。

窒素、りんの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

水質汚濁防止法等により、日本全国に８８箇所の閉鎖性海域が定められており、栄養塩類である窒素及びりんについて排水規制が行われている。
この排水規制が始まって１０年以上が経過したことから、８８海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた全国の海域について実態を把握し、窒素及びりんの排水規制をより適したものにすることなどを見据えた検討を行う。

平成23年度

閉鎖性海域（全88海域）

以下の制度が適用されている。
- ○窒素・りんの排水規制（88海域）
- ○総量削減（東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海）

その他候補海域
（閉鎖度等により抽出）

一斉点検（スクリーニング）

以下の状況を調査し、規制の緩和もしくは強化の必要性が高い海域を抽出する。
- ○赤潮の発生状況
- ○水質の状況
- ○発生負荷量の状況
- ○生態系の状況（漁獲量含む）

等

適切な規制の検討

抽出された海域について、シミュレーションによる将来予想等も活用しながら、その海域に最も適した規制の在り方を検討する。

規制の適用

- ○対象海域の追加等
- ○適切な規制値の適用
- ○総量削減制度の適用

窒素、りんの暫定排水基準に係る検討

合わせて、平成25年９月に期限を迎える窒素、りんの暫定排水基準について、暫定基準が設定されている業種の実態調査を実施し、暫定基準の撤廃も含めた適切な暫定基準を検討する。

㈱湖沼流域水循環健全化事業　　１５２百万円(　０百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

湖沼の水質環境基準(COD)の達成率は、他水域と比べて、50%程度と低く、湖岸の人工化や漁獲量の低下もあり、湖沼の水質や生態系については、地域の望ましい湖沼像となっていない。

一方、湖沼流域では下水道等の汚水処理施設の普及が進捗しており、今後、大幅な湖沼への流入汚濁負荷の低減が望めない状況であり、湖沼の内部生産や底泥からの溶出等の汚濁メカニズムに対応し、自然浄化機能を活用した水質保全対策が必要である。

このため、水質、水量、水生生物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境を目指し、健全な水循環の構築のための方策及び汽水湖の汚濁メカニズムの検討を行う。

（１）健全な水循環の構築のための方策

湖沼の水環境保全のため、自然浄化機能を活用し、健全な水循環の構築の方策を検討する。

・公募した湖沼において、ヨシ群落等の水辺植生や内湖の創出、底質改善を図る覆砂等の自然浄化機能を活用した事業を実施する。
・上記事業の実施により、生物多様性の保全や水質改善の効果を検証するとともに、水質予測の精度向上を図り、自然浄化機能を活用した手法の有効性を検討する。

（２）汽水湖の汚濁メカニズム

海水の混合による流動、内部生産、底泥の溶出が複雑である汽水湖について、汚濁メカニズムや効果的な水質保全対策の検討を行う。

2. 事業計画

調　査　項　目	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５
（１）健全な水循環の構築のための方策	←		→
（２）汽水湖の汚濁メカニズム	←		→

３．施策の効果

効果的な湖沼水質保全方策について、実証事業や必要な調査･検討を行い、水質保全の一層の推進、湖沼流域の健全な水循環の推進を図る。

湖沼流域水循環健全化事業

湖沼の水質改善、生物多様性の保全が必要
○下水道整備等が進捗⇒ 大幅な汚濁負荷削減が望めない
○湖岸の人工化、漁獲量の減少⇒ 生態系の保全対策が必要

湖沼環境の課題

環境基準達成率(COD, BOD)

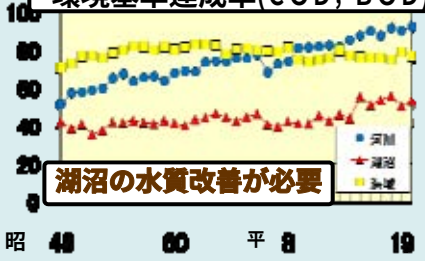

河川 92.3%
海域 76.4%
湖沼 53.0%

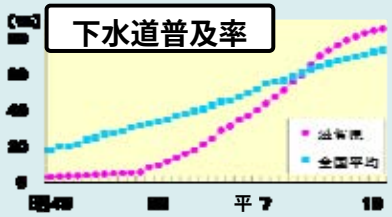

滋賀県85%
全国73%

下水道普及による負荷削減の限界

①健全な水循環の構築のための方策
②汽水湖の汚濁メカニズム

○湖沼流域の健全な水循環の構築
・湖沼水質の保全　・生物多様性の保全
⇒ 地域の望ましい湖沼像の実現

①健全な水循環の構築のための方策

健全な水環境の構築の検討

効果検証
健全な水循環施策への反映

自然浄化機能による水質保全対策

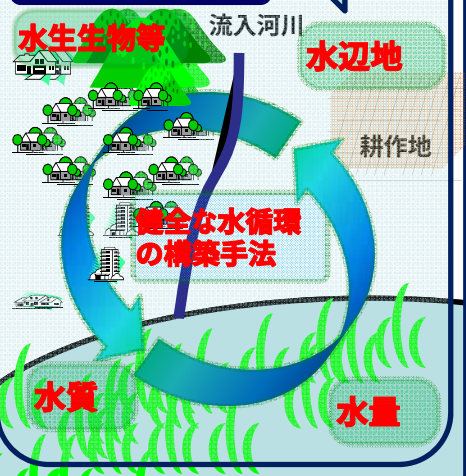

内湖の創出

ヨシ群落等の植生復元

覆砂等の底質改善事業

②汽水湖の汚濁メカニズム

汽水湖の特徴
①魚介類の生産性が高く、特有な生態系
②潮汐の影響を受け、流動が複雑
③塩分躍層による貧酸素水塊の発生

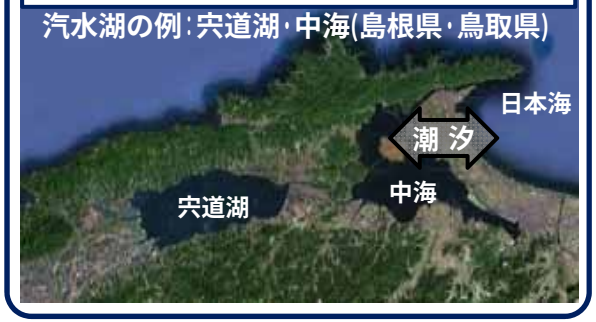

事業場所の候補例

秋田県
八郎湖

地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費　　21百万円(11百万円)

水・大気環境局　地下水・地盤環境室

1．事業の概要

「今後の水環境保全の在り方について（中間とりまとめ）」（今後の水環境保全に関する検討会、平成２１年１２月）において、地下水・土壌汚染の効果的な未然防止対策を検討すべきと提言された。

近年においても工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続して確認されていることから、地下水汚染に関係する施設等の構造や作業に関する必要な調査を行い、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度を検討する。

〈事業内容〉

(1) 地下水汚染の未然防止に係る新たな制度や技術的指針を検討するために必要な情報を得るため各種調査を実施する。
- 各種施設、床面に関する構造や材質に関する基準、被覆処理状況、耐用年数、更新費用など、構造面に関する詳細調査
- 各種施設、床面のひび割れや配管等の継目等からの漏出の有無等の点検管理、不具合対策に関する技術基準、費用に関する詳細調査
- 有害物質を飛散・流出させないための作業工程、運搬等の取扱いに係る作業基準、保管・管理方法などの詳細調査
- 諸外国の上記3項目に関する詳細調査

(2) 地下水汚染の未然防止に係る制度（省令等）及びその制度を適正に執行するための技術的手法に関する指針の策定について検討する。

2．事業計画

調　査　項　目	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３
地下水汚染原因等の実態調査	→		
地下水汚染の未然防止に係る制度の検討		→	→
新制度に対応するための技術的な手法に関する指針の検討			→

3．施策の効果

本事業の実施の結果、地下水汚染の未然防止に係る制度が充実し、技術的な手法が示されることにより、自治体・事業者による地下水汚染の効果的な対策が推進される。

地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費

背 景

○「今後の水環境保全の在り方について（中間とりまとめ）」
地下水・土壌汚染の効果的な未然防止対策を検討すべきと提言

○近年においても工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。

平成21年度

●工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例について実態調査

平成22年度

●地下水汚染の未然防止対策の現状、他法令の制度に関する調査
●地下水汚染の未然防止に係る制度（法令等）の検討

平成23年度

●新たな制度や技術的指針等を検討するために必要な情報を得るための詳細調査（構造等基準・対策の技術、費用等）
●地下水汚染の未然防止に係る制度（省令等）及びその制度を適正に執行するための技術的手法に関する指針の策定について検討

目 標

地下水汚染の未然防止に寄与

土壌汚染調査･対策手法等検討費　　157百万円(135百万円)

水・大気環境局土壌環境課

1．事業の概要

①自主的な調査も含めた土壌汚染の把握の機会の拡大、②発見された土壌汚染を適切に管理するための区域の分類化と必要な対策の明確化、③掘削除去の防止とやむを得ず搬出された汚染土壌の適切な管理の徹底などを柱とする改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が、平成22年４月１日より施行された。

改正法を着実かつ円滑に施行するため、土壌汚染調査・対策手法等の技術的課題等を抽出し、より適切な調査・対策手法等を検討する必要がある。

また、改正法において、自然由来の汚染土壌も法の対象とされたところであり、土地の土壌汚染が自然由来か人為由来かによって調査対象範囲や指定される区域が異なるため、自然由来と判定するための必要な情報及び判定の方法等の検討を行う。

2．事業計画

調　査　項　目	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３
ア．土壌汚染調査・対策手法検討等調査			
（１）土壌汚染調査・対策手法の検討	→	→	→
（２）自然由来の汚染土壌と判定する手法の検討			→
イ．土壌汚染対策優良化促進業務	→	→	→
ウ．搬出汚染土物流管理対策検討調査	→	→	→
エ．土壌汚染の自主調査に関する状況把握び促進支援検討業務		→	→

3．施策の効果

市街地における土壌汚染調査・対策手法等に係る技術的課題を抽出し、より適切な調査・対策手法等を検討する等を通じて、改正法の着実かつ円滑な施行を図り、もって土壌汚染による人の健康被害の防止を図る。

土壌汚染調査･対策手法等検討費

＜背景＞

◯平成22年４月より改正土壌汚染対策法（改正法）が施行された。
◯改正法の施行にあたり、現場で様々な課題が発生。

・課題を解決し、改正法の着実かつ円滑な施行をするために・・・

＜事業内容＞

ア．土壌汚染調査・対策手法等調査
・自然由来の汚染土壌と判定する手法の検討

重金属等　砒素　鉛　フッ素　ホウ素

イ．土壌汚染対策優良化促進業務

・合理的なオンサイト措置の普及促進による掘削除去偏重の是正

ウ．搬出汚染土物流管理対策検討調査

エ．土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務

＜施策の効果・目的＞

・これらの検討を通して・・・

改正土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行

土壌汚染による人の健康被害の防止！！

(新) 農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業　　20百万円(0百万円)

水･大気環境局農薬環境管理室

1. 事業の概要

現在の農薬登録制度では、水域生態系への影響について、農地から流出した農薬の環境中濃度が指標生物種に対する毒性値を超えるかどうかを評価している。

しかし、従来の農薬があらゆる生物に毒性を示した一方、近年、より安全性の高い剤が開発され、ごく特定の生物種にしか効かない農薬が出回るようになってきた。この場合、従来の代表的な指標生物種に対する試験では毒性が現れず、生態系の中で影響を受けやすい生物種への影響を見逃してしまう可能性がある。

また、農薬の環境中濃度は、標準的なモデルケースにおける予測濃度であり、農薬の使用状況や農地の利用形態が大きく異なるなどの地域差を十分考慮していない。

他方、欧米では、統計学的な手法を活用して毒性評価や環境中濃度の予測の課題に対応しており、一定数の生物種の実測から推定した全ての種に対する毒性値と、地域差を考慮して推計した環境中濃度を比較することで、定量的かつ信頼性の高い評価を行っている。

本事業では、我が国における新たな農薬の水域生態系への影響評価手法を確立するため、統計学的手法を活用した毒性評価や環境中濃度の算定方法の開発を行う。

(1) 諸外国における統計学的手法を用いた環境影響評価制度の調査

(2) 毒性評価に統計学的手法を導入するための生物試験の実施
全ての生物種についての毒性評価を統計学的に算定するために必要な、①試験対象生物種の探索、②当該生物種に対する毒性試験、を実施。

(3) 環境中濃度の算定に統計学的手法を導入するためのモデル開発
環境中濃度の算定式の各パラメータについて地域差を考慮するためのモデルを開発。

(4) 統計学的手法を用いた水域生態系へのリスク評価手法の検討
(1)～(3)の成果を踏まえ、我が国にとって最も適切な新たなリスク評価手法を検討。

2. 事業計画(5カ年)

	H23	H24	H25	H26	H27
諸外国の制度の調査	→	→	→		
毒性評価に係る生物試験	→	→	→	→	→
環境中濃度算定のモデル開発		→	→	→	→
水域生態系リスク評価手法の検討			→	→	→

3. 施策の効果

本事業により毒性評価や環境中濃度を定量的に算定できれば、農薬の影響評価の信頼性が向上する（農薬に感受性の高い生物種の評価も可能となる）。

また、生態系への農薬の影響の度合いも定量的に示すことができれば、農薬の安全性の段階的評価が可能となり、使用者が農薬や農薬の使用方法を選択する上で有益な情報となるほか、より安全な農薬の開発の促進にも資する。

農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業

現行の評価方法の問題点

代表的な指標種（ミジンコなど）のみで
毒性値を算定
➡ *生態系の中で影響を受けやすい生物種への影響を見逃すおそれ*

標準的なモデルケースで
環境中の予測濃度（ＰＥＣ）を算定
➡ *実際には河川流量、水田面積などのパラメータには地域差がある*

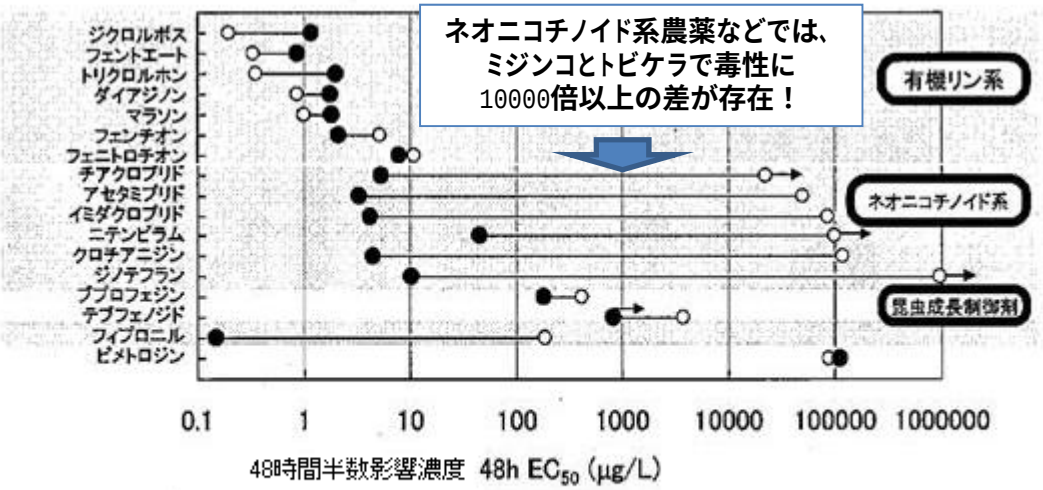

図　殺虫剤に対する１齢幼虫（H2 系統）の感受性
1）●：コガタシマトビケラ１齢幼虫，○：ミジンコ類（文献値[8),9),10)]）
2）→：48h EC_{50} 値がそれ以上であることを示す。

出典：平成21年度水産動植物登録保留基準設定に関する文献等調査業務報告書

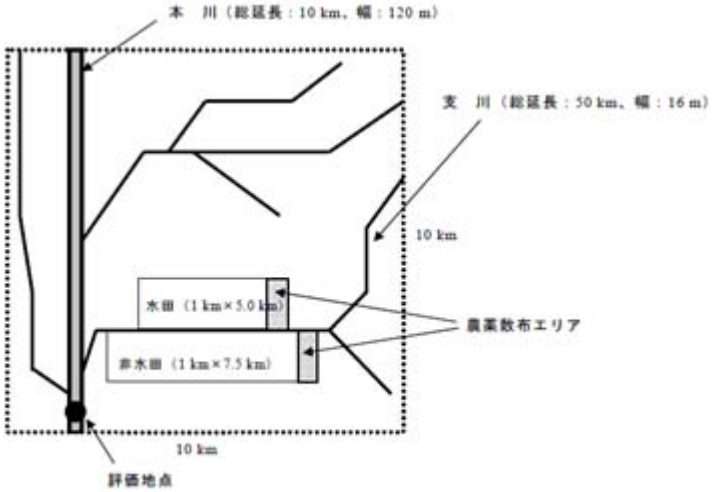

PEC算定に用いる環境モデル概念図

環境中予測濃度の
パラメータも実際は幅広く分布

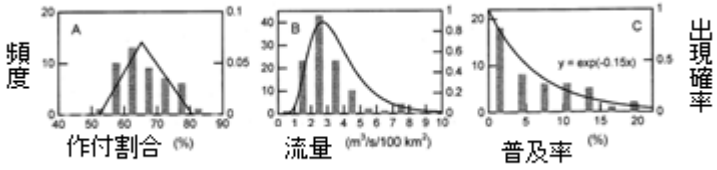

本事業により開発される新たな評価手法

【新たな環境中濃度の算定】

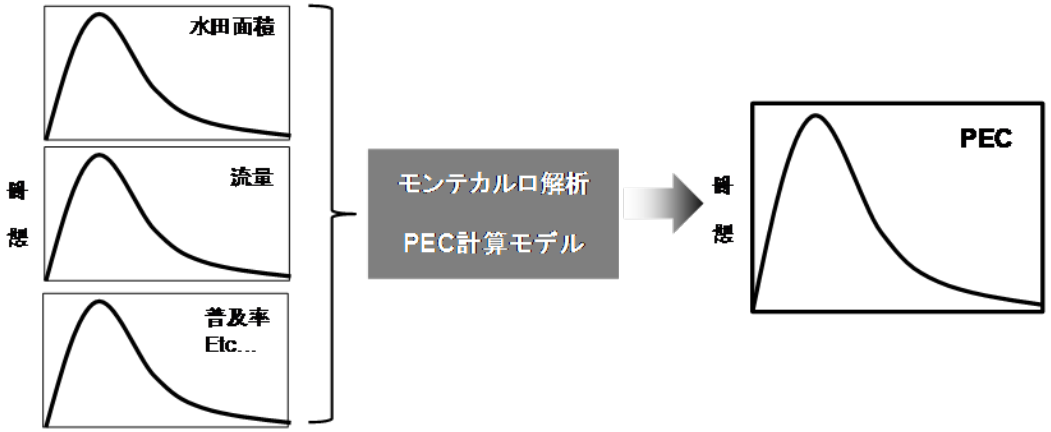

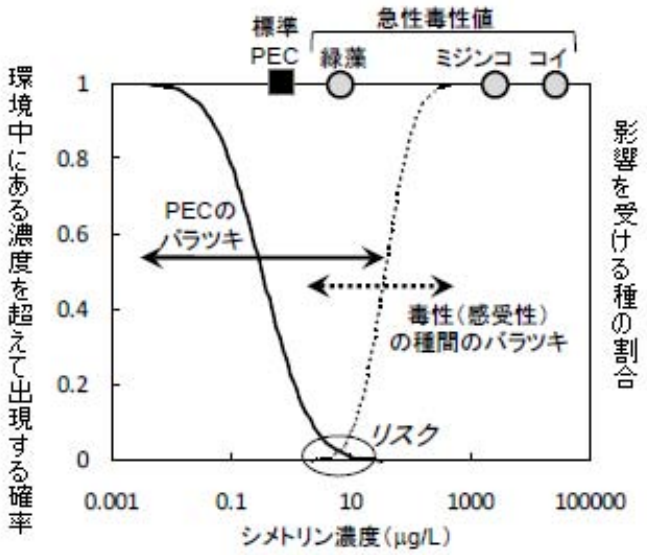

より信頼性の高い農薬のリスク評価

【新たな毒性評価】

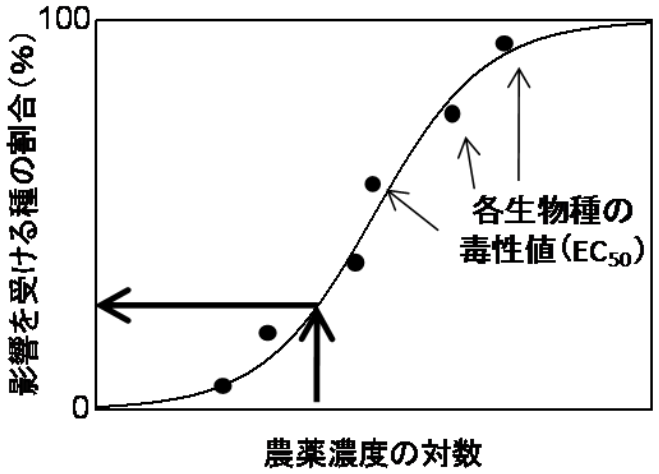

我が国の水域生態系でどの程度の割合の生物種が影響を受けるのか定量的に把握

例えば・・・・農薬へのラベリングに活用

3つ星
エコフレンドリー

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）〔公共〕
１０，５２７百万円（１１，６８８百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

（１）単独処理浄化槽撤去費の助成対象の拡大

単独処理浄化槽の撤去費用への助成につき、転換を促進する観点から以下の条件に合致する場合も助成対象とする。

（要求内容）

・施工条件の関係から撤去跡地に合併処理浄化槽を設置出来ない場合
・転換工事期間中においても、家屋内のトイレを使用しなければならず、単独処理浄化槽の撤去が合併処理浄化槽設置後になる場合、等

（２）複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和

浄化槽の効率的な運用を図り各戸での費用負担の軽減による設置・転換を進めるため、隣接する複数戸での浄化槽整備につき、現在地形等の特殊状況による場合のみ認めているが、１０戸未満を処理対象とする場合で浄化槽の処理能力に応じて適切な使用が行われると認められる場合も、複数戸に１基の整備を助成対象とする。

（３）防災拠点浄化槽整備事業の実施

防災計画に基づき、市町村が定める災害時の避難所となる施設につき、防災対応のため浄化槽を市町村自ら設置する場合、又は施設管理者へ助成を行う場合、設置費用を助成対象とする。

（４）浄化槽の集中的整備への支援

汚水処理人口普及率が低い地域での速やかな整備、又は単独処理浄化槽の転換が集中的に行われる場合、以下の事業による支援を行う。

・浄化槽集中整備事業（個人設置型）
・単独処理浄化槽転換促進事業

２．事業計画

助成率：１／３（一部事業１／２）、助成先：市町村等

３．施策の効果

浄化槽の整備推進により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

浄化槽の整備促進（公共）

○単独処理浄化槽等撤去費助成対象の拡大

ケース１
施工条件から単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽を設置出来ない場合、別の場所に設置する必要がある

ケース２
転換工事期間中、事情により転居等が不可能でトイレの使用が不可欠の場合、単独処理浄化槽を引き続き使用する必要がある。

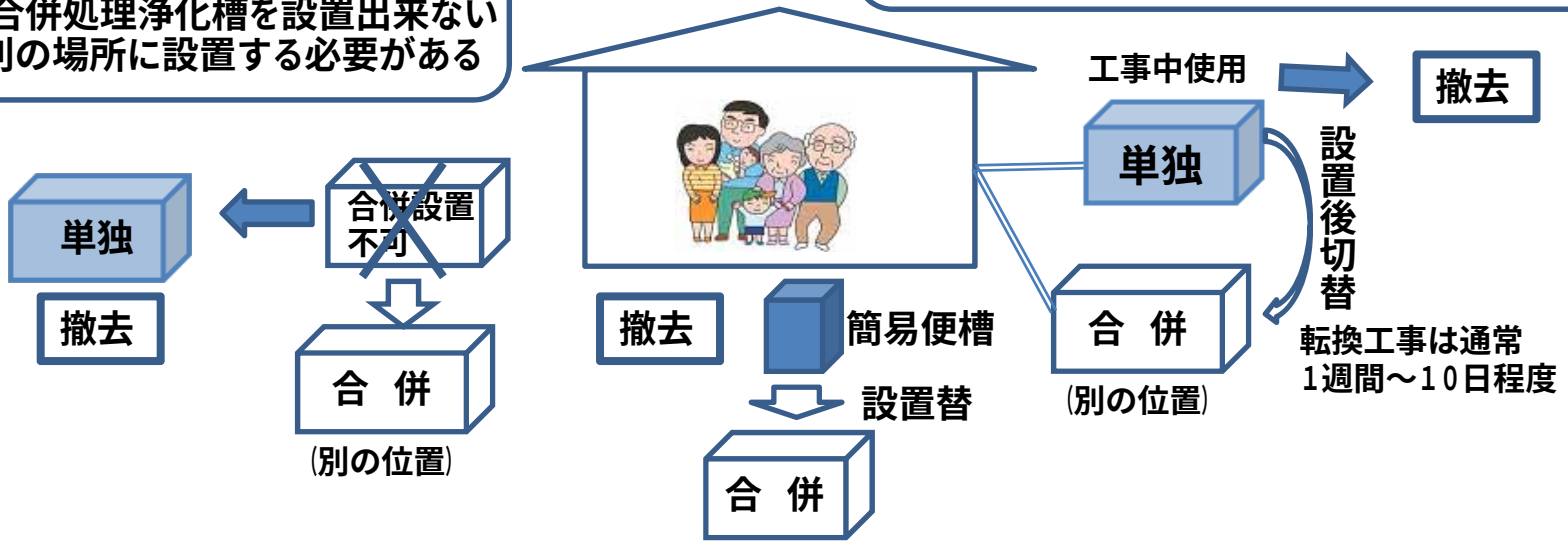

ケース３　単独槽同様、雑排水を処理出来ない簡易便槽から、合併処理浄化槽への切替を推進する必要がある

○助成制度の改定等による浄化槽整備への支援

・複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和
・防災拠点浄化槽整備事業の実施
・浄化槽の集中的整備への支援（浄化槽集中整備事業（個人設置型）、単独処理浄化槽転換促進事業）

（新）民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費
１５百万円（０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の概要

生活排水未処理人口約２千万人の解消を図る上で、人口分散地域で下水道等の集合処理施設と比べ効率的で速やかな整備が可能な浄化槽の役割は重要である。

しかし、近年の景気低迷等による住宅の新規戸数の減少や地方自治体の財政難等により浄化槽整備は思うように進捗していない状況である。特に、単独処理浄化槽により水洗化されている世帯については合併処理浄化槽への転換工事費負担や維持管理費用の高いことがネックとなり転換に積極的ではない。また、１１条検査の受検率低迷など維持管理を巡る課題も山積している。

今後の合併処理浄化槽の整備を推進する上で、財政が限られる中で効率的な浄化槽整備を進め、また、管理においても設置者のニーズ等を踏まえた柔軟な対応を図るため、民間活力を用いた新たな整備・管理手法の検討を行い、その結果を踏まえ官民が連携して整備の促進・適正な管理に取り組んでいくこととする。

２．事業計画

（１）民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方に係る検討等
（平成２３年度）

ア　民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討会（仮称）の開催
民間業者を活用して効率的な浄化槽整備、適正な管理を行うため、業界団体（メーカー、保守点検業者、清掃業者等）、地方自治体、学識経験者、等の関係者を参集の上、そのあり方や内容を中心に検討を行う。

検討テーマ（案）
・（個人設置者への）貸付事業
・（個人からの委託による）市町村の浄化槽整備代行事業
・ＰＦＩ事業の活用（より民間活用が可能な整備方式の検討）
・浄化槽市町村整備推進事業における指定管理者制度の活用、等

イ　実施可能性調査の実施
アの内容について、実施可能な要件（条件設定等）を調査する。

（２）民間活用に係るモデル事業の実施、及び事業概要の決定（平成２４年度）

３．施策の効果

民間活力を利用した新たな整備・管理手法を活用した浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、及び適切な維持管理の確保を通して、健全な水環境を確保する。

民間活用による新たな浄化槽整備･管理のあり方の検討について

浄化槽整備･管理での課題

社会･経済状況の変化

･景気低迷で新規住宅着工の減に伴う浄化槽設置数の減少
･人口減社会への対応

自治体の状況

･地方を中心に汚水処理施設の未普及人口が2千万人（解消が必要）
･財政難等による支援の限定
･浄化槽整備･管理におけるノウハウの欠如

設置者を巡る課題

･設置費用の負担大（特に転換費用）
･保守管理費用での負担感
･定期検査（11条）の受検率低迷（適切な管理の確保が必要）

今後の社会経済状況に適した新たなビジネルモデルの検討

自治体の整備･財政等状況に応じた、民間活力の活用による整備手法の検討

設置者の立場に立った、浄化槽の設置･管理手法の検討（負担軽減等）

新たな整備･管理の手法が求められる　→　民間活力を活用して推進

新成長戦略の趣旨（「PPPの活用」「地域資源の活用」等）に則り、環境産業である浄化槽事業の活性化を図る

し尿処理システム国際普及推進事業費

１８百万円（２０百万円）

廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課浄化槽推進室

１．事業の概要

日本は、水洗トイレに活用できる衛生的な個別し尿処理システムである浄化槽や、し尿を衛生的に集中処理できるし尿処理施設など、海外では例を見ない日本発の優れた技術を有するとともに、途上国で普及する場合に必要となる低コスト技術についても独自の経験と技術を有している。

一方で、世界では25億人の人々が衛生的なトイレを使用できない状況にあり、国連「水と衛生に関する諮問委員会」がとりまとめた「橋本行動計画」の実現に向け、日本のし尿処理に関する歴史的知見、技術、処理システム等の途上国に対する支援が求められている。平成20年の「国際衛生年」には、世界各国で水と衛生に関する問題提起がなされ、世界の人々がし尿の衛生的な処理を利用できるよう取組を求められている。

また、平成21年には、日本の衛生関係機関が連携してアジア・太平洋地域の衛生分野の国際拠点となることがアジア太平洋水フォーラムから承認され、「日本サニテーションコンソーシアム」（JSC）として発足したところであり、日本の技術・知見の発信やアジア等諸国とのネットワーキング等にJSCを活用・支援するとともに、国内の関係者が国際展開のため広く連携することが一層重要となってきている。

このため、平成23年度においては、国際ワークショップ等による国際ネットワークの充実化、官民連携による展開も視野に入れたし尿処理システムの現地技術化や技術移転・人材育成の具体化を図ると共に、そのための国内体制の構築やJSCの活用・支援を図り、日本のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

２．事業計画

①し尿処理に関する国際ワークショップの開催
②し尿処理現地技術化研究の推進
③し尿処理に関する技術移転の推進
④し尿処理に関する国際展開のための国内体制の構築

３．施策の効果

国連ミレニアム開発目標（ターゲット10「平成２７(2015)年度までに、衛生施設（トイレ）を継続的に利用できない人々の割合を半減する」）に貢献する。

し尿処理システムの国際普及について

展開の流れ

① し尿処理に関する国際ネットワーク → ② し尿処理現地技術化研究 → ③ し尿処理に関する技術移転

21・22年度

<国際ワークショップの開催>
・各国の実状の把握
・各国担当部局とネットワークづくり
・必要とする制度・技術の意見交換

<国際ネットワークの確立・維持>
・定期的な国際ワークショップ
・国際会議への発信等

<衛生分野国際普及拠点へ協力>
・アジア太平洋水フォーラムの進める衛生分野の人材・組織ネットワークの構築等を支援

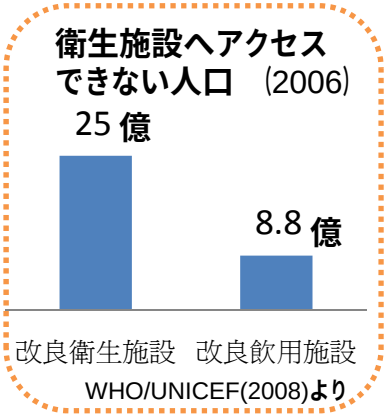

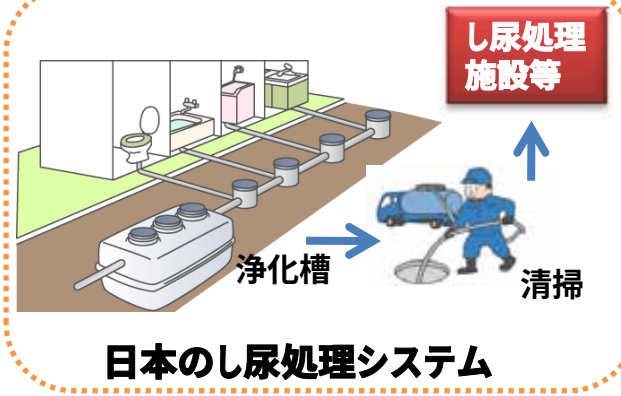

日本のし尿処理システム

し尿処理に関する国際展開のための国内体制の構築
・現地の気候、文化、社会的状況等に即した技術の検討
・移転システムの具体化、人材育成含め技術移転手法を検討
・国内検討体制の構築等 (専門家や関係機関等)
↓
・プロジェクト化に向けた検討・推進チームの構築

23年度～

<国際ネットワークの確立・維持>
・国際ワークショップ、発信等

<日本サニテーションコンソーシアム(JSC)との連携・支援>
・ネットワーク維持へのJSCの活用
・日本の知見・優良事例の提供

プロジェクト化の検討・推進
(し尿処理現地技術化研究、技術移転の推進)
・現地に適した技術の開発や実地に根付く維持管理方法の検討
・官民連携した技術の定着手法 (ビジネス展開) の検討
・維持管理技術者の養成プログラムの構築

ミレニアム開発目標 「2015年 (27年) までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設を持続可能な形で利用できない人々の割合を半減させる」に貢献

コベネフィット･アプローチ推進事業　　232百万円(80百万円)

水・大気環境局　水・大気環境国際協力推進室

1．事業の概要

環境汚染対策と温室効果ガスの削減を同時に達成するコベネフィット・アプローチは、急速に発展している途上国が温暖化対策へ参画するために有効である。連携基盤（アジア・コベネフィット・パートナーシップ）の構築を含む本アプローチ推進のため、アジア地域内の行政機関・国際機関等と連携しつつ、以下の業務に取り組む。

① 各国がこれまで実施してきた本アプローチに資する施策及び技術を共有するための、セミナー等の開催による本アプローチの普及

② アジアの主要排出国のコベネフィット型事業の発掘・形成に向けた途上国のニーズ調査・案件発掘、環境改善効果（定量的把握手法）の確立及び能力向上の実施

③ 越境大気汚染等に関する研究の蓄積を有する、国際応用分析システム研究所の研究活動への支援

2．事業計画

調　査　項　目	H22	H23	H24
① コベネフィット・アプローチの普及			→
② コベネフィット型事業に向けた協力推進			→
③ 国際応用分析システム研究所拠出金			→

3．施策の効果

パートナーシップの構築を通じて、アジアの主要排出国へのコベネフィット・アプローチの普及、事業形成がなされるとともに、応用分析の専門機関を支援することにより、低公害・低炭素社会が推進される。

4．備考：予算内訳（概数）

① コベネフィット・アプローチの普及　　40,255千円（32,621千円）
② コベネフィット型事業に向けた協力推進　123,645千円（47,379千円）
③ 国際応用分析システム研究所拠出金　　67,800千円（　　0千円）

コベネフィット・アプローチの推進

（グローバルな環境問題）

・地球温暖化に代表されるグローバルな環境問題の拡大と多様化

・急速な成長を続けるアジアにおける環境問題の発生

＜アジア・コベネフィット・パートナーシップ＞

◆ コベネフィット・アプローチの普及

・環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に達成するコベネフィット・アプローチは途上国が気候変動対策に取り組む上で有効。

・アジア各国がこれまで実施してきたコベネフィット・アプローチに資する施策・技術を共有することによる、本アプローチの普及を図り、低公害・低炭素社会の構築に貢献。

・対象者は、アジア諸国の環境所管官庁及び国際機関関係者など。

＜案件発掘・形成＞

◆ コベネフィット型事業の推進

・事業の発掘、環境改善効果の把握、能力向上等

＜事業実施＞

・CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業

・新クレジットメカニズム及びCDM/JIに係る実現可能性調査

・JICA等によるODA、民間ベースのCDM事業

＜解析モデルの開発＞

◆ 国際応用分析システム研究所（IIASA）への拠出

・大気汚染物質と温室効果ガスを同時に削減する解析モデルの開発

・越境大気汚染への貢献

㈱日中窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業
９６百万円　(　0百万円)

水・大気環境局　水環境課

１．事業の概要

水質汚濁、特に富栄養化が深刻化している中国の農村地域等において、窒素・りんを含めた分散型排水処理モデル事業を実施し、農村地域等の現地の実情にあった水環境管理技術の普及促進方策にかかる協力を行うものである。

これまでの窒素・りんの水質総量削減に係る日中共同研究等を踏まえ、中国は第12次５ヶ年計画の新たな拘束性目標としてアンモニア性窒素を選定する見通しであり、従来の協力に比べて窒素・リンの処理にはより高度な技術を要するため、本モデル事業により日本の技術が採用されることにより、日本企業の中国市場進出を促進する。

また、中国では急激な経済発展に伴い水質汚濁が進行しており、特に深刻な渤海や黄海の汚濁は潮流の影響により日本近海に到達することも懸念されており、本事業の実施により我が国の近海の海域環境にも寄与するものである。

２．事業計画

調　査　項　目	H23	H24	H25	H26
・農村地域での窒素・リン排水処理技術の適性調査	→	→	→	
・モデル地域における排水処理技術の適用			→	
・窒素・りん排水処理技術の実証調査			→	
・技術の普及促進方策の検討		→	→	→
・キャパシティビルディング実施		→	→	→

３．施策の効果

・モデル事業対象地域における水質汚濁、富栄養化の改善。
・モデル事業を通じた実態把握や適用可能技術の検証を通じて、次期５ヶ年計画（H28策定予定）で窒素・りんに関する総量規制が盛り込むことが可能となり、中国全域にその効果が及ぶ。
・日本の水関連企業の海外における受注機会拡大
・中国水質改善に伴う我が国海域環境への影響の低減

日中　窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業

これまでの協力（H20～22）

〇地域に適応した分散型排水処理技術

・中国6地域においてモデル事業による排水処理技術の実証調査を実施

・現地の資材を利用できること
・建設費・維持管理費が安いこと
・地元が容易に維持管理できること

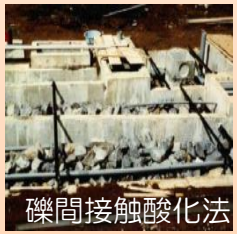
礫間接触酸化法

回転円板処理法

新規協力：窒素・リンの処理（高度処理）

窒素の除去

◆生物学的処理法
- 硝化脱窒法（硝化液、膜処理etc）

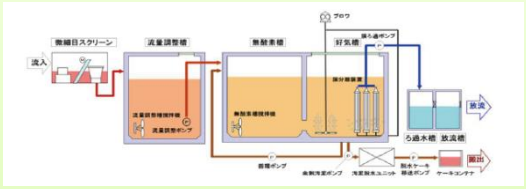

- Anmmox法

◆物理化学的処理法

リンの除去

◆生物学的りん方法
- 嫌気無酸素好気法、嫌気好気活性汚泥法
- フォストリップ法

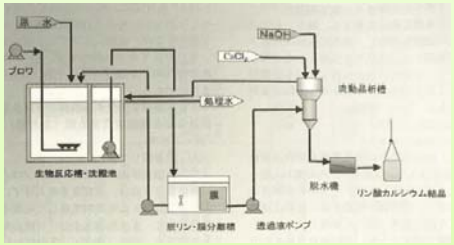

◆物理化学的方法（凝集沈殿、晶析法etc）

従来の協力より高度処理ニーズが高い → 日本企業の中国市場への進出の呼び水に

〇事業スケジュール

H20 | H21 | H22 | **H23** | H24 | H25 | H26 | H27～

窒素・りんの水質総量削減に係る日中共同研究
- 日中共同研究レポートの作成（日本の経験、法制度を伝達）
- 山東省威海市（米山ダム）で、水質総量削減計画の策定

富栄養化の例（雲南省デン池）

〇山東省威海市（米山ダム）
設計 → 施工 → モニタリング → 評価・引渡

〇以降2箇所／年
事業サイト選定
設計 → 施工 → モニタリング → 評価・引渡
設計 → 施工 → モニタリング → 評価・引渡

事業サイト選定
設計 → 施工 → モニタリング → 評価・引渡
設計 → 施工 → モニタリング → 評価・引渡

● 中国でのWS
● 国内セミナー

中国国内の計画策定状況

第11次5ヶ年計画（H18-H22） | 第12次5ヶ年計画（H23-H27） | 第13次計画

- COD排出総量10%削減の義務化
  ※人口の7割が集中する農村部は対象外
- 農村部における分散型排水処理施設の建設推進
- アンモニア性窒素の総量規制

㈱アジア水環境改善モデル事業　　47百万円(　0百万円)

水・大気環境局　水環境課

1．事業の概要

2025年には水ビジネス市場は110兆円の成長が見込まれる一方、その大半を占める管理運営や施設建設部門において日本企業のシェアは低い。また、日本企業は管理運営に関する経験が少ないため、国際入札に必要な参加資格要件を満たすことができず、競争の土俵にすら上れない状況にある。

本事業では、汚水処理事業単独ではなく水道事業と一体となって整備することにより資金回収リスクを低減するとともに、システム全体としての水環境の改善・水循環の健全化を図る「日本型ビジネスモデル」の構築を図る。パイロットケースとして、相手国政府との政府間合意に基づき、企画計画から維持管理まで、浄水から汚泥処理までを一体化したモデル事業をアジアの地方中小都市において実施する。実施に当たっては、厚生労働省や国土交通省による上下水道事業の国際展開と適宜連携を図る。

2．事業計画

調　査　項　目	H23	H24	H25	H26
・対象国におけるフィージビリティスタディの実施	→	→		
・モデル事業の計画・設計		→	→	
・モデル事業の建設			→	→
・モデル事業の維持管理・モニタリング		→	→	→
・日本国内企業を対象としたセミナーの実施		→	→	→
・キャパシティビルディング実施				

3．施策の効果

・ＭＤＧｓ（安全な飲料水、衛生施設の継続的な利用）達成への貢献
・日本の水関連企業の海外における受注機会拡大

アジア水環境改善モデル事業

背　景

- 水ビジネス市場は2025年には**110兆円**へ成長見込み（うち約4割がアジア）
- 世界人口 67億人のうち、9億人（うちアジア　5億人）が安全な水を、
  26億人（うちアジア 19億人）は衛生設備を利用できない状況

水ビジネス市場の今後の伸びとその内訳

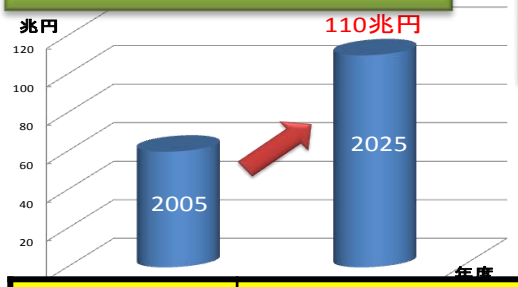

市場規模（2025）	分　野
100兆円	水インフラ管理運営
10兆円	施設建設
1兆円	機器、素材、膜

グローバルウォータージャパン吉村氏の資料を環境省にて一部加工

要素技術（機器・素材）は高い技術力を有しているが、当該分野は1兆円市場

「110兆円」市場への参入に向けた課題と戦略

課題

- 日本では管理運営は公共部門が実施民間部門に管理運営のノウハウ蓄積が少ない
- 諸外国が提示する入札参加資格がない

戦略

- 水道事業と汚水処理事業の組み合わせにより、システム全体として水循環の改善と効率的な料金回収を図る

→ **「日本型ビジネスモデル」の構築**

実施スケジュール

H22	•アジア水環境ネットワーク（WEPA）の場で対象国を検討
H23	•対象国における**フィージビリティースタディー**の実施
H24	•モデル施設の計画・設計
H25	•モデル施設の建設
H25	•モデル施設の維持管理モニタリング
	•キャパシティビルディング
	•国内企業を対象としたセミナーの実施

具体的施策

- 原水の浄水から汚泥処理までの各段階で、企画・計画から運営・維持管理を一体化したビジネス展開を目指し、アジアの地方中小都市で政府間合意に基づくモデル事業を実施

原水から汚水・汚泥処理までの技術・施設をパッケージ化（イメージ）

要素技術
施設建設
維持管理

汚泥処理
- し尿処理・堆肥化
- 汚泥収集システム

排　水

汚水処理
- 浄化槽技術
- 汚水処理施設
- メンテナンス

H20年度より中国内５地区にてモデル事業を実施中
（地域に適応した分散型排水処理技術）

礫間接触酸化法

回転円板処理法

国土交通省との連携

汚水の集水システム
- 管路検査
- 工事設計支援
- メンテナンス

河川・湖沼・地下水の水環境の保全

- 測定技術
- 水質モニタリングシステム

日本の有する多種多様な技術から、地域特性に応じたメニューの組み合わせにより健全な水循環サイクルを構築

取　水

原水の浄水（飲料水）
- 浄水技術
- 水質検知技術
- 簡易水道（公営・民営）
- 浄水プラント建設
- メンテナンス

浄水施設

飲料水の配水
- 送水ポンプ
- 漏水防止技術
- 配管設計支援
- メンテナンス

厚生労働省との連携

※各段階で、企画・計画から要素技術の導入・施設の設計・施工、運営・維持管理までを一体化

- 現地適応型技術の開発、維持管理を行うコンサルタント及び現地技術者の育成を併せて実施

日本モデル環境対策技術等の国際展開　　１４６百万円(１４６百万円)

水・大気環境局総務課環境管理技術室

１．事業の概要

我が国の公害克服経験をもとに、環境汚染対策技術・モニタリング技術について、規制体系整備・人材育成などとパッケージにしてアジア諸国に普及・展開することを目的とし、以下のとおり調査・検討及び２カ国間協力を実施する。

①中国・ベトナム・インドネシアを対象とした技術・法制度整備・人材育成のパッケージ施策の具体的取組内容の検討

②中国・ベトナム・インドネシアの状況に応じたパッケージ施策を推進するための二国間協力事業の実施

③アジア各国と協調した環境対策技術等の実証・認証制度の構築支援＜拡充＞

２．事業計画

調　査　項　目	H21	H22	H23	H24	H25
①パッケージ施策に係る調査・検討	→	→	→		
②パッケージ施策推進のための二国間協力事業の推進	------	→	→	→	
③環境対策技術等の共同実証・認証制度の構築支援	------	------	→	→	→

３．施策の効果

我が国の公害克服経験に基づく環境対策技術等のアジア諸国における普及・展開が、各国の状況に応じた規制体系の整備・人材育成と併せて推進され、アジア諸国の環境汚染問題の解決と環境分野における日本のリーダーシップの発揮につながる。さらに、我が国の環境対策技術等をベースに、アジア各国と協調した実証・認証制度を構築することにより、我が国の環境産業の国際競争力の強化が図られる。

日本モデル環境対策技術等の国際展開

＜日本の現状＞

◆現地の規制･制度の実施体制が不十分であり、技術導入への意欲に乏しい
◆現地事情に応じた技術カスタマイズが不十分
→高い技術力を持つも、アジア諸国への市場開拓が不十分

＜アジア諸国の現状＞

◆規制･制度の実施体制、人材能力が不十分
◆技術の客観的な評価システムが未確立

→大気汚染･水質汚濁等の環境汚染の深刻化

日本企業等への現地の技術ニーズ情報等の提供

技術導入、制度整備、人材育成等の支援

～官民一体で日本の「環境対策･モニタリング技術」の普及･展開を「制度」の整備･「人材」の育成とのパッケージで推進～

① **環境技術普及のための対象国（中･越･尼）におけるパッケージ施策の検討**
② **パッケージ施策推進のための二国間協力の推進（政策研究･人材育成）**
③ **アジアにおける環境対策技術等の実証･認証制度の構築支援**

施策の効果

＜日本＞

➢日本の環境対策技術等の普及･展開が、規制･制度の整備や人材育成等と一体的に促進
➢日本の技術の持つ優位性がアジアで評価
→環境産業の国際競争力強化

＜アジア諸国＞

➢規制･制度の実施体制強化、環境対策技術の導入･普及、環境管理能力の向上
→環境対策の進展

越境大気汚染対策推進費	458百万円（ 431百万円）

水・大気環境局大気環境課

1．事業の必要性、概要

近年、東アジア地域の急速な発展に伴い、酸性雨や光化学オキシダントなど我が国に対する越境大気汚染の深刻化が懸念されており、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と各国における発生源対策の推進等に係る国際協力の強化が必要になっている。

また、我が国への黄砂の飛来頻度の増加の伴い、黄砂に関する科学的な実態解明が求められており、平成22年５月に開催された第12回日中韓三カ国環境大臣会合において、黄砂及び大気汚染を含む今後５カ年の優先協力10分野に関する「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」が採択され、今後の協力と対策の強化が合意されている。

このため、国内における越境大気汚染係に関するモニタリングを継続的に実施することにより、越境大気汚染による環境影響の防止に寄与するとともに、東アジア地域における大気汚染に関する国際協力を通じ、東アジア地域における大気汚染問題の解決に向けた取組を推進する。

2．事業計画（業務内容）

（１）中国における大気汚染対策協力事業（平成22年度～）

18百万円（18百万円）

日本の公害経験や未然防止、被害救済等の情報や、NOx総量規制や低NOx燃焼技術･脱硝技術等の日本が有する制度･技術･ノウハウについて中国に対して情報発信するとともに、中国におけるNOx排出削減のためのセミナーの開催及び中国における大気汚染対策の強化に向けた調査･研究を実施する。

（２）越境大気汚染モニタリング推進費（平成14年度～）

276百万円（269百万円）

酸性雨の長期的な影響を把握するため、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリング（大気、土壌植生、陸水）を継続的に実施する。また、黄砂実態解明調査を通じ、より多くの黄砂事例について、総合的な実態解明を進める。

（３）東アジア大気汚染防止戦略検討調査費　　79百万円（79百万円）

①東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討（平成21～25年度）

有識者からなる検討会を設置し、東アジアの大気汚染を防止するための政策枠組みの検討をより具体化する。

②東アジア大気汚染排出現況調査（平成21～25年度）

東アジア各国における大気汚染排出状況について、各国政府と協働で産業界等への調査を実施する。

③パイロットスタディの実施（平成23～25年度）

大気汚染排出現況調査の結果を踏まえ、対象国において、科学的知見に基づく大気汚染防止計画の策定を支援し、効果を検証する。

（４）東アジアモニタリングネットワーク（EANET）将来発展推進事業

47百万円(47百万円)

①越境大気汚染ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝﾓﾃﾞﾙ開発・検証事業（平成23年度～）

越境大気汚染に関するｼﾐｭﾚｰｼｮﾝﾓﾃﾞﾙの改善及び精緻化を図るため、モデルの比較・検証を行う国際ワークショップを開催・運営する。

②東アジア越境汚染調査研究費（平成23～25年度）

微小粒子状物質及びオゾンの越境汚染の実態を解明するため、簡易測定法等を活用し、EANET参加国と協力し東アジア地域での汚染実態を把握するとともに、我が国への越境大気汚染を解析する。

③東アジア酸性雨モニタリングネットワーク設立基盤強化・発展事業（平成21～23年度）

日本の環境技術をEANET参加国へ普及するため、酸性雨及び大気汚染の観測等に関する専門家を派遣し、モニタリングの技術指導を行い、技術向上等を図る。

（５）越境大気汚染対策に係る日中韓協力事業(拡充)

38百万円(19百万円)

①黄砂対策推進事業（平成23～26年度）

日中韓三カ国での黄砂共同研究を実施し、黄砂モニタリング・早期警報システムの構築及び発生源対策を推進する。

②越境オゾン汚染対策推進事業（平成23～26年度）

日中韓三カ国でのオゾン汚染に関する共通理解を図るため、日中韓で協力し、科学研究ワークショップを開催するとともに、オゾン濃度の長期トレンドに関するモニタリング結果の検証・解析を行う。

３．施策の効果

越境大気汚染の影響緩和・国際的な共通理解の形成及び東アジアにおける国際協力の推進。

越境オゾン汚染対策推進事業

背　景

・平成22年5月の日中韓三カ国環境大臣会合において、大気汚染防止を含む共同行動計画が採択され、**オゾン汚染に関する具体的な研究協力を推進**。
・バックグラウンドにおけるオゾン濃度の上昇要因は明らかになっていない。今後、効果的な対策を講じる上では、モニタリング結果の検証・解析等が必要。

事業概要

研究協力の推進

・オゾン汚染メカニズムの実態解明や共通理解の形成に資するよう、国際ワークショップを開催する等、研究協力を推進。

オゾン汚染メカニズムの実態解明

・オゾン濃度の長期トレンドに関するモニタリング結果の検証、解析等を行い、効果的な対策へ貢献。

狙　い

・北東アジア地域の大気汚染防止
・国際的な共通理解の形成
・国際的な研究の強みを生かした補完・協働関係の構築

黄砂対策推進事業

背　景

・平成22年5月の第12回日中韓三カ国環境大臣会合において、黄砂を含む共同行動計画が採択され、黄砂の防止及び対処の取組を一層推進する必要性が強調。
・長期的な対策として発生源地域において黄砂が発生する地表面状況の改善が必要。

事業概要

早期警報システムの構築等

黄砂特定事例に係る観測データの共有と黄砂予測モデルの精度向上に関する取組を共同研究を推進。

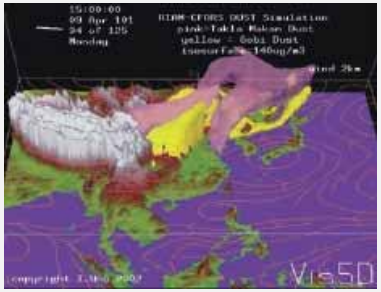

【数値シミュレーションの例】

発生源対策の推進

生態系被害回復に係る成功要因を解析し、発生源対策を分類、整理。教訓や最新知見を得るため、国際セミナーを開催。

【植生回復の例】

狙　い

・北東アジア地域における
　黄砂対策に関する地域協力の推進

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金

９０百万円（ ９６百万円）

水・大気環境局大気環境課

１．事業の必要性、概要

東アジア地域においては、急速な経済成長に伴う硫黄酸化物等の排出増加による酸性雨問題が深刻化しつつある。このような状況のもと、東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成促進等を目的に、2001年１月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」が本格稼働を開始しており、現在の参加国は13カ国となっている。

今後の国際協調に基づく酸性雨原因物質削減対策に向け、EANETの役割は重要であることから、拠出金を負担し、環境先進国としてこの分野をリードしていく必要がある。

２．事業計画（業務内容）

EANET は、①東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成促進、②酸性雨防止対策に向けた政策決定に当たっての基礎情報の提供、③東アジア地域における酸性雨問題に関する国際協力の推進を目的としており、共通の手法を用いた酸性雨モニタリングデータの収集・評価、精度保証・精度管理活動の推進、参加国への技術支援と研修プログラムの実施等を行っている。

我が国は、本ネットワークに参画するとともに、参加国として必要な経費の拠出を行っている。

３．施策の効果

EANET の活動を推進することにより、東アジア地域における酸性雨問題の現状と将来について、参加各国間の共通認識が醸成され、国際協調による東アジア地域全体の酸性雨対策が期待される。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

＜発足の背景＞

・東アジア地域における近年のめざましい経済成長等に起因して、酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出量が増加しており、今後もさらなる増加が予測されていることから、影響の深刻化が懸念。
・東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的として、2001年1月からＥＡＮＥＴが本格稼働を開始。

＜参加国（13カ国）＞

カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、ロシア、タイ、ベトナム

＜目　的＞

・東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成促進。
・酸性雨防止対策に向けた政策決定に当たっての基礎情報の提供。
・東アジア地域における酸性雨問題に関する国際協力の推進。

＜活動概要＞

・共通の手法を用いた酸性雨モニタリングの実施
（大気汚染物質のモニタリングも実施）
・データの収集、評価、保管及び提供
・精度保証・精度管理（ＱＡ／ＱＣ）活動の推進
・参加国への技術支援と研修プログラムの実施　等

漂流･漂着･海底ゴミに係る削減方策総合検討事業費

204百万円（220百万円）

水・大気環境局水環境課

１．事業の必要性、概要

平成２１年７月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されている。同法の下、海岸漂着物等の発生状況の把握、発生原因に関する調査等、政府としての責務を果たしていく必要がある。

また、同法附帯決議においては、同法の海岸漂着物等となっていない海底ゴミ、漂流ゴミについて、「回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと」、「地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること」とされている。

漂着ゴミについては、引き続き全国的、経年的な状況把握や原因究明等を行うとともに、海底・漂流ゴミ対策については、被害の実態が認められ、地方自治体からの要望も高まっており、また生態系への影響も懸念されるため、国として、状況把握、原因究明、回収のための技術的検討等対策手法の検討を行う。

２．事業計画（業務内容）

（１）漂着ゴミ対策総合検討事業

国による総合的な海岸漂着物対策実施を推進するため､以下の検討を行う。

①漂着ゴミ状況把握事業

各主体と連携し、我が国の漂着ゴミの状況を把握する上で必要な地点において、漂着ゴミのモニタリングを行い、全国的・経年的な漂着ゴミの状況等を把握する。

②漂着ゴミ原因究明事業

主要漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を行う。また、外国から流入する海洋ゴミの国際的な発生源対策のため、北西太平洋地域海行動計画（ＮＯＷＰＡＰ）を通じた海洋ゴミの発生源管理のための会合での議論に活用できる情報を収集する。

③漂着ゴミ国外流出対策事業

我が国から流出するゴミの国外における影響に関する調査・検討を行う。

（２）漂流・海底ゴミ対策総合検討事業

海底・漂流ゴミについて、全国において漁業関係者等へのヒアリングにより、その被害の概況を把握・分析し、緊急的に対策が必要な地域を把握する。加えて、全国から代表的地域を１０地域程度選定し、以下の検討を行う。

①海底ゴミ対策検討事業

海底ゴミの状況調査を行い、回収した海底ゴミの性状、組成の分析、海流・海底地形の把握等により、発生源、堆積期間、及び当該地域に堆積した原因を調査、併せて文献調査を行い生態系への影響を把握する。

また、海底ゴミの効率的かつ生態系にも配慮した回収実施のための技術的検討及び関係者間の地域特性に応じた回収や発生抑制のための役割分担の検討並びに、海外の取組状況の調査を実施する。

②漂流ゴミ現状調査事業

漂流ゴミについて現状把握のため、アンケート調査、回収調査等を行う。

３．施策の効果

漂流・漂着・海底ゴミの実態把握、原因究明及び効率的処理に関する技術開発等の推進により、各地域の漂流・漂着・海底ゴミ対策が推進される。

漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業

1．漂着ゴミ対策総合検討事業

(1) 漂着ゴミ状況把握事業
・漂着ゴミのモニタリング
・全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握

効果的な漂着ゴミ対策に関する施策の立案

(2) 漂着ゴミ原因究明事業
・主要ゴミの発生実態調査（国内及び海外）
・流出状況の追跡調査
・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

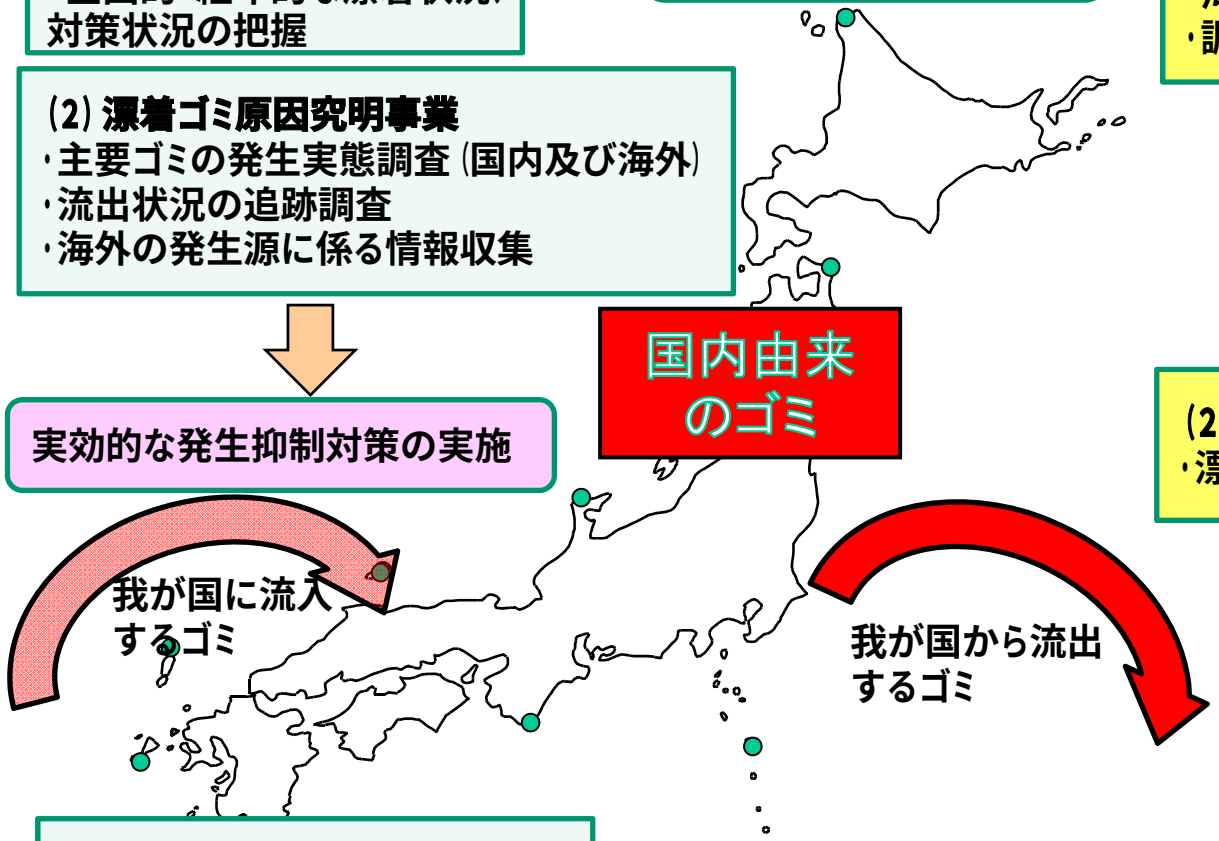

(3) 漂着ゴミ国外流出対策事業
・太平洋地域における影響調査
・国際的な協力体制の検討

発生源対策に係る国際協力体制の構築

2．漂流・海底ゴミ対策総合検討事業

(1) 海底ゴミ対策検討事業
・海底ゴミの全国的・経年的な状況の把握
・調査・回収手法の開発・検討

効果的・効率的な海底ゴミ対策の設計・立案

(2) 漂流ゴミ現状調査事業
・漂流ゴミの被害状況・取組の実態把握

実態を踏まえた適切な対策の検討

優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業
７０百万円（５１百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

改正化審法に基づき、平成23年4月1日より、優先的にリスク評価を行うべき「優先評価化学物質」を選定し、それらの物質について有害性や環境汚染のおそれがあるかどうかを判定するためのリスク評価を順次実施する。本事業は、これらの具体的な手法を確立するためのもの。

他方、化学物質やその含有製品を長期間使用した場合やそれらの廃棄段階を考慮していないといった問題も指摘されていることから、これらの段階における化学物質のスクリーニング評価手法及びリスク評価手法についての検討を含め、スクリーニング・リスク評価の実施状況をフォローアップしつつ課題等を抽出・分析し、より包括的・効率的なものとなるよう手法の向上に向けた検討を行う。

２．事業計画

平成２３年度
・化審法に基づくリスク評価の順次実施
・化学物質及び含有製品の長期使用・廃棄段階におけるリスク評価手法の検討
・当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析

平成２４年度
・化審法に基づくリスク評価の順次実施
・化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良

平成２５年度～
・改良したリスク評価手法によるリスク評価の順次実施

３．施策の効果

化学物質の製造段階から廃棄段階までのすべての段階を考慮にいれた包括的かつ効率的なリスク評価手法を確立し、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)2020年目標」（注）の確実な達成を図る。

（注）2002年9月に開催されたWSSDにおいて合意された世界共通の中長期目標：「2020年までにすべての化学物質による健康及び環境への影響を最小化する」

優先評価化学物質等のリスク評価等実施･向上事業

70(51)**百万円** [H23(H22)]

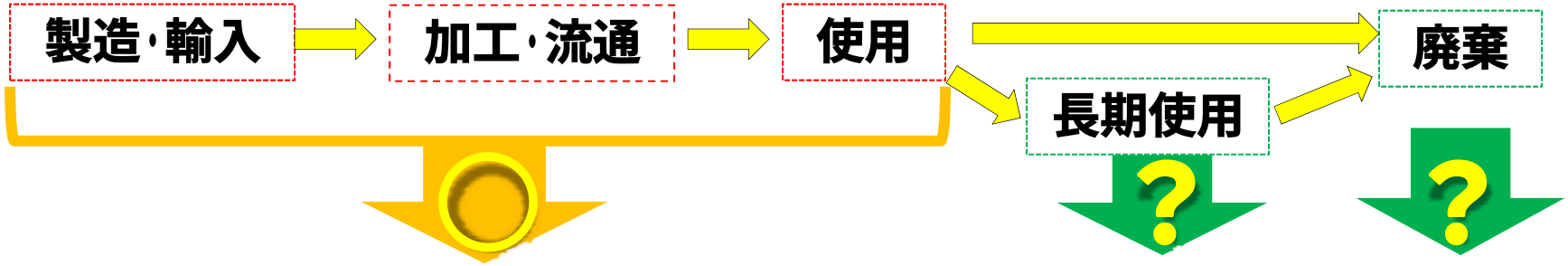

改正化審法に基づくリスク評価を実施

環境への排出量等が不明

→製造から廃棄までの全段階を通したリスク評価手法が必要

【概要】

①化学物質及び含有製品の長期使用･廃棄段階におけるリスク評価手法の検討

②当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析

③化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング･リスク評価手法の試行･改良

化学物質の製造～廃棄までの包括的なリスク評価の実現

（新）高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務
３０百万円（　０百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

2010年3月の「生物多様性国家戦略2010」において、生態系への影響のおそれがあるものとして化学物質が挙げられており、生態系保全のためには、化学物質の適切なリスク評価及び管理の推進が不可欠である。第一種特定化学物質は濃縮性が高く、鳥類などの高次捕食動物に多大な影響を与える可能性があるが、生態系を保全する観点からの高濃縮性を考慮したリスク評価・管理手法は確立されていない。このため、このような手法を確立し、生態系保全の観点からリスク管理を進めていく必要がある。

そこで、第一種特定化学物質等の高濃縮性化学物質について、環境中の濃度が高い地域、及びその生態系での指標種を選定して、必要な毒性試験、実態把握調査を行うなど必要な情報収集を行う。また、収集した情報を用いて、高濃縮性を考慮した生態系全体の適切なリスク評価手法の検討、試行を行った上で、生態系全体や生物多様性の保全を視野に入れた適正なリスク管理を実現するための化学物質対策について、検討を行う。

２．事業計画

平成２３年度
・国内外における化学物質の生態系保全のためのリスク評価手法等の調査
・環境中の濃度が高い地域及び指標となる生物種の選定と毒性試験の実施

平成２４年度
・選定地域における実態把握調査の実施
・生態系保全のためのリスク評価手法の検討

平成２５年度
・生態系保全のためのリスク評価の施行
・生態系保全の観点からの化学物質管理手法の検討

３．施策の効果

高濃縮性化学物質による生態系のリスク評価及び管理手法について検討を進め、早期の確立を図る。

【新規】高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務

30(0)百万円 [H23(H22)]

化学物質審査規制法

(2009年5月公布)

国内で**大量に製造**され、難燃剤として使用されている高濃縮性化学物質が、**鳥類に対し強い毒性を持つ**ことが判明

→**国内における汚染状況の把握**
生態系に対する影響の評価　が必要

生物多様性国家戦略2010

(2010年3月閣議決定)

【課題】4つの危機
・人間活動や開発による危機
・里地里山など人間活動の縮小による危機
・**化学物質など人間により持ち込まれたものによる危機**
・地球温暖化による危機

高濃縮性化学物質(第一種特定化学物質等)による生態系全体への影響について適切なリスク評価・リスク管理が必要

【概要】
①生態系保全のための化学物質のリスク評価手法等の国内外の調査
②環境中濃度の高い地域及び指標種の選定と毒性試験の実施
③高濃縮性化学物質のばく露地域での指標種に対する実態把握調査
・高濃縮性化学物質の有害性、濃縮性
・対象種の生態系における位置づけ(栄養段階等)、生活史(繁殖手段、時期等)　を考慮
④高濃縮性化学物質によるリスク評価手法の試行

（新）国民参加型の政策形成推進事業

１１百万円（　０百万円）

環境保健部環境安全課

１．事業の概要

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）の合意を受けて2006年の第1回国際化学物質管理会議（ICCM）で採択された国際的な戦略・行動計画であるSAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）において、化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの多様な主体の参加と、それによる政策の透明性・説明責任の確保が国際的に求められている。

このため、本事業では、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する「化学物質と環境政策対話（仮称）」を設置し、参加メンバー自らの運営による議題設定、意見交換等を通じた政策提言を試行的に実施するものである。

２．事業計画

国民、事業者、行政、学識経験者といった化学物質に関係する様々な主体が参加し、各メンバーの関心が高い問題を協議により選定し、意見交換、合意形成を図ることにより、化学物質と環境に係る国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を試行的に取りまとめる。

３．施策の効果

各主体が協働して政策提言を取りまとめることにより、化学物質の環境リスクの低減と、国民が安心して暮らせる安全な社会の構築に資する。

国民参加型の政策形成推進事業

➢SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）において、意思決定プロセスへの市民社会の全ての部門の参加と透明性・説明責任の確保が求められている。

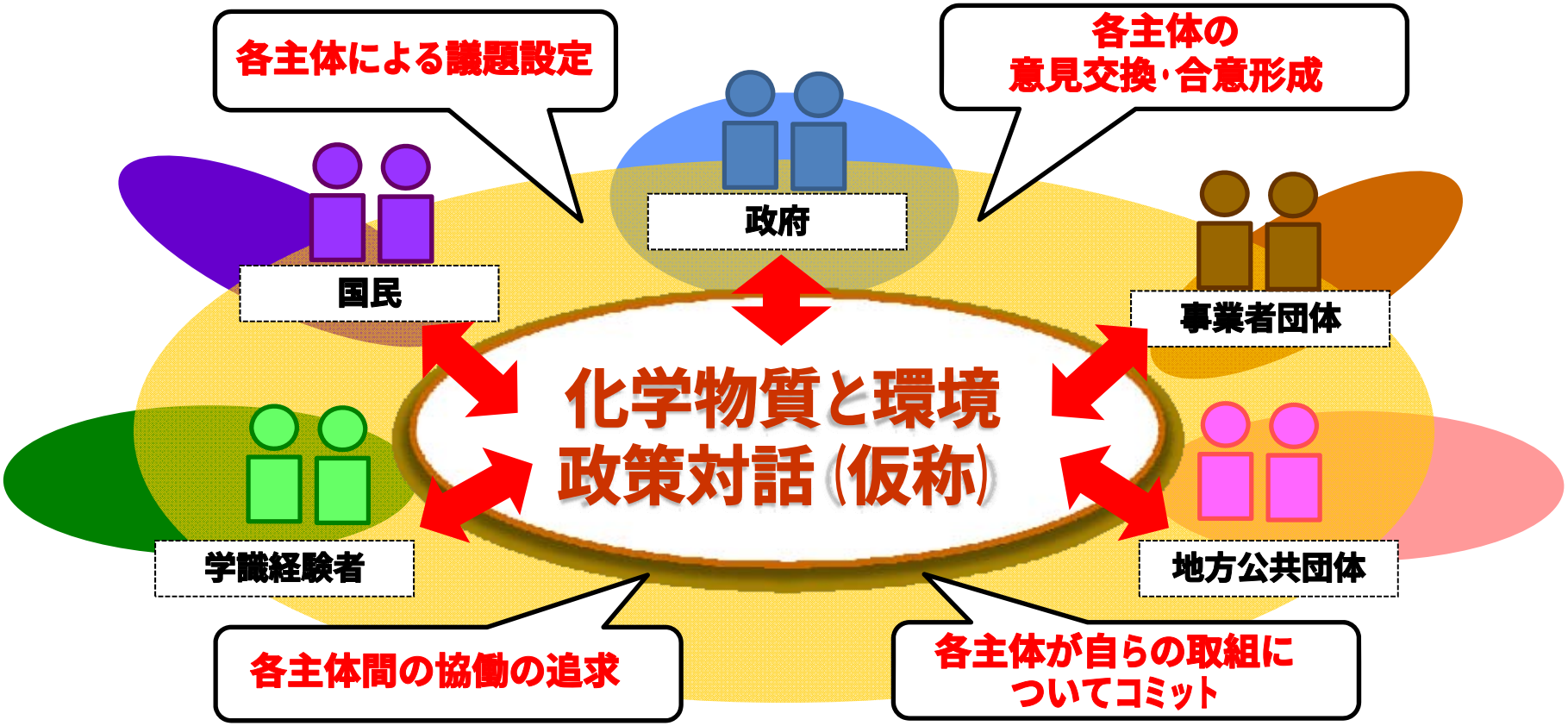

各主体の協働により政策提言を取りまとめ

化学物質の環境リスクの低減
国民が安心して暮らせる安全な社会の構築
に貢献

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業
257 百万円（255 百万円）

環境保健部環境安全課

1．事業の概要

○化学物質の内分泌かく乱作用については、未解明な部分が多く、環境省では、平成10年に「環境ホルモン戦略計画-SPEED'98-」、平成17年に「ExTEND2005」を策定し、各種取組を実施してきた。この成果として科学的な知見を蓄積し、評価のための試験法開発を進めることができた。

○一方、欧米諸国やOECDでは化学物質の内分泌かく乱作用の評価を促進する動きがある。

○これらを踏まえ、環境省では、平成22年7月に「EXTEND2010」をとりまとめ、引き続き基盤的研究等を進める一方で、環境リスクの評価及び管理のため、評価手法の確立と評価の実施を加速化することとした。

○本事業では、これを受けて、引き続き基盤的研究、試験法の検証、二国間協力等を進めつつ、平成23年度からは、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質を選定して、これまでに開発した試験法を用いて試験を行い、影響評価やリスク評価を実施することを重点的に進めていく。

2．事業計画

	22年度	23年度	24年度	25年度以降
⑴ 基盤的研究				
⑵ 野生生物の生物学的知見研究				
⑶ リスク評価等検討推進				
・化学物質の内分泌かく乱の作用影響評価				
・試験実施				
・リスク評価				
⑷ 試験法検証推進				
⑸ 国際協力推進				

3．施策の効果

○化学物質の内分泌かく乱作用について、リスク評価手法を確立した上でその評価を進めることで、環境行政によるリスク管理の必要性を判断することが可能となり、環境リスクを効果的に低減することができる。

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

これまでの成果

SPEED'98
優先して調査研究を進める必要性が高い物質のリストを作成した上で調査研究を実施し、**4物質**について魚類（**メダカ**）に対して**内分泌かく乱作用を有すると推察**される等の成果。

ExTEND2005
開発を進めてきた**魚類、両生類及び無脊椎動物の試験法**が、OECDにおける**国際的なテストガイドライン**として**採択**される等の成果。

EXTEND2010**の策定**
（H22．7）

これまでの知見や開発された試験法を基に、評価手法の確立と評価の実施を加速化する。

今後の取り組み

○　**内分泌かく乱作用等が疑われる化学物質を選定し、これまでに開発した試験法を用いて試験を行い、影響評価やリスク評価を進める。**

○　**まだ知見等が不十分な点も多くあり、引き続き基盤的研究、野生生物の生物学的知見研究、試験法の検証を実施していく。**

○　**日英共同研究等、二国間の国際協力事業を進める。**

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）
５，１４０百万円（３，１４０百万円）
【うち「特別枠」要望分２，０００百万円】

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

１．事業の概要

近年、子どもたちの間で、先天奇形や小児喘息、精神発達障害などの心身の異常が急激に増加しており、環境中の化学物質の影響の可能性が指摘されている。これらの原因を解明するため、欧米では大規模なコホート調査が実施されてきたが、我が国では実施されてこなかった。環境省では、平成２２年度より１０万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査を実施し、参加者（妊婦）の母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが１３歳に達するまで質問票による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。

本調査によって得られた知見について適切な産官学連携・国民への情報発信を行うことにより、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

２．事業計画

本省が調査の企画・広報・国際連携を担当し、国立環境研究所がコアセンターとして、公募により全国１５カ所に設置したユニットセンターと共働して調査を実施する。国立環境研究所は、メディカルサポートセンターとしての国立成育医療研究センターから医学的な面からの支援を受けつつ、調査全体の取りまとめ及びデータの解析や試料の分析等を行い、ユニットセンターである大学等が、参加医療機関（病院等）の協力を得て、参加者募集や生まれてくる子どもたちの追跡調査を行う。

先天奇形などの発生率の少ない事例を分析するためには、１０万人規模の調査が必要であるとされている。コアセンター等の調査実施機関の運営やデータシステムの維持管理等については、平成２３年度当初予算で要求（３，１４０百円）しており、特別枠（２，０００百円）により、平成２３年度３万３千人の参加者を募集するものである。

調査の実施にあたっては、参加者への積極的な情報提供に努め、学会や産業界とも連携・協力していく。また、諸外国の先行調査と連携・協力するほか、WHO・UNEP等の国際機関や米国環境保護庁とも協力し、調査の成果を国際社会に還元する。

・スケジュール

平成22年度	研究計画書の策定、大学との契約、地域での体制づくり、調査実施者の研修等（平成23年１月から参加者募集開始（約８千人））
平成23年度	参加者募集（約３万３千人）
平成24年度	参加者募集（約３万３千人）
平成25年度	参加者募集（約２万５千人）
平成26年度～	10万人の追跡調査と平行して、データの分析・試料の分析を実施
平成37年	追跡調査終了（最後の参加者が13歳に到達した時点）

３．施策の効果

本調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

さらに、10万組の生体試料とデータの組み合わせが、競争的資金の利用や、民間企業の参加による追加研究のプラットフォームとして機能し、ライフサイエンス分野の科学技術の発展及び知財開発における国際競争力の確保に貢献することが期待される。

■注目すべき疾患発生率の増加■

	日本	参考値
先天異常		
ダウン症（年間約1000人出生）	25年で2．4倍	25年で1．8倍（米アトランタ）
水頭症（年間約800人出生）	25年で2．7倍	
二分脊椎症（年間約500人出生）	25年で2．7倍	
尿道下裂（年間約400人出生）	25年で2．0倍	25年で4．0倍（米アトランタ）
腎のう胞		25年で2．5倍（米アトランタ）
免疫性疾患		
喘息（小学生の4%、28万人が罹患）	20年で3～8倍	25年で3.8倍
代謝・内分泌系異常		
小児肥満（12歳児の10%に出現）	30年で1．5倍	20年で3倍
生殖異常		
男児出生率の低下	35年で1.07超が1.05台に	
精神神経発達障害		
精神および行動の障害の受療率	30年で6倍（5-14歳で0.5%）	
自閉症の割合		15年で20倍（米ウィスコンシン）

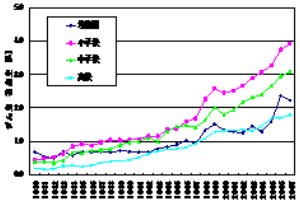

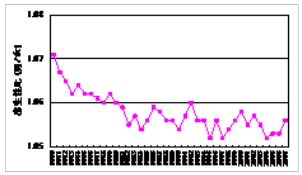

■国際比較■

	日本（エコチル調査）	NCS（米国）
追跡主体対象数・期間	10万人の出生児 胎児期から13歳まで	10万人の出生児 胎児期から21歳まで
質問票調査・生体試料採取	全体	全体
訪問調査・環境試料採取・面談	一部での実施	全体
調査内容	化学物質の影響に注目、その他は交絡要因	幅広い要因を調査、大規模予算投入
実施主体・陣容	国立環境研究所 専門職・医師15名、技官12名、事務補助26名　計53名	疫学調査専門会社が5年契約で請負い 医師・博士16名、技官41名、その他23名（2008年度　計80名）
実施年度からの予算規模	2010年　34億円 調査期間平均予算：55億円/年 調査期間：16年間	2007年　81億円 2008年　116億円 2009年　181億円 調査期間：25年間

- 米国調査は訪問・環境試料採取・面接を全対象者に行う全面展開型
- 日本は基礎的部分を環境省で立上げ、後に関係省が参加できる発展型（効率性重視）

■子どもの発育への影響（環境要因と交絡要因）■

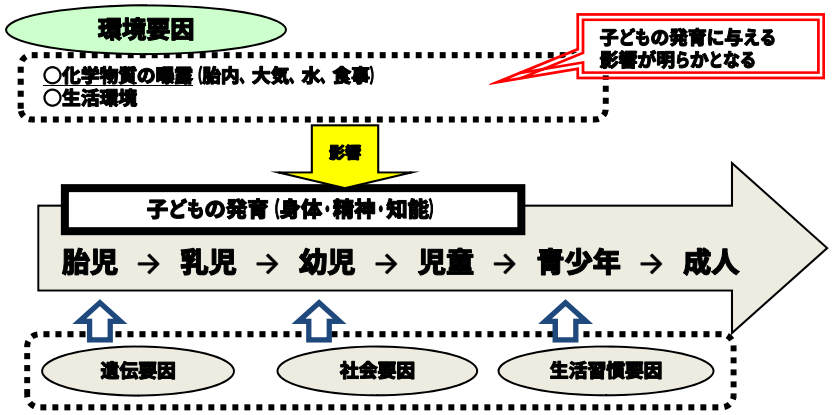

子どもの特徴
- ○発達期の脆弱性（心身の発達過程にあり影響を受けやすい）
- ○特有の曝露経路（胎内・母乳曝露、物を口に入れる行動、床面での活動）
- ○環境中の有害物の体内動態特性（生物濃縮、低い代謝能力）

⇒
- ・子どもは小さな大人ではない
- ・子どもの脆弱性に着目したリスク評価、リスク管理が必要

■疫学調査の必要性■

1. 人と動物では感受性、発現が違う

（例）サリドマイド（睡眠薬）：　ヒトはアザラシ肢症を発症するが、マウスやラットはアザラシ肢症を発症しない

（例）ダイオキシン（TCDD）：　モルモットでは消耗性症候群を発症、急性毒性に関する致死率（LD_{50}）は0.6μg/kg
ヒトでは塩素座瘡を発症、致死率（LD_{50}）不明
（ユシチェンコ大統領125μg/kg→公務復帰）

2. 低濃度曝露の影響を検出

（一般環境レベルの曝露による影響が重要）

- •低濃度メチル水銀曝露による発達への影響
  （セイシェル、デンマークフェロー諸島等多数）
- •低濃度の鉛曝露による知能の低下
  （アメリカ）
- •低濃度のPCB曝露による発達への影響
  （アメリカ、台湾）
- •有機ヒ素化合物曝露による小児への健康影響
  （知能の低下、自律神経の異常　日本）

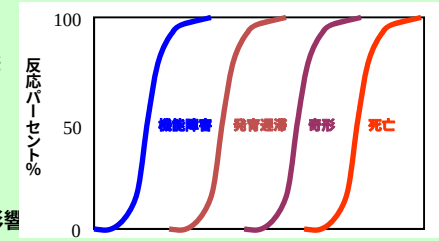

図　用量と生殖・発育異常の型との関連
（新版トキシコロジーより）

3. 人でしか明らかにできない疾患（症状）がある

（例）ADHD、自閉症、性同一性障害

原因究明のため、化学物質に注目した長期・大規模の疫学調査が必要

■ 調査研究の内容 ■

妊婦健診時
- インフォームドコンセント
- 質問票調査
- 妊婦血液、尿の採取
- 環境試料の採取

出産時
- 出生児の健康状態を確認
- 臍帯血の採取
- 父親血液の採取

1ヶ月時
- 母乳の採取

6ヶ月から13歳まで
- 質問票調査（半年ごと）
- 面接調査（数年ごと）
- 環境試料の採取

長期保存（バンキング）

化学物質等の測定

分析結果

統計学的検討

子どもの成長発達に影響を与える環境要因を解明

本調査から期待される科学的成果

■ 直接的成果 ■

○子どもの健康に与える環境要因を解明
⇒有害環境の排除

○化学物質感受性・疾患・障害に関連する遺伝子の解明
⇒予防

○子どもの疾病を低減
⇒安心・安全な子育て環境を実現

○少子化対策

■ 間接的成果 ■

○環境要因に限らず幅広い視点からの子どもの健康研究の共通基盤を提供

○生体試料バンクとしての機能を提供

○データアーカイブとしての機能を提供

○我が国の環境疫学研究者の育成・強化

エコチル調査実施イメージ

1. 日本全国から幅広く
2. 地域の環境要因の違いに注目
3. 対象調査地区内のすべての妊婦に協力依頼

必要な参加者数

・先天奇形など、有症率が極めて低い症例への化学物質関与を検出するためには、最低でも10万人規模の調査対象が必要。
・比較的有症率の高い疾患についても、低濃度で影響を及ぼす化学物質関与を十分に検出するために、10万人規模の調査対象が必要。

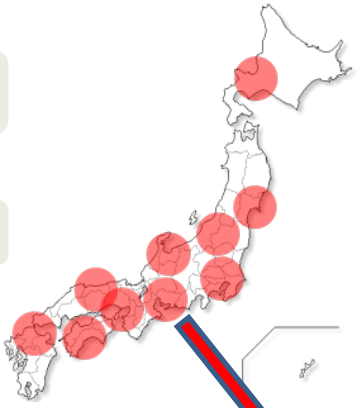

環境省

連携
厚生労働省　●調査全体の企画立案
文部科学省　●予算の確保

コアセンター（国立環境研究所）

メディカルサポートセンター（国立成育医療研究センター）

●調査の実施機関
●データシステムの運営、試料の保存分析、精度管理
●ユニットセンター管理、支援
●アウトカムの測定に関するプロトコールの作成支援
●調査に関わる医療関係者への指導及び支援

地方自治体

連携

●地域住民への普及啓発、広報
●母子手帳発行等による参加者募集への協力
●行政データの提供

ユニットセンター（15箇所：10万人の参加者募集と追跡）

●大学や研究機関等の環境保健に関する教室を中心に産婦人科、小児科等の協力を得て構成
●調査参加者のリクルート及び13年間のフォローアップ
●生体試料の採取、質問票調査の実施
●個別相談窓口など参加者とのコミュニケーション

協力医療機関

ユニットセンターが地域の医療機関（大学病院、一般病院、診療所等）に協力を呼びかける

●調査対象者（妊産婦）の登録、生体試料の採取

（新）水銀規制に関する条約制定推進事業

６７百万円（０百万円）

環境保健部環境安全課

１．事業の概要

平成21年2月に開催された国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会では、国際的な水銀規制に関する条約の制定に向けて、政府間交渉委員会(INC)を設置して交渉を開始し、平成25年までに条約の制定を目指すことが合意された。

水俣病経験国である我が国は、平成22年5月に開催された水俣病犠牲者慰霊式において、(1)同条約の制定に積極的に貢献すること、(2)平成23年1月に第2回政府間交渉委員会(INC2)を我が国で開催すること、(3)条約の採択と署名を行うために平成25年頃開催される外交会議を我が国に招致して、同条約を「水俣条約」と命名したい、との意向を総理大臣が表明済みである。

これを受けて本事業では、(1)条約交渉を円滑に進めるため、条約交渉の事務局を務めるUNEPに資金の拠出を行うとともに、(2)発展途上国等において水銀管理能力強化のための適切な技術と対策(BAT(利用可能な最良の技術）、BEP(環境のための最良の慣行）)を普及させることにより、「水俣条約」の実現に向けて、国際的な議論の推進及び途上国等における気運の醸成を図る。

２．事業計画

政府間交渉委員会における条約交渉が平成25年2月まで予定され、その結果を受けて条約を採択する外交会議が平成25年秋に予定されていることから、本事業は平成24年度までの2年間の実施を計画している。

３．施策の効果

条約交渉の進展に積極的に貢献することにより、①「水俣条約」の実現、②条約の内容への我が国の主張の反映、③国際的な水銀対策の進展が期待される。

水銀規制に関する条約制定推進事業

背景

○ 平成14年12月　国連環境計画（UNEP）による世界水銀アセスメントの公表
○ 平成21年　2月　UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（条約）を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会（INC）を設置して平成22年に交渉を開始し、平成25年までの取りまとめを目指すことに合意

緊急性

○ **本年5月の総理発言**（水俣病犠牲者慰霊式）
- **水俣病経験国として、水銀条約の制定に向けて積極的に貢献したい**
- 条約の採択と署名を行う**外交会議（平成25年開催予定）を招致し、「水俣条約」と名付けたい**

○ **「水俣条約」実現に向けて、国際的な水銀管理の自主的取り組み**（UNEP水銀パートナーシップ）への**積極的貢献も必要**

交渉スケジュール

平成22年　6月　INC1（ストックホルム）
平成23年　1月　INC2（**日本開催（千葉市）**）
　　10月　INC3（ブルキナファソが立候補）
平成24年　6月　INC4（ウルグアイが立候補）
平成25年　2月　INC5（スイスとブラジルが立候補）
　　2月　UNEP第27回管理理事会に検討結果を報告
　　秋　**外交会議**
　　⇒ **日本への招致及び条約の「水俣条約」命名を提案中**

我が国の国際的取組

・水俣病経験国として、我が国の知見・経験、及び対策技術を国際的に共有し、水銀によるリスク低減に貢献。
・条約交渉においてアジア・太平洋地域コーディネーターとして域内取りまとめ。
・UNEP水銀パートナーシップにも積極的に貢献。

平成23年度要求の概要

○ **水銀条約制定のための拠出金**
（UNEPへの拠出）
○ **水銀管理能力強化のための技術指針（BAT/BEP）の途上国への普及**
（自主的取組への貢献）

国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査

５０百万円（６９百万円）

環境保健部環境安全課

１．事業の概要

水銀をはじめとする有害金属の地球規模での汚染に関しては、平成21年2月の国連環境計画(UNEP)管理理事会において水銀規制に関する条約の平成25年までの制定を目指すことが合意されるなど、国際的な対策が強化されつつある。しかしながら、経済発展が著しいアジア太平洋地域では、有害金属の環境中への排出や各国間での移動の実態は十分に把握されておらず、我が国への影響も懸念されている。このため本事業では、以下の調査を実施する。

①高精度の環境監視

国外から大気を介して我が国へ流入する有害金属の状況を把握するため、国内発生源の影響を受けない地域での高精度の環境監視を実施する。

②水銀等有害金属の排出インベントリ及びマテリアルフローの更新

最新のPRTRデータ等を用いて、過去に作成した我が国における水銀等の有害金属の排出インベントリー及びマテリアルフロー(生産・消費・廃棄の流れ)を改定し、国内の有害金属の排出状況・流れを把握する。

③アジア太平洋地域における水銀の将来濃度予測

水銀排出の我が国への影響が懸念されるアジア太平洋地域について、測定データ等を用いた長距離拡散・移動・蓄積モデルにより、地域の水銀排出量や濃度分布等を推計し、今後の排出削減対策の効果を予測する。

２．事業計画

国際的な有害金属対策の推進に係る議論、特に平成25年に予定される水銀条約の制定に向けて、有害金属の排出実態の把握と解析を進め、我が国の対処方針の立案・実施に活用していく。

３．施策の効果

大気経由や製品等に含まれて我が国に流入する有害金属の環境リスクの低減、及び有害金属排出削減に係る国際的取組への積極的な貢献が可能となる。

国際的観点からの有害金属対策戦略策定のための基礎調査

背景

○ 国際的動向：平成25年までに国際的な水銀管理に関する条約の制定を目指すことに合意
（平成21年2月、国連環境計画（UNEP）第25回管理理事会）

○ 世界的に最大の排出量を占めるアジア太平洋地域等の排出実態と我が国への影響は不明確

⇒ 同地域における有効な削減対策の立案・実施を困難にし、条約交渉の過程にも影響

⟹ 国内も含めたアジア太平洋地域における水銀等有害金属の基礎データ整備が必要

事業内容

① 国内発生源の影響を受けない地域（沖縄県辺戸岬）での高精度の環境監視

② 国内における水銀等有害金属の排出インベントリー及びマテリアルフローの更新

⇒ 国内の有害金属の排出状況・流れの把握

③ アジア太平洋地域における水銀の将来濃度予測

⇒ ・大気を介した同地域からの流入量の推計
・同地域における排出削減対策の効果予測

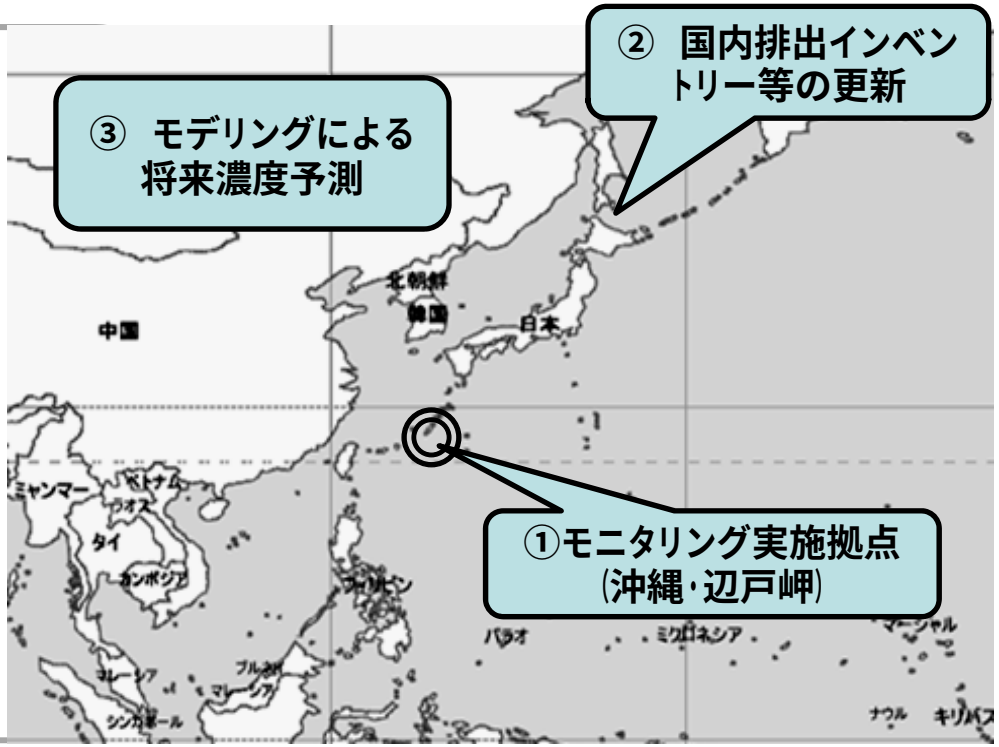

⟹ 流入する有害金属の環境リスク削減、有害金属排出削減に係る国際的議論への積極的な貢献

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費　　203百万円(220百万円)

環境保健部環境安全課

1．事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対し義務づけており、我が国においては、平成22年度より現在POPs条約の対象となっている21物質群のうち19物質群(ダイオキシン類は別途調査)について、国内モニタリング調査を実施する（重点調査地点※（辺戸岬）を含む）。

また、各国からPOPs条約への新規対象物質の候補として提案された物質について、詳細な情報収集に基づいて条約の対象とすることの妥当性の検討を行う。

さらに、東アジアにおけるPOPsの環境中での残留状況の推移を正確に把握し、将来的な協力体制を構築していくために実施している東アジアPOPsモニタリング事業において、辺戸岬とともに重点調査地点に設定されたベトナム等との相互協力によりモニタリングを実施し、環境中での残留状況の経年変化を把握する。また、ワークショップの開催等により、我が国が持つ知見・技術の東アジア地域への普及を図る。

※高頻度（毎月1回）でモニタリングを実施する地点

2．事業計画

区　　分	22年度	23年度	24年度	25年度以　降
・全国POPｓ残留状況(辺戸岬含む)の監視事業 ・新たな条約対象物質の検討に係る調査 ・東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業及び多国間協力	(19物質群)			

3．施策の効果

POPsにおける環境中の残留状況を監視すること及びPOPs条約対象候補物質を検討することにより条約の履行の一層の推進を図り、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域のPOPs対策の実施を一層促し環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs（残留性有機汚染物質）条約総合推進費

POPs条約

第11条：国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること
第16条：モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

平成13年5月　「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」採択
平成14年8月　日本がPOPs条約を締結
　→国内POPsモニタリング調査の開始
　→第1回東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催（以後、年1回）
平成16年5月　POPs条約の発効
平成17年6月　国内実施計画の策定
平成21年5月　第4回POPs条約締約国会議（COP4）にて新規POPs対象物質の追加決定、第1回アジア太平洋地域モニタリング報告書の提出

POPs条約対応

・国内実施計画の改定（平成24年8月）
・新規POPs条約対象物質を検討するPOPs検討委員会（POPRC）への参加
・POPsの世界モニタリング計画改定のための専門家会議への参加

POPsモニタリング

・POPs条約対象物質（新規POPs含む）の国内POPsモニタリング調査の実施及びその経年変化の把握

◆調査対象物質：アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、HCB、ディルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、α-HCH、β-HCH、リンデン、クロルデコン、テトラ・ペンタジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、PFOS・PFOSF、ペンタクロロベンゼン

東アジアPOPsモニタリング

・東アジア地域における環境モニタリング体制の構築と継続的なデータ収集の円滑な実施等を目的として、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催や東アジア地域におけるPOPsモニタリングの支援

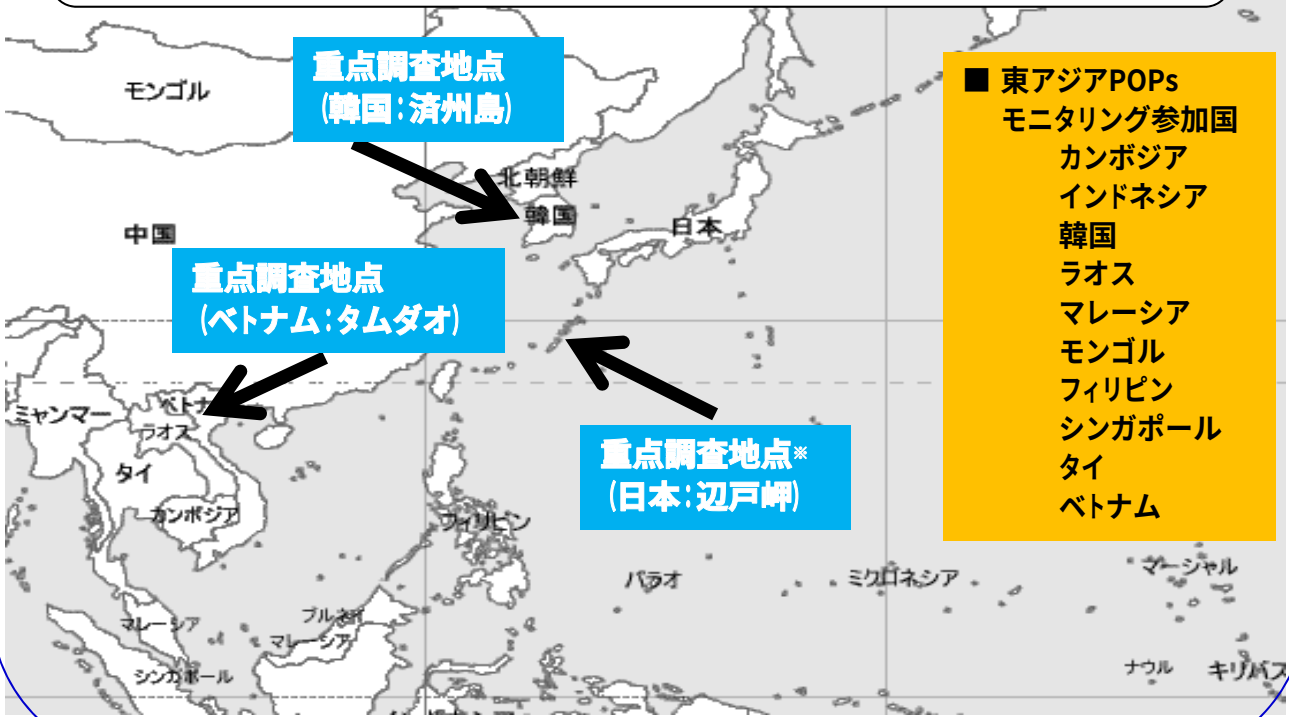

※重点調査地点：高頻度（毎月1回）でモニタリングを実施する地点

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

３０百万円（１９百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

近年、我が国と東アジア各国との間で化学物質及び化学物質含有製品の輸出入が活発化しており、我が国における環境汚染を防止する観点からも各国における化学物質の適正管理の推進と調和が重要である。

平成18年の第８回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM8）における合意を踏まえ、環境省では平成19年より「日中韓化学物質政策ダイアローグ」を開催している。本ダイアローグについては、平成22年5月に開催された TEMM12の共同コミュニケにおいても、その重要性が確認され、「環境協力に係る日中韓三ヵ国共同行動計画」においても連携協力を強化することとされている。

そこで本ダイアローグを継続的に開催し、日中韓における化学物質対策に関する政策の連携強化のため、GLP制度（Good Laboratory Practice：データの信頼性を確保するための優良試験所基準）、化学物質の試験法の調和、リスクアセスメント分野における協力等について、情報収集及び課題の整理を行う。また、昨年度開催された本ダイアローグで、特に喫緊の課題とされたGLP制度の調和に向けた検討を進めるため、各国のGLP制度について比較検討を行うとともに、GLPを満たす試験所に相互に視察を行い、三ヵ国におけるGLP制度の調和に向けた検討を行う。

２．事業計画

平成２３年度～

・化学物質政策ダイアローグの開催（毎年1回）
・GLP制度の日中韓における比較検討調査
・GLP制度の三ヵ国間相互視察

３．施策の効果

日中韓三カ国の化学物質審査規制制度の連携・調和を図り、東アジア地域における化学物質の適正管理の実現に貢献する。

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

30(19)百万円 [H23(H22)]

第12回日中韓三ヵ国環境大臣会合 (2010年5月)

○共同コミュニケ

- 化学物質管理に関する対話と協力の推進を奨励
- 化学物質管理と政策情報交換に関する一層の協力への継続的な取組

○三ヵ国共同行動計画

- 化学物質管理政策に関する最新動向について情報･意見交換を継続
- 優良試験所基準（GLP）、試験方法及びリスクアセスメント分野等における協力推進

日中韓化学物質政策ダイアローグによる情報･意見交換推進

日中韓におけるＧＬＰ制度等の調和に向けた調査･検討

【概要】

①日中韓化学物質政策ダイアローグの開催（毎年1回、H23年度は韓国）

②ＧＬＰ制度の日中韓における比較検討調査

③日中韓におけるＧＬＰ施設の相互視察

（新）アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業
２０百万円（　０百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

１．事業の概要

化学産業において、近年、アジア諸国の台頭が著しいが、アジア諸国において、厳格な化学物質対策を講じるための技術や制度が十分に整っている状況にはない。このため、アジア諸国において化学物質による環境汚染のリスクが高まるとともに、有害化学物質を含む製品が我が国に輸入されることなどにより、国内でも環境汚染を引き起こすおそれがある。

そこで、国内対策を強化するだけでなく、我が国の化学物質対策の経験を生かして、アジア諸国における化学物質対策の能力向上を促進し、各国における適正な化学物質対策の早期実現を図る必要がある。

具体的には、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に向け、我が国における有害性評価手法等について情報交換を進めるとともに、アジア諸国の化学物質対策の実務者を対象にした試験施設の視察やその手法に関する講習等を通じ、各国の化学物質対策能力の向上を図る。

２．事業計画

平成２３年度～

・アジア諸国における各国の有害性評価手法等比較検討調査
・途上国に向けた有害性評価手法等に関する講習の実施

３．施策の効果

アジア地域における化学物質対策に関する理解促進を加速化し、各国の関係者の化学物質対策の実施能力向上を図ることで、アジア諸国における適切な化学物質対策政策の実現に貢献し、地域全体の適切な化学物質対策の確立に資する。

【新規】アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

20(0)百万円 [H23(H22)]

アジア諸国の台頭

⇩ 各国汚染

⇩ 国内汚染

化審法附帯決議 *(2009年5月)*

「アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。」

→我が国における化学物質の有害性評価手法・GLP等に関する各国間での情報交換を通じたアジア地域での対策能力の向上

【概要】

①アジア地域における各国の化学物質対策に関する比較検討
- -有害性評価手法・リスク評価手法
- -GLP及び生態毒性試験手法

②途上国の化学物質対策実務者（行政関係者中心）を対象とした有害性評価手法等に関する講習の実施

アジア地域における適正な化学物質対策の実現